

平成21年度予算概算要求・要望
主要新規事項等の概要

平成20年8月

環 境 省

平成21年度環境省予算要求・要望主要新規事項等の概要

事 項	平 成 21 年 度 要 求 ・ 要 望 額	担当局（部）課（室）名	頁
1. 低炭素社会・日本、低炭素の世界の実現			
国内排出量取引推進事業	3,500	地球環境局地球温暖化対策課	1
カーボン・オフセット推進事業	150	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	4
(新) 世界最先端の環境経済研究	600	総合環境政策局環境計画課	6
(新) 低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定調査費	150	地球環境局総務課研究調査室、地球温暖化対策課	8
地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）	4,544	地球環境局地球温暖化対策課	10
地球環境研究総合推進費	3,955	地球環境局総務課研究調査室	13
(新) 地方における環境調査研究機能強化費	8	総合環境政策局総務課環境研究技術室	15
環境研究・技術開発推進費（競争的資金）	1,570	総合環境政策局総務課環境研究技術室	17
(新) 環境表示の信頼性確保のための検証事業費	820	総合環境政策局環境経済課	20
国等における環境配慮契約等推進経費	47	総合環境政策局環境経済課	24
環境金融普及促進事業	32	総合環境政策局環境経済課	27
環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	300	総合環境政策局環境経済課	29
(新) 太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費	105	総合環境政策局総務課、総務課環境研究技術室	31
(新) グリーン電力証書の活用によるソーラーのまちづくり推進モデル事業	100	総合環境政策局総務課、環境計画課	34
太陽光発電等導入加速化事業	1,950	地球環境局地球温暖化対策課	38
(新) 高濃度バイオ燃料実証事業費	200	地球環境局地球温暖化対策課	41
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	2,217	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課	43
(新) 洋上風力発電実用化技術開発事業	400	地球環境局地球温暖化対策課	46
(新) 温泉施設における温暖化対策事業	100	自然環境局自然環境整備担当参事官室	48
廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業	50	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	50
二酸化炭素海底地層貯留技術開発事業	200	地球環境局環境保全対策課	52
(新) 温暖化防止最新技術大規模事業に係る環境影響評価技術手法検討調査費	30	総合環境政策局環境影響評価課	55
低公害車普及事業	204	水・大気環境局自動車環境対策課	57
エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業	510	総合環境政策局環境経済課	59
温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業	160	地球環境局地球温暖化対策課	63
業務部門対策技術率先導入補助事業	2,000	地球環境局地球温暖化対策課	65
(新) 冷媒フロン類排出抑制推進費	50	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	67
(新) フロン代替製品普及推進事業	20	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	69
(新) 新フッ素系物質等に係る地球温暖化対策検討費	40	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	71
森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	96	地球環境局総務課研究調査室	73
(新) 森林保全活動に対する民間資金の導入方策検討調査費	14	地球環境局環境保全対策課	75
(新) 低炭素社会国際研究ネットワーク事業	150	地球環境局総務課研究調査室	77
地球環境保全試験研究費	375	地球環境局総務課研究調査室	79
(新) 衛星観測データ利用促進費	12	地球環境局総務課研究調査室	81
地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	260	地球環境局総務課研究調査室	83
(新) 気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業	40	地球環境局総務課研究調査室	85
京都メカニズム運営等経費	200	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	87
地球規模生物多様性モニタリング推進事業	372	自然環境局生物多様性センター	89
(新) 生物多様性地球温暖化影響及び適応策等検討事業費	10	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	91
(新) 気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費	50	水・大気環境局水環境課	93
(新) 地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務	70	地球環境局地球温暖化対策課	96

事 項	平成21年度 要求・要望額	担当局（部）課（室）名	頁
地球温暖化対策推進法施行推進経費	60	地球環境局地球温暖化対策課	98
低炭素地域づくり面的対策推進事業	2,450	総合環境政策局環境計画課、環境影響審査室	99
低炭素社会モデル街区形成促進事業 （うち①省CO2型街区形成促進事業、②クールシティ中枢街区パイロット事業）	1,250	地球環境局地球温暖化対策課 水・大気環境局大気生活環境室	103
地域協議会民生用機器導入促進事業	480	地球環境局地球温暖化対策課	107
クールシティ推進事業	252	水・大気環境局大気生活環境室、水環境課、地下水・地盤環境室	109
エコ住宅普及促進事業	100	地球環境局地球温暖化対策課	111
建築物等エコ化可能性評価促進事業	8	総合環境政策局環境経済課	113
E S T、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進	200	水・大気環境局自動車環境対策課	116
国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年促進事業	246	総合環境政策局環境教育推進室	118
(新) 持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム事業	97	総合環境政策局民間活動支援室	125
21世紀環境教育AAAプラン推進事業（(新)クールアーススクール事業を含む）	272	総合環境政策局環境教育推進室	128
地球温暖化防止活動推進センター等基盤形成事業	1,059	地球環境局地球温暖化対策課	131
次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費	137	地球環境局地球温暖化対策課	132
(新) 日中環境協力推進費	25	地球環境局環境保全対策課環境協力室	135
京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業	2,279	地球環境局地球温暖化対策課 水・大気環境局総務課	136
(新) クリーンアジア・イニシアティブ推進費	200	地球環境局環境保全対策課環境協力室	141
貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費	32	地球環境局総務課	144
(新) アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	187	廃棄物・リサイクル対策部企画課	145
(新) アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金	31	廃棄物・リサイクル対策部企画課	148
日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討	30	水・大気環境局総務課	149
(新) クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費	200	地球環境局環境保全対策課	152
東アジア諸国における水質総量規制制度支援事業	44	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	155
(新) 日本モデル環境対策技術等の国際展開	200	水・大気環境局環境管理技術室、総務課	157
(新) アジア水環境パートナーシップ事業（第2期）	85	水・大気環境局水環境課	160
島嶼国を始め世界各地域との環境連携強化費	51	地球環境局環境保全対策課環境協力室	162
途上国におけるフロン等対策支援事業費	50	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	164
(新) 上海国際博覧会関係費	44	総合環境政策局環境計画課	166
自然公園等事業費（公共）	13,539	自然環境局自然環境整備担当参事官室	169
2. 自然と人間が共生する社会の実現			
SATOYAMAイニシアティブ推進事業費	146	自然環境局自然環境計画課	171
(新) 国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）	134	自然環境局自然環境計画課	173
(新) アジア保護地域パートナーシップ構築事業	10	自然環境局国立公園課	175
アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	60	自然環境局自然環境計画課	177
南極条約及び同議定書に基づく査察実施費	38	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	179
第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	58	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	181
生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	33	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	183
生物多様性条約拠出金	31	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	185
(新) 生物多様性国際対話推進費	51	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	187
「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	50	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	189
生物多様性保全推進支援事業費	130	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	191
自然再生活動推進費	40	自然環境局自然環境計画課	193
(新) 企業による自然環境保全活動促進事業費	10	自然環境局総務課	195
(新) 自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査費	9	自然環境局総務課	197

事 項	平成21年度 要求・要望額	担当局（部）課（室）名	頁
(新) 生物多様性関連技術開発等推進事業費	120	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	199
(新) 世界自然遺産地域の順応的保全管理費	69	自然環境局自然環境計画課	201
(新) 世界自然遺産登録推進調査費	39	自然環境局自然環境計画課	203
生物多様性総合評価推進費	62	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	205
(新) 農業生物多様性響調査	32	水・大気環境局農業環境管理室	207
未確立環境影響予測モデル検討調査費	30	総合環境政策局環境影響評価課	209
国立公園内生物多様性保全対策費	45	自然環境局国立公園課	212
海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	20	自然環境局国立公園課	214
(新) 奄美地域国立公園指定推進調査費	26	自然環境局国立公園課	216
特定民有地買上事業費	244	自然環境局国立公園課	218
エコソーリズム総合推進事業費	172	自然環境局総務課	220
『五感で学ぼう!』子ども自然体験プロジェクト	36	自然環境局総務課	222
希少野生動物野生順化特別事業費	100	自然環境局野生生物課	224
希少固有動植物等保全特別総合点検事業	44	自然環境局野生生物課	226
絶滅のおそれのある種の飼育下繁殖関連施設整備	218	自然環境局野生生物課	228
特定外来生物防除等推進事業	378	自然環境局野生生物課外来生物対策室	230
(新) カルタヘナ議定書対策事業	29	自然環境局野生生物課外来生物対策室	232
鳥獣保護管理に係る人材育成事業	54	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	234
特定鳥獣等保護管理実態調査	51	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	236
(新) 国指定鳥獣保護区生息環境改善調査事業費	10	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	238
(新) 国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備	19	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	240
野生鳥獣感染症情報整備事業費	139	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	242
渡り鳥の飛来経路の解明事業費	65	自然環境局野生生物課	244
飼養動物の安全・健康保持推進事業	10	自然環境局総務課動物愛護管理室	246
(新) 愛がん動物用飼料安全対策費	74	自然環境局総務課動物愛護管理室	248
(新) マイクロチップ普及推進モデル事業	26	自然環境局総務課動物愛護管理室	250
(新) 動物収容・譲渡対策施設整備費補助	100	自然環境局総務課動物愛護管理室	252
(新) ラムサール条約湿地の登録促進調査事業	12	自然環境局野生生物課	254
3. 資源を繰り返し活かす循環社会への転換			
リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム推進費	20	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	256
容器包装に係る3R推進事業費	82	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	258
(新) 電気電子機器のリユース・リペア推進事業	16	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	261
(新) 循環資源定量的実態把握強化調査費	10	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	263
(新) 第2次循環基本計画物質フロー指標分析高度化調査	50	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	265
(新) 使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業	123	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	268
使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進等調査費	38	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	270
市町村の3R化改革加速化支援事業	36	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	272
容器包装3R高度化等推進事業 ((新)ペットボトルをはじめとしたリユース促進に係る検討調査を含む)	206	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	274
家電リサイクル推進事業費	65	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	277
食品リサイクル推進事業費	52	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	279
建設リサイクル推進事業費	41	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	281
循環型社会形成推進科学研究費補助金 (循環型社会形成推進研究費補助金((新)レアメタル回収技術特枠)を含む)	1,335	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	284

事 項	平成21年度 要求・要望額	担当局（部）課（室）名	頁
(新) 安心・安全な最終処分場の計画的確保事業	9	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	287
ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	304	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	288
低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業	54	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	290
(新) 低炭素型「地域循環圏」整備推進事業	151	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	291
(新) エコタウン等を核とした地域循環圏の形成推進事業	16	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	293
循環型社会形成推進交付金（公共）	94,664	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	295
廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	334	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	298
(新) し尿処理システム国際普及推進事業	58	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室	301
不適切な輸出入とアジアにおける適切な資源循環の管理 I. パーゼル条約対策 II. アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討 III. コンピュータ機器廃棄物適正管理事業拠出金	129	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	303
産業廃棄物適正処理推進費	97	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室、産業廃棄物課	306
産業廃棄物処理業優良化推進事業費	66	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	307
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	6,170	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	309
産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業	11	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	310
PCB廃棄物対策推進費補助金	2,000	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	311
循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）	19,580	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室	312
4. 安心して暮らせる安全で豊かな環境の確保			
(新) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査	52	環境保健部企画課化学物質審査室	314
官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費	60	環境保健部企画課化学物質審査室	316
農薬リスク総合評価システム確立・推進事業	40	水・大気環境局農業環境管理室	318
化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	709	環境保健部環境安全課	320
POPs汚染実態解析調査	413	環境保健部環境安全課	322
(新) 環境影響高懸念物質評価・管理手法調査	51	環境保健部企画課化学物質審査室	324
小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	241	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	326
環境ナノ粒子環境影響調査	101	環境保健部環境安全課	328
(新) 環境中微量化学物質におけるアレルギー等の複合影響に関する基礎調査	6	環境保健部環境安全課	330
(新) 製品等から環境中に放出された化学物質の影響把握事業	30	環境保健部環境安全課	332
国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	105	環境保健部環境安全課	334
(新) 廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査	25	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	336
自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費	234	水・大気環境局自動車環境対策課	338
公害防止管理実施状況調査対策検討	21	水・大気環境局総務課、大気環境課、水環境課	340
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）対策等調査費	215	水・大気環境局大気環境課、自動車環境対策課	343
光化学オキシダント動向等調査費	40	水・大気環境局大気環境課	345
(新) 光化学オキシダント等に係るアジア諸国の大気汚染対策協力	31	水・大気環境局大気環境課	347
(新) 人工衛星データを利用した大気汚染監視システム構築事業	30	水・大気環境局大気環境課	349
(新) 地球温暖化対策と大気汚染防止に資するコベネフィット技術等の評価検討費	23	水・大気環境局大気環境課	351
交通公害防止等調査検討費	66	水・大気環境局自動車環境対策課	353
オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	55	水・大気環境局自動車環境対策課	356
自動車公害実態調査・対策検討費	202	水・大気環境局環境管理技術室、総務課	358
(新) 新たな水質管理指標に係る類型指定調査	16	水・大気環境局水環境課	361
(新) WET手法を活用した排水規制手法検討調査	80	水・大気環境局水環境課	363
3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査	50	水・大気環境局水環境課	365

事 項	平成 21 年 度 要 求 ・ 要 望 額	担当局（部）課（室）名	頁
(新) 水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費	30	水・大気環境局水環境課	367
(新) 油汚染等地下水汚染対策調査	31	水・大気環境局地下水・地盤環境室	369
硝酸性窒素対策等地下水質管理の確化調査	20	水・大気環境局地下水・地盤環境室	372
(新) 次期水質総量規制における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境指標の調査体制構築に向けた検討調査	30	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	375
里海創生支援事業	40	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	377
(新) カキ礁等による海域浄化機能のモデル化に向けた定量化調査	19	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	379
(新) モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証	81	水・大気環境局大気生活環境室、地下水・地盤環境室	381
熱中症予防情報の提供及びモニタリング	29	水・大気環境局大気生活環境室	383
(新) やすらぎの水環境再生事業費	29	水・大気環境局水環境課、地下水・地盤環境室	385
(新) 皇居外苑濠環境保全調査	—	自然環境局総務課、水・大気局水環境課	388
漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	373	地球環境局環境保全対策課	390
海洋基本計画推進経費	150	地球環境局環境保全対策課	394
国際連合地域開発センター拠出金	30	水・大気環境局自動車環境対策課	397
日中水環境パートナーシップ	196	水・大気環境局水環境課、地下水・地盤環境室	400
(新) アフリカにおける水環境改善	41	水・大気環境局水環境課	402
土地利用用途等に応じた土壌汚染対策推進費	44	水・大気環境局土壌環境課	404
搬出汚染土物流管理対策検討調査	70	水・大気環境局土壌環境課	406
(新) 土壌汚染情報管理・公表制度検討調査	20	水・大気環境局土壌環境課	408
水俣病総合対策関係経費等	10,894	環境保健部企画課特殊疾病対策室 水俣病発生地域環境福祉推進室	410
局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	761	環境保健部企画課保健業務室	412
被認定者に関する医学的所見等の解析調査	67	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	414
一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	196	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	416
(新) 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業	31	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	418
茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	110	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	420
ジフェニルアルシン酸等に関する長期毒性検討調査	149	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	422
有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策	284	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	424

国内排出量取引推進事業(エネ特会)

3,500百万円(250百万円)

1. 事業の概要

- 自主参加型国内排出量取引制度第3期～第5期を運営するとともに、排出量モニタリング・検証システムを一層効率化するための方法論改善と組織的な検証能力の向上と検証人の人材育成を図る。これにより、2008年の秋から開始する排出量取引の国内統合市場の試行的実施及び、将来の本格的な参加義務型排出量取引制度の導入に備える。
- 義務型の国内排出量取引制度について、制度案及び諸論点の検討、経済影響分析、海外の制度の情報収集・分析、海外への情報発信等を行う。

2. 事業計画

- 試行的実施については、2008年9月中に設計を行い、10月中に開始する。
- 自主参加型国内排出量取引制度については、第3期の排出削減実施年度排出量検証及び排出枠償却、第4期の排出削減実施と排出枠の取引、第5期の設備整備と基準年排出量の検証を行う。なお、試行的実施の開始を踏まえ、第5期においては、中小企業における対策の推進を主眼とする。

3. 施策の効果

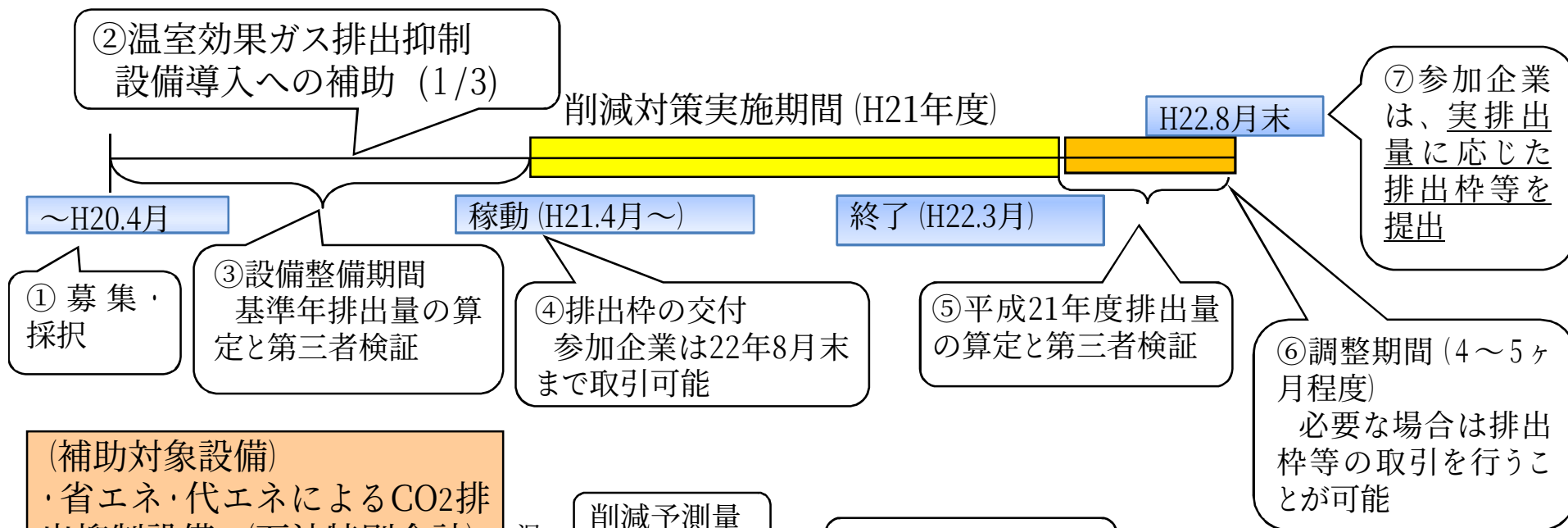
- CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムをフルに活用し、技術開発や削減努力を誘導していく。また、試行的実施の経験を活かしながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにする。
- 自主参加型国内排出量取引制度により、費用対効率に優れた形で確実な排出削減を実現する。

4. 備考

委託費 3,500 百万円

- ・国内排出量取引制度設計調査運営・海外実情調査費 250 百万円
- ・国内排出量取引実施・実地検証経費 600 百万円
- ・国内排出量取引登録簿整備・運営管理 650 百万円
- ・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 2,000 百万円

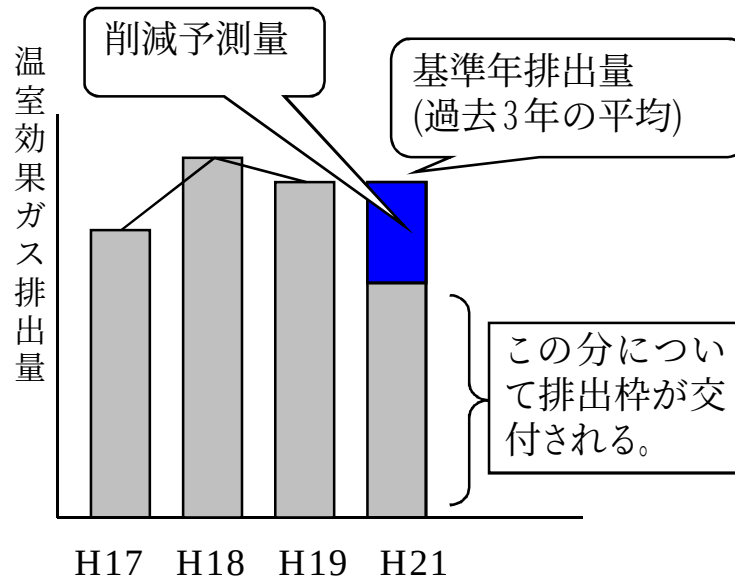
自主参加型国内排出量取引制度の概要 (第4期・平成20年度)



(補助対象設備)
・省エネ・代エネによるCO2排出抑制設備 (石油特別会計)
・予算額:30億円 (H20年度)

(設備補助申請の際必要な事項)
・排出削減予測量
・基準年排出量 (過去3年間の平均)
※参加は工場・事業場単位

政府が費用効率性を勘案して採択
※補助率1/3



<ポイント>

- 最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還
- 他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。

カーボン・オフセット推進事業(エネ特会)

150百万円(50百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の概要

- カーボン・オフセットに用いられる VER を生む国内排出削減・吸収プロジェクトのベースライン・モニタリング方法論の認定又は策定・提供業務を行うとともに、国内の排出削減・吸収プロジェクトから生ずる排出削減・吸収量に対し、VER を発行・管理する。
- カーボン・オフセット型の商品・サービスや会議・イベント、自己活動について、カーボン・オフセットの実施が適切になされているかを第三者機関が審査し、基準に適合する商品・サービス、会議・イベント等についてラベリングを行うとともに、ラベリングの管理事業を実施する。
- カーボン・オフセットフォーラムにおいて、定期的なセミナーの開催、ヘルプデスクを通じた相談支援の実施、国内外の動向の情報提供等を行う。

2. 事業計画

前年度までの検討結果および施行事業による知見や経験を活かし、VER認証・登録スキームの運営を行うとともに、認証事業を実施する。また、ラベリングスキーム運営等を通じてカーボン・オフセットの取組に対する信頼性を担保する。

3. 施策の効果

カーボン・オフセットの推進は、第一に自らが排出している GHG の削減努力を行うことであるという原則に基づくものであり、事業者、国民など幅広い主体による主体的な排出削減対策を強化することともに、国内における排出削減・吸収プロジェクトの実施に資金面で貢献することとなるため、本取組の推進により、京都議定書の目標達成にも資することとなる。

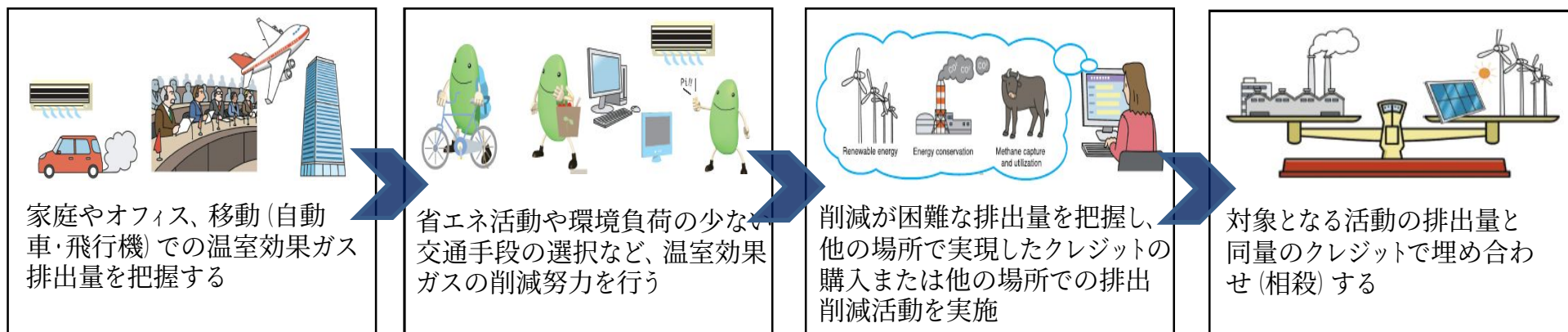
4. 備考

委託費 150 百万円

- ・カーボン・オフセット動向調査及び情報提供・支援事業 50 百万円
- ・VER 認証・登録スキーム運営事業 70 百万円
- ・カーボン・オフセットモデル事業計画設計調査及びカーボン・オフセットに関する認定試行事業 30 百万円

カーボン・オフセット推進事業

市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量で埋め合わせること。



現在の取組

我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）の策定（2008年2月）

カーボン・オフセットに関する情報提供や相談支援等を行うカーボン・オフセットフォーラム（J-COF）の設立（2008年4月）

カーボン・オフセットに用いる国内クレジットの認証基準の策定（策定中）

カーボン・オフセットの取組に係る信頼性確保のための情報提供・第三者認定・ラベリングの枠組みの策定（策定中）

今後の方向性

カーボン・オフセットの取組の普及促進・信頼性確保

(新) 世界最先端の環境経済研究

600百万円 (0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるために、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会の将来像の提示や環境政策を戦略的に進めるための研究を行う。

2. 事業計画

(1) 環境と経済の統合的な発展のための先端的研究

内外の研究者を動員し、世界経済の状況変化と地球規模の環境問題との関係等について、具体的な課題を設定し3年程度の期間で研究を行う。

(例) エネルギー価格や資源価格の高騰等が経済及び環境に与える影響についての研究

(2) 経済と環境との相互影響についての解析

我が国の社会経済の構造と環境負荷、環境政策とのダイナミズムについて明らかにし、今後の社会経済変化を踏まえた環境政策のあり方、効果的に環境保全と社会経済の発展に影響を与える政策のあり方についてのマクロ経済的な検討を行う。

(例) 経済と環境との関係の構造的な把握
新しい環境像を実現する経済社会の道筋

(3) 実践的な環境経済政策についての調査

企業行動と環境政策の相互影響などについて、特定の政策を取り上げたケーススタディ等を含め、ミクロ的な分析を行う。

(例) 環境政策が技術開発、市場形成等をもたらす効果についての研究

(4) 環境と社会・経済に関する動向についての基盤的情報の把握・提供

経済に関する統計情報の活用、企業アンケート調査により、環境経済研究の推進及び企業等の環境保全活動や環境産業の発展に活用できる環境に関連する経済動向の情報を収集・提供する。

3. 施策の効果

- ① 環境と共生できる21世紀の経済社会構築の基盤形成
- ② 各種分析を踏まえた環境政策の戦略的展開
- ③ 各主体に求められる行動の明確化とその促進
- ④ 環境ビジネス分野の振興

4. 備考

諸謝金・委員等旅費・調査費 600百万円

(主な内訳)

- | | |
|--|--------|
| (1) 環境と経済の統合的な発展のための先端的研究 | 365百万円 |
| (2) 経済と環境との相互影響についての解析 | 135百万円 |
| (3) 実践的な環境経済政策についての調査 | 60百万円 |
| (4) 環境と社会・経済に関する動向についての
基盤的情報の把握・提供 | 37百万円 |

世界最先端の環境経済研究

背景

経済情勢

開発途上国の経済成長
世界的な資源エネルギー
の需給 等

社会情勢

世界の人口増加 等

「低炭素社会・日本」を
目指して
(平成20年6月9日)

2050年までにCO2
排出量について現状
から60～80%の削減

研究内容

環境と経済がともに向上・発展する社会
をつくるために、環境保全の取組が経済
をどのように発展させていくのか、経済動
向が環境にどのような影響を与えるのか
等について調査分析する。

環境と経済の統合的な発展のための
先端的研究（地球規模研究）

経済と環境との相互影響についての解析
（日本についてのマクロ的研究）

実践的な環境経済政策についての調査
（企業行動、政策についてのミクロ的研究）

環境と社会・経済に関する動向についての
基盤的情報の把握・提供
（環境経済情報の発信）

成果の活用

環境と共生できる
21世紀の経済社会構築の
基盤形成

各種分析を踏まえた
環境政策の戦略的展開

各主体に求められる
行動の明確化と
その促進

環境ビジネス
分野の振興

日本が先導して低炭素
の経済社会を実現し、
世界経済の発展に貢献

- 化石燃料制約を克服
- 自然と共生し、「もったいない」を基調にした資源の循環による安全で心豊かな暮らし
- 環境保全の努力が経済的に報われる仕組みをビルト・インし発展する市場経済

連携

国際研究機関

国内研究機関

(新)低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定 調査事業	150百万円(0百万円)
---	--------------

地球環境局総務課研究調査室

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

平成20年7月29日に閣議決定された「低炭素社会作り行動計画」では、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出量を現状から60～80%削減するという長期目標を掲げている。また、中期目標については来年(平成21年)のしかるべき時期に次期枠組みにむけた中期目標(国別総量目標)を発表することになっている。

本事業ではこれらの目標を確実に達成し、低炭素社会の実現のため、中期・長期それぞれの目標達成に向けたロードマップの策定を行うものである。

2. 事業計画

中期目標達成ロードマップについては、平成21年度に各部門の取組に係る排出削減量、費用の算定及び海外事例調査、国内対策の検討を行い、平成22年度に各政策手法について費用対効果を踏まえた検討を行い、ロードマップの策定を行う。

長期目標達成ロードマップについては平成20年5月22日に地球環境研究総合推進費「脱温暖化2050プロジェクト」が公表した「低炭素社会に向けた12の方策」の各方策を平成21～22年度にかけて6テーマずつ制度的課題、普及方策等を検討し、平成22年度に長期目標達成ロードマップの策定を行う。

3. 施策の効果

本事業で策定されたロードマップに沿った政策を実施することで低炭素社会の実現に資する。

4. 備考

1. 中期目標達成ロードマップの検討 66百万円

2. 低炭素社会づくりのための長期ロードマップの検討 84百万円

低炭素社会づくりのための 中・長期目標達成ロードマップ策定調査事業

【現状】

〔京都議定書
目標達成計画〕
－ 6 % 達成
(～2012年)

中期目標 ロードマップ 2013年以降の目標

(低炭素社会づくり行動計画(2008.7.29閣議決定)に基づき、来年のしかるべき時期に発表予定)

【事業内容】

- 産業、業務、家庭等各部門の取組に係る排出削減量、費用の算定及び海外事例調査
- 各部門ごとにヒアリングを踏まえた国内対策の検討
- 各政策手法について費用対効果を踏まえた検討
- ロードマップの策定

長期目標 ロードマップ 2050年-60～-80%

(低炭素社会づくり行動計画(2008.7.29閣議決定)に基づき、2050年までに現状から60～80%の削減を行う)

【事業内容】

- 産業、業務部門等への技術の開発・普及への障害や技術の使い手であるユーザーへのヒアリング
- ヒアリングも踏まえて「低炭素社会に向けた12の方策(地球環境研究総合推進費「脱温暖化2050プロジェクト」により2008.5.22公表)」の実現について検討を行う
- ロードマップの策定

【2050年】

-60～
-80%
達成

低炭素社会の実現へ



地球温暖化対策技術開発事業(エネ特会)

4, 544百万円(3, 710百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

現在、我が国においては、京都議定書の6%削減約束の達成に向けて、温室効果ガス排出量を削減するための各種の対策技術の導入普及に取り組んでいるところであるが、依然として運輸部門・業務その他・家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。

このため、既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要不可欠であることから、基盤的な温暖化対策技術の開発について公募により選定した民間企業等に委託又は補助して行う。

2. 事業計画

以下の技術開発分野ごとに、基盤的な温暖化対策技術の開発について、優れた技術開発の実施に係る提案と実施体制を有する企業等を公募により選定し、委託又は補助して行う。

(1) 新エネルギー総合利活用等戦略的温暖化対策技術開発【委託】

イノベーション25や環境エネルギー技術革新計画において必要な技術として位置づけられている「セルロース系資源からのバイオ燃料製造と利用」、「バイオマス資源の総合利活用」、「エネルギーの面的利用（カスケード利用）」等に基づき、新たに以下を戦略的温暖化対策技術開発と位置づけ、応募のあった提案事業について、対策効果、実用性、有望性等を評価し、選定案件の技術開発を委託により行う。

1) 新エネルギー面的利用技術開発

太陽光発電、風力発電など地域に賦存している新エネルギーのうち、未利用部分を含め、効率的な地産地消型のエネルギー利用を面的に進めることによって、地域全体における省CO2化を実現する技術開発を行う。

2) 第二世代（セルロース系資源由来等）バイオ燃料製造・利用技術開発

廃棄物などに含まれるセルロース系資源からの効率的なバイオ燃料の製造およびそのエネルギー利用等の第二世代のバイオ燃料に関する技術開発を行う。

3) 地域におけるバイオマス資源総合利活用システム技術開発

地域に即したバイオマスの高度利用システムの構築を図る技術開発や、草木質バイオマス系のエネルギー利用及び持続可能型地域バイオマス利用システムに関する技術開発を行う。

(2) 地球温暖化技術開発

1) 重点的に取り組む技術開発Ⅰ（委託事業）

① 省エネ対策技術実用化開発

省エネ対策技術の分野において、実用化できる省エネ対策技術開発。

② 再生可能エネルギー導入技術実用化開発

再生可能エネルギー導入技術における技術開発。

③ 都市再生環境モデル技術開発

都市の特性を踏まえた先導性・先見性が高い地球温暖化対策に係る技術開発・実証。

2) 重点的に取り組む技術開発Ⅱ（補助事業）

① 循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発

循環資源由来エネルギーによる高効率発電技術等の実用化に係る技術開発・実証。

② 製品化技術開発

上記のカテゴリーにおいて、これまでの技術開発の成果により、製品化が十分期待できる有望な技術を対象として、技術開発を行う。

【補助内容等】

補助先 民間企業等

補助率 1／2

3. 施策の効果

実用化できる新たなエネルギー起源二酸化炭素排出量削減対策技術の開発。

4. 備考

委託費 3, 944百万円

補助金 600百万円

地球温暖化対策技術開発事業（エネルギー対策特会）

◇新エネルギー総合利活用等戦略的温暖化対策技術開発（委託事業）

・環境エネルギー技術革新計画において、「短中期的対策（2030年まで）に必要な技術」に位置付けられた技術開発、イノベーション25において社会還元加速プロジェクト、及び研究開発ロードマップに位置づけられた技術開発に対する支援。

《計画等における位置づけ》

◎イノベーション25

・社会還元加速プロジェクト

【環境エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用】

・研究開発ロードマップ

【効率的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術】

◎環境エネルギー技術革新計画

地産地消型の自然エネルギー利用

セルロース系資源からのバイオ燃料製造と利用

エネルギーの面的利用（エネルギーのカスケード利用）、
他の技術との連携により効果がより一層拡大される技術

◎洞爺湖サミット

「第二世代のバイオ燃料の研究開発」の重要性を指摘

H21年度本事業における戦略的技術開発

- (1) 新エネルギー面的利用技術開発
- (2) 第二世代（セルロース系資源由来等）
バイオ燃料製造・利用技術開発
- (3) 地域におけるバイオマス資源総合利
活用システム技術開発

◇地球温暖化対策技術開発事業

基盤的な省エネ・代エネに係る温暖化対策技術の開発及び効果的な温暖化対策技術の実用化に対する支援。

○重点的に取り組む技術開発Ⅰ（委託事業）

- (1) 省エネ対策技術実用化開発
- (2) 再生可能エネルギー導入技術実用化開発
- (3) 都市再生環境モデル技術開発

○重点的に取り組む技術開発Ⅱ（補助事業）

- (4) 循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発
- (5) 製品化技術開発

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

地球環境問題は、地球と人間活動との複雑な相互作用により生じるものであるため、地球温暖化の例にみられるように、その原因や将来の動向には大きな不確実性を伴う場合が多い。このため、地球環境政策の適時・適切な推進には、科学的知見の集積と科学的側面からの支援が不可欠である。

本施策は、地球環境保全のための政策を科学的側面から支援することを第1の目的とする“政策貢献指向型の競争的研究資金”として特徴づけられ、地球環境保全施策の立案・推進に対し重要な科学的知見を提供している。

研究の区分は、戦略的研究開発領域、地球環境研究問題対応型研究領域、地球環境研究革新型研究開発領域、国際交流研究で、対象分野は以下の4つとしている。

- (1) 全球システム変動
- (2) 越境汚染（大気・陸域・海域・国際河川）
- (3) 広域的な生態系保全・再生
- (4) 持続可能な社会・政策研究

2. 事業計画

平成21年度は、4つの区分の研究課題を引き続き実施するほか、新たにトップダウン型の研究として、アジア諸国の低炭素社会実現のためのビジョンとロードマップを描く「アジア低炭素社会プロジェクト」（仮称）及び越境大気汚染物質の削減と地球温暖化の防止を図る共便益（コベネフィット）アプローチによる「東アジア広域大気汚染防止プロジェクト」（仮称）の2つの戦略プロジェクトを立ち上げる。

3. 施策の効果

- ・地球環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見を集積し、研究活動及び成果を通じて地球環境政策を科学的側面から支援

4. 備考

競争的研究資金 3,955百万円

地球環境研究総合推進費

背景と目的

- ・地球環境政策の立案・推進には、
科学的な裏付けや科学的なデータが不可欠
- ・地球の温暖化をはじめ、様々な地球環境問題が深刻化
→問題解決に向けた取り組みとして、科学研究は有効
かつ重要なものの一つ

地球環境政策を科学的に支える研究を総合的に推進し、
地球環境問題の解決に寄与

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) : 地球温暖化に関する最新の科学的知見をまとめ、温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的として1988年に設立された国連の組織

近年の成果

- ・将来の温室効果ガス排出量と対策効果を統合評価モデル (AIM) により定量的に予測・評価
- ・今世紀末までを対象に、主要な5分野 (水資源、森林、農業、沿岸域、健康における温暖化影響予測と経済評価を実施
- ・温室効果ガスを1990年に比べて70%削減した低炭素社会実現の可能性について提示
- ・50%を超える大幅なCO2削減を現実のものとする低炭素社会づくりのための12の方策を提言
- ・外来生物が脆弱な海洋島の生態系に及ぼす影響について解析し、小笠原諸島における「森林生態系保護地域」の設定に貢献

制度の特徴

- ・地球環境保全施策に貢献する先導的・独創的な研究を推進するための**政策反映指向型競争的資金**
- ・**ボトムアップ**的公募と**トップダウン**的公募の双方を活用し、地球環境研究を総合的に推進
- ・推進費専属の**プログラムオフィサー (PO)** による指導助言体制 (平成17年度より)
- ・若手研究者 (40歳未満) を対象とした革新型研究開発領域を設定 (平成18年度より)
- ・有識者を含む**アドバイザリーボード会合**開催による課題の効率的かつ効果的な進行を促進 (平成18年度より)
- ・低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定 (平成20年度より)

今後、期待される成果

- ・京都議定書の第2約束期間以降の政策立案を科学的に支えるデータの提供
- ・温暖化に伴う日本及びアジアの中長期的 (50~100年) な多様な分野の影響予測を提示
- ・気候変動シナリオと社会経済シナリオの連携により、IPCCでの新しい排出シナリオ作成への貢献
- ・低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる政策立案に対する科学的知見を提供

(新)地方における環境調査研究機能強化費

8 百万円(0 百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

地域で発生する環境問題を各地域で解決していくためには、相応の地域環境力(地域全体として環境保全に向けた活力)を維持することが必要。また、地域の活性化という側面からも、総合科学技術会議により「科学技術における地域活性化戦略」(20 年 5 月)が決定され、地域主体の自立的発展を国として後押しすべきこと等が意見具申されたところ。一方、地方公共団体の環境研究機関は、昨今の厳しい財政状況等を背景に、そのポテンシャルの低下が危惧されている状況。

このような状況に鑑み、国として、地方公共団体の環境研究・技術開発ポテンシャルを維持、向上させ、環境施策に係る住民サービスの向上を図り、地域における環境ビジネスを活性化させるための調査を行い、これらをもとに地方環境研究機関の今後のあり方に係る提言をとりまとめるもの。

2. 事業計画

2 1 年度：地方環境研究機関の環境研究・技術開発等に係る最近の主要成果、施設、調査能力、優良取組事例、環境調査業務の特性等の調査

2 2 年度：地域のノウハウ、リソース等を活かした活性化策、ネットワーク化、住民ニーズが高い分野の強化等について具体的提言
(提言例) ・各地域における産業、行事等に与える地球温暖化の影響と適応策に係る検討の推進
・ GC/MS 等計測機器の利用・更新に関する地域間の連携
・ 公害防止技術の利用等に関する環境アドバイス機能の充実・強化

3. 施策の効果

アウトプット：ポテンシャル、住民の期待等を踏まえた地方環境研究機関の取り組みのあり方を提言

アウトカム：①地域における環境問題解決能力の維持、向上
②環境施策に係る住民サービスの向上
③地域における環境ビジネスの活性化

4. 備考

(積算内訳)

優良事例調査、検討会運営等
その他

7 百万円

1 百万円

⑧ 地方における環境調査研究機能強化費 8百万円

【背景】

- 地方公共団体の厳しい財政状況等を背景に、地方環境研究機関のポテンシャルが低下。
- 地域で発生する環境問題を各地域で解決していくためには、相応の地域環境力を維持することが必要。
- 一方、第3期科学技術基本計画(平成18年閣議決定)において、地域の科学技術の振興について、活力ある地域作りへの貢献等の観点から、国としての積極的推進を規定。

調 査



地方環境研究所の環境研究・技術開発等に係る

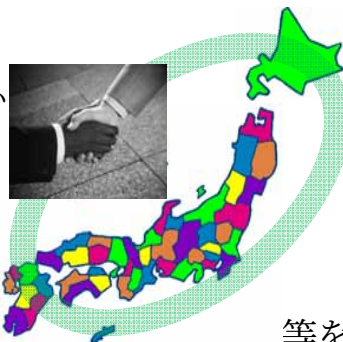
- ・ 主要成果
- ・ 施設、調査能力
- ・ 調査業務
- ・ 優良取組事例

等を調査

検 討

全国環境研協議会と連携し、

- ・ 地域のノウハウ、リソース等を活かした活性化策
- ・ 近隣研究機関とのネットワーク化
- ・ ニーズが高い分野の強化



等を検討

地方環境研究所における取り組みのあり方を提言

～ 地域の環境研究・技術開発の活性化 ～

- ・ 地域における環境問題解決能力の維持、向上 (例: 緊急時連携、地球温暖化の影響と適応策)
- ・ 環境施策に係る住民サービスの向上 (例: 空気、河川、製品の環境性能等の依頼測定)
- ・ 地域における環境ビジネスの活性化

(改)環境研究・技術開発推進費（競争的資金）

1, 570百万円(1, 289百万円)

※ 20年度予算額にはナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業(453百万円)分を含む。

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

社会的要請や行政課題等を踏まえて重点的に実施すべき研究・技術開発分野を特定し、広く民間企業、大学、国立試験研究機関、独立行政法人、地方公共団体の試験研究機関等から研究・技術開発課題の提案を募り、学識経験者より構成された総合研究開発推進会議における厳正な事前評価により実施課題を決定し、その研究・技術開発を支援するもの。

2. 事業計画

研究・技術開発成果の社会還元の効率化を図るため、「環境技術開発等推進費」と「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」の統合を図った上で、戦略指定領域(トップダウン型)の拡充、戦略一般領域(ボトムアップ型)における「統合的・総合的研究枠」の新設を行い、21年度から実施。それに伴い、事項名を環境研究・技術開発推進費に改称。

a) 戦略指定領域の拡充

新規課題分の予算のうち、1/2 程度を戦略指定領域に配分し、

- ・社会ニーズを尊重して募集課題、採択課題を決定
- ・研究実施者と行政部局の連携を緊密に行い、政策への反映を効率化という仕組みにより、研究・技術開発成果の社会還元を効率化。
- ・土壌汚染に係る迅速かつ低コストな定性・定量法の開発
- ・人的・農林業被害が拡大している一方、絶滅のおそれが高まっているクマ類の保全管理に資する個体数推定法の確立

等の公募を予定。

b) 戦略一般領域における「統合的・総合的研究枠」の新設

戦略一般領域の優先採択枠として「統合的・総合的研究枠」を新設し、自然科学のほか、社会科学又は人文科学の視点での研究提案を引き出し、研究・技術開発成果の社会還元を効率化。例えば、

- 製品の全ライフサイクルを通じた環境リスク低減手法、
 - 健全な水循環を実現するための管理手法
- 等の提案を期待。

3. 施策の効果

- 環境分野に係る研究・技術開発成果の社会還元を効率化。
- 環境問題に係る、自然科学者と人文・社会科学者の交流、又は複眼的科学者の育成を図り、科学技術による環境問題解決力を向上。

4. 備考

継続課題(ナノテク課題及び事務経費を含む。)	35 課題	978 百万円
新規課題 戦略指定	6 課題	300 百万円
戦略一般	16 課題	292 百万円

改 環境研究・技術開発推進費 1,570百万円

(20年度 環境技術開発等推進費＋ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業1,290百万円)

【総合科学技術会議総括的見解(平成19年10月)】

- 科学技術振興と所管分野の政策推進を一体的に行うことが重要。
- 日本がリードできる分野や社会的ニーズの高い分野に集中すべき。
- 人文社会分野の調査研究に力を入れて、科学技術を環境問題解決に活かす方法を明確にし、効果を上げる。
- 制度の整理・統合が必要 (科学技術に関する予算等の資源配分の方針、毎年6月)。



1. 戦略指定領域(トップダウン型)を拡充し、社会的ニーズが高い課題に重点化



- ・ 新規課題分の予算のうち、1/2程度まで拡充。
- ・ 社会的ニーズを尊重して募集課題・採択課題を決定。
- ・ 研究実施者と行政部局の連携による政策への反映を効率化。

2. 戦略一般領域(ボトムアップ型)においても「統合的・総合的研究枠」を設け、社会科学の視点での制度や技術の普及に係る研究提案を誘導

- ・ 既設の地域枠、若手枠に加えて「統合的・総合的研究枠」を新設。
- ・ これに伴い、事業名称を「環境研究・技術開発推進費」に改称。



3. 「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」を統合



環境研究・技術開発成果の社会還元の効率化

(新) 環境表示の信頼性確保のための検証事業費

820百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進し、持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という）」が制定され、平成13年4月から全面施行されている。同法においては、国等の各機関は「基本方針」（閣議決定）に基づき、毎年度、調達方針を作成し、グリーン購入を推進することが求められている。

しかしながら、一連のエコ偽装により、環境配慮製品の信頼性は低下し、グリーン購入の着実な推進に大きな影響が生じており、可及的速やかに信頼回復のための取組が必要となっている。グリーン購入制度の運用については、消費者と供給側との相互の信頼関係に基づいているが、環境配慮製品の偽装はリサイクル材料等、消費者等が直接確認しにくいものが多く、長期間にわたり偽装が見逃され蔓延している事例も発覚している。このため、製造者の自己宣言に任せるだけでなく、定期的に調査（エコテスト）を行って実態を把握し、不正事案の公表も含め、調査結果に基づき的確に情報提供を行う必要がある。これにより、偽装の抑止効果及びグリーン購入制度の信頼性の確保を図る。

2. 事業計画

- ①エコテストを実施する対象品目の選定、及びテストの実施要領を作成
- ②エコテストの結果を公表するに当たっての情報発信手法等の検討
- ③エコテストの実施（紙類、文具類等特定調達品目18分野237品目の中から偽装の蓋然性の高い品目等を選定して実施）
- ④テスト結果の公表及び情報提供の実施
- ⑤将来に向けたテスト結果の蓄積（データベース化）の検討
- ⑥テスト結果データベース（蓄積情報）の維持・更新
- ⑦その他調査検討等経費

3. 施策の効果

平成16年度の調達実績の取りまとめ結果によると、国等の機関による特定調達物品の調達実績は年間で約6,000億円に達しており、現状はさらに品目数が増加している。また、既に都道府県及び政令指定都市の全て、その他の地方公共団体の約3割が、環境配慮製品の普及のために国

に準じたグリーン購入を実施しており、合計で数兆円に及ぶグリーン購入製品の信頼性を高める効果があるとともに、環境市場全体の信頼性向上にもつながるものとなる。あわせて、検証可能な基準作りを推し進めることで、自主的な検証または第3者による検証の実施を促進させ、環境情報の信頼性が高まる。

また、特定調達品目に係る判断の基準作成時において、エコテスト（抜き取り調査及び破壊検査等）の結果によって明確で検証可能な基準作成が実現される。

4. 備考

調査費（事例・実証調査等） 820 百万円

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ①エコテストを実施する対象品目の選定、及びテストの実施要領を作成 | 44 百万円 |
| ②エコテストの結果を公表するに当たっての情報発信手法等の検討 | 4 百万円 |
| ③エコテストの実施 | 726 百万円 |
| ④テスト結果の公表及び情報提供の実施 | 19 百万円 |
| ⑤将来に向けたテスト結果の蓄積（データベース化）の検討 | |
| ⑥テスト結果データベース（蓄積情報）の維持・更新 | 6 百万円 |
| ⑦その他調査検討等経費 | 20 百万円 |

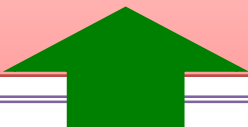
古紙偽装の原因について（調査結果より）

＜調査結果＞

偽装の原因は、他の品質を優先13社、供給可能性を十分精査しない安易な受注8社、販売面での不利益にならないため8社、コンプライアンス意識の欠如8社、管理体制の不備7社等

＜製紙メーカーの言い分＞

古紙の配合率は（個々の顧客では）検証不可能であり、顧客には分からないので乖離しても問題無いとの意識も一部にあった。（王子製紙）



環境表示との整合性を検証する制度（エコテスト）がなければ、どの製品においても偽装が行われる可能性がある

エコテストの進め方

製品サンプリング

- 分類の出荷状況、シェア、環境配慮の表示確認
- 消費者団体、Web評価等から対象製品サンプリング
- 当該事業者基礎情報把握

製品概要把握

- 製品スペック確認

使用状況確認

- 製品を一定期間使用し状況確認

基礎データ確認

- 重量、寸法、使用電力等

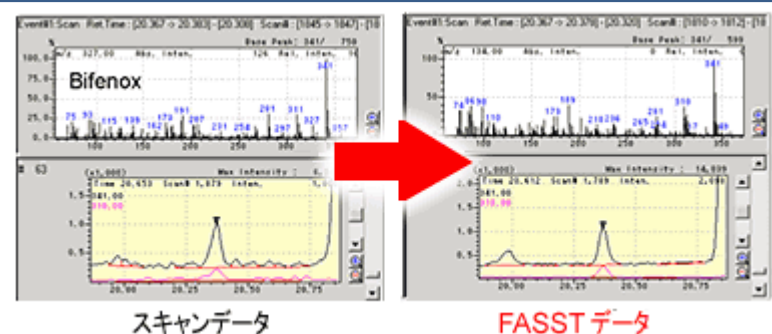
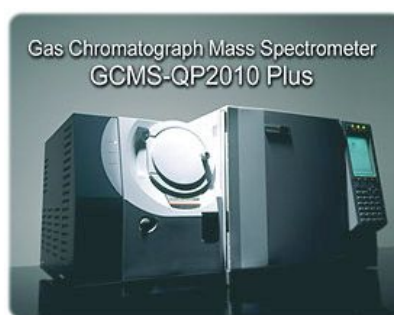
基礎環境性能調査

- VOC等

分解

- 簡便に分解できる範囲を実施し、基本的な製品構成を把握

ガスクロマトグラフによる成分分析



最新鋭機による詳細成分分析 (主要部分のみ)

特種な試験等

- 製品に固有な環境性能確認試験

実態把握 (リサイクル品)

- 再生材料の把握ができない場合には、資材納入状況の追跡調査

結果公表

- 事業者に対し、一定期間の不服申立て時間を設定した結果を送付し、所定の期間が経過したのち調査結果の公表

1. 事業の概要

平成 19 年 11 月に施行された「環境配慮契約法」及び環境配慮契約法に基づく「基本方針」（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定）においては、国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法人等の公的機関（以下「国等」という。）は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進が求められている（法第 3 条、第 6 条、第 11 条等）。

基本方針及び内容を詳述した解説資料（以下「基本方針等」という。）について、最新の知見に基づき、既存契約類型の修正や新規契約類型の追加等を検討する。

また、取組が遅れている地方公共団体について、課題等を分析すると共に、先進事例の情報提供等により、環境配慮契約の普及推進を図る。

さらに、公的機関に対する継続調査を行うことにより、環境配慮契約の効果を明らかにし、その結果を地方公共団体や海外に提示し、更なる取組を引き出す。

世界でも類を見ない環境配慮契約法に係る取組を発信し世界規模での温室効果ガス等の削減に貢献するとともに、自由貿易体制の中で環境配慮契約を推進していくために、国際会議等の場を活用し日本の取組について共通理解を得る。

2. 事業計画

(1) 環境配慮契約法基本方針等の検討調査

基本方針等の見直しのための検討会、契約類型ごとのワーキンググループを設置し、技術開発の動向、市場の普及状況等の最新の知見に基づき、契約が円滑に推進されるよう十分に検討を行い、既存契約類型の修正や新規契約類型の追加等を検討していく。また、環境配慮契約の分析・評価手法を検討し、効果を検証することで、更なる取組に繋げる。

(2) 環境配慮契約取組状況調査

地方公共団体も地球温暖化対策を率先実行する必要性があり、また、契約方式を工夫する必要性は国の機関と同様であるが、取組が遅れている。そのため、地方公共団体の取組状況に係る調査を行い、実施状況や課題等について分析するとともに、先進事例の情報提供等により、地方公共団体等への環境配慮契約の普及推進を図る。

(3) 地方公共団体等への環境配慮契約の推進

全国に点在する国等の機関を対象として、全国各地において普及説明会を

実施し、義務機関においては着実な実施を、努力義務機関においては積極的な取組を、推進する。あわせて、パンフレットを作成して配布する。

(4) 環境配慮契約の国際的な普及

海外の公共機関についても、契約方式を工夫する必要性は我が国の公共機関と同様であるが、契約方法を見直し環境負荷低減を求める環境配慮契約法は世界でも類を見ないものであり、この先進的な取組を世界に発信し世界的規模での温室効果ガス等の削減に貢献すると共に、自由貿易体制の中で環境配慮契約を推進していくために、国際会議等の場を活用し日本の取組について共通理解を得る。

3. 施策の効果

原則として入札価格により契約相手を選定してきた従来の方式を見直し、環境性能をも考慮して契約相手を選定することにより、環境負荷の低減を図ることに加え、ランニングコストも含めたトータルでの国等の支出を低減することができる。

4. 備考

調査・検討費 47 百万円

(内訳)

環境配慮契約法基本方針等の検討調査	16百万円
環境配慮契約取組状況調査	7百万円
地方公共団体等への環境配慮契約の推進	13百万円
環境配慮契約の国際的な普及	9 百万円

国等における環境配慮契約等推進経費

環境配慮契約法の目的（第1条）

平成19年11月22日施行

国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた物品や役務等を供給する者を契約相手とする仕組みを構築



- ・国等の環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減
- ・環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国及び独立行政法人等（義務）

：基本方針に従った環境配慮契約の実施（第3条、第6条）

「基本方針」の策定・見直し（第5条）

- ・重点的に配慮すべき契約類型
- ・電力契約でのCO2排出量等の考慮
- ・自動車の購入における燃費の考慮
- ・ESCO事業の推進
- ・設計契約での環境配慮

環境配慮契約に関する状況等について、整理、分析、情報提供（第10条）

(1) 基本方針等の検討調査

- ・既存契約類型の修正
- ・新規契約類型の追加
- ◎環境配慮契約の分析・調査手法の検討→効果の検証

(3) 地方公共団体等への環境配慮契約の推進

- ・国の地方機関・国立大学法人・地方公共団体等を対象とした全国各地での普及セミナー
- ・パンフレットの作成・配布

(2) 環境配慮契約取組状況調査

- ・取組状況を調査し、実施状況や課題を把握・分析
- ◎先進事例を調査し、情報提供

◎ (4) 環境配慮契約の国際的な普及

- ・世界規模での温室効果ガス等の排出削減に貢献
- ・自由貿易体制の中で、日本の取組について共通理解を確保

地方公共団体等（努力義務）

- ・環境配慮契約の実施（第4条）
- ・環境配慮契約推進方針の作成（第11条）

※地方公共団体は取組が遅れている。

➢ 方針策定団体は都道府県・政令指定都市の僅か19%（取組が進まない理由）

- ❖ 効果が不明な中、新たな財政支出は困難。
- ❖ 他の団体の取組方法が不明。

一層の取組を引き出す

諸外国

：公共機関の環境配慮契約の必要性は日本と共通

1. 事業の概要

低炭素社会を実現するための方策の一つとして、近年「金融」が注目されている。金融は事業活動の血流であり、金融の流れを環境に配慮したものにすることにより、事業活動における環境配慮の抜本的な促進が期待される。

このため、環境省では平成18年に「環境と金融に関する懇談会」を開催し、「環境等に配慮した『お金』の流れの拡大に向けて」という提言を取りまとめ、環境金融の拡大に向けた基本的な方向性を示した。その後、環境金融の概念整理や、国内外における社会的責任投資その他の環境金融の実態の調査を行ってきた。

特に平成20年度に入ってから、福田ビジョン、地球温暖化に関する懇談会、低炭素社会づくり行動計画、改正地球温暖化対策推進法附則等において、金融機関の投融資に当たっての環境配慮の促進、事業者による投資家への環境情報の提供のための措置導入など、環境金融の促進が各方面から強く求められている。

このため、平成21年度においては、①日本版環境金融の行動原則の策定（※）等の、金融機関による環境配慮の取組を促進するための各種措置を検討・実施するとともに、②環境金融を促進するための基盤的施策として、投資家が投資判断を行うために必要な各事業者の環境情報が適切に投資家に提供されるための仕組みについて検討・試行する。

（※）国際的には、UNEP 金融イニシアティブによる「責任投資原則（PRI）」（投資における環境や社会への配慮等を求める原則）等があるが、国内における環境金融のより一層の促進を図るためには、我が国の実情を踏まえつつ、投融資を幅広く対象とした日本版の環境金融行動原則を策定し、国内のみで活動する金融機関も含め幅広い参加を得ることが有効と考えられる。

2. 事業計画

（1）金融機関支援事業（平成21年度～）

- ・我が国金融機関の環境に配慮した行動を促すため、日本版環境金融原則を策定し、これを踏まえた取組を各金融機関に促す。
- ・プロジェクトファイナンスにおける環境配慮の在り方について検討
- ・環境情報を投資に効果的に結びつける環境アナリスト育成のため、環境アナリストの表彰の実施

(2) 投資家のための環境情報提供検討事業（カーボンディスクロージャー）（平成 20 年度～）

- ・平成 20 年度に引き続き、投資家が投資判断を行うために必要な各事業者の環境情報の類型を整理する。これを踏まえ、平成 21 年度においては、これらの情報が投資家に効果的に提供されるための仕組みの在り方について見解をまとめる。
- ・さらに、上記の仕組みについて、企業の自主的参加を得て試行事業を行うとともに、事業者及び投資家の理解を深めるための説明会を開催

3. 施策の効果

環境金融の促進により、企業の環境保全の取組が抜本的に強化され、低炭素社会の構築が促進される。また、環境金融の促進を通じた低炭素社会の構築は、途上国のモデルともなる。

4. 備考

調査・検討費 32 百万円

(内訳)

○環境金融普及促進事業	11 百万円
○投資家のための環境情報提供検討事業	21 百万円

1. 事業の概要

「金融」は事業活動にとっての血流であり、金融の流れを環境に配慮したものとするにより、事業者の地球温暖化対策の抜本的促進を図ることができる。平成20年度に入ってから、福田ビジョン、地球温暖化問題に関する懇談会（総理懇談会）、低炭素社会づくり行動計画等において、環境金融の促進の重要性が重ねて指摘されている。

環境に配慮した金融の一形態として、「環境格付け融資」がある。これは、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果が高い企業に対して低利融資を行うものである。環境格付け融資によるスクリーニングが広まれば、企業はよりよい環境格付けと低金利を目指して環境対策に自主的・積極的に取り組むようになり、企業による環境対策の大幅な促進が図られる。

本事業は、こうした金融機関による環境格付け融資の取組を促進するとともに、環境対策に積極的に取り組もうとする企業の環境対策を促進するため、環境格付け融資を行う金融機関に対し利子補給を行う事業として、平成19年度より実施しているものである。

2. 事業計画

民間金融機関が行う、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等（日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」と同程度以上の手法による）により評価し、その評価結果に応じて低利融資を行う事業（環境格付け融資）において、当該事業により融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5カ年以内にCO₂を5%以上削減（原単位の改善）することを目標として誓約することにより、当該案件に係る融資残高の1%を限度として利子補給を行う。

3. 施策の効果

多くの民間金融機関が環境格付け融資を実施することにより、企業の環境対策が抜本的に促進される。

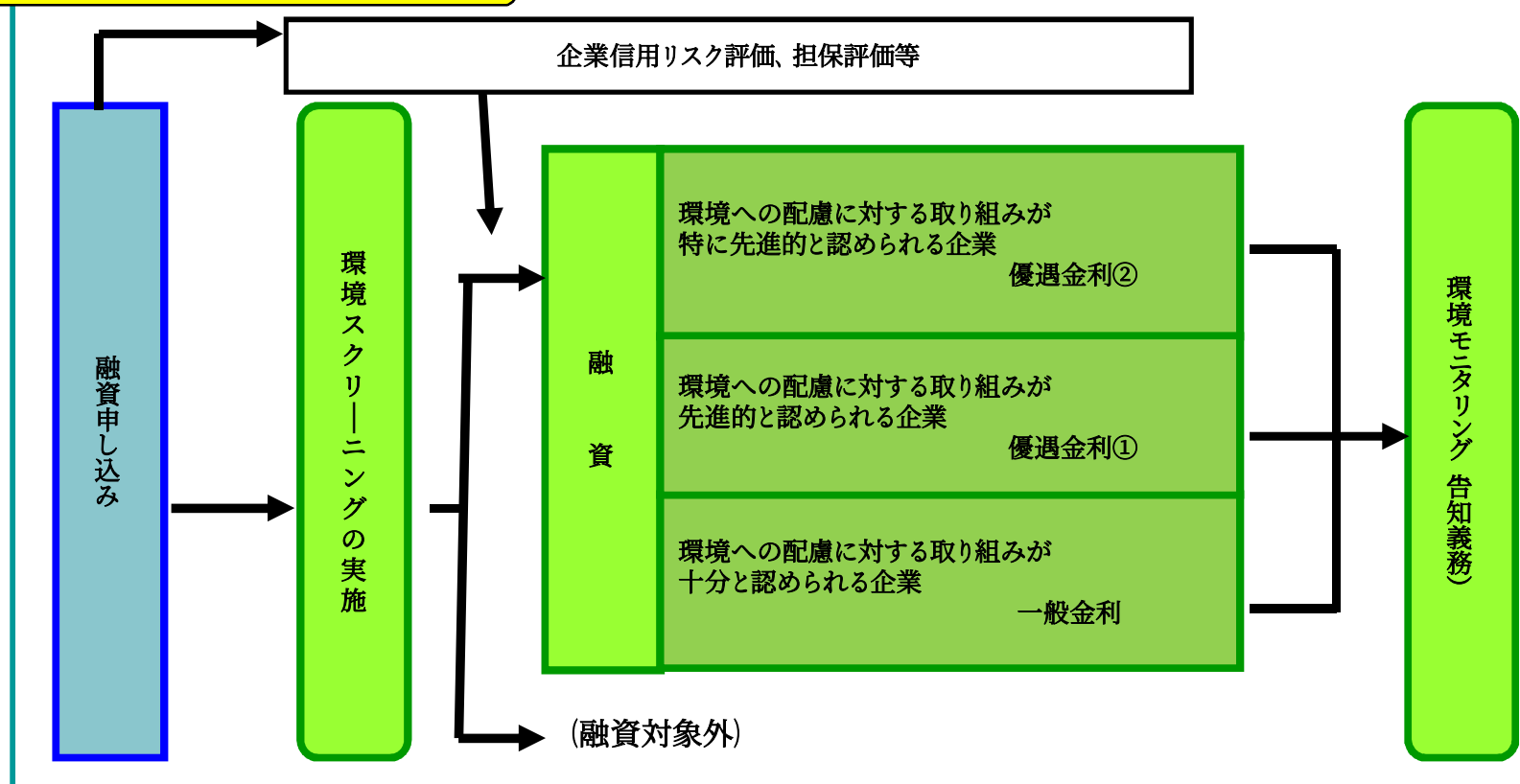
4. 備考

利子補給金 300百万円

※平成21年度においては、平成19年度融資企業に係る融資額（約49億円）、平成20年度融資企業に係る融資額及び平成21年度新規融資企業に係る融資額に係る利子補給が必要となる。

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

環境格付け融資のイメージ



融資対象

地球温暖化対策

利子補給誓約条件

融資を受けた年から5ヶ年以内に
「CO2削減効果が5%以上」を達成

利子補給

融資残高に対して年1%を限度として利子補給を行います。

(金利※ - 1%)で融資が受けられます。

※環境スクリーニングにより決定された優遇金利②・
優遇金利①・一般金利

(新) 太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費

105百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課・環境研究技術室

1. 事業の概要

7月に閣議決定された低炭素社会づくり行動計画では、太陽光発電世界一の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進めることが決定されている。

こうした状況を踏まえ、太陽光首位奪還戦略委員会を設置し、以下の調査分析等を行い、早急に首位奪還戦略を策定する。

- ①各方面における検討状況に留意しつつ、海外における電気事業政策、技術開発支援政策、金融政策等及び大規模太陽光発電事業の実現に向けた経済ツールの活用方策等に関する基礎的情報の整理(必要に応じた追加情報の収集、整理)
- ②集合住宅に対する太陽光発電設備の普及方策の検討
- ③各都道府県において
 - ・自然的・社会的条件を踏まえた大規模太陽光発電事業の適地抽出調査を実施
 - ・太陽光発電の普及を促進する「太陽光発電促進地域戦略」を策定

2. 事業計画

平成21年度 : 上記①～③について調査等を行う。

平成22年度以降: 平成21年度の調査結果を踏まえ、大規模太陽光発電事業の実現、投資環境の整備、太陽光発電促進地域戦略のレビュー、更新等を実施。

3. 施策の効果

海外と比べ立ち遅れている大規模太陽光発電をビジネスとして自立させ、太陽光発電設備の大量導入を推進する。また、「太陽光発電促進地域戦略」の考え方等を整理することで、各地方において、各地方の特色を生かした太陽光発電の導入を促進する。これらの取組等により、生産量、累積導入量及び年間導入量において世界一を奪還し、我が国における太陽光発電による温室効果ガスの削減が期待される。

4. 備考

太陽光発電世界一奪還戦略策定等事業費 : 調査費 105 百万円

(1) 太陽光首位奪還戦略委員会の設置

(2) 海外状況・経済ツールの活用方策等に関する基礎的情報の整理

(3) 集合住宅への太陽光発電設備の普及方策の検討

(1)～(3) 16 百万円

(4) 大規模太陽光発電施設適地調査の実施及び太陽光発電促進地域戦略の策定

88 百万円(2 百万円×47 都道府県)

【参考】低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年7月）

II 革新的技術開発と既存先進技術の普及

2 既存先進技術の普及

(1) 太陽光発電の導入量の大幅拡大

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして重要な位置を占める可能性がある。そこで、太陽光発電世界一の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を 2020 年に 10 倍、2030 年には 40 倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進める。・・・（以下略）

⑨ 太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費 105百万円

【背景】 7月に閣議決定された低炭素社会づくり行動計画において「太陽光発電世界一の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進める。」ことが規定。

これはメガワットソーラー等公共・業務と住宅で半々でシェアするとすれば

- メガワットソーラー等 18,000ha ... 東京都金町浄水場700カ所分
- 住宅 860万戸 ... 戸建住宅ストックの三分の一

という極めて野心的な目標。



太陽光首位奪還戦略委員会の設置

- 各方面における検討状況に留意しつつ海外状況、経済ツールの活用方策等に関する基礎的情報の整理（必要に応じた追加情報の収集、整理）
- 集合住宅への太陽光発電設備の普及方策の検討
- 各都道府県における適地抽出調査、太陽光発電促進地域戦略の策定 等

【技術的課題】

- ◆ エネルギー変換効率の向上
- ◆ シリコン使用量の低減及び原料の安定確保
- ◆ 屋根材等との一体化、耐久性等製造技術の向上
- ◆ 蓄電池をはじめとする系統安定化対策
- ◆ 初期コストの低減

太陽光発電
世界一

低炭素社会 日本
太陽光発電世界一奪還戦略

【制度的課題】

- ◆ 経済的メリットの創出
 - ・ 設置支援と税制優遇
 - ・ グリーン電力証書の活用
 - ・ 固定価格買取制度
- ◆ 系統安定化対策(再掲)
- ◆ 施工、保守に係る信頼性の確保
- ◆ 大規模施設への設置誘導

(新) グリーン電力証書の活用によるソーラーのまちづくり推進モデル事業（エネ特会）	100百万円（ 0百万円）
---	---------------

総合環境政策局総務課、環境計画課

1. 事業の概要

近年、自らが排出する温室効果ガスを相殺（カーボン・オフセット）する目的のためにグリーン電力証書（注）を購入する事業者や、グリーン電力証書付きの製品・サービスの提供を行う事業者が急速に増加しつつあり、グリーン電力証書の需要が急拡大している。一方、太陽光発電由来のグリーン電力証書化ビジネスに関しては、ノウハウ不足等によりビジネスモデルとして経済的に自立するに至っていない。

（注）グリーン電力証書：電気を生成する際にCO2排出がないこと等の環境価値を証書化し、売買出来るようにしたもの。

そこで、本モデル事業においては、地域において住宅用太陽光発電由来のグリーン電力証書の供給と需要を結びつけ、その販売代金を発電設備の設置費用回収に充当することにより、自立的な太陽光発電の普及を目指す。具体的には、自治体が中心となり地元商工会議所等に呼びかけて「ソーラーのまちづくり推進協議会」を設立する。同協議会の下で太陽光発電新規設置世帯を広く募集し、その自家消費分電力を大口単位でとりまとめてグリーン電力証書化し、協議会参加企業はこれをカーボン・オフセットに活用する仕組みを構築する（証書の購入代金は企業が負担）。

初年度は、当該事業の立ち上げに必要な経費（発電世帯の募集等に要する事務経費、発電世帯における計量法適合メーターの設置支援、グリーン電力証書の認証取得費用、販路の開拓、広告宣伝費用等）を支援し、その自立的な展開を後押しする。また、普及のためのシンポジウムの開催等を行う。

2. 事業計画

平成21年度：検討会を立ち上げ、具体的な事業スキームの検討に基づき、参加事業者、太陽光発電世帯を公募し、事業を開始（事業期間は3カ年）

平成22年度：モデル事業の実施状況をモニターし、必要に応じ事業内容を改善。

平成23年度：モデル事業の検証を行い、ビジネスモデルとして自立を図る上でのノウハウや課題を抽出。報告書として取りまとめ公表し、次年度以降の自立的な全国的普及展開につなげる。

3. 施策の効果

太陽光発電のグリーン電力証書化ビジネスの経済的自立化を支援し、カーボン・オフセット目的のグリーン電力証書の需要拡大と太陽光発電由来のグリーン電力証書の供給拡大とを結びつけることにより、市場メカニズムを通じた民間主導による太陽光発電普及の急速な進展が期待できる。

4. 備考

(1) モデル事業選定・検証、普及シンポジウムの開催事業

○ 特別会計：委託費 25百万円

(2) モデル事業

○ 特別会計：委託費 75百万円 (10か所 × 7.5百万円)

【参考】低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月）

II 革新的技術開発と既存先進技術の普及

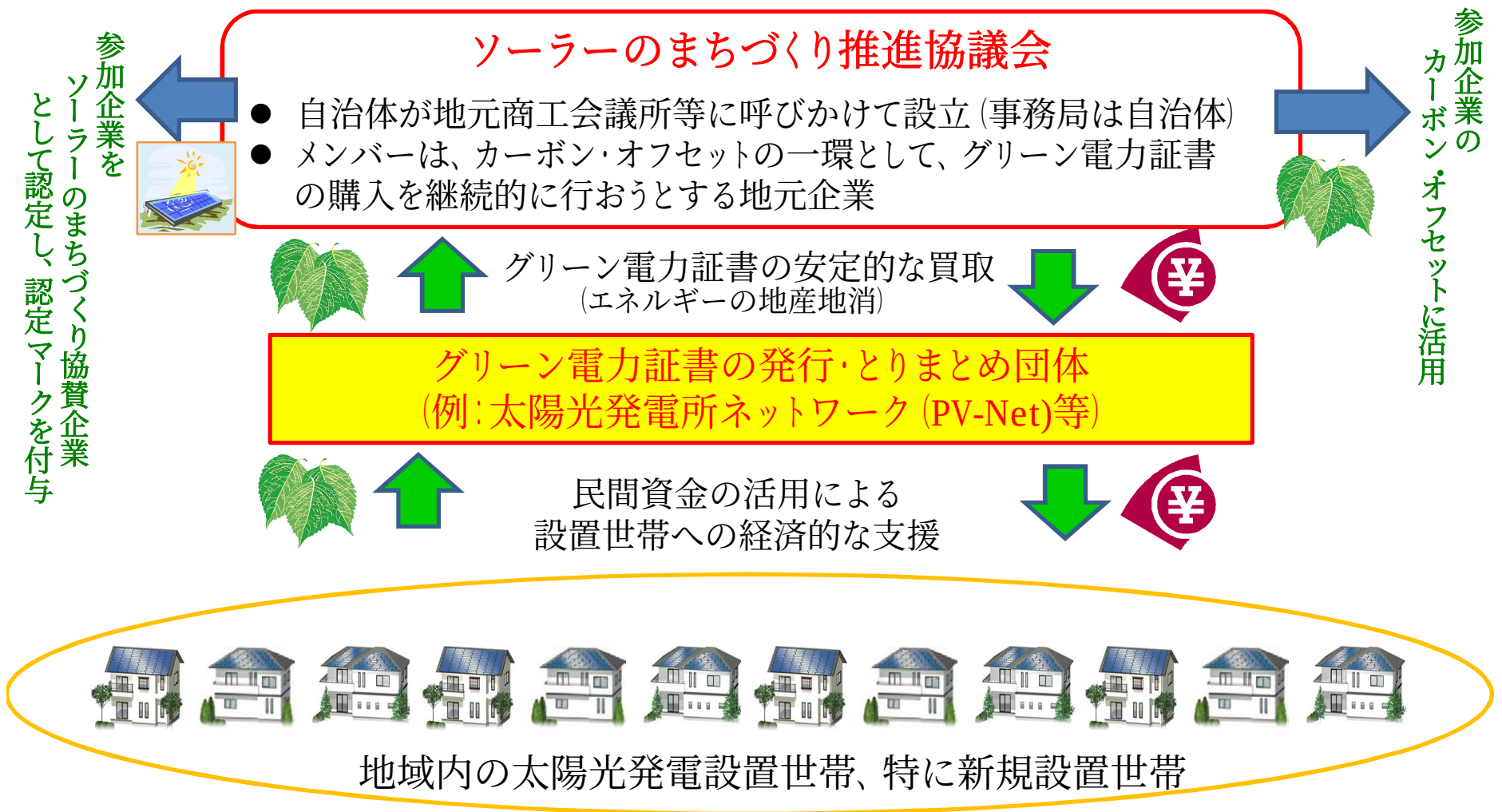
2 既存先進技術の普及

(1) 太陽光発電の導入量の大幅拡大

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして重要な位置を占める可能性がある。そこで、太陽光発電世界の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進める。・・・（以下略）

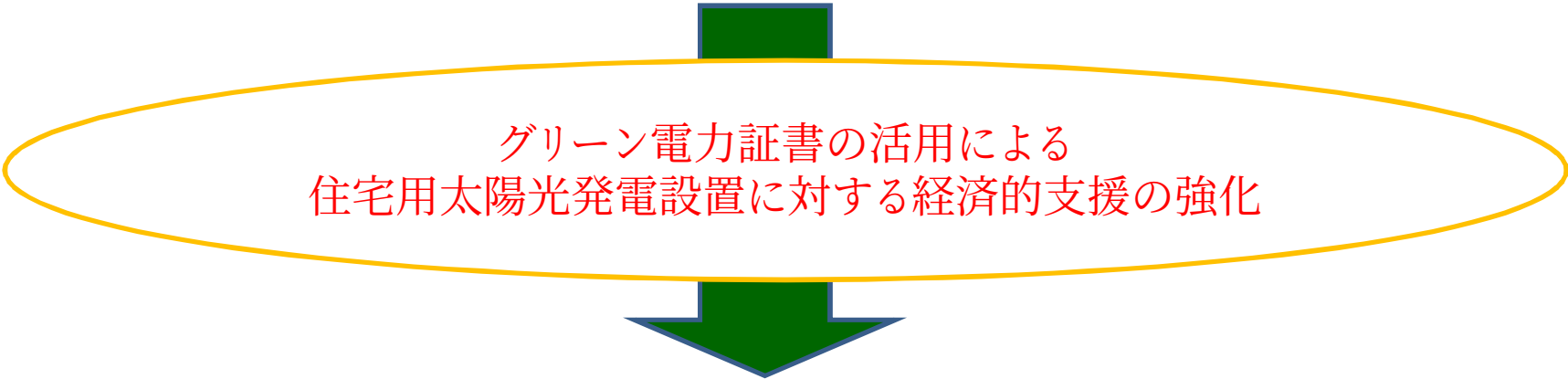
モデル事業の概要

- ソーラーのまちづくり推進協議会を設立し、地元市内の太陽光発電設置世帯、特に新規設置者から優先的にグリーン電力証書を調達（購入費は参加企業が負担）
- 協議会参加企業は、当該グリーン電力証書を自らのカーボン・オフセットに活用



モデル事業のねらい

- ① 公的資金ではなく、民間資金の活用による住宅用太陽光発電の買取制度の立ち上げと普及
- ② カーボン・オフセットにおけるグリーン電力証書（太陽光発電由来）の活用の促進
- ③ 自治体と民間企業とのパートナーシップによるソーラーのまちづくりの推進



グリーン電力証書の活用による
住宅用太陽光発電設置に対する経済的支援の強化

全国津々浦々にわたる住宅用太陽光発電の抜本的な普及促進

(新) 太陽光発電等導入加速化事業 (エネ特会)

1,950百万円(250百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地域に賦存する太陽光、小水力などの再生可能エネルギーの活用を促進し、地域の独自性を活かしたモデル的取組や地域で共同利用する取組などを提示することにより、全国的に太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を加速する。

2. 事業計画

(1) 再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業

(平成20～22年度)

住宅への太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備等の導入を支援する地方公共団体の先進的な手法による取組に対して支援する。

(新)(2) ソーラー環境価値買取事業 (平成21～25年度)

大半を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、定額補助を実施する。ただし、設置者は、設置後5年間分のグリーン電力証書を環境省に納めることを条件とし、環境省の事務事業から発生するCO₂排出量を順次オフセットする。

(新)(3) 再生可能エネルギー活用型カーボンオフセット普及促進事業 (平成21～24年度)

メガワットクラスの太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーによるCO₂削減量を、グリーン電力証書等によりまるとカーボン・オフセットに利用することを前提とした再生可能エネルギーの設備整備費用に対して支援する。

(新)(4) 市民共同発電所推進事業 (平成21～24年度)

市民参加型のNPO等が地方公共団体等と連携し、公共施設や公益的施設に市民からの寄付や出資により太陽光

発電や小水力発電等の再生可能エネルギー利用設備等を設置する事業に対し支援を行う。また、こういった活動を技術面、手続き面からサポートする取組を行う。

3. 施策の効果

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの京都議定書目標達成計画における導入目標を確実に達成するとともに、太陽光発電について、導入量の世界一位の復活に向けた取組に貢献する。

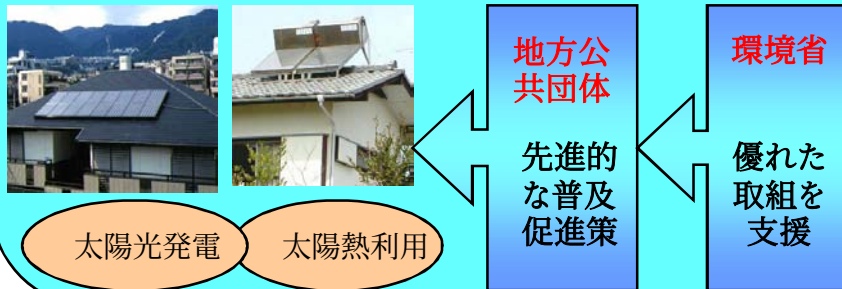
4. 備考

補助金	1 9 0 0 百万円
委託費	5 0 百万円

太陽光発電等導入加速化事業

再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業 (住宅用)

再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する地方公共団体の先進的な手法による取組に対して支援



ソーラー環境価値買取事業（業務用）

大半を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、定額補助を実施。ただし、設置者は、設置後5年間分のグリーン電力証書を環境省に納めることを条件とし、環境省の事務事業から発生するCO₂排出量を順次オフセット(2MW分/年)



- 【効果】・業務用太陽光発電の普及
・グリーン電力証書の普及
・環境省の事務事業における率先行動
・事業者による自家消費用途の工夫

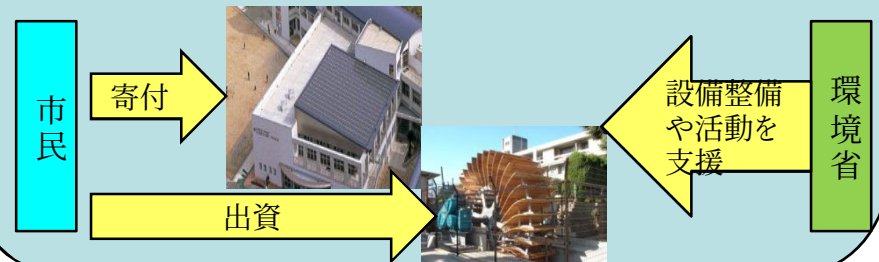
再生可能エネルギー活用型カーボンオフセット普及促進事業（大規模）

メガワットクラスの再生可能エネルギーによるCO₂削減量を、グリーン電力証書等によりまるとカーボン・オフセットに利用することを前提とした再生可能エネルギーの設備整備費用に支援



市民共同発電推進事業

市民主導によるNPO等が地方公共団体等と連携し、公共施設や公益的施設において、太陽光発電や小水力発電設備を設置する共同発電事業に対して支援



(新) 高濃度バイオ燃料実証事業費 (エネ特会)

200百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

今後の低炭素社会への転換ためには、高濃度のバイオ燃料の混合燃料の使用が可能な社会を作ることが不可欠であるが、E10 などの高濃度混合やフレックス利用（購入者が濃度を自由に設定）について、燃料の製造、供給体制について対応がなされておらず、また、車両等についても高濃度等への対応がなされていない状況にある。

そのため、モデル地域での実証を通じて高濃度の混合等を図るための、安全、環境、社会的課題を抽出し、解決策を導き出すことにより、高濃度混合等の推進を図る。

2. 事業計画

(1) バイオ燃料高濃度利用導入可能性調査

バイオ燃料の高濃度利用を行うため、地域において、安全、環境、社会的課題を抽出し、高濃度バイオ燃料の供給体制など実用化するためのシステムの構築を検討する。

(2) バイオ燃料高濃度利用モデル事業

E10、フレックス利用等のバイオ燃料の高濃度利用を実証するため、(1)での検討を踏まえつつ、数カ所の地域においてバイオエタノールやBDFの高濃度利用のための供給拠点を設け、高濃度混合用に調整した燃料を供給し、車両を運行し、バイオ燃料の高濃度利用の導入のための検証を行う。

3. 施策の効果

複数の地域において供給体制を整備し、対応車両を走らせるなどの実証事業を行うことにより、車両だけでなく、給油関連も含めた社会的な課題を抽出し、E10 等の高濃度規格の明示化を図るとともに、国民にアピールすることにより、バイオ燃料の高濃度化利用の推進が図られる。

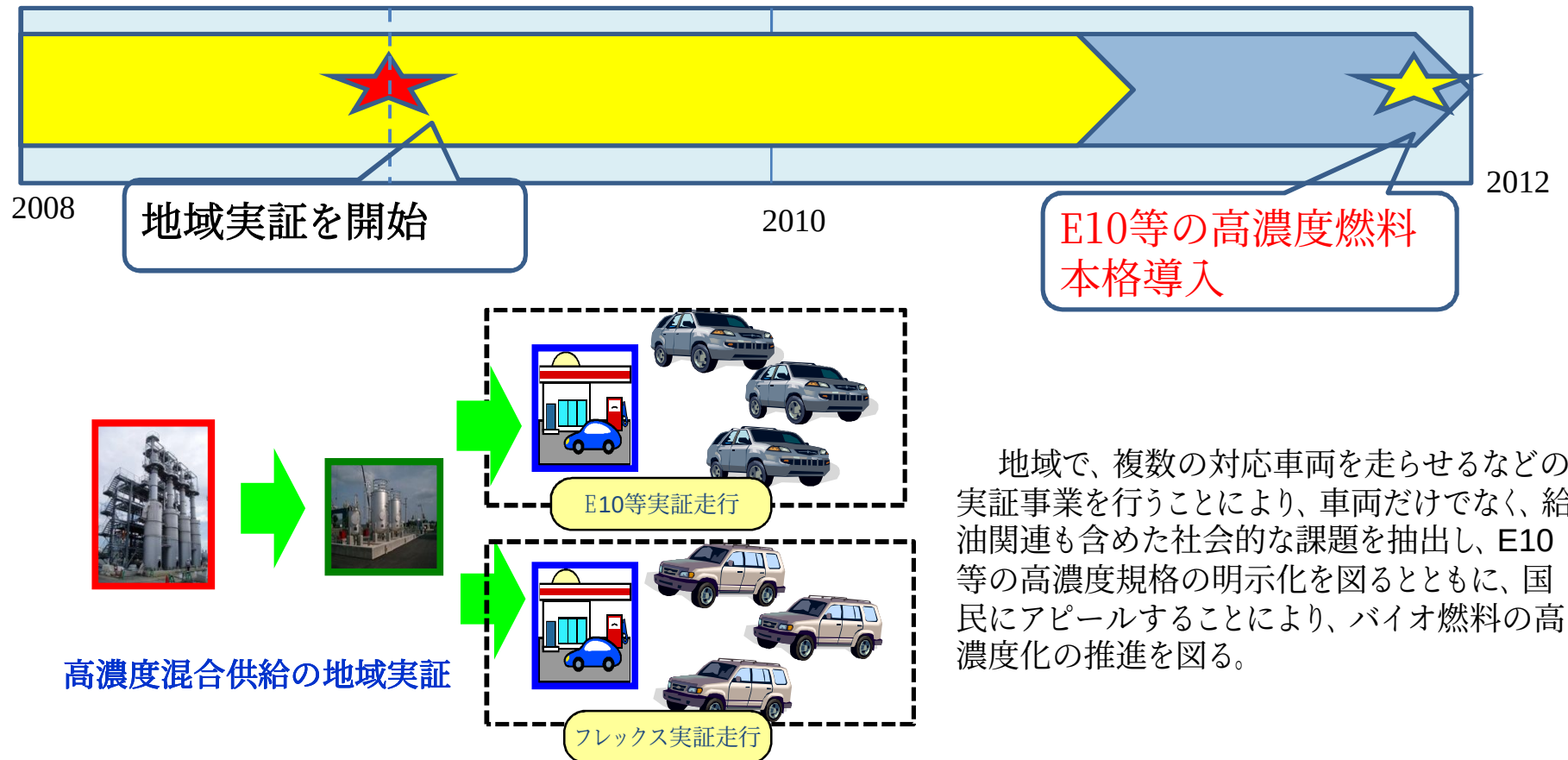
4. 備考

委託費 200百万円

高濃度バイオ燃料実証事業費

- 早期の実証によるE10等の高濃度燃料導入環境の整備 -

- バイオ燃料の高濃度化により、さらに大幅なCO2削減効果が生じる。
- 諸外国においては、エタノールについては、E5以上の高濃度利用が進んでいる（例：米国、ブラジルなど）また、BDFについても同様に高濃度利用の取組が進められている。



廃棄物処理施設における温暖化対策事業（エネルギー対策特会）

2,217百万円（2,117百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課

1. 事業の概要

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行うものである。

また、工場単位でバラバラに行っているごみ発電を複数工場全体で統合管理し、ごみ発電量を最大化(最適化)する「ごみ発電ネットワーク事業」及び廃棄物焼却施設から発生する中低温域の余熱を熱導管によらず需要側の施設に車両で輸送する「熱輸送システム事業」について補助を行うものである。

2. 事業計画

（1）補助対象となる事業（一定以上の効率のもの）

- （ア）廃棄物発電施設、バイオマス発電施設整備事業
- （イ）廃棄物熱供給施設、バイオマス熱供給施設整備事業
- （ウ）廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設整備事業
- （エ）ごみ発電ネットワーク事業
- （オ）熱輸送システム事業

（2）補助額

上記（ア）～（ウ）： 施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、補助対象となる施設整備費の1／3を限度。）

上記（エ）、（オ）： 補助対象となる施設整備費の1／2を限度。

（3）補助先

民間事業者等（上記（ア）～（ウ）は廃棄物処理業を主たる業とする業者に限る。）

3. 施策の効果

二酸化炭素の排出削減、化石燃料の節減、エネルギーの有効活用

4. 備考

経費の内訳は次のとおり。

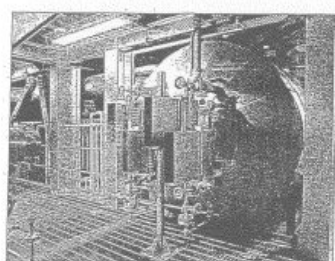
継続事業	廃棄物発電	3件	1, 202百万円
	廃棄物熱供給	1件	176百万円
	バイオマス燃料製造	1件	260百万円
	計	5件	1, 638百万円
新規事業	廃棄物発電	2件	101百万円
	廃棄物熱供給	1件	255百万円
	廃棄物燃料製造	2件	100百万円
	熱輸送システム	1件	123百万円
	計	6件	579百万円
合計		11件	2, 217百万円

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

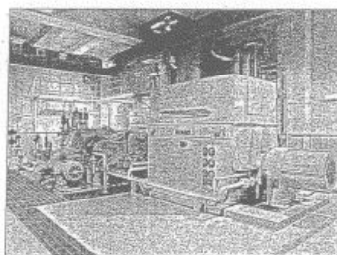
1. 事業の概要

循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿って、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を促進するため、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物発電施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、発電効率等一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

＜廃棄物発電の高効率化に必要な対策の例＞



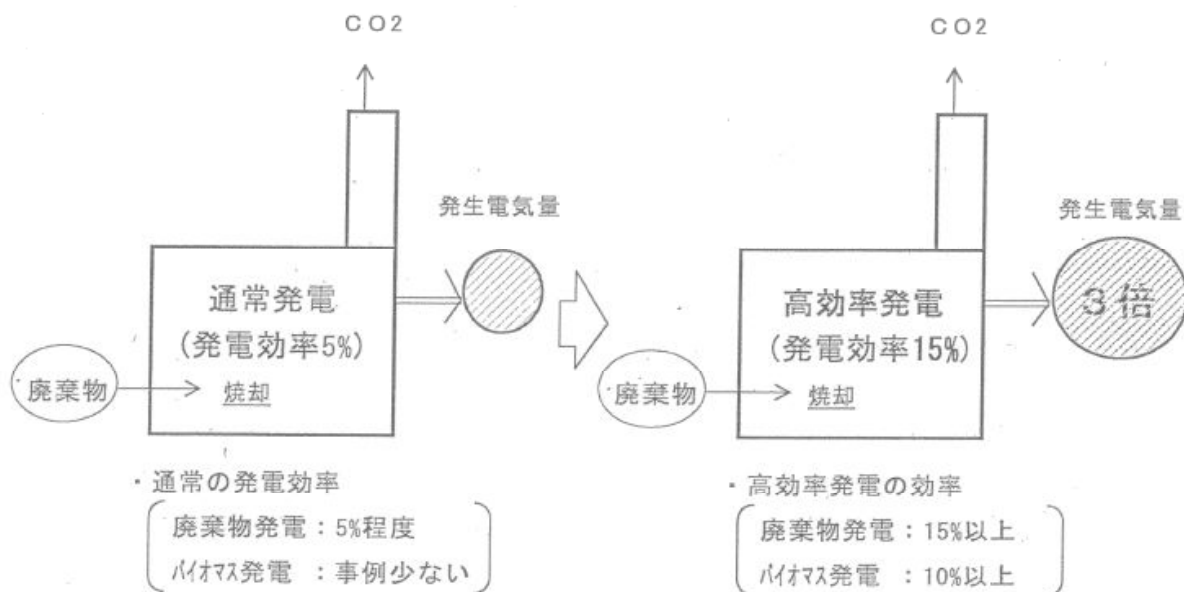
ボイラ



タービン発電機

- ・腐食防止のための材質向上
- ・焼却炉タイプの種類の改善
- ・ボイラ・タービン効率向上
- など

2. 事業効果（イメージ）



例えば、発電効率が3倍（5%→15%）になると、同じ廃棄物を焼却しての発生電気量が3倍になり、増えた電気量に見合う化石燃料由来の二酸化炭素を抑えることが可能。

(新) 洋上風力発電実用化技術開発事業 (エネ特会)

400 百万円 (0 百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

我が国において、風力発電は 2010 年までに、京都議定書目標達成計画の上位目標として 300 万 kW 導入することを掲げているが、2005 年度の実績においては、このうち約 1/3 の導入にとどまっているのが現状である。

複雑な地形条件のため、陸上において効率的な風量発電を行う地点が限られている我が国において、風力発電の導入を加速化するためには、風速が強く、その変動が少ないため安定的かつ効率的な発電が見込まれる洋上風力発電の早期の実用化が必要不可欠である。

このため、本事業では、フローティング型洋上風力発電システムの早期実用化に向けた技術開発およびその実証に対する支援を行い、再生可能エネルギーの普及を図り、低炭素社会への早急かつ確実な移行を推進するものである。

2. 事業計画

優れた実証試験の実施に係る提案と実施体制を有する企業等を公募により選定し、委託により実施する。

(1) スケールモデルによる実証試験 (平成 21 年度～25 年度)

100kW 級風車による実証試験に掛かる諸設備の設計・施工、実証試験の実施

(2) 実機スケールによる実証試験 (平成 24 年度～27 年度)

2MW 級風車による実証試験に掛かる諸設備の設計・施工、実証試験の実施

(3) 事業性評価等 (平成 21 年度～27 年度)

周辺環境調査、風況および海象調査、事業性評価等の実施

3. 施策の効果

洋上ウインドファームの実用化及び風力発電の導入目標の達成

4. 備考

委託費 400 百万円

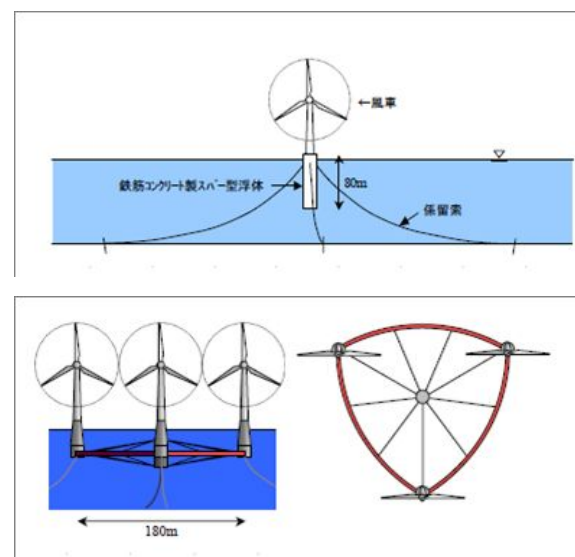
洋上風力発電実用化技術開発事業

我が国の陸上風力発電の立地が平野部から山間部へと移行しつつあることは、新規の陸上風力発電開発がコスト的上昇していることであり、適地として洋上での風力発電開発（windファーム）が注目を浴びつつある。ヨーロッパでは既に着床型の洋上風力発電が実用化されているが、我が国周辺海域は急峻であることから、個々のwindファームの規模、CO2大幅削減への貢献も限定的と考えられる。そこで、設置可能海域の広いフローティング型の洋上風力発電の導入可能性を実証することが必要であることから、スケールモデル及び実機スケールでの実証を行うとともに、事業性評価を行う。



陸上風力発電

ポテンシャルの大きい洋上風力発電へ



フローティング型洋上風力発電の例

<実証試験案>

- (1) スケールモデルによる実証試験（平成21年度～25年度）
100kW級風車による実証試験に掛かる諸設備の設計・施工、実証試験の実施
- (2) 実機スケールによる実証試験（平成24年度～27年度）
2MW級風車による実証試験に掛かる諸設備の設計・施工、実証試験の実施
- (3) フローティング型洋上風力発電の事業性評価等（平成21年度～27年度）
周辺環境調査、風況および海象調査、事業性評価等の実施

(新) 温泉施設における温暖化対策事業 (エネ特会)

100 百万円 (0 百万円)

自然環境局自然環境整備担当参事官室

1. 事業の概要

温泉の熱や温泉の採取に伴い発生するガス (温泉付随ガス) を活用した温暖化対策は、二酸化炭素削減量が大きく、非常に有効な手段である。また、京都議定書目標達成計画においても、「地域の特性を活かした未利用エネルギー、廃棄物焼却等の廃熱の利用を促進し、地域における効率的なエネルギー供給を行う。」とされており、こうした取組の一層の促進が必要である。

しかしながら、一部の事業者は、環境意識の向上等からこうした取組に意欲があるものの、初期投資費用の調達がままならない場合も多く、また、こうした取組が十分に認知されていない状況でもある。

このため、温泉の熱や温泉付随ガスを活用した温暖化対策を行う事業者を支援し、対策の普及を図る。

2. 事業計画

(1) 補助対象となる施設

- ① 温泉熱の熱利用
- ② 温泉付随ガスの熱利用
- ③ 温泉付随ガスのコジェネレーション
- ④ 温泉熱の発電利用

(2) 補助額

- (1) の① : 事業費の 1 / 3 を限度
- (1) の②～④ : 事業費の 1 / 2 を限度

(3) 補助対象者

民間団体等

3. 施策の効果

エネルギーの有効利用による化石燃料の節減、二酸化炭素の排出削減

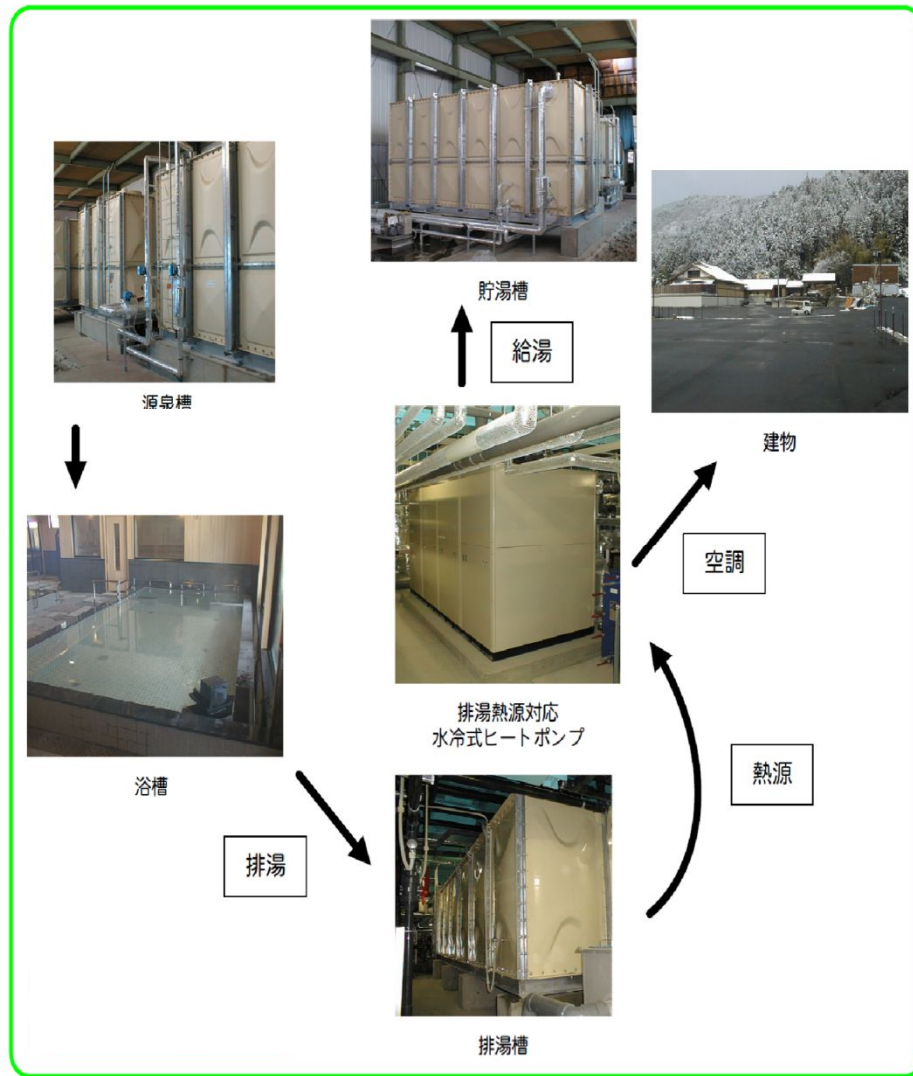
4. 備考

補助金 100 百万円

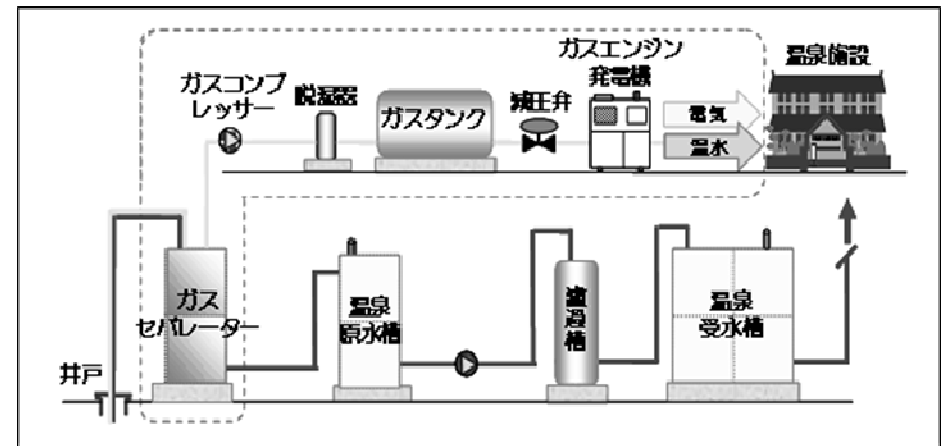
- | | |
|--------------------|--------|
| ① 温泉熱の熱利用 | 78 百万円 |
| ② 温泉付随ガスの熱利用 | 12 百万円 |
| ③ 温泉付随ガスのコジェネレーション | 10 百万円 |

温泉施設における温暖化対策事業

1. 温泉熱の熱利用

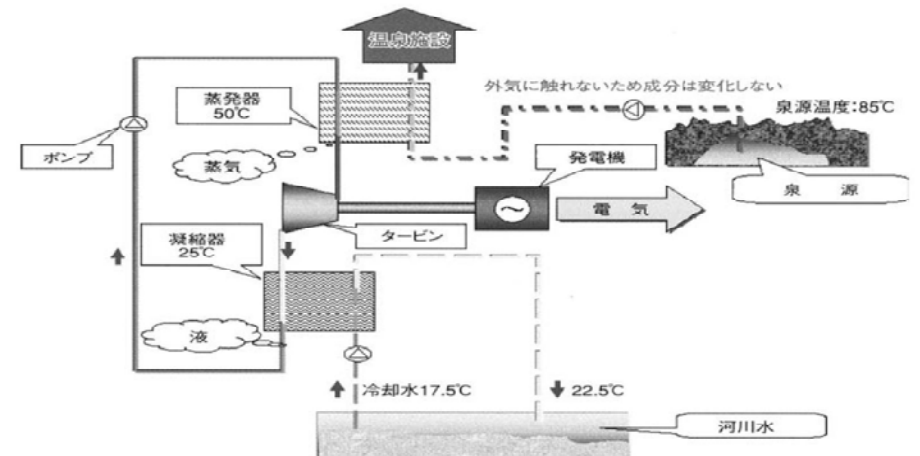


2. 温泉付随ガスのコージェネレーション



※ガスエンジンを用いずにボイラー等で温水供給だけすることも可能。

3. 温泉熱の発電利用



廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業 50百万円（50百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

平成20年度から京都議定書目標達成計画の第一約束期間が始まったが、廃棄物分野においては、廃棄物発電等によるエネルギー回収を差し引いた温室効果ガス排出量が、平成17年度で基準年比7.8%増となっている。本分野においても、これまでの対策に加え、第一約束期間の目標達成に資する追加的な対策が直ちに求められているため、以下のような事業を行う。

- ・ 廃棄物分野における温室効果ガスの削減方策の調査、検討（技術面、エネルギー効率、費用対効果等の評価）
- ・ 抜本的な削減方策についてのモデル実証の実施
- ・ 実証結果を踏まえた普及事業を行う専門技術支援チームの派遣等の実施、廃棄物処理施設における温暖化対策事業でのメニュー化
- ・ 廃棄物発電の推進に係る制度面の検討

2. 事業計画

平成21年度

- ・ 廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策に関する現状調査、検討会における排出抑制対策のケーススタディ
- ・ 協力自治体におけるモデル実証と事業評価
- ・ 専門技術支援チームの結成と成果の普及
- ・ 廃棄物発電の推進に係る制度面の検討

平成22年度

- ・ モデル実証全体の評価
- ・ 専門技術支援チームの派遣、温暖化対策事業のメニュー化等による普及

3. 施策の効果

廃棄物分野における温室効果ガス排出量削減対策を検討・実証するとともに、その成果を普及することにより、京都議定書目標達成計画における数値目標の達成に貢献する。

4. 備考

調査費 50百万円

（内訳）

温室効果ガス排出抑制対策の検討、実証事業	40百万円
廃棄物発電の推進に係る制度面の検討	10百万円

廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業

地球温暖化対策が急務となっている中、
廃棄物分野における温室効果ガスの排出量は増加傾向
(平成17年度において前年度比7.8%増)



京都議定書目標達成計画第一約束期間の
目標達成に資する廃棄物分野での対策が必要！

○実態調査を踏まえた具体的対策の評価・検討、モデル実証

- ・市町村合併・広域化に伴う収集・運搬の効率化
- ・中低温排熱の新しい熱利用システム
- ・ごみの低カロリー化に対応した焼却施設の運転方法の改善 etc...

○廃棄物発電の推進に係る制度面の検討

検討結果を普及することにより、第一約束期間の目標達成に貢献

二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費 (エネ特)

200百万円 (200百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

二酸化炭素回収・貯留（CCS）は、地球温暖化対策として重要なオプションと位置づけられている。

二酸化炭素海底下貯留（海底下CCS）については、平成19年の海洋汚染防止法の改正により原則禁止となり、環境大臣の許可制の下で実施されることになった。同法においては、申請者に対して事前の海洋環境影響評価、モニタリング等を義務付けているが、これらについては精度や効果、コストの面で課題があり、今後、海底下CCSを本格的に普及させるためには、これらの課題を対処していく必要がある。

このため、海底下CCSに係る環境影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する開発を行うとともに、我が国における海底下CCSの導入可能性調査を行う。

2. 事業計画

(1) 海底下CCSに係る環境影響評価手法の低コスト化・高度化に関する技術開発

貯留海域の特性に応じた精度の高い予測を行うため、CO₂漏出ケースシナリオ設定手法の検討やシミュレーションモデルの開発等を行う。

(2) 海底下CCSに係るモニタリング手法の低コスト化・高度化に関する技術開発

海底下CCSに係るモニタリング手法について、低コスト化・高度化のための技術開発を行う。

(3) 我が国における海底下CCSの導入可能性調査

国内外のCCSの関連制度の情報収集、我が国における海底下CCSの導入可能性に関する調査を行う。

3. 施策の効果

海洋環境保全上、効果的で、透明性が高く、低コストで精度の高い海底下CCSの管理システムを確立し、将来のCCSによる大幅なCO₂削減クレジットの獲得に貢献する。

4. 備考

委託費 200百万円

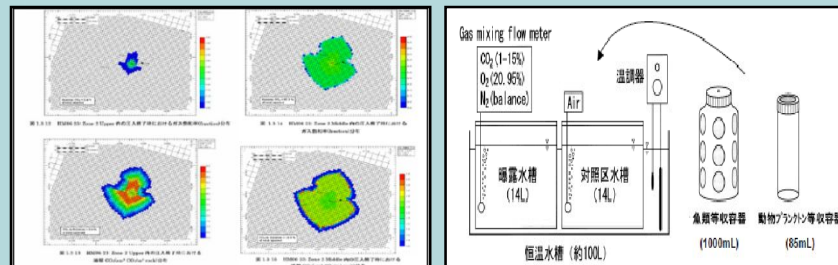
(内訳)

- | | |
|---|--------|
| (1) 海底下CCSに係る環境影響評価手法の低コスト化・高度化に関する技術開発 | 40百万円 |
| (2) 海底下CCSに係るモニタリング手法の低コスト化・高度化に関する技術開発 | 150百万円 |
| (3) 我が国における海底下CCSの導入可能性調査 | 10百万円 |

二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業概要

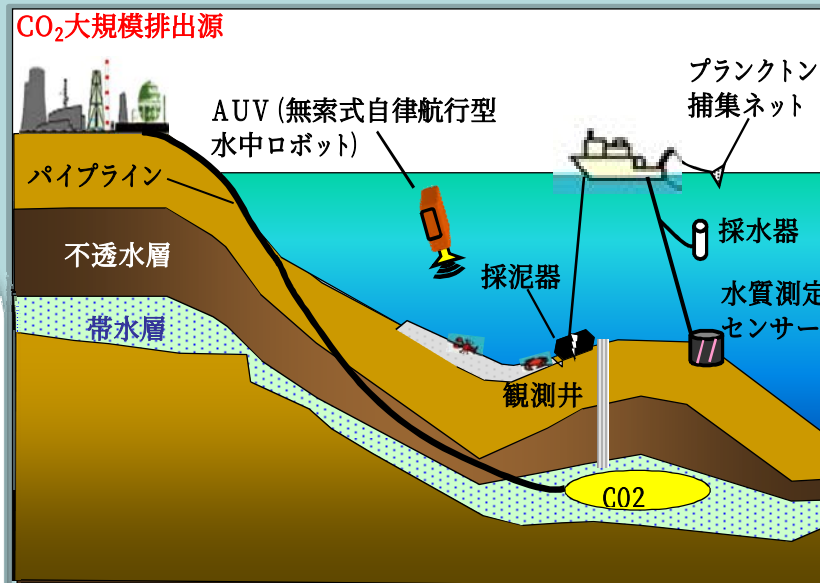
(1) 二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境影響評価手法の低コスト化・高度化に関する技術開発

●CO2漏洩シナリオ開発、環境影響評価手法の開発

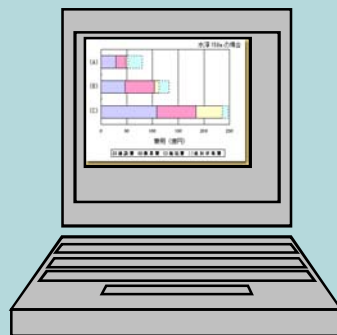


(2) 二酸化炭素海底下地層貯留に係るモニタリング手法の低コスト化・高度化に関する技術開発

●海洋中のCO2濃度、海洋生物等のモニタリング手法



(3) 我が国における海底下CCSの導入可能性調査



(新) 温暖化防止最新技術大規模事業に係る環境影響評価技術手法 検討調査費	30百万円(0百万円)
--	-------------

総合環境政策局環境影響評価課

1. 事業の概要

京都議定書目標達成計画には温暖化防止のために推進すべき事業・技術として「原子力発電の着実な推進に必要不可欠なバックエンド事業（高レベル放射性廃棄物最終処分場等）」「CO₂回収・貯留・隔離技術」等が規定されており、実施に向けた技術開発・実証試験等が進められている。

これら温暖化防止に資する事業については、大深度地下を含めた土地の改変が大規模となり、施設の設置場所によっては環境への影響が生ずるおそれも想定されるが、実プラントとして設置された際に生じうる環境影響の種類及び程度を的確に調査・予測・評価する技術手法は確立されていない。

環境影響評価制度を活用し、これら温暖化防止のための最新技術大規模事業に対して適切な環境配慮を求めていくため、事業特性に応じた環境アセスメント技術手法の検討を行う。

2. 事業計画

国内外における温暖化防止に資する事業の内容、生じうる環境への影響、調査・予測・評価に必要な技術に関する情報を収集・分析するとともに、各分野の専門家等の意見を聴取しつつ、これら事業の特性に応じた調査・予測・評価の技術手法を検討する。

事業概要	H21	H22	H23
・温暖化防止最新技術大規模事業に関する環境アセスのあり方の検討			
・調査研究資料の収集・整理			
・調査・予測技術の整理・検討、現地調査による検証	-----		
・環境アセス技術手法とりまとめ		-----	

3. 施策の効果

温暖化防止に資するこれら事業の特性に応じた調査・予測・評価手法が確立され、環境影響評価技術が向上し、より適切な環境影響評価が行われるとともに、事業計画に適切な環境配慮が盛り込まれる。

4. 備考

放射性廃棄物最終処分場に関する技術手法検討	13百万円
CO ₂ 回収・貯留・隔離技術（CCS）に係る技術手法検討	17百万円

温暖化防止最新技術大規模事業に係る 環境影響評価技術手法検討調査の概要

環境影響評価法第51条

「国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努めるものとする」

- ・最新の科学的知見に基づいた技術手法の開発及び改良
- ・環境保全措置に関わる技術についての開発等

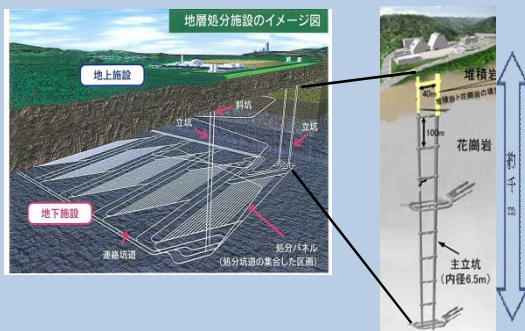


環境影響評価制度の観点からの、温暖化防止に資する 大規模事業の環境影響評価の技術手法の確立

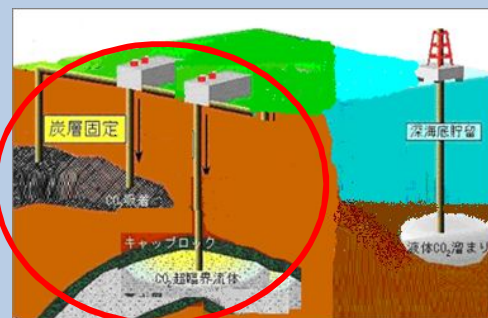
- 環境影響の種類及び程度
- 調査・予測・評価の手法

実プラント整備に向けた動きが加速

高レベル放射性廃棄物 最終処分場



CO₂回収・貯留施設



- 大深度地下を含めた大規模な土地の改変
- 施設の設置場所によっては環境への影響が生ずるおそれ

第一約束期間がスタート

京都議定書目標達成計画

温暖化防止のために推進すべき事業・技術の
実施に向けた技術開発・実証試験等の推進

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

エネルギー効率が高く、CO₂の排出が少ない低公害車の導入を積極的に推進していくことは、自動車部門における環境対策、特にCO₂排出抑制に大きな効果が得られるものである。

現在、運輸部門のCO₂排出量は、1990年度比で約20%増加しており、京都議定書目標達成計画に定める目標達成のためには、地域への低公害車の導入を加速させることが必要不可欠である。

特に、1台当たりのCO₂排出量が多い車両総重量3.5t超の重量車に、エネルギー効率に優れた低公害車を導入することで、大きな削減効果が見込まれる。また、平成21年度以降、市場投入が予定されている電気自動車の導入を促進することで、さらなるCO₂排出削減を図ることができる。

さらに、究極の低公害車と言われる燃料電池自動車をはじめ、ジメチルエーテル（DME）自動車、水素自動車の次世代低公害車については、今後の一層の普及を促進する必要がある。

については、車両総重量3.5t超の重量車である低公害車や3.5t以下の電気自動車、次世代低公害車を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、一層のCO₂及び大気汚染物質排出量の削減を図る。

2. 事業計画

地方公共団体及び第三セクターが行う、

①車両総重量3.5t超の低公害車、車両総重量3.5t以下の電気自動車の導入事業（購入、リース）

②次世代低公害車の導入事業（リース）

に対して、その費用の一部を補助する。

＜補助率＞ ①通常車両価格との差額の1/2

②導入（リース）費用の1/2

3. 施策の効果

低公害車、次世代低公害車の導入により、自動車から排出されるCO₂や大気汚染物質を削減するとともに、電気自動車の初期需要創出による価格低減を図る。

4. 備考

補助金 204百万円

（内訳）車両総重量3.5t超の低公害車の導入事業 87百万円

車両総重量3.5t以下の電気自動車の導入等事業 85百万円

次世代低公害車の導入事業 32百万円

低公害車普及事業

車両総重量3.5t超の車両に
低公害車を導入する事業

(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車)

塵芥車 等



車両総重量3.5t以下の電気自動車
を導入する事業等

拡 充



次世代低公害車を導入する事業



燃料電池自動車



DME自動車



水素自動車

地方公共団体等による導入に対して補助

・ 通常車両との価格差の1/2

<補助率>

リース料の1/2

エコポイント等CO₂削減のための環境行動促進事業
(一般・エネ特会)

510百万円(360百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

エコポイントとは、省エネ家電等の温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、商品等と交換できる仕組みである。

家庭における温室効果ガス削減行動を誘導する切り札として、平成20年度より、全国型3件・地域型9件のエコ・アクション・ポイントモデル事業を推進している。

全国型の3件は、複数又は異業種の事業者が参加して共通のエコ・アクション・ポイントを発行するプラットフォーム型の事業である。平成21年度においては、省エネ商品・サービス等を販売する幅広い業種の事業者が数多く参加する事業として本格展開するためにシステムの機能拡充を行い、広く国民の参加を促していくことが必要である。

地域型の9件は、商店街を中心とした地域ぐるみの事業、省エネ型集合住宅開発事業と一体化した事業等の多様な事業となっている。平成21年度においては、平成20年度のモデル事業の成果の他地域での普及を図るとともに、地域の特性に応じたその他の事業モデルの立ち上げを新たに支援していくことが必要である。

2. 事業計画

(1) エコポイントフォーラム事業費(一般会計)

エコポイント等国民のCO₂削減のための環境行動を促進する取組を全国的に普及させるため、エコポイントフォーラムを開催するとともに、各地域、企業等が活用しうるエコポイント等に係る成功ポイント集を策定する。

(2) エコポイントモデル事業(特別会計)

全国型事業では、既存のPOSシステムやポイントカードとの連携、法人会員対応、全国型事業者同士のポイント交換機能や地域型事業者との連携機能の開発等、幅広い企業が参画する事業として本格展開し、幅広い国民の参加を促進していく。

地域型事業では、平成20年度のモデル事業の成果を踏まえ、採択事業の周辺地域や関連事業者内での拡大等を通じて他地域での普及を図っていくとともに、地域の特性に応じたその他の事業モデルの立ち上げを新たに支援していく。

3. 施策の効果

モデル事業の実施等を通じ、幅広い国民の参加を得たエコポイントを本格展開し、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門の温室効果ガス削減を図り、低炭素社会を形成する。

4. 備考

(1) エコポイントフォーラム事業費

○ 一般会計：調査費 10 百万円

(2) エコポイントモデル事業

○ 特別会計：調査費 500 百万円

(内訳) モデル事業選定・検証事業等 8 百万円

モデル事業（全国型：113 百万円×4カ所）450 百万円

（地域型： 6 百万円×7カ所） 42 百万円

「エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業」

エコ・アクション・ポイント：

温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、そのポイントの量に応じて、商品等の経済的価値のあるものと交換できる仕組み



平成20年度

1. モデル事業の立ち上げ

全国型 3 件、地域型 9 件

2. エコポイントフォーラムの開催

平成21年度

エコ・アクション・ポイント の本格展開

【全国型】

多様な企業のPOSシステム等と連動した幅広い企業の参画によるエコ・アクション・ポイント事業の本格展開

H20 1事業者あたり10～20社

↓
H21 同 50社程度(目標)

【地域型】

地域の特性に応じた多様なモデルの導入促進

脱温暖化型商品の例

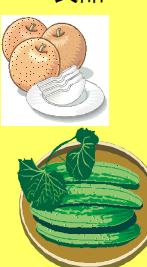


省エネ型家電製品

省エネ型住宅設備



地産地消型食品



省エネ行動の例



電気・ガス
の節約

エコ・アクション・ポイントの付与

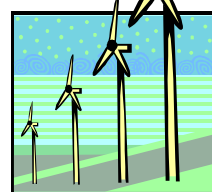


貯めたエコ・アクション・ポイント



ポイント還元

温暖化対策事業
への寄付



省エネ商品に
交換



鉄道利用その他
商品に交換

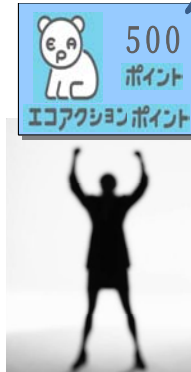


個人のCO2排出
量をオフセット



の脱
購入暖
・化
型
利用商品
や省・エ
ネー
行
動
ス

消費者



温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業（エネ特）

160百万円（50百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

6%削減約束を達成するため、更には、第一約束期間以降も見据えた低炭素社会の構築のために、対策・施策の一層の強化が必要である。福田内閣総理大臣スピーチ（平成20年6月9日）にある、2050年までに現状から60～80%の削減を達成するためには、長期的・継続的に排出削減を行う必要があり、その手段として、国民や事業者の自らの活動に伴う温室効果ガス排出量等について見える化・指針化を図り、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革につなげることが重要である。

本事業では、商品やサービスの製造等に伴う温室効果ガス排出量を定量的に消費者に示す「見える化」の実現のための検討を行うとともに、地球温暖化対策推進法第21条に規定する排出抑制等指針の更なる拡充を図る。

2. 事業計画

（1）温室効果ガス排出量見える化推進事業（平成20～22年度）

平成20年度に策定する、商品やサービスの製造・使用段階等における温室効果ガス排出量の算定等に関するガイドラインを踏まえ、平成21年度から「見える化」に関する試行的実験を行うことを目指す。

（2）排出抑制等指針策定事業（平成20～21年度）

排出抑制等指針において示している、排出抑制のためのメニューや、業種別の原単位による、事業者が達成することが望ましい水準の更なる拡充等を行う。

3. 施策の効果

温室効果ガスの排出量等について見える化・指針化を進めることを通じて、事業者や国民の温室効果ガス排出削減に対する意識を変革し、具体的な行動を惹起させることにより、あらゆる部門の温室効果ガス排出量を削減する。

4. 備考

（内訳）温室効果ガス排出量見える化推進事業

60百万円

排出抑制等指針策定事業

100百万円

温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業

排出抑制等指針の策定

事業に伴う温室効果ガス排出抑制のための指針

○排出抑制の対策メニュー

- ・機器、設備等 (ex 高効率の冷暖房機器、製造施設等の導入)
- ・その使用方法 (ex コンピュータ等オフィス機器、照明等の使用方法改善)

○排出原単位の望ましい水準

日常生活に関する排出抑制のための指針

○国民に期待される取組

○事業者求められる措置

- ・期待される製品・サービスや情報提供の在り方
(ex 省エネ製品の開発、CO2見える化)

・国民の取組を支援するサービス

- (ex エコポイント等国民の取組を支援する新しいサービス)

◆ 検討スケジュール

平成20年度

7月2日 温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会(第1回)開催

7月～8月 アンケート調査の実施

9月 実態調査結果のとりまとめ、指針への反映の検討

9月～10月 排出抑制等指針案のとりまとめ

12月中旬 関係省庁と調整の上、排出抑制等指針策定

平成21年度

指針の拡充、削減効果の検証等

見える化の推進

温室効果ガス排出量「見える化」推進戦略会議

○「見える化」を行う対象商品、サービスの選定

例: 家庭全体における排出量、スーパー等での購入品に係る排出量、各種イベントの実施に伴う排出量

✓ 温室効果ガス排出量の算定方法の検討

- ・産業連関表の活用など、目的に応じた計算方法の使い分け

✓ 温室効果ガス排出量の表示方法の検討

- ・インターネットを通じた表示、商品への添付等の中から、効果的な表示方法の選択

✓ 温室効果ガス排出量の活用方法の検討

- ・環境家計簿・カーボンオフセット等の活用

○ アンケート調査等の実施、「見える化」された商品・サービスの普及啓発

対象商品・サービスのCO2排出量の計算・表示・活用方法のガイドライン化

➤ 「見える化」対象商品・サービスの拡大

➤ 試行的実験の実施

平成20年度

平成21年度

■ エネルギーの「見える化」

・ 電気・ガス事業者の情報提供に関する検討等



業務部門対策技術率先導入補助事業（エネ特会）

2, 000百万円（1, 900百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

二酸化炭素排出量の増加が著しく、増加に歯止めのかからない業務部門における実効性かつ即効性のある対策を推進するために、業務部門における二酸化炭素排出量の大幅な削減を実現する対策モデルを構築するため、省エネ・新エネ設備の効果的な導入を実施する費用の一部に対し補助を行う。また、先進的かつ先導的な温暖化対策を率先して導入する業務施設についても、必要な費用の一部を補助する。

2. 事業計画

地方公共団体及び民間事業者が所有する業務用施設に、先進的な新エネ・省エネ設備整備等の対策技術の導入など率先的な取組を行う事業に対して、設備導入等の対策事業費の一部を補助する。

○地方公共団体が、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、新エネ・省エネ設備導入を行う事業に対して支援する。

【補助内容】

補 助 先	地方公共団体
補 助 率	1/2

○民間事業者のうち公共・公益サービス事業主体及び省エネ法の対象とならない中小規模の業務施設に対し、自主行動計画が策定されている業種においては、業界の目標値より高い二酸化炭素排出削減目標を達成するために、先進的な新エネ・省エネ設備整備を導入する事業に対する支援を行う。また、自主行動計画が未策定の業種においては、独自のCO2削減計画等を策定し、それに従った設備整備を行う事業に対して支援する。

【補助内容】

補 助 先	民間事業者
補 助 率	1/2

3. 施策の効果

業務部門における省CO2モデルの構築と各業種における普及を通じた、二酸化炭素排出量の削減。

4. 備考

補助金 2, 000百万円

業務部門対策技術率先導入補助事業

◆地方公共団体及び民間事業者が所有する業務用施設に、先進的な新エネ・省エネ設備整備等の対策技術導入など率先的な取り組みを行う事業に対して、補助を行う。

地方公共団体

導入例



○太陽光発電



○省エネ※

※ESCO事業

(シェアード・エスコを含む) による
庁舎の省エネ化等

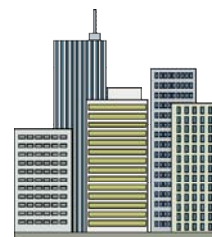
事務事業に関する実行計画に沿った
代エネ・省エネ対策設備導入

民間事業者



公共・公益
サービス主体

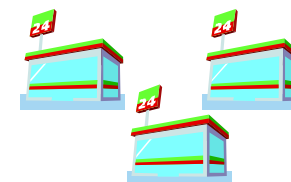
フランチャイズ本部



◆モデル性の高い対策を
立案・実施

個別店舗

◆省エネ設備導入



省エネ法の対象とならない
中小規模の業務施設

対策実施
を指示

自主行動計画未策定業種
CO2削減計画等の策定

自主行動計画策定業種
自主行動計画策定以上の
CO2削減を目標

＋
代エネ・省エネ対策設備導入

環境省：◆費用対効果、波及効果等に優れた提案を選定
◆選定したCO2削減対策事業に1/2以内の補助

(新) 冷媒フロン類排出抑制推進費

50百万円（0百万円）

地球環境局 環境保全対策課 フロン等対策推進室

1. 事業の概要

フロン類は、家庭用・業務用の冷蔵・冷凍・空調機器、カーエアコンなどに冷媒として幅広く使われているが、オゾン層破壊物質や温室効果ガスであるため、その排出抑制対策はオゾン層保護及び地球温暖化防止を図る上で不可欠である。このため、フロン回収・破壊法に基づくフロン類の回収・破壊を推進するとともに、現場設置型機器やカーエアコンの使用時の冷媒漏洩対策に向けた実態把握等を推進する。

2. 事業計画

フロン回収・破壊法の確実な施行を図るためフロン回収業者・機器所有者等を対象とした普及啓発を行うと共に、機器使用中のフロン類の漏洩について、漏洩実態調査及び補充用冷媒使用実態調査を行い、この結果を踏まえて冷媒漏洩防止・補充用冷媒削減対策の検討等を図る。

3. 施策の効果

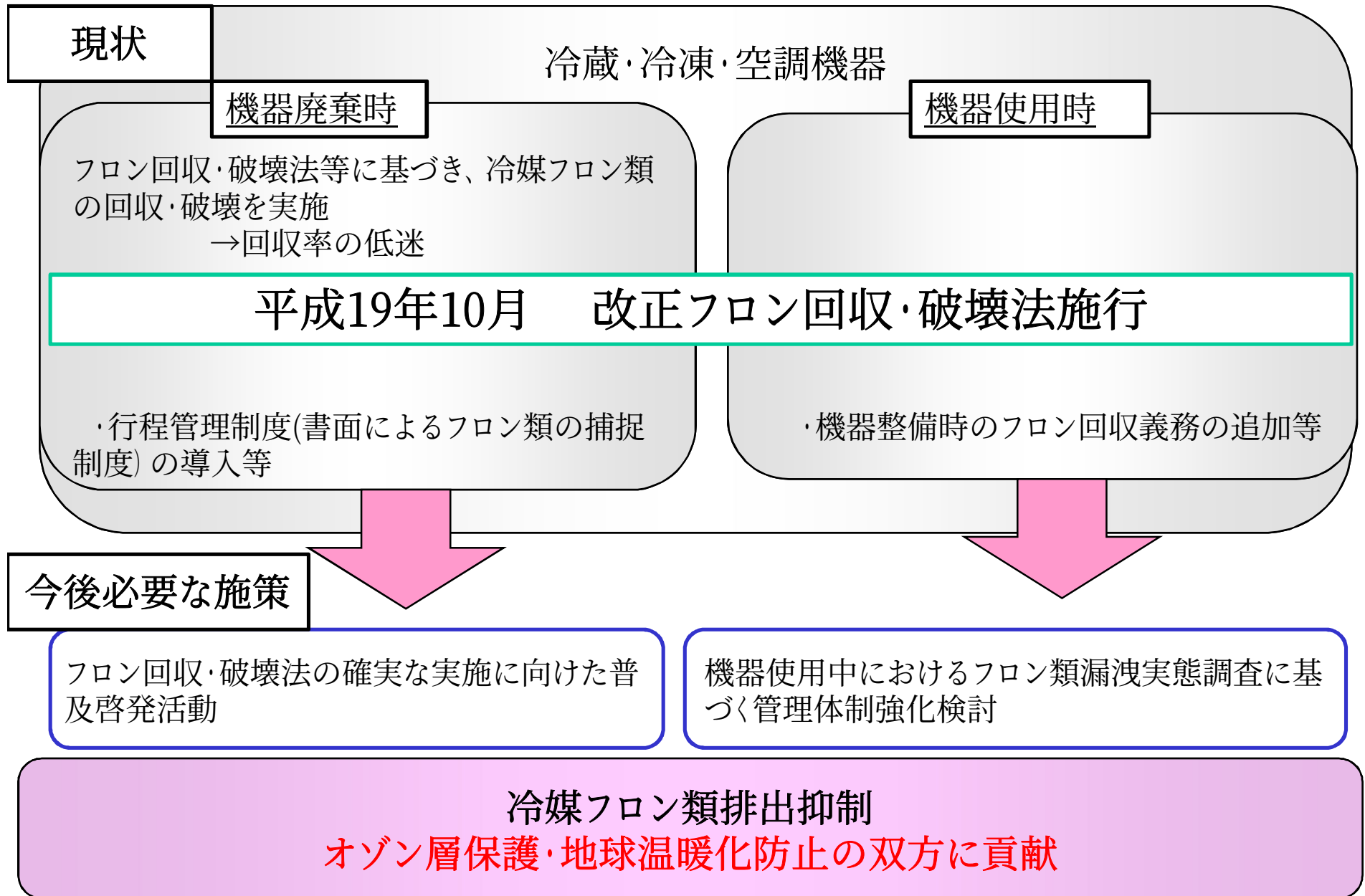
アウトプット 京都議定書目標達成計画、フロン回収・破壊法等に対応した冷媒フロン類排出抑制対策を推進する。

アウトカム オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。

4. 備考

調査費 50百万円

冷媒フロン類排出抑制対策



(新) フロン代替製品普及推進事業費

20百万円 (0百万円)

地球環境局 環境保全対策課 フロン等対策推進室

1. 事業の概要

フロンは、オゾン層破壊物質や温室効果ガスであることから、オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る上で、その排出削減のためには、フロンを使用しない（ノンフロン）製品（フロン代替製品）への転換を促進することが重要。

このため、フロン代替製品の普及啓発、普及促進方策の検討を行う。

2. 事業計画

フロン代替技術・製品が開発されているが普及が進んでいないダストブロワー（ほこり飛ばしスプレー）、住宅用断熱材及び自動販売機について、関係事業者、関係団体等に対する普及啓発を行うとともに、フロン代替製品の普及を妨げている要因の調査を行い、その対処方策の検討等を行う。

また、カーエアコンの冷媒については、HFC（ハイドロフルオロカーボン）が現在主流であるが、代替冷媒に関する国内外の開発状況等を調査し、代替促進方策の検討を行う。

3. 施策の効果

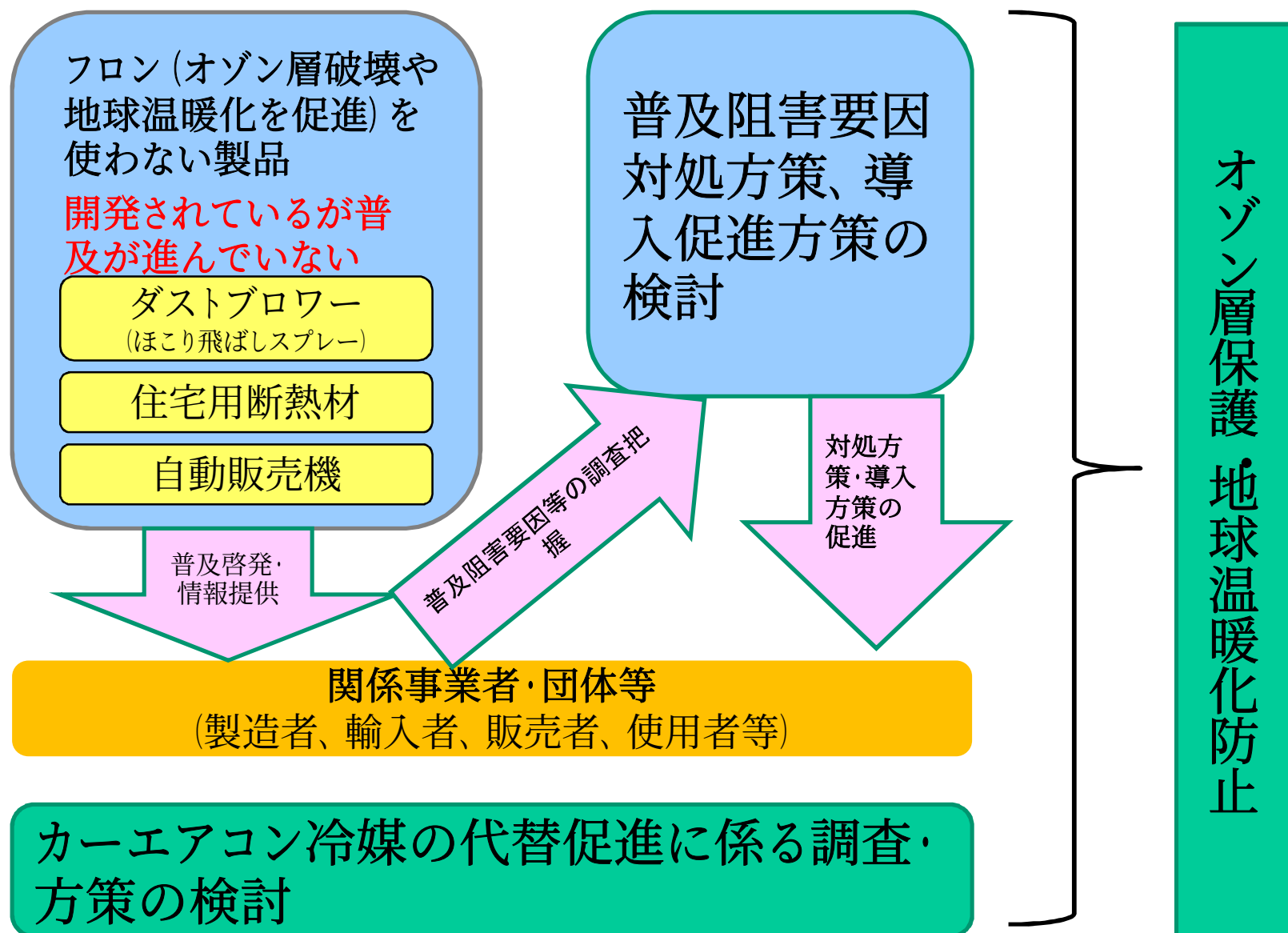
アウトプット オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を踏まえたHFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）等の生産・消費の全廃、京都議定書目標達成計画を踏まえたHFCの排出抑制を図る。

アウトカム オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。

4. 備考

調査費 20百万円

フロン代替製品の普及促進



(新) 新フッ素系物質等に係る地球温暖化対策検討費

40百万円（0百万円）

地球環境局 環境保全対策課 フロン等対策推進室

1. 事業の概要

フッ素系物質のうち、代替フロン等3ガス（HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF₆（六フッ化硫黄））については、温室効果ガスとして京都議定書の対象とされている。

2007年にとりまとめられた気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書（AR4）では、京都議定書の対象外であるNF₃（三フッ化窒素）、HFE（ハイドロフルオロエーテル）等のフッ素系物質について地球温暖化係数が示された。現在、ポスト京都議定書に係る国際的な議論においては、これらの新たなフッ素系物質の取扱いについて検討が行われている。

このため、これらの物質の使用実態、地球温暖化に及ぼす寄与の度合い等の調査を行い、その結果等を踏まえ排出抑制対策の検討を行う。

2. 事業計画

ポスト京都議定書への国内外の対応に向け、NF₃、HFE等AR4に示されている京都議定書対象外のフッ素系物質の使用実態、地球温暖化に及ぼす寄与、代替化の動向、排出抑制技術等の調査を行い、その結果を踏まえて、排出抑制対策の検討等を図る。

3. 施策の効果

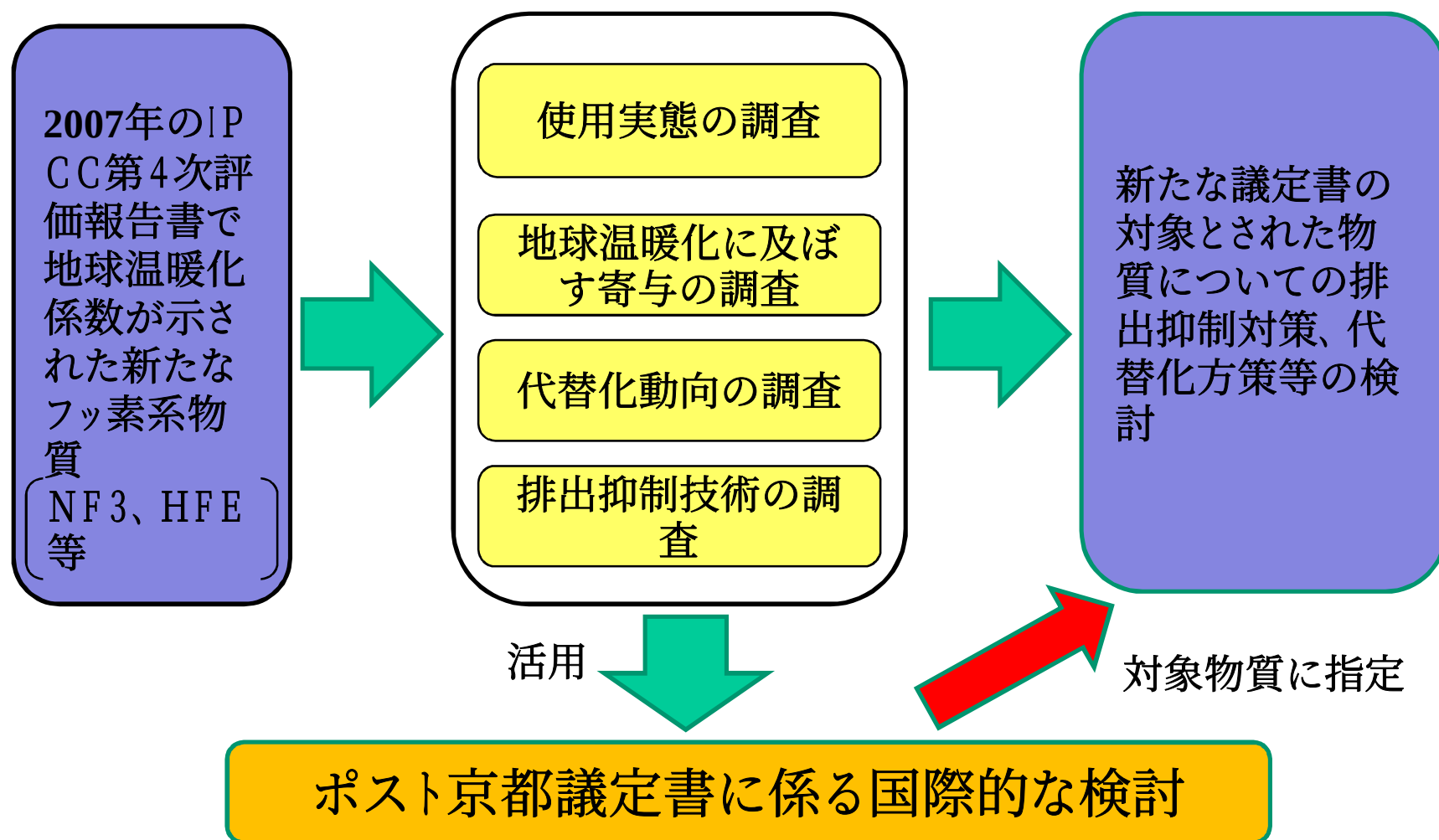
アウトプット ポスト京都議定書に対応した国内外の検討に資する。

アウトカム 地球温暖化防止を図る。

4. 備考

調査費 40百万円

新フッ素系物質に係る地球温暖化対策



森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費

９６百万円（５６百万円）

地球環境局総務課研究調査室

１．事業の概要

COP7(第7回気候変動枠組条約締約国会議)のマラケシュ合意により、我が国の森林経営による二酸化炭素の吸収量は、1,300万炭素トン（対基準年比3.8%）算入できることとされ、「京都議定書目標達成計画」でも、その確保が目標とされている。

さらに、今後は、京都議定書第二約束期間以降の吸収源に関するルールづくりについて、国際交渉が本格化する。

これら背景を踏まえ、本事業では、京都議定書第一約束期間における吸収量目標の達成が確実となる体制の構築、京都議定書第二約束期間における吸収源の計上方法に関する我が国としての総合的な戦略構築を図る。

２．事業計画

京都議定書第一約束期間における吸収量目標の達成のため、国際的に認められる森林吸収量の測定、推計、監視、報告体制の設計や報告・検証に必要なデータ整備等を行う。

京都議定書第二約束期間における吸収計上オプションの検討を行うとともに、世界銀行が設立した森林炭素パートナーシップ基金（F C P F）に係る技術的支援等を行う。

３．施策の効果

京都議定書第一約束期間における吸収量目標の達成に資する。また、京都議定書第二約束期間における吸収源の計上方法に関する我が国としての総合的な戦略構築することができる。

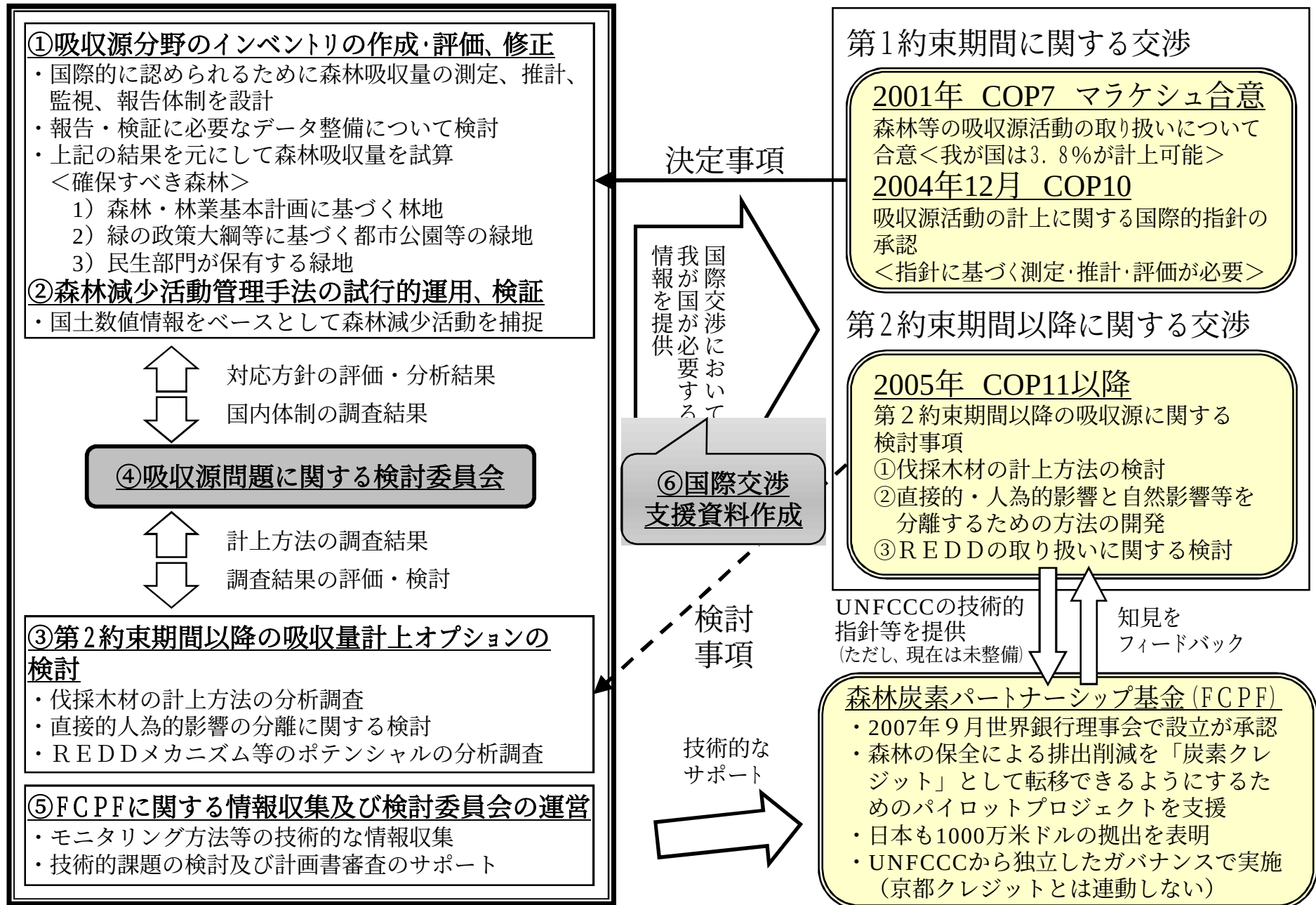
４．備考

事業費 ９６百万円

森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査

本事業

国際交渉



(新) 森林保全活動に対する民間資金の導入方策検討調査費

14百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

- ・森林保全活動に対する効用を極大化させるため、資金力を有する民間企業等と技術・知見を有する環境N G Oや大学・研究機関等が連携し、共同事業の実施を促すための方策を検討。

(背景)

- ・企業等による植林等の環境投資意欲が高揚しているものの、技術力が不足し、必ずしも効果が上がっていない。一方、環境N G Oや大学・研究機関等は技術・知見を持ち合わせているものの、一般に資金が不足。
- ・世界的な森林保全活動に、ODA 等国費のみではなく、民間からの資金の導入を促進することは、国連森林フォーラム（UNFF）等世界的な課題。プロジェクトベースで熱帯林の持続可能な森林経営を推進している国際熱帯木材機関（ITT0）においても構造的な課題。

2. 事業計画

- (1) 企業、業界団体等のCSR等の取組としての環境貢献活動に関する情報（予算規模を含む。）の収集、森林保全分野の活動とその課題について情報収集。
- (2) 環境問題に取り組む多様な主体（主なN G O、N P O、公益法人、研究機関等）の環境保全活動に関する情報（予算規模を含む。）、森林保全分野の活動とその課題について情報収集。
- (3) ITT0 から、プロジェクトについての情報を収集し、それぞれの概要を作成等。
- (4) 企業・業界団体等と環境問題に取り組む多様な主体の情報を効果的にマッチングするためのプラットフォームの構築に向けた検討。
- (5) プラットフォームの情報の更新等のメンテナンス、プラットフォームのP R及び事業継続のための方策の検討。

3. 施策の効果

世界的な森林保全活動に対する民間資金の導入方策を検討し、我が国の官民併せた世界の森林保全への取組の極大化を目指す。

4. 備考

調査費 14百万円

(新規) 森林保全活動に対する民間資金の導入方策検討調査費 14,380千円

全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書 (NLBI) (UNFF7, 2007)

「VI. 国際協力及び実施手段 (抄) : 民間・公共・国内・国際的財源からの新たな追加的財源措置を講じる」

企業 (民間資金)

- ・CSR活動の高まり
- ・森林保全活動への関心
- ・豊富な資金
- ・ノウハウの欠如

情報集約

NGO、研究機関

- ・技術・知見の蓄積
- ・資金難
- ・小規模な活動

情報集約

国際熱帯木材機関 (ITTO)

- ・持続可能な森林経営プロジェクト
- ・多くのプロジェクトが資金提供待ちの状態

気候変動枠組み条約 (京都議定書)

- ・植林CDM
- ・REDD (森林減少・劣化に起因する温室効果ガスの排出抑制)

プラットフォーム構築 事業内容と資金投資のマッチング

(WEBページ、ポータルサイト、検索・コンサルティングシステム等)

企業-NGO共同プロジェクト実施、企業→ITTOの抛出等
官 (ODA) ・民による世界の森林保全への取組 (投資) の促進、効果の極大化

(新) 低炭素社会国際研究ネットワーク事業

150百万円(0百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)では、化石燃料に依存し続ける社会では、今世紀末に約4℃気温上昇するとシナリオ予測されている。

こうした中、日本政府は、2005年以来、グレンイーグルスプロセスの一部として、英国政府と低炭素社会に関する共同研究を立ち上げた。

さらに、本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合において、低炭素社会に関する国際研究ネットワーク化が合意されており、本事業では、国内の低炭素社会に関する研究成果を取りまとめるとともに、我が国がリーダーシップをとり国際研究ネットワーク活動を支援することにより、低炭素社会に関する国際研究を推進する。

2. 事業計画

国際ネットワーク活動を支援し、さらに、わが国の関連の研究機関・大学・産業界・市民などに広く呼びかけ、国際的な研究成果や最新の動向に関する情報の共有・各主体の行動への反映などを行う。

3. 施策の効果

G8国の枠に加え、広く各国の研究機関がそれぞれ展開している低炭素社会に関する研究の成果や情報の共有を進め、今後のG8環境大臣会合や気候変動に関する国際交渉プロセスに貢献できる。

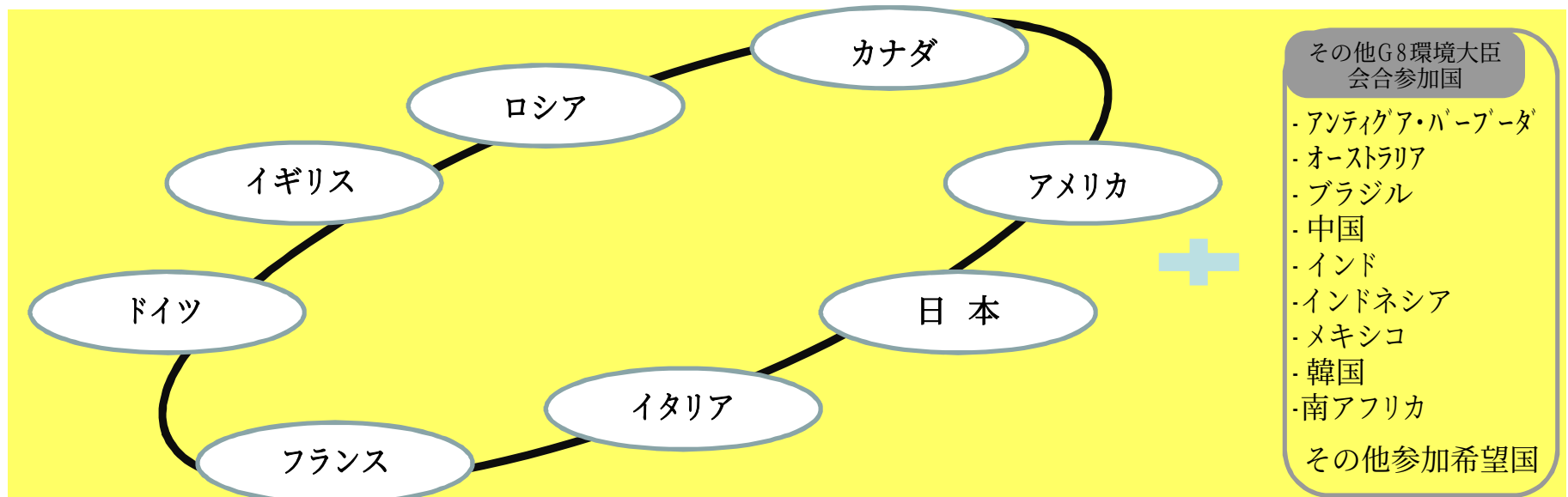
4. 備考

事業費 150百万円

低炭素研究に関する国際ネットワーク

コンセプト

- ・ G 8 神戸環境大臣会合のフォローアップとして、低炭素社会づくりのビジョンの確立に向けた研究協力と情報交換を推進する
- ・ ネットワークは、各国政府が指名した研究機関によって構成される



地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

環境省設置法第4条第3号の規程に基づいて、関係府省の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究費を環境省において一括して予算計上し、その配分を通じて国の環境保全に関する試験研究の総合調整を図るものである。

研究対象は、地球環境保全のうち、各府省が中長期的計画的かつ着実に、関係研究機関において実施すべき研究(中長期的な観測研究、条約に対応した科学的パラメータ算出のための研究など)としている。

平成18年度には、「地球観測の推進戦略」(平成16年12月 総合科学技術会議意見具申)を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測体制の整備のため、「地球観測モニタリング支援型」を創設した。

2. 事業計画

平成21年度は、研究目標の達成に向け、平成20年度以前に開始した研究のうち7課題を継続して着実に実施する。

また、温暖化適応策を導くための森林動態データ観測ネットワークの構築や、大気中酸素及び炭素同位体の長期観測による二酸化炭素の全球収支解明など、地球観測モニタリングを担う課題5つの研究を新たに開始する。

3. 施策の効果

・モニタリングデータは、国立環境研究所の地球観測連携拠点等を通じ、関係省庁・機関に提供されるほか、気候変動影響の監視評価、国民への情報提供に資する。

・地球環境保全を目的とした試験研究経費に関する関係行政機関間の適切な役割分担と政府全体としての整合性の確保を図りつつ、地球温暖化研究を政府全体として強化することができる。

4. 備考

12研究課題 375百万円

地球環境保全試験研究費 (地球一括計上)

施策の概要

国の研究機関(所管の研究機関を含む)を対象に、地球温暖化問題の解決に資する科学的知見の集積を通じ、行政課題の解決を科学的側面から支援することを目的に平成13年に創設。

・外部有識者委員による審査(事前・中間・事後評価)

特に、中長期的な視点から関係行政機関(所管の研究機関を含む)が主導的かつ着実に進めるべき研究を行う。

環境省の他の研究資金(地球環境研究総合推進費など)への成果の受け渡しにより、温暖化に関する研究の進展が効率的・効果的になることが期待される。

近年の成果

東アジアのハロゲン系温室効果ガスの排出を観測



タワーから大気の
定期的な採取

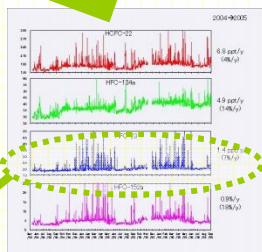


現場での
分析

・波照間観測ステーションにおけるハロゲン系温室効果ガスの観測から、経年増加と中国・日本・台湾・韓国などからの影響による汚染ピークが認められた。

・波照間で観測される化合物の濃度変化を利用することにより、東アジアの地域ごとの排出量がある程度推定することが可能となった。
→たとえば中国からのHFC-23排出量は年間11Ggにのぼる可能性がある。

分析データの
時系列化



ピークの検出と東アジアの
排出実態の解析

地球一括計上の成果は、気候変動予測の精度向上に大きく寄与

平成18年度から、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測体制整備のため、「地球観測モニタリング支援型」を創設

↓
長期的な観測を行うことにより、初めて見えてくる時系列の変動もあり、将来の地球環境研究にとって重要な基礎的な研究と観測調査である

「21世紀環境立国戦略」では、温暖化に関するモニタリングを長期に着実に実施することが明記されていることから、「地球一括計上」の果たす役割は大きい

IPCCの次期報告書への科学的知見の提供という観点からも、中長期的な視点に立った「地球一括計上」の成果は重要な役割を果たせる

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

平成20年8月に施行された「宇宙基本法」でも、国民生活の向上・人類社会の発展等に資する人工衛星の利用、国際協力等の推進が重要とされている。こうした背景の下、本事業では、地球環境分野における衛星データ利用の状況・ニーズ、国際的なデータ利用の実態等を把握すると共に、それら結果を踏まえ、今後の環境行政部局における効果的・効率的な地球観測衛星データ利用の促進を図る。

2. 事業計画

衛星運用機関等が有する衛星観測データを利用した、各種の地球環境分野（温室効果ガス濃度、越境大気汚染、海洋汚染、森林破壊、沿岸浸食、海氷面積等）のプロダクト作成可能性について調査する。また、環境行政部局における衛星データ利用ニーズを把握した上で、作成したプロダクトの環境施策の実施等への利用可能性について検討・精査する。

以上の結果をとりまとめ、環境行政における積極的な衛星データ利用に関するガイドラインを作成し、地球環境分野における衛星データ利用の普及・促進を図る。

3. 施策の効果

国民生活の向上等に資する観点から、環境行政施策の実施等における衛星データの利用促進が期待される。

4. 備考

事業費 12百万円

衛星による地球環境観測データ利用の促進

- 平成14年6月 総合科学学術会議「今後の宇宙開発利用に関する取り組みの基本について」（議長：内閣総理大臣）⇒ 地球環境監視を今後10年間の宇宙開発利用の重点化三分野の一つとする。
- 平成20年8月 「宇宙基本法」施行 ⇒ 国は国民生活の向上等に資する人工衛星の利用に関する施策を講ずるものとする

地球観測衛星データを利用した地球環境監視

- ・温室効果ガス濃度、そのフラックス
- ・大気汚染（光化学オキシダント）、黄砂
- ・海洋汚染、海面水位、沿岸浸食、海水面積
- ・森林破壊、氷河湖形成 等

衛星運用機関等

- ・衛星観測データの利用した
プロダクト作成状況

環境行政部局

- ・衛星観測データ利用ニーズ

実態調査

調査・衛星データ
利用可能性精査

国外

- ・衛星観測データの環境行政への利用状況

実態調査

環境省

衛星データ利用促進費

- 衛星観測データを利用した、各種分野のプロダクト作成可能性の調査
- 環境行政部局における衛星観測データ利用ニーズの把握、プロダクトの施策への利用可能性の検討・精査
- 環境行政における衛星観測データ利用ガイドラインの作成

- 環境行政施策の実施等における衛星観測データの利用促進

地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

260百万円（111百万円）

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）は、当該地域の参加21ヶ国が参加し、地球変動研究に対する競争的な研究資金を提供する機関。政府間会合・科学企画委員会を開催し、地域の政策ニーズと科学的な研究ニーズに基づいて、共同研究・能力開発プログラムへの支援を行っている。

2008年1月にダボス会議にて、福田総理が表明したクールアースパートナーシップにおいて、今後5年間で地球温暖化の緩和・適応策に1兆2500億円程度の支援を行うこととされた。

これら背景を踏まえ、本事業では、既存のプログラムに加えて、気候変動による影響予測焦点をあてた特別枠を新たに創設し、途上国における影響予測を踏まえた適応能力の向上を図ると共に、アジア太平洋気候変動評価報告書を作成する。

2. 事業計画

平成21年3月に開催予定の政府間会合・科学企画委員会において、「影響予測」についての研究・能力開発ニーズを把握。平成21年度から、共同研究プログラム及び能力開発プログラムに「影響予測」枠を創設。プロジェクトの公募を行う。気候変動影響に対する脆弱性評価、地域的な影響予測などのプログラムを着実に実施する。

アジア太平洋気候変動評価報告書を作成する。

3. 施策の効果

途上国自らが温暖化の将来予測や地域の環境・経済・社会状況に基づく適切な脆弱性評価を実施し、リスクを同定し、その回避・低減方策を検討する能力が高まる。APNの支援による研究成果について、アジア太平洋諸国（特に途上国）の政策決定への活用機会が高まる。

4. 備考

拠出金 260百万円

地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

アジア太平洋地球変動ネットワーク (APN) — 当該地域の21ヶ国が参加する地球変動研究に対する競争的な研究資金を提供する機関 — へ既存のプログラムへ加えて、気候変動による「影響予測」枠を新たに創設し、途上国における影響予測を踏まえた適応能力の向上を図る。
また、APNの支援による研究成果を広く世界に発信し、政策決定への活用を促進するため、外部有識者をレビュアーとした「アジア太平洋気候変動評価報告書」を作成し、広く公表する。



APNの枠組を利用した、アジア各国の研究ニーズの把握、計画的な研究の実施

■ 公募型共同研究 (1998～2008年度実績) 126案件
※研究者数概ね450人

■ キャパシティ・ビルディング型研究 (2003～2008年度実績) 52案件
※研究者数: 概ね130人以上

新たに「影響予測」枠を創出

[背景]

- 「21世紀環境立国戦略」において、温暖化の影響を受けやすい地域 (特に途上国) への対策が必要、と云及。
- IPCC 第4次評価報告書: 自然資源に経済を依存する途上国は、気候変動に対して脆弱。

[施策の効果]

- 途上国自らが温暖化に将来予測や地域の環境・経済・社会状況に基づく適切な脆弱性評価を実施し、リスクを同定し、その回避・低減方策を検討する能力を高める。
- APNの支援による研究成果について、アジア太平洋諸国 (特に途上国) の政策決定への活用機会を高めるとともに、科学的知見の提供により当該国における地球環境に対する意識を高める。

アジア太平洋気候変動評価報告書の作成・公表 (数年に1回)

(新) 気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業

40百万円(0百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

環境省が平成20年6月に「気候変動への賢い適応」において、国内でも国民生活に関係する広い分野で一層大きな影響が予想されるとの報告がなされた。

このため、本事業では、食料、水環境・水資源、自然生態系、防災・沿岸大都市、健康、国民生活・都市生活、途上国の各分野ごとの今後の温暖化による影響予測に関する情報を収集、整理し我が国における、今後の効果的、効率的な適応策の検討を推進する適応指針の策定、実行、評価を行うものである。

2. 事業計画

平成21年度から主に気候変動影響・適応に関する、情報収集を開始し、定期的に評価報告書として取りまとめるとともに、適応策に関する指針を検討する。

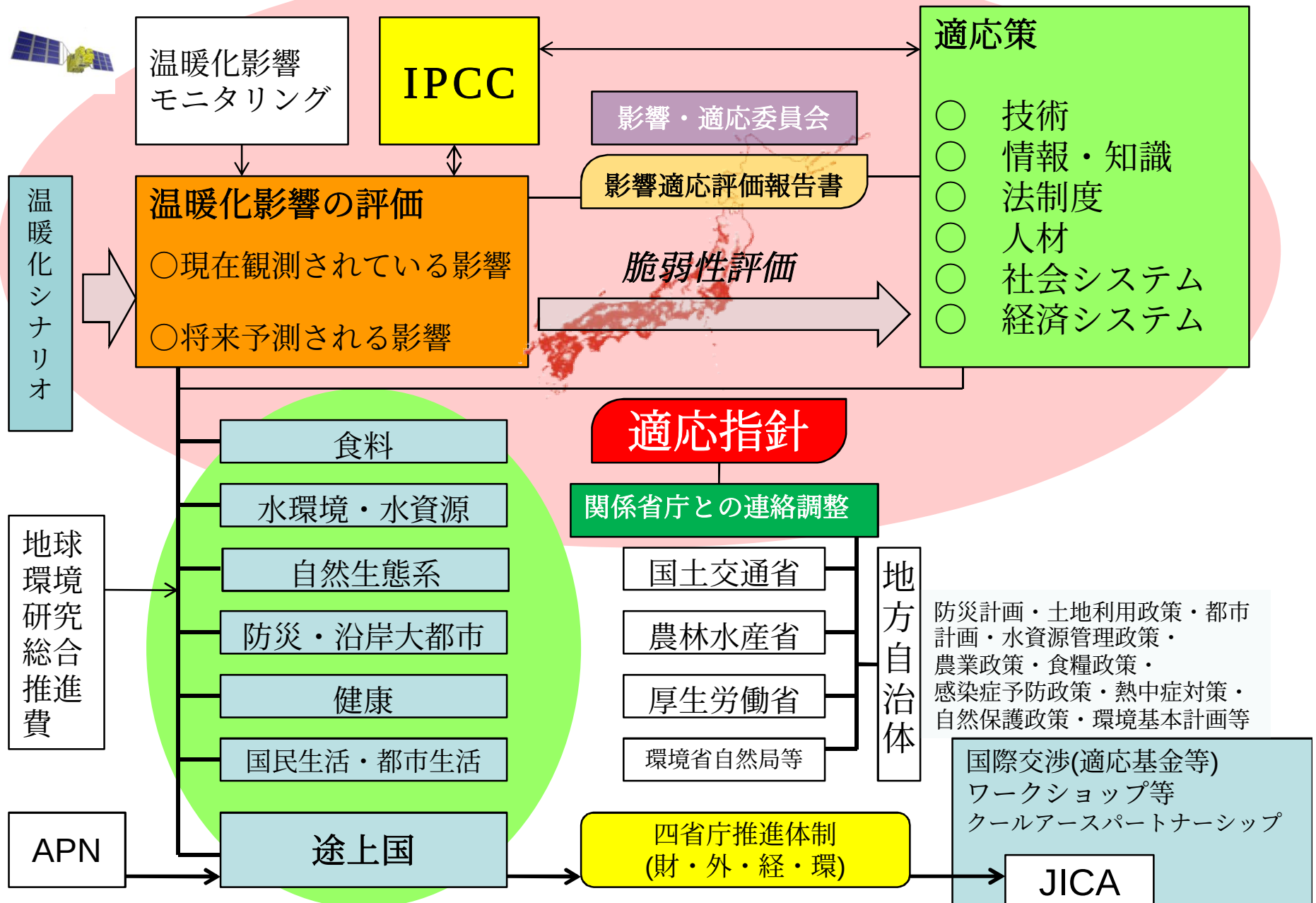
3. 施策の効果

気候変動に対し精緻な予測の下、早期に計画的な取組体制を確立することが可能となり、気候変動による被害の大幅な低減が期待できる。

4. 備考

調査費 40百万円

気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業



京都メカニズム運営等経費

200百万円(68百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の概要

国別登録簿は、京都議定書に基づき附属書Ⅰ国が各国ごとに設置しなければならない義務を有するものであるだけでなく、償却口座に移転された排出枠・クレジットの量により我が国の京都議定書の排出削減目標の遵守が決められること、その整備が京都メカニズム活用の必要要件であることから、我が国が議定書の削減目標を達成する上で極めて重要な基盤である。

国別登録簿の運営管理を引き続き適切に実施していくとともに、京都クレジットの取引システムとして積極的に活用されるよう、登録簿が本来備えるべき機能の追加・拡充を図る。そして、取引市場(取引所等)との将来的な取引の連携等も視野に入れた、システム基盤の強化及び機能追加を行う。

2. 事業計画

- ・登録簿システムの運営
- ・CER、ERU 等各クレジットの移転
- ・諸外国における登録簿システムに関する 動向調査
- ・システム基盤の強化
- ・登録簿システムの機能追加・改修（事業者支援機能の充実、等）

3. 施策の効果

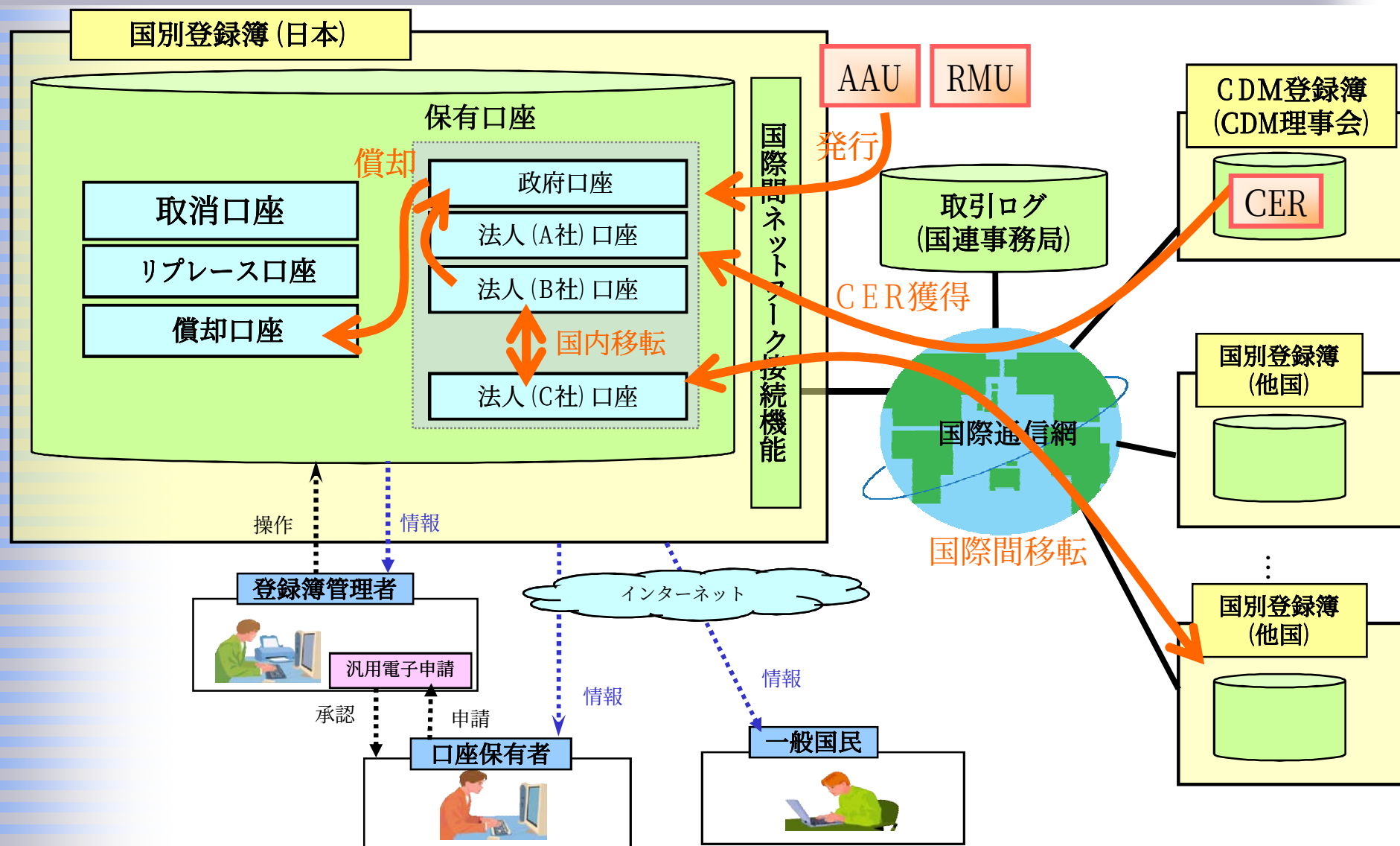
- ・国別登録簿を適切に運用・管理し、当該システムを京都クレジットの取引システムとして活用することにより、京都議定書目標の達成に資する。

4. 備考

委託費 200百万円

- ・国別登録簿等整備事業 200百万円

日本国別登録簿システム～システム概要



地球規模生物多様性モニタリング推進事業（一部新規・拡充） 372百万円（290百万円）
--

自然環境局生物多様性センター

1. 事業の概要

- ①全国約1,000カ所のモニタリングサイトを中心とした総合的・継続的な生態系モニタリング事業の強化を行う。
- ②新たに、アジア太平洋地域の各国政府、国際機関との連携により地球規模での生物多様性モニタリング体制の構築を進める。
- ③平成20年度に開始したアジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブの拡充を行う。

2. 事業計画(平成21年度～平成23年度)

- 平成21年度（2009）
- ①高山帯等での定点自動撮影による温暖化影響観測開始
 - ②地球規模の生物多様性に関する調査データの集約・総合的解析・予測手法の検討、各国政府及び国際的枠組みとの連携方策検討
 - ③生物インベントリー構築のための国際会合開催、生物分類キャパシティ・ビルディングの行動計画案作成及びパイロット研修プログラムの実施

- 平成22年度（2010）
- ①前年度事業の継続実施
 - ②前年度事業の継続実施の他、アジア地域での研修プログラムの実施、COP10へのインプット
 - ③COP10におけるアジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブの正式発足と参加国増加促進、生物分類キャパシティ・ビルディング行動計画の実施

平成23年度以降

- ①～③前年度事業の継続実施

3. 施策の効果

- 関係省庁・各調査研究機関との生物多様性情報の共有・連携
- 効率的かつ精度の高い生態系の総合監視・予測評価・モニタリングの実施による生物多様性保全の推進（温暖化影響の把握・保全対策を含む）
- ミレニアムアセスメント（MA）、世界生物多様性概況（GB03）の実施支援
- 生物多様性条約GTI（世界分類学イニシアティブ）作業計画への成果提供
- 地球規模での生物多様性の科学的把握・モニタリング体制の構築に関する我が国のイニシアティブ発揮
- 2010年に開催される生物多様性条約COP10への日本からの情報発信・貢献

4. 備考

調査費 372百万

(内訳) 重要生態系監視地域モニタリングの強化	304百万円
国際連携による生物多様性モニタリング体制の構築	43百万円
アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブの推進	25百万円

地球規模生物多様性モニタリング推進事業費

重要生態系監視地域モニタリング推進事業 (モニタリングサイト1000)

- ①温暖化による各生態系への影響を、より確実に把握
- ②データロガー及び定点撮影によるモニタリングの実施
- ③情報・標本管理体制の整備



高山生態系の変化把握



積雪量と雪解け時期を記録

情報・標本管理体制の整備



ヒメガフチョウ

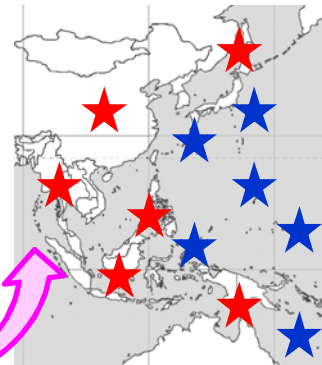
チョウ目 アゲハチョウ科



ミヤマクワガタ

クワガタ目 クワガタ科

モデル手法



★ 森林サイト

★ サンゴ礁サイト

アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ推進事業

気候変動等による地球規模の生態系変化の把握

- ①各種データの収集と統合的解析
- ②地球規模モニタリング体制構築のための枠組み構築 (国際ワークショップ開催)
- ③統一的モニタリング手法の開発と研修の実施

- ①生物多様性保全施策に必要な生物情報インベントリー整備
- ②分類学能力向上研修プログラムの開発・実施



地球規模生物多様性モニタリング・ネットワーク・イニシアティブの推進

MA及びGBO3実施支援、GEOSS、GBIF登録等へのデータ提供、GTIへの貢献

(新)生物多様性地球温暖化影響及び適応策等検討事業費 10百万円(0百万円)

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

わが国における地球温暖化による生物多様性への影響の把握や将来予測、効果的な適応策や緩和策などについて、研究者等による評価・検討を行う。

主な評価・検討項目は下記のとおり。

(1) 影響予測

- ① 地球温暖化による生物多様性への影響の詳細な把握、段階的な気温上昇に応じた影響の予測
- ② 温暖化による影響の程度と地域分布を示す地図の作成

(2) 緩和策

- ① 森林、湿原、草原等の代表的な生態系における炭素蓄積量の定量的評価、潜在的な緩和効果の評価
- ② 草本質系バイオマスの化石燃料代替効果の評価

(3) 適応策

- ① 気候変動に対する適応力が高い生態系ネットワークのあり方や生態系の健全性を維持するための効果的な方策などの検討
- ② 高山帯などの特に脆弱な地域における生物の避難場所の特定や効果的な保全方策の検討、生息域内保全が難しい場合の移植や域外保全のあり方などの検討

2. 年次計画

平成21年度 影響の把握・予測

平成22年度 リスクマップ作成、緩和策・適応策検討、中間報告

平成23年度 緩和策・適応策検討、全体とりまとめ

3. 成果目標

- ① 地球温暖化によるわが国の生物多様性への影響を明らかにすることで、人間生活や社会経済等への影響を予測する。
- ② 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応方策について検討を行うことで、環境変化への適応力が高い生態系の保全・再生につながるとともに、生物多様性の保全と地球温暖化の防止の両面への効果が期待できる。
- ③ COP10において、わが国における気候変動と生物多様性に関する取組を世界に向けて発信するとともに、生物多様性の観点からの温暖化の緩和や適応方策についての知見を積極的に情報提供する。

4. 備考

(事業費内訳)

研究者等による地球温暖化による生物多様性への影響把握・予測 10百万円

生物多様性地球温暖化影響及び適応策等検討事業

第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)
逃れられない深刻な問題として、「地球温暖化による危機」を新たに位置付け

生物多様性基本法(平成20年6月施行)
第20条 地球温暖化の防止等に資する施策の推進

背景

生物多様性条約COP9(平成20年5月ドイツ・ボン)
気候変動による生物多様性への影響に注目が集まった。2010年のCOP10(名古屋市)では、主要議題の一つとなることが予想される

生物多様性の観点からの調査研究の不足
特に、緩和策や適応策に関する検討が不十分

- 地球温暖化による生物多様性への影響の把握や将来予測
- 生物多様性の観点からの効果的な適応策や緩和策の検討

影響予測

段階的な気温上昇による
影響予測

温暖化リスクマップの作成
(脆弱な地域の特定)

緩和策

代表的な生態系ごとの
炭素蓄積量の定量的評価

草本質系バイオマスの
化石燃料代替効果の評価

適応策

気候変動に適応力が高い
生態系ネットワークの検討

脆弱地域での保全方策の検討
移植や域外保全のあり方の検討

(新) 気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費

50百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

現在、気温上昇や温排水などにより、都市部やその周辺を中心に水温上昇による水環境の悪化が見られ始めている。たとえば、多摩川での外来熱帯魚等の繁殖、琵琶湖等の湖沼における下層低酸素状態の進行、底泥からの栄養塩や有害物質の溶出、底層生物の斃死、東京湾等内湾における貧酸素化の進行、シャコ等の漁獲量減少等が指摘されている。

IPCC報告によると地球規模の気候変動により一定の気温上昇は避けられないと予測されている。今後、気温上昇に伴う河川、湖沼、海域の水温上昇により、多くの地域で、日本固有の在来生態系の消失や、アユ・ワカサギ漁など日本において重要な内水面漁業に甚大な影響を生じるおそれがある。また、水量減少に伴う河川での排水希釈効果の減退や水温上昇による水中有機物の酸素消費速度の増加により、排水基準値設定や、有機物を中心とする生活環境項目基準値設定の考え方を見直す必要も生じると考えらる。このほか、東京湾等の大都市に隣接する内湾等のヒートアイランド現象の緩和効果の低下も想定されるところである。

そこで、①気候変動により引き起こされる水温上昇による影響の発生状況に関する水域毎の予測を行い、特に現段階から対策を必要とする水域を抽出するとともに、②水環境保全や生態系保全等の観点からあるべき水温の目安を設定するとともに、③一定の水温上昇を前提とした水質保全策としての健康項目や生活環境項目の排水規制のあり方の検討と水温上昇の緩和策としての温排水管理や下層への溶存酸素供給等の実行可能な対策手法を検討し、公共用水域における水温上昇による様々な悪影響を緩和あるいは防止する施策のあり方について検討を進める必要がある。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23	H24
・ 気候変動による水質等影響に係る関係調査				
・ 気温上昇が実環境中の水生生物の生息に及ぼした影響調査				
・ 気候変動による水温、水質に対する影響メカニズムの解明及び予測シミュレーションモデルの検討				

・水温及び水質の変動による生態系への影響予測手法の検討 ・気候変動による都市隣接内湾が有するヒートアイランド緩和効果への影響評価 ・水質・生態系シミュレーションによる要対策検討エリア抽出調査 ・水温、水量等の変化に伴う排水規制等のあり方検討 ・目標とすべき水温の設定 ・気候変動による水質影響に対する実行可能な対応策の検討				

3. 施策の効果

気候変動に伴う水温上昇等の影響を水域毎に予測を行い、特に現段階から対策を必要とする水域を抽出するとともに、あるべき水温の目安や、一定の水温上昇を前提とした水質保全策としての健康項目や生活環境項目の排水規制のあり方の検討と水温上昇の緩和策としての温排水管理や下層への溶存酸素供給等の実行可能な対策手法を検討し、水温上昇による公共用水域の水質悪化等の影響緩和・防止を図る。

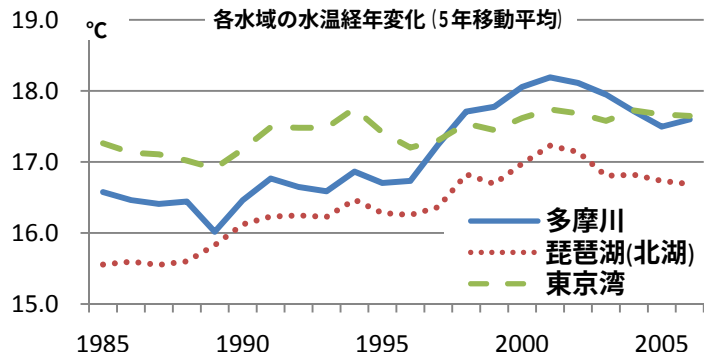
4. 備 考

調査費 50 百万円

(内訳) ・気候変動による水質等影響に係る関係調査	1 2 百万円
・気候変動による水温、水質に対する影響メカニズムの解明等検討	2 7 百万円
・水温及び水質の変動による生態系への影響予測手法の検討	1 1 百万円

気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査

公共用水域における水温上昇



水温上昇による影響の一部顕在化

- ・多摩川への熱帯魚の侵入
- ・琵琶湖の全循環不全、下層低酸素化、生物斃死
- ・東京湾の貧酸素化、シャコの減少 等

水温上昇・水量減少による影響拡大の懸念

- ・アユ・ワカサギ等の内水面漁業への甚大な影響
- ・希釈水量減少による排水基準値設定の考え方の見直し
- ・有機物量に対する溶存酸素消費量の関係の変化
- ・ヒートアイランド現象の緩和効果の低下

水温上昇による影響の把握と影響対応策の検討

水質

- ・既存調査結果の整理
- ・長期トレンドデータ解析
- ・メカニズム解明と予測シミュレーション手法の検討

水生生物

- ・水生生物生息と気温上昇の関連性調査
- ・生態系への影響予測手法検討及び予測

ヒートアイランド

- ・ヒートアイランド緩和に役立つ海域での温暖化影響の検討

対策の検討

- ・水温、水量等の変更に伴う排水規制等の施策への影響調査
- ・目標とすべき温度の目安の設定
- ・水域毎のシミュレーションの実施、課題となる水域の抽出
- ・一定の水温上昇を前提とした実行可能な対策手法の検討
 - [水質保全策例] 排水規制のあり方の検討
 - [水温上昇緩和策例] 温排水管理、下水・発電の廃熱利用

水温上昇による公共用水域の水質悪化等に対する影響対応策の確立

(新) 地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務

70百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

平成20年6月に成立した改正地球温暖化対策の推進に関する法律では、一定規模以上の地方公共団体に対して、実行計画（旧地域推進計画）の策定が義務づけられることとなった。しかし、活動量の把握が困難等の理由により、域内の排出量の推計が困難な自治体も多いことから、国が市町村別の推計を行い、データが必要な自治体に提供できる仕組みを作る。

2. 事業計画

地方公共団体毎に、住民一人あたり、勤労者数あたり、自動車台数あたりなどの排出単位あたりの温室効果ガス排出量を、国内排出量を踏まえ、数ヶ月以内に集計して公開する仕組みを構築する。

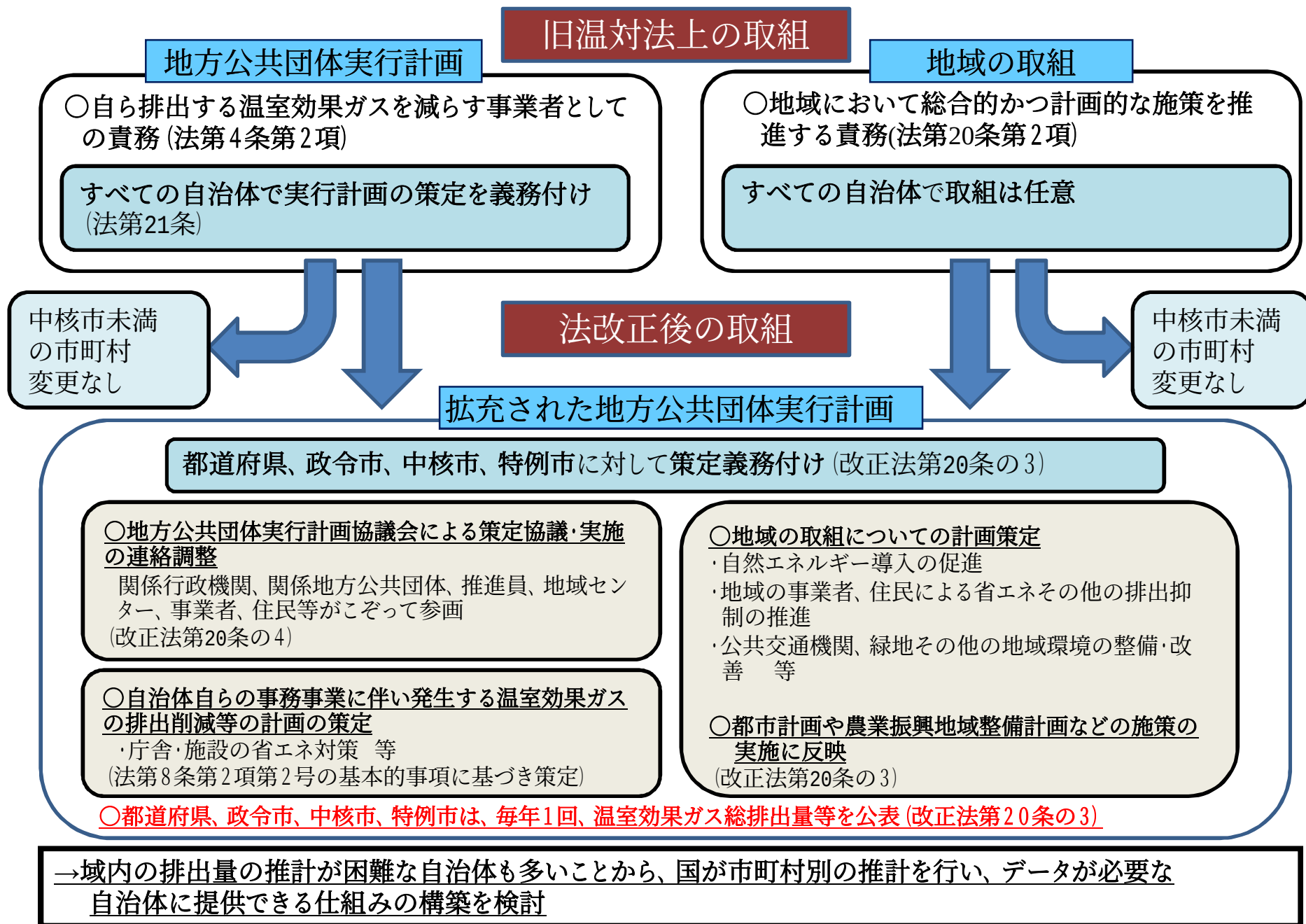
3. 施策の効果

主に家庭部門と運輸部門のうちの旅客輸送による二酸化炭素排出量の推移を自治体および国民に周知させ、行政区毎の目標達成の程度を示すことが出来る。

4. 備考

環境保全調査費 70百万円

(新) 地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務



地球温暖化対策推進法施行推進経費((新)地方公共団体実行計画策定支援) 60百万円(4百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

改正前の温対法では、地方公共団体は、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの削減計画（旧地方実行計画）の策定が義務づけられるとともに、区域内の活動に伴う温室効果ガスの削減に関する計画（地域推進計画）を策定する(任意)こととされていた。

今回の法改正では、都道府県、指定都市、中核市及び特例市においては、地方実行計画(新実行計画)の中に区域内の活動に伴う温室効果ガスの削減に関する計画（地域推進計画）を盛り込むことが義務づけられた。

一方、特例市未満の自治体においては、旧地方実行計画の策定率が、45%（平成19年12月調査）と進んでいない。特に、規模の小さな自治体において、「人員が十分でない」、「策定手順や策定方法のノウハウがない」などの理由により策定が進んでいないとの回答を得ている。

本事業においては、新実行計画(特例市以上)及び旧実行計画（その他市区町村）のそれぞれについて、策定のためのマニュアルを作成し、地方環境事務所のブロックごとに説明会の開催等を実施し、実行計画の策定向上に努めていく。

2. 事業計画

- (1) 新実行計画策定マニュアル作成
- (2) 新実行計画策定等説明会（9ブロック）
- (3) 旧実行計画策定等説明会（9ブロック）
- (4) 実行計画策定アドバイザーの設置（9ブロック）

3. 施策の効果

新・旧実行計画の策定方法について説明するとともに、自治体における地球温暖化施策ベストプラクティスの研究、模擬計画策定ワークショップを通じて問題点を解消し、事項計画の策定率の向上を図る。

4. 備考(内訳)

- | | |
|---------------------|-------|
| ①地球温暖化対策推進法の施行状況調査 | 4百万円 |
| ②地方公共団体実行計画策定支援（新規） | 56百万円 |

(改) 低炭素地域づくり面的対策推進事業（エネ特会）

2,450百万円（400百万円）

総合環境政策局環境計画課

・環境影響審査室

1. 事業の概要

本年3月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、エネルギー起源二酸化炭素排出削減対策のため「点から面へ」が掲げられており、都市や地域の構造、公共交通インフラを含め、都市構造・社会構造を変革し、低炭素社会を実現することとしている。

このため、本年6月に改正された地球温暖化対策推進法においても、地域の自然的社会的条件に応じた地方公共団体の総合的かつ計画的な施策の実施を充実するため、特例市以上での計画策定が義務づけられたところである。

また、政府では、温室効果ガスを大幅に削減する低炭素の地域づくりのモデルを我が国で構築し、国内外に広く発信・普及させていくために、本年7月に環境モデル都市を選定したところであり、今後の取組を加速させていくための具体的な支援策が必要となっている。

特に中長期の温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、緑地の保全や風の道の確保など、自然資本を活用しながら、公共交通の利用促進によるコンパクトシティへの取組や未利用エネルギーの活用等、面的な対策群の実施により、都市構造に影響を与え、環境負荷の小さい地域づくりを実現する取組が重要である。

また、全国各地の都市部で急速に行われている都市再開発に先立ち面的な対策を取り入れて、温暖化事業評価を実施することにより、都市再開発の機会をとらえて効果的に温室効果ガスの削減を行うことが可能となる。

以上のことから、具体的には、①低炭素型の地域づくりを行う地域を公募し、地方公共団体・地域住民・NPO・事業者等が参加する地球温暖化対策地域協議会を組織し、CO2削減等に係る目標の設定やCO2削減計画策定、そのために必要な調査やシミュレーションを行うとともに、当該計画や環境モデル都市に位置づけられた事業に対して支援を行う。

また、②低炭素地域づくりの一つのツールとして、公募・選定した都市再開発を行う民間事業者に対し、事業設計及び温室効果ガス削減効果の評価等

の支援を行い、温暖化事業評価実施を通じた積極的なCO2削減を推進すること
で、都市再開発を低炭素型に誘導する。

2. 事業計画

- ①平成19～23年度の5年間（1地域あたり原則3年間）
- ②平成21～23年度の3年間

3. 施策の効果

地域づくりの計画や具体的事業に低炭素の概念を加え、シミュレーション等を行うとともに効果的に面的対策を行うことで、実効的なCO2削減計画を策定でき、中長期的なCO2削減効果が期待できる。

4. 備考

- ①委託費 750百万円

（内訳）計画策定・シミュレーション事業

新規 20百万円×25箇所、継続 10百万円×25箇所

補助金 1,650百万円

（内訳）計画又は環境モデル都市に位置づけられた事業

大規模 200百万円×5箇所、中規模 100百万円×5箇所、

小規模 30百万円×5箇所

- ②委託費 50百万円

（内訳）温暖化対策に係る事業設計、温室効果ガス削減効果の評価、住民への取組周知等の支援

10百万円×5箇所

低炭素地域づくり面的対策推進事業

[21年度要求額 2,450百万円]

① 低炭素地域づくり面的対策推進事業

(21年度要求額2,400百万円、20年度予算額400百万円)

【目的】 自動車交通需要の抑制、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用により、都市構造や社会資本などの既存の「まちのかたち」そのものを低炭素型に変え、低炭素社会のモデルとなる地域づくりを実現する。

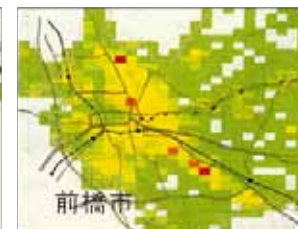
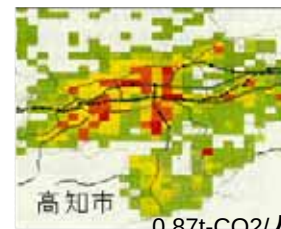
- － 歩いて暮らせる拠点集約型地域・都市構造の構築
- － 風の道の確保や再生可能エネルギーの集中導入等、市街地再編に併せた徹底的な低炭素化

【背景】 地球温暖化対策推進法改正 (平成20年6月)

○地方公共団体実行計画に以下について盛り込む

- ・自然エネルギー導入の促進
- ・事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善 等

○都市計画や農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映



※濃い色のほうが人口密度が高い

(平成18年版環境白書より)

拠点集約型の都市のほうが運輸旅客部門の1人当たりCO2排出量が少ない

環境省

支援

地球温暖化対策地域協議会

地方公共団体・交通事業者・大規模商業施設・地域住民 等

助言

国土交通省

初年度

次年度

以降

CO2削減目標の設定

CO2削減シミュレーションの実施

複数施策を面的に盛り込んだ低炭素地域づくり計画を策定

低炭素地域づくり計画

- ◆CO2削減目標の設定
- ◆目標達成のための施策
 - ・自動車交通需要の抑制策
 - ・公共交通機関の利便性向上策
 - ・効率的な土地利用の促進策
 - ・未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用
 - ・エネルギーの効率的利用の促進策
 - ・自然資本の活用による低炭素化 等

計画に位置づけられた面的な対策の実施

<21年度予算>

◆委託 7.5億円

・新規:2,000万円×25箇所

・継続:1,000万円×25箇所

・委託先:地域協議会又は地域協議会に参画する民間事業者

◆補助金 16.5億円 [新規]

・大規模:2億円×5箇所

・中規模:1億円×5箇所

・小規模:3,000万円×5箇所

・交付先:計画又は環境モデル都市に位置づけられた事業の実施者

・負担割合:1/2 (最長3年)



ICカード導入とCO2削減量の見える化による公共交通機関の利用促進



コミュニティ・サイクルやカーシェアリングの導入



トランジットモールやパークアンドライドの導入



太陽熱供給システムを導入した集合住宅の整備



再開発を機とした地域冷暖房の導入



風の通り道や地域冷熱源となる緑地の確保

② サステイナブル都市再開発促進モデル事業 (21年度要求額50百万円、20年度予算額0百万円)

【目的】

低炭素地域づくりの一環として、都市再開発に着目し、そのプロセスに温暖化事業評価を取り入れることにより、民間事業者による積極的なCO2排出削減を誘導する。

【背景】

全国各地での急速な都市再開発

京都議定書第一約束期間

低炭素社会への転換

- ・再開発による都市環境への大きな影響の可能性
- ・業務部門における温室効果ガスの削減が喫緊の課題
- ・「環境モデル都市」構築支援の必要性

特に 都市再開発 に着目

○サステイナブル都市再開発ガイドラインの策定 (H20年6月)

民間事業者(デベロッパー等)の協力を得て、都市再開発における自主的な温暖化事業評価の具体的な方法を取りまとめ。

○サステイナブル都市再開発モデル事業 (H21 - 23年度)

都市再開発に際して、積極的なCO2排出削減を図ろうとする民間事業者を対象に、温暖化対策に係る事業設計、温室効果ガス削減効果の評価、温暖化対策の取組を住民等へ周知するための措置等の取組に要する費用について支援

→ 初期のインセンティブを付与することにより、モデルとなる事業の立ち上げ

都市再開発の機会をとらえ、低炭素社会へ積極的に誘導

- ・自主的な温暖化事業評価を通じ温室効果ガスの削減対策を徹底
- ・再開発による一連の建築物群を対象に、建築物単体への対策に加え、面的対策を推進
- ・温室効果ガスに係るミティゲーション(CDMクレジット、グリーン電力等)を積極的に導入

低炭素社会モデル街区形成促進事業（エネ特会）

1, 250百万円（1, 350百万円）

I. 省CO₂型街区形成促進事業

550百万円（650百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

宅地や商業地域等の大規模再開発の機会等をとらえて、温暖化対策として有効な技術を組み合わせて、面的な広がりを持ったエリアに集中的に導入し、個別対策の集積だけでは得られないCO₂削減効果をもたらすモデル事業を実施する。

また、地域の特色ある再生可能エネルギー資源を効率的に利用するモデル的な取組を支援する。

2. 事業計画

(1) 街区まるごとCO₂20%削減事業

大規模宅地開発の機会をとらえて、大幅なCO₂削減が見込まれる対策を街区全体で導入し省CO₂化する面的対策を行い、「省CO₂削減の街」を実現する新たな宅地開発モデルを構築する。

【補助内容等】 補助先：民間事業者、補助率：1／2

(2) 再生可能エネルギー高度導入モデル事業

地域計画に基づき複数の再生可能エネルギーを地域特性に沿って組み合わせて導入し、地域で高度なCO₂削減を達成するモデルを構築する。

【補助内容等】 補助先：民間事業者、補助率：1／2

3. 施策の効果

○「面」・「ネットワーク」による民生部門における温暖化対策のモデルを都市の市街地、地方・郊外の地域等で形成する。

○地域の温暖化対策の取組を促進する。

4. 備考

補助金 550百万円

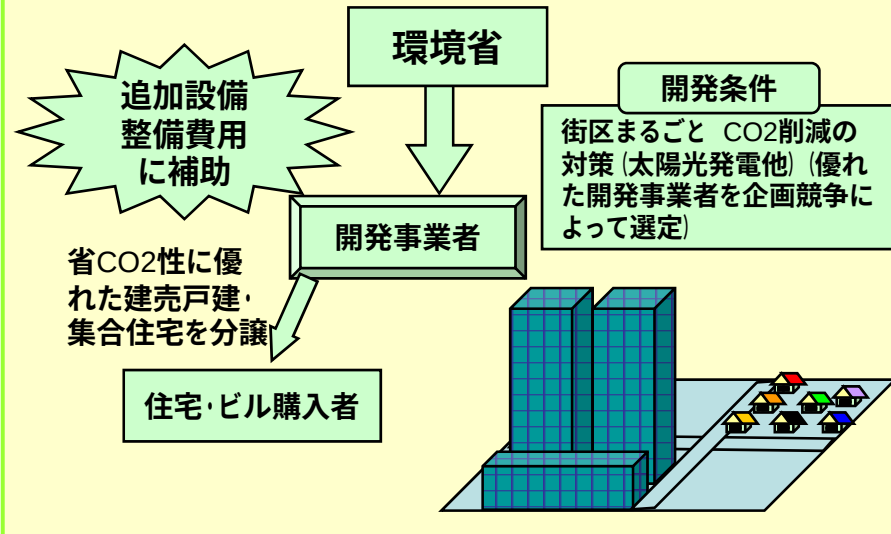
(内 訳) 街区まるごとCO₂20%削減事業

400百万円

再生可能エネルギー高度導入モデル地域整備事業 150百万円

省CO2型街区形成促進事業

街区まるごとCO₂20%削減事業



CO₂削減の街

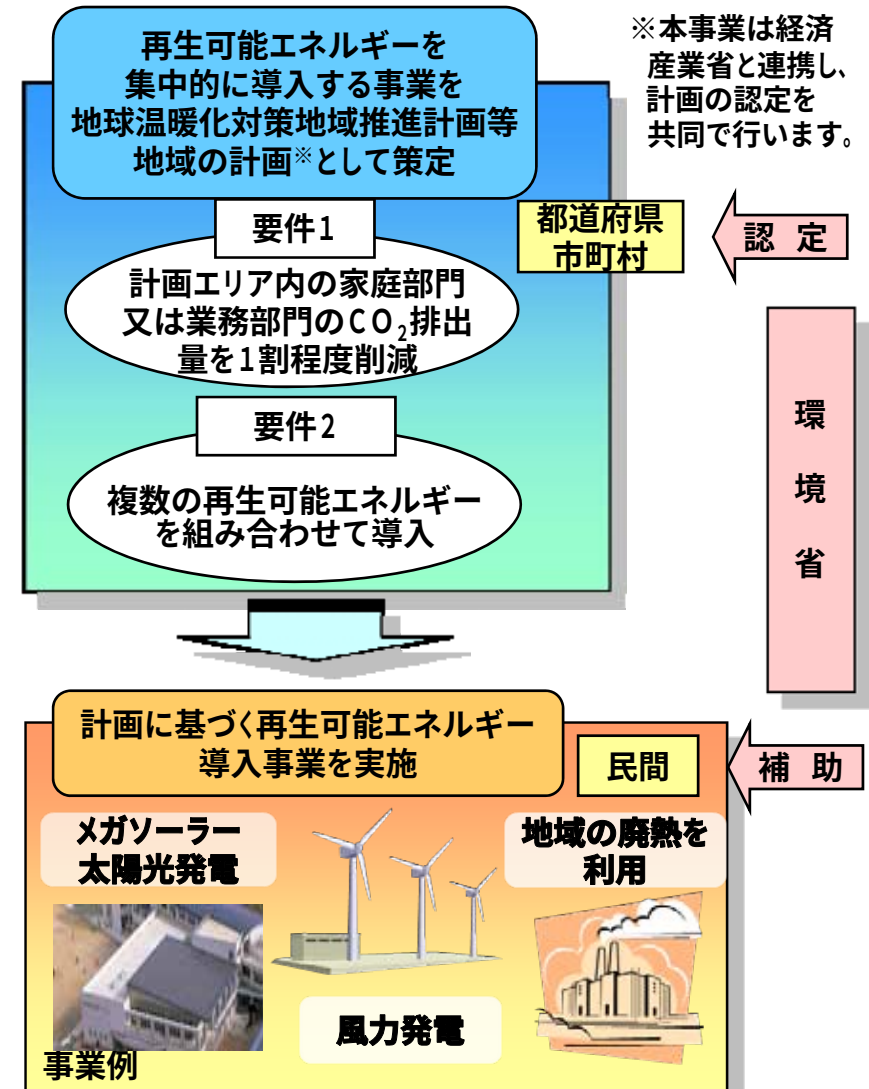
○大規模住宅地

・百数十戸の戸建住宅

・数百戸の集合住宅

個別対策の集中導入
＋
面的対策の導入
を街の開発段階で実現
＝
新たな宅地開発モデル

再生可能エネルギー 高度導入モデル地域整備事業



Ⅱ．クールシティ中枢街区パイロット事業

700百万円(700百万円)

水・大気環境局 大気生活環境室
地下水・地盤環境室

1．事業の概要

ヒートアイランド現象は都市特有の環境問題として注目されており、特にその中心となる市街地においては対策の実施が急務となっている。

また、京都議定書目標達成計画（平成20年3月）において「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化」が盛り込まれるなど、ヒートアイランド現象が問題となっている都心部においては、熱環境改善対策を積極的に導入し、都市のヒートアイランド現象を緩和すると同時に低炭素社会の推進を図ることは重要かつ効率的であると考えられる。

そこでヒートアイランド現象の顕著な街区に対して、緑化や保水性建材、高反射率塗装など複数のヒートアイランド対策技術を組み合わせて一体的に実施することで、都市部にクールスポットや冷氣誘導のための風の通り道を創出し、ヒートアイランド現象の緩和を図るパイロット事業を実施する。また、特に重要な風の道に面する敷地における緑地・霧噴射装置等を整備する。

（補助の内容）

負担割合 国1/2、民間事業者1/2 （補助）

補助先 民間事業者

2．事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23
クールシティ中枢街区パイロット事業					

3．施策の効果

都心部においてパイロット事業を実施することにより、建築物からのエネルギー起源二酸化炭素排出量を直接的に削減するとともに、都市のヒートアイランド現象の緩和を図る。また、先導的に対策技術を導入し効果を実証することにより、ヒートアイランド対策を通じた省CO₂対策の普及促進を図る。

4．備考

（内訳）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（民間事業者14箇所（平成19年度実績））

700百万円

ヒートアイランド対策

○対策計画策定ガイドライン（平成20年度作成）

→自治体等における対策計画の策定手法を提案、長期的・計画的実施の指針を提示



自治体の対策等から
得られた知見の
更なる蓄積

・自治体への対策推進
・対策効果の定量化

民間企業への
対策推進

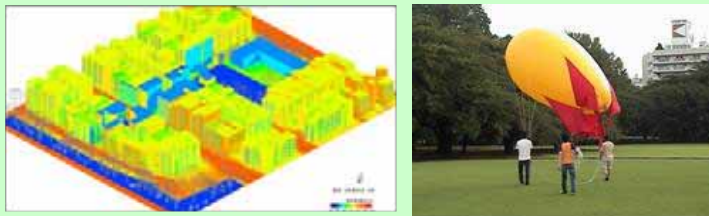
民間企業の対策から
得られた知見の
更なる蓄積

クールシティ推進事業

○対策評価手法の確立

→都市熱環境のモニタリング

→シミュレーションによるメカニズム解析



- ◎熱環境改善効果の指標化・定量化
- ◎現状把握手法・評価手法の確立
- ◎熱中症予防情報の充実

クールシティ中枢街区パイロット事業

○集中的・一体的な対策事業の実施

→民間によるモデル街区での集中的な事業



- ◎建築物の省CO2化
- ◎他の事業者への実用性・有効性PR

世界に誇るクールシティの創出

地域協議会民生用機器導入推進事業（エネ特会）

４８０百万円（２８０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の概要

「京都議定書」の６％削減約束を確実に達成するためには、増加傾向にある民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するための効果的な対策を導入しなければならない。このため、地域において住民や事業者等の日常生活における取組を推進する「地球温暖化対策地域協議会」を活用し、二酸化炭素の排出量削減に役立つ高断熱住宅へのリフォームや高効率空調システム、省エネ照明等の省エネ機器等やバイオマス燃料燃焼機器等の代エネ機器を地域において率先導入する事業を推進し、対策技術の導入拡大を図る。

２．事業計画

地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策地域協議会」の行う以下の事業を支援する。

- ①高断熱住宅へのリフォームや高効率空調システム、省エネ照明等の省エネ機器や省エネ資材等の省エネ機器を地域にまとめて導入する事業
- ②民生用バイオマス燃料燃焼機器、民生用小型風力発電システム、民生用小型燃料電池、民生用太陽熱利用システム、小水力発電システムといった代エネ機器を地域にまとめて導入する事業

【補助の内容】

補 助 先：設置者等（民間）

負担割合：国１／３、設置者等（民間）２／３

３．施策の効果

地域協議会による温暖化対策技術の集団的な導入を推進し、率先的技術の大幅拡大等を図る。

４．備考

補助金

４８０百万円

地域協議会民生用機器推進事業

◆温暖化対策に効果のある設備導入や、住宅リフォーム時に省CO₂型資材を導入するなどのエコリフォームの実施等、地域における取組を行う地域協議会に対して補助する。

◆主な導入設備

○住宅等への省CO₂型資材の導入

・高断熱住宅へのリフォームや、高効率空調システム、省エネ照明等の省エネ機器や省エネ資材等の省エネ機器を大規模に導入する。

↓断熱資材(複層ガラス)



↑高効率空調システム

↓高効率給湯器



○民生用バイオマス燃料燃焼機器

・家庭等で利用可能な木質ペレットなどのバイオマス燃料の燃焼機器を地域にまとめて導入する。



↑木質ペレットストーブ

○民生用太陽熱利用システム

・家庭等で利用可能な太陽熱利用システムを地域にまとめて導入する。



↑太陽熱利用システム

水・大気環境局 大気生活環境室
水環境課
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

(1) ヒートアイランド現象に関する調査及び観測

都市におけるヒートアイランド現象は、未だその発生メカニズムや環境影響等に未解明な部分が多く、ヒートアイランド対策推進の妨げとなっているため、メカニズム、環境影響及び対策効果の定量的評価等の調査・検討を進める。また、ヒートアイランド対策の知見を広く普及し、ヒートアイランド対策の推進を図る。

- ・ 環境影響の調査、気温等の広域測定、現象に関する適応策検討調査
- ・ ヒートアイランド対策に関する普及啓発

(2) 環境技術を活用したヒートアイランド対策の検証

ヒートアイランド現象が顕著な都市部において、水や緑を活用したヒートアイランド対策の効果や環境影響の検証を行う。

(3) 熱中症予防情報の提供及びモニタリング

ホームページにより熱中症に関する予防情報の提供を行う。また熱中症と暑熱環境の指標であるWBGT（湿球黒球温度）速報値の提供の充実を図る。

(4) モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証

モデル地域において未利用水・未利用エネルギーの有効利用手法の検証を行い、クールシティの実現及びCO₂の排出抑制による地球温暖化防止に役立てる。

2. 事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23
環境影響の調査、気温等の広域想定、適応策検討調査					
ヒートアイランド対策に関する普及啓発					
環境技術を活用したヒートアイランド対策の検証					
熱中症予防情報の提供及びモニタリング					
モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検討					

3. 施策の効果

ヒートアイランド現象、及びその影響、対策効果等は現段階では定量的な評価が困難である。本事業によって、定量的な施策目標を作成・実行するための影響指標や評価手法を検討し、ヒートアイランド対策の推進を図る。

4. 備考

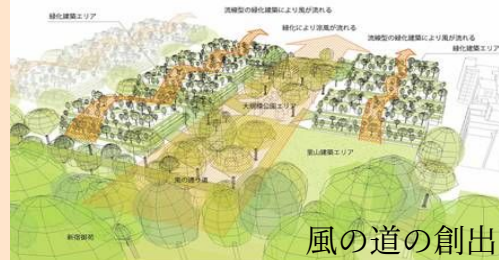
(内訳)

ヒートアイランド現象に関する調査及び観測	50百万円
環境技術を活用したヒートアイランド対策の検証	92百万円
熱中症予防情報の提供とモニタリング	29百万円
モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証	81百万円

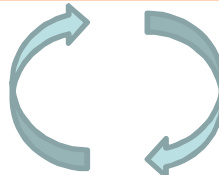
ヒートアイランド対策

○対策計画策定ガイドライン（平成20年度作成）

→自治体等における対策計画の策定手法を提案、長期的・計画的実施の指針を提示



自治体の対策等から
得られた知見の
更なる蓄積



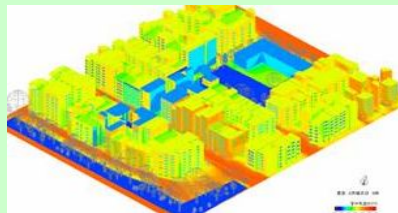
- ・自治体への対策推進
- ・対策効果の定量化

クールシティ推進事業

○対策評価手法の確立

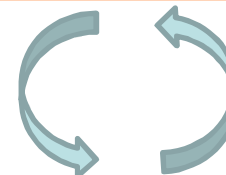
→都市熱環境のモニタリング

→シミュレーションによるメカニズム解析



- ◎熱環境改善効果の指標化・定量化
- ◎現状把握手法・評価手法の確立
- ◎熱中症予防情報の充実

民間企業への
対策推進

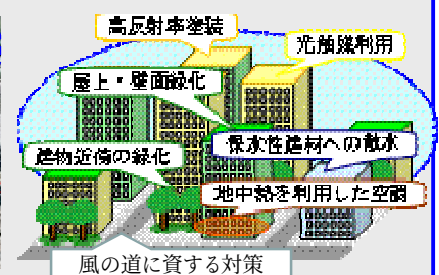


民間企業の対策から
得られた知見の
更なる蓄積

クールシティ中枢街区パイロット事業

○集中的・一体的な対策事業の実施

→民間によるモデル街区での集中的な事業



- ◎建築物の省CO2化
- ◎他の事業者への実用性・有効性PR

世界に誇るクールシティの創出

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

家庭の省CO₂化を図るためには、住宅の省CO₂性能を向上させることが必要不可欠であり、リフォームなどの機会を捉えて代エネ・省エネ設備や省エネ資材等の導入拡大を図ることが重要である。

省CO₂性能が高い住宅（以下、エコ住宅という。）の構築に関しては、新築については省エネ法や住宅性能表示制度による進展は見られるものの、リフォームについては対策技術はあるものの、実態としては進んでいない。このため、一部の環境問題に熱心な層への限定的な普及になっており、全国的な広がりを見せていないのが現状である。

そこで、エコ住宅の普及を加速化させ、家庭部門における大幅な二酸化炭素削減を図るため、地球温暖化対策地域協議会やリフォーム業界、部材メーカーなどから構成される「エコリフォームコンソーシアム」（仮称）を設立して、リフォーム目的に応じた簡単なエコリフォームに誘導する普及啓発事業や家庭できるエコリフォーム技術の発掘などを行うとともに、地域協議会の連携による普及啓発能力アップを行う。

2. 事業計画

地域協議会、リフォーム業者や部材メーカーなどからなる「エコリフォームコンソーシアム」（仮称）の運営及び技術情報収集・実証、普及啓発手法検討、普及啓発の実施、フォーラムの開催

3. 施策の効果

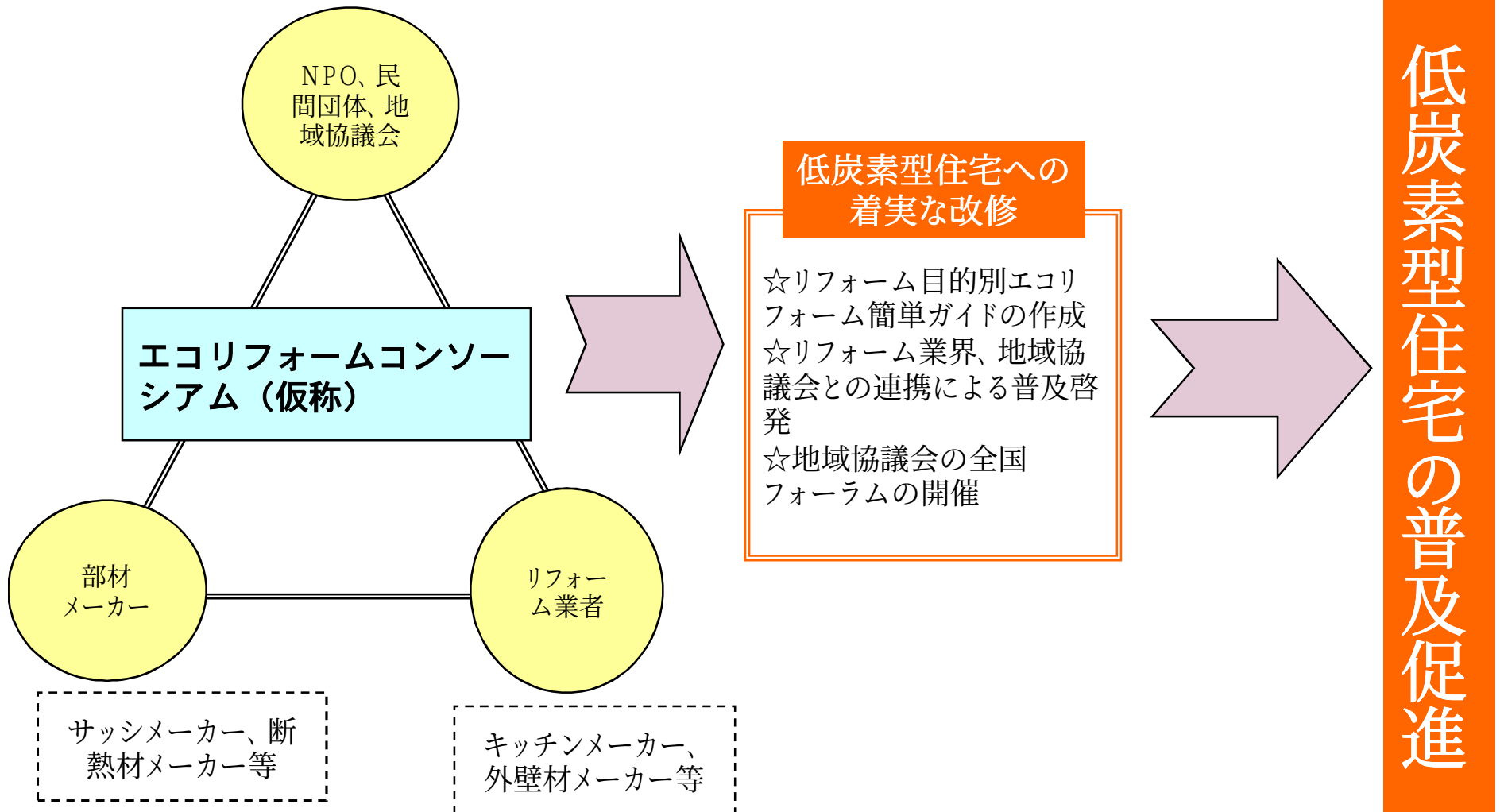
- 住宅分野での低炭素住宅への転換を促進することで第1約束期間における家庭部門の排出量削減に資する。
- 2050年の低炭素住宅のモデルを示すことによって、クールアース50を牽引する。

4. 備考

委託費 100百万円

エコ住宅普及促進事業

エコ住宅の普及を図るため、「エコリフォームコンソーシアム（仮称）」を設立し、費用性を考慮しリフォーム内容に応じた「エコリフォーム簡単ガイド」等を作成するとともに関係業界や地域協議会、NPO等と連携した普及啓発を実施することによりエコリフォームの着実な実施につなげる。



1. 事業の概要

我が国では、戦後、1960年代から大量の集合住宅・オフィスビルが建設されたが、それらの集合住宅が更新期を迎えている。

その際、基本的に、①元の住宅・ビルを解体・廃棄して「新しい建築物を建設（スクラップアンドビルド）」、②当分の間「現状維持」、③元の住宅・ビルの構造を活用して「改築・改修（リニューアル）」の3種類の対応方法があるが、③のような建築物の利用形態を修正しながらの利用に関するライフサイクル全体から評価する手法は十分確立していないため、改築・改修することが環境面からも経済的にも価値が高い場合においても、十分な検討がなされることなく、新しい建築物の建設や現状維持を選択するケースが多い。

そこで、生産から廃棄までの付加的環境負荷及び追加投資と、当該事業計画による住宅・ビルの予想残存活用期間やエネルギー使用量との関係を簡便に評価するための手法開発を行うことで、建築物の省エネ化を含む改築・改修を促進するとともに、既存建築物の構造の有効利用を図るものである。

2. 事業計画

（1）ケース・スタディ調査

20年度に作成した評価手法を実在する建築物にあてはめて評価を行い、それぞれのケースについて環境負荷や経済性に関する試算を行う。試算結果の分析を行い、評価手法の妥当性を検証し、内容を実際に使用可能なものに向上させる。

（2）検証調査・調査分析

上記のケース・スタディ調査を踏まえ、ゼネコン・設計事務所・施主等による検討会でディスカッションを行い、一般化に向けた障害の解決に向けた検討を進める。

	20年度	21年度	22年度	23年度
（1）内外事例調査				
（2）ケース・スタディ調査				
（3）検証調査、調査分析				
（4）モデル事業の実施				

3. 施策の効果

未確立のリニューアルに対する評価手法を確立して公表することにより、建築物所有者がリニューアルを含めた選択肢を比較検討することが容易になる。その結果、建築物のリニューアルが促進され、スクラップアンドビルドに取って代わることで、建築・廃棄時の環境負荷の低減が図れる。

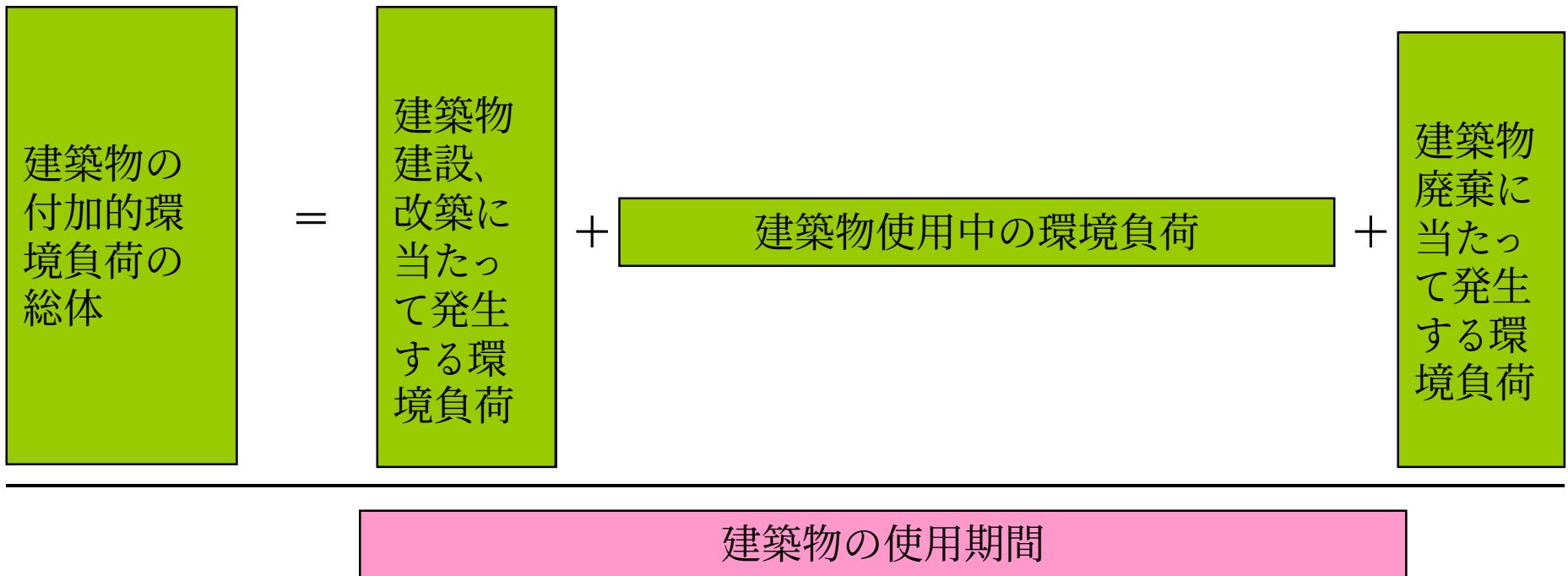
4. 備考

調査・検討費 8 百万円

(内訳)

○内外調査、ケース・スタディ調査

建築物等エコ化可能性評価促進事業



建築物の活用可能な期間やライフサイクルの環境負荷を評価する手法を研究・確立・公表

建築物は、使用時のみならず、建設、廃棄において膨大な資源・エネルギーを使用するため、ライフサイクル全体の環境負荷を低減することが必要である。新築建物のライフサイクル評価は確立しつつあるものの、リニューアル(改築・改修)により建築物の利用形態を修正しながらの利用に関する評価手法は確立していない。そのため、更新期を迎えた建築物について、リニューアルをすることが環境面からも経済的にも価値が高い場合においても、十分な検討がなされることなく、スクラップアンドビルドが選択されることが多い。そこで、建築後一定期間経過した集合住宅又はオフィスビルについて、リニューアルとスクラップアンドビルドの場合と、ライフサイクルでの環境負荷を評価する手法及び、経済的な側面を含めた評価手法を構築する。

EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進

(エネ特会)

200百万円(100百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

環境に優しい交通の実現には、供給者側のハード面の整備だけでなく、需要者側の個々人レベルで自動車から公共交通機関等への転換を促すことが重要である。「21世紀環境立国戦略」においても、地球温暖化対策など環境に配慮した美しい都市の実現に向けた世界最先端の環境モデル都市づくり、及び環境汚染のない安心して暮らせる都市づくりが掲げられており、公共交通機関等への転換はそうした都市の実現に向けた重要な施策の一つである。このため、国土交通省・警察庁・環境省による環境的に持続可能な交通(EST)の実現を目指す先導的な地域を支援する「ESTモデル事業」や、ESTの更なる普及展開を図る「EST普及推進地域」における個々人の取組喚起を促す普及啓発活動等を引き続き実施する。

また、「京都議定書目標達成計画」にも位置付けられている通勤交通マネジメントに関し、公共交通利用推進等マネジメント協議会において公募が始まった「モビリティ・マネジメント(MM)によるエコ通勤」に取り組む市町村や企業に対し支援を行い、MM普及促進を図る。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
・「ESTモデル事業地域」における普及啓発活動(継続)	→		
・「EST普及推進地域」における普及啓発活動(継続)			→
・「MMによるエコ通勤」実施地域におけるモデル事業の推進(新規)			→

3. 施策の効果

環境に優しい交通の実現に取り組む自治体や企業等を支援することで、その取組の全国への波及を促し、低炭素社会の実現を目指す。

4. 備考

委託費 200百万円

(内訳) ESTモデル事業 30百万円

EST普及推進 79百万円

MMによるエコ通勤 91百万円

EST、モビリティ・マネジメント（MM）による環境に優しい交通費

- ◇ 環境的に持続可能な交通(EST)の実現を目指す先導的な地域を、関係省庁、関係部局の連携により集中的に支援
- ◇ 自治体、地元経済界、交通事業者、道路管理者、警察関係者、NPO等、地元の幅広い関係者が参加して事業を推進
- ◇ 通勤交通マネジメントにおける「モビリティ・マネジメント（MM）によるエコ通勤」をH21より実施。
- ◇ TFPやエコ通勤社会実験を行い、さらなる環境負荷の少ない交通行動や生活様式への変容を図る。

ESTのメニュー例

自動車交通流の円滑化

道路整備等、交通規制等

交差点改良等、路上工事の縮減
ボトルネック踏切の解消
バス専用・優先レーン、違法駐車対策の推進



バス専用・優先レーン

低公害車の導入

低公害車等の導入

CNGバスの導入、促進
低公害車両の優遇



CNGバス等の低公害車の導入

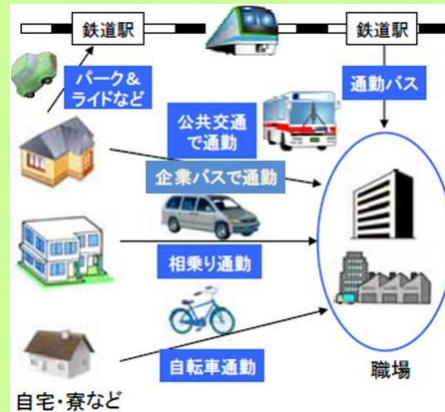
通勤交通マネジメント

モビリティ・マネジメント（MM）によるエコ通勤（H21～）

従業員のマイカー通勤の自粛
企業バスの運行実験、
自転車利用促進実験、TFP 実施

TFP

（トラベル・フィードバックプログラム）
・自動車利用のもつ個人的・社会的なデメリットを情報提供
↓
・居住地ごとに公共交通機関等利用するための情報やアドバイスを提供
↓
・交通行動が変化



普及啓発

広報活動の実施、
シンポジウム・イベントの開催

公共交通機関の利用促進

バスの活性化

オムニバスタウンサービス改善
PTPS、バス停改善
バスロケーションシステム
ノンステップバス、ICカード



バスロケーションシステム

LRTの整備・ 鉄道の活性化等

LRTプロジェクトの推進
ICカードの導入
交通結節点整備



LRTプロジェクトの推進

歩行者・自転車対策

関連の基盤整備等

歩道、自転車道、駐輪場等の整備
地域の合意に基づくトランジットモールの導入



歩道、自転車道の整備

国連持続可能な開発のための教育（E S D）の10年促進事業

①アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業

185百万円（75百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

大学におけるE S Dを推進し、経済社会のグリーン化に主体的に取り組む人材（環境人材）の育成は、「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」の中で初期段階の重点的取組事項に位置付けられている。また、本年5月のG8環境大臣会合及び7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいて、先進国と途上国が連携して高等教育を通じた環境人材育成に取り組むこと等が合意され、その対応が求められている。

そこで本事業では、平成19年度に策定したアジア環境人材育成ビジョンに基づき、産学官民の連携による環境人材育成の取組を促すコンソーシアムの立ち上げ、アジア地域の大学等で活躍する環境リーダーの育成支援等により、高等教育機関における環境人材の育成を行う。

2. 事業計画

平成21年度：

(1)アジア規模で活躍する環境リーダー育成支援（平成20年度～）

環境系の大学院において、アジア規模で活躍する環境技術者、環境政策立案者等の環境リーダー育成のための教材、プログラムを開発する。平成21年度は新たに3分野を採択する。

(2)一般学部・大学院の学生を対象とした環境教育プログラムの開発・実証（平成20年度～）

環境以外の専門分野の各学部・大学院教育に環境の視点を統合した環境人材育成のためのモデルプログラムを開発し、国内外への普及を図る。平成21年度は新たに3分野を採択する。

(3)産官学民連携環境人材育成コンソーシアム事業（平成21年度～）

(1)、(2)で開発した環境人材育成モデルプログラムを国内外の大学に普及させる他、インターンシップ等による社会の現場と人材育成側とのマッチング支援や環境人材育成モデルプログラムのデータベース構築等を実施

する。

(4)次世代リーダーの環境保全活動支援（平成21年度～）

次世代リーダーのネットワーク化を支援するアジア青年環境サミットの開催や、アジアの学生環境団体への支援のあり方を検討する。

平成22年度以降：平成21年度までに開発・改良された人材育成プログラムを用いて、人材育成事業を展開。

3. 施策の効果

アジア規模で活躍する環境リーダーをアジア各国で育成し、持続可能なアジアの経済発展に貢献する。また、これらの者が専門家やリーダーになり、自ずと環境配慮を組み込んだ業務等を遂行することが期待され、経済社会のグリーン化が進み、持続可能な社会づくりに貢献する。

4. 備考

調査費 185百万円

1) コンソーシアム事業 45百万円

2) アジア規模で活躍する環境リーダー育成支援 61百万円

新規3件（平成21～23年度）： 3×11百万円

継続2件（平成20～22年度）： 2×13百万円

3) 一般学部・大学院の学生対象の環境教育プログラムの開発・実証

68百万円

新規3件（平成21～23年度）： 3×10百万円

継続3件（平成20～22年度）： 3×13百万円

4) 学生環境団体の支援

10百万円

アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業

機密性2

環境人材育成のニーズ

○ 持続可能なアジアの実現には、あらゆる分野で、企業活動等の経済社会システムのグリーン化に取り組む人材（環境人材）が不可欠。企業等でも、温暖化、希少資源の枯渇等の環境面でのリスクに対応するため企業活動等をグリーン化できる環境人材が求められている。

2つの閣議決定と国際会議での取扱

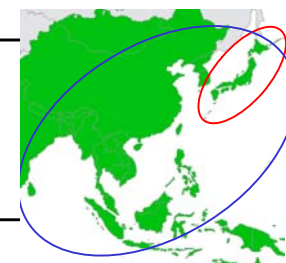
- ・ 21世紀環境立国戦略「アジアの環境リーダー育成にシフト」の展開（2007年6月）
- ・ イノベーション25「世界の環境リーダー育成」（2007年6月）
- ・ 2008年5月のG8環境大臣会合、7月のG8洞爺湖サミットにおいて、先進国と途上国が連携してESD・環境人材育成に取り組むこと等が合意

平成19年度事業

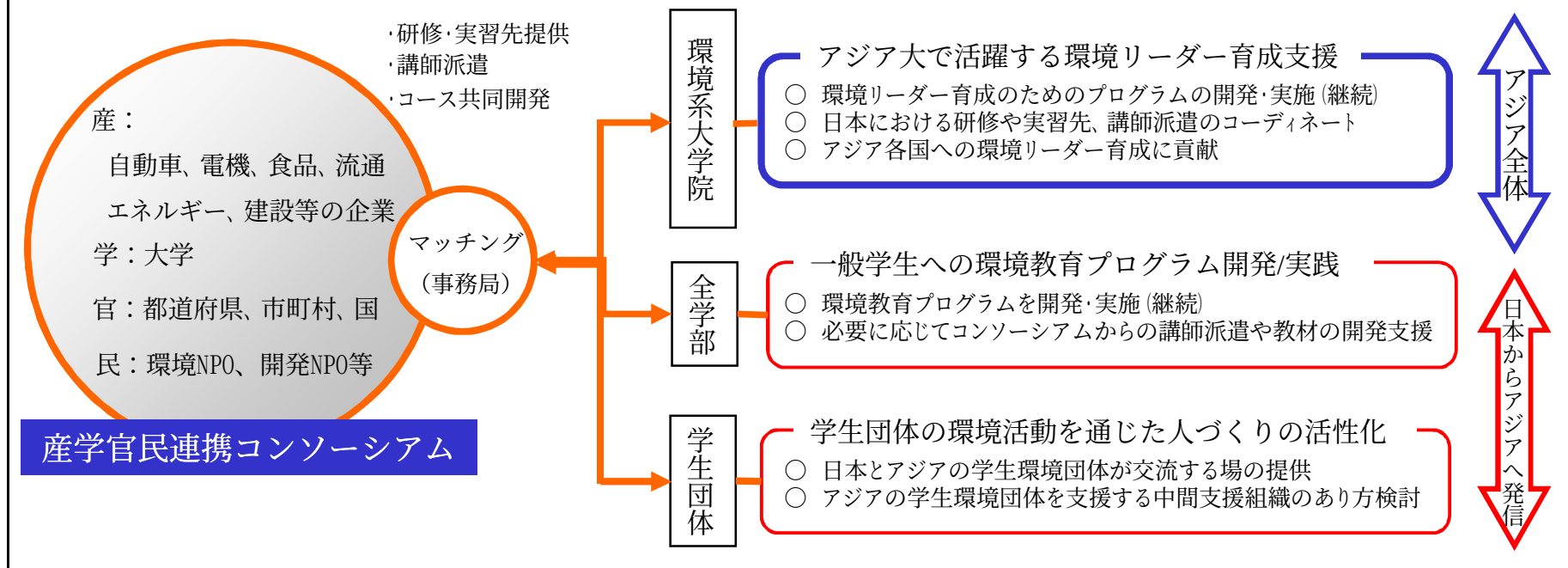
- 基礎調査（企業の人材ニーズ調査、大学における環境教育の現状調査等）
- 環境人材育成ビジョンの策定

平成20年度事業

- 産官学民コンソーシアムの制度設計とその立ち上げ
- 参加大学、企業、NPO等の募集
- 環境リーダー育成のためのプログラムの開発・実施
- 一般学生への環境教育プログラムの開発・実施



産学官民連携による環境人材育成（平成21年度～）



国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年促進事業

②地域におけるESDの取組強化推進事業

61百万円（23百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成17年から、日本が提案した「国連持続可能な開発のための教育（以下「ESD」）の10年」が世界で開始された。国連ESDの10年国内実施計画（平成18年3月30日関係省庁連絡会議決定）では地域における取組支援を初期段階の重点事項として挙げており、さらに、本年のTICAD及びG8北海道洞爺湖サミットにおいてESDの重要性が確認され、また、G8環境大臣会合の議長サマリーにおいて関係主体間の協働による取組事例等の各国の優良事例を共有することの有効性が確認されたところであり、その対応が求められている。

これまでのモデル事業の結果、ESDを効果的に実施するためには、地域の教育機関・NPO・企業・自治体等をつなげるコーディネーターの育成、多様な関係者の連携による推進体制の構築の必要性が明らかになり、また、既存の環境保全活動・環境教育等の取組にESDの視点を入れて再評価することで、活動を発展させ得ることが明らかになった。

これらを踏まえ、平成21年3月には、「国連ESDの10年」の中間年の国際会議がドイツで開催されることに伴い、会議の場において、これまでの成果を共有し、また、「国連ESDの10年」の後半の5年間に、国際的にESDを普及させるため、同種のESDの先進的取組を行う諸外国等と連携し、我が国から発信すべき事業「地域から未来を拓くESDプロジェクト」として、全国事務局において各施策を効果的・体系的に連動させ、展開する。

2. 事業計画

(1) ESD推進フォーラムの開催（継続）

各地方環境事務所ブロック内のESDを推進する多様な関係者が優良事例等を学びあう場（ESD推進フォーラム）にて、①経験交流のための会合を開催し、関係者間のネットワークづくりを行い、また、②これからESDを展開していく団体への人材派遣等により、各現場における活動の展開を推進する。

(2) ESD実施団体登録制度（平成21年度～）

既にESDの取組を実施している又は環境保全活動や環境教育等の取組を中心にESD的に展開しようとする団体を、その体制やテーマ（環境以外の側面も含む）等の自己申告により、ESD実施団体として登録する制度を構築する。

(3) ESDコーディネーター育成手法開発・研修（平成21年度～）

学校、NPO、企業、自治体等の多様な関係者をつなげ、地域におけるESDを

推進するESDコーディネーターの育成手法を調査・開発する。平成22年度以降、(2)の登録団体に所属する者を対象とした研修を実施する。

(4) ESD地域拠点の立ち上げ支援（平成22年度～）

(3)により育成されるコーディネーターを核として、NPO等の民間団体等が主体となり、地域の関係者らのネットワークを構築し、継続的・体系的にESDを推進し国際的な模範となるESD推進拠点を構築するための支援施策を検討・実施する。

3. 施策の効果

地域に根ざした参加型のESDの実践により得られた成果を、各ブロックのESD推進フォーラム開催・ESDコーディネーター育成や団体登録制度等により、全国にESDの普及・浸透を図り、国内におけるESDの取組が促進されるとともに、優良事例の共有等により、国際的なESDの推進に資する。

4. 備 考

調査費 61百万円（上記事業に必要な各種調査）

事務局運営費	6百万円
ESD実施団体登録制度	8百万円
ESDコーディネーター育成手法開発	11百万円
推進フォーラムの開催	36百万円

国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年 促進事業 地域におけるESDの取組強化推進事業 「地域から未来を拓くESDプロジェクト」

平成18～20年度

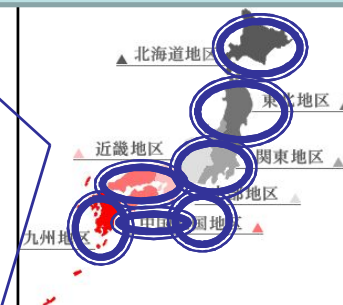
平成21年度～ 平成22年度～

地域課題解決のため、
ESDを推進する上で
必要なこと

持続可能な地域・
社会づくりへ

〇〇地方ESD推進フォーラムの機能

- ①ネットワーク構築・経験交流
のための会議開催等
- ②ESD活動の質の向上
(人材派遣、コーディネーター研修)
- ③地域の組織化支援
(国際的な模範となる地域拠点づくり)



は、登録制度による
登録団体を含むESD実施者
及びESD支援者等の多様な
フォーラムの参加者

地域におけるESDの普及・促進

「地域から未来を拓くESDプロジェクト」の展開

ESD実施団体登録制度

対象：環境保全活動・環境教育等の取組を中心に
ESD的な活動を展開しようとしている団体
方法：自己申告に基づき、ESD実施団体として登録
効果：地域のESD活動を顕在化、裾野を広げる

自己申告
体制
テーマ
……

事例
共有

成熟期

(地域の
推進拠点)

発展期

(自立的・体系的な発展等)

充実期

(複数の関係団体との
連携体制の構築等)

初期

(既存の活動をESDとして
捉え直す等)

福祉

防災

環境

開発

国際

etc

ESD推進フォーラム

ESD実施団体間等の地域におけるネットワークを構築
→地域間の学びの場として情報・意見交換、人材派遣、
コーディネーター育成、推進拠点立ち上げ支援等を実施

ESD推進拠点立ち上げ支援

ESDコーディネーターを核とし、地域の関係者の
参画を促して、国際的な模範となるESD推進拠点
の立ち上げを支援

ESDコーディネーター育成手法 開発・研修

多様な関係者を結び付けるコーディネーターの育成
手法を開発し、各地域において研修を実施

先進的な団体からの人材派遣等

ESD的な活動を今後展開する登録団体に対し、
人材派遣等により、活動現場の学び合いを支援

(新) 持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間 支援スキーム事業	97百万円（ 0百万円）
---	--------------

総合環境政策局民間活動支援室

1. 事業の概要

低炭素で持続可能な社会を実現するためには、地域の自然エネルギーや未利用資源の活用・保全を通じて地域社会を活性化し、地域の社会変革をもたらす事業活動を担う事業型の環境NPOや社会的企業の活躍が必要不可欠である。しかし、多くの環境NPOは公的資金等に依存し、自立した事業活動を行っているものは非常に少なく、事業型の環境NPOや社会的企業であっても、ビジネスの知見や事業展開に必要なネットワークを備えていない場合が多い。

したがって、事業型環境NPO等のビジネス活動を促進していくためには、公的資金のみに依存しない資金調達手法及び経営ノウハウを習得することがまず求められている。また、事業活動として経営が成り立つ形にしていくための地域資源の発掘・収集、地域の流通機関を含む関係主体との連携等の観点からの支援が必要である。このような形で環境NPOを事業型環境NPOや社会的企業として発展させていくための支援ツールの開発・整理及び新たな中間支援のスキームを確立していくことが求められている。

＊事業型環境NPO	NPO法人で持続可能な社会づくりに貢献する事業活動を行うもの
社会的企業	中間法人や株式会社等で持続可能な社会づくりに貢献する事業活動を企業経営として行うもの
持続可能な社会づくりの事業例：地域の未利用資源や自然資源を活用したレストラン、 ショップ・流通ビジネス、自然エネルギー供給事業、コミュニティ ・ガーデン	

2. 事業計画

(1) 事業型環境NPO・社会的企業中間支援マニュアルの作成

環境NPOが環境保全のための事業やビジネス活動を行うことができるようNPO内部の組織体制や経営・マネジメント能力を向上させるとともに、地域の企業や行政等との協働によりビジネス性を向上させていくための手法及びそれを中間支援する際の手法を検討、整理し、事業型環境NPO・社会的企業中間支援マニュアルを作成する。

(2) 事業型環境NPO・社会的企業サポート全国事務局、地域事務局の立ち上げ支援

事業型環境NPO等を支援する全国事務局を地球環境パートナーシッププラザ（東京）において、また地域事務局を全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィスにおいて立ち上げる。

全国事務局においては、事業型環境NPOの取組事例等を整理したデータベースを構築するとともに、地域事務局に対する研修会を実施する。地域事務局においては、商工会等の経済団体、中小企業診断士、弁護士やNPO等のネットワーク構築し、事業型環境NPO等を支援する。また、環境NPOと上記ネットワークの支援者となる自治体、地域金融機関、コミュニティ・ファンド等との意見交換の場の設定、ネットワーク化等を行なう。

(3) 低炭素社会を担う事業型環境NPO又は社会的企業の中間支援活動の実証事業

自然エネルギーや自然資源を活用して低炭素社会づくりに資する事業を広域で展開しようとする事業型NPO、社会的企業の立ち上げを行う事業を選定し、地方環境パートナーシップオフィスのサポートのもと、当該NPOを支援する企業、自治体、金融機関の参画を得て、当該事業型NPO等の事業計画の策定を行うモデル事業を行う。事業計画の策定支援にあたっては、上記（1）の事業型環境NPO・社会的企業中間支援マニュアルを活用し、その実証を行うこととする。

3. 施策の効果

本事業の実施を通じ、低炭素社会に必要な新しい経済セクターとしての事業型環境NPO・社会的企業の普及・確立及びこれらのセクターの経済的自立化を進めることにより、環境と経済の好循環を実現する新しいまちづくりを全国的に展開広げ、もって低炭素社会を地域レベルから構築する。

4. 備考

- (1) 事業型環境NPO・社会的企業中間支援マニュアルの作成 8 百万円
- (2) 事業型環境NPO・社会的企業サポート全国事務局、地域事務局の立ち上げ支援 50 百万円
- (3) 低炭素社会を担う事業型環境NPO又は社会的企業の中間支援活動の実証事業
 - モデル事業選定、事業計画策定（5 百万円× 8 箇所） 39 百万円

事業型環境NPO・社会的企業のGEIC／地方EPOによる中間支援事業

環境NPOの現状

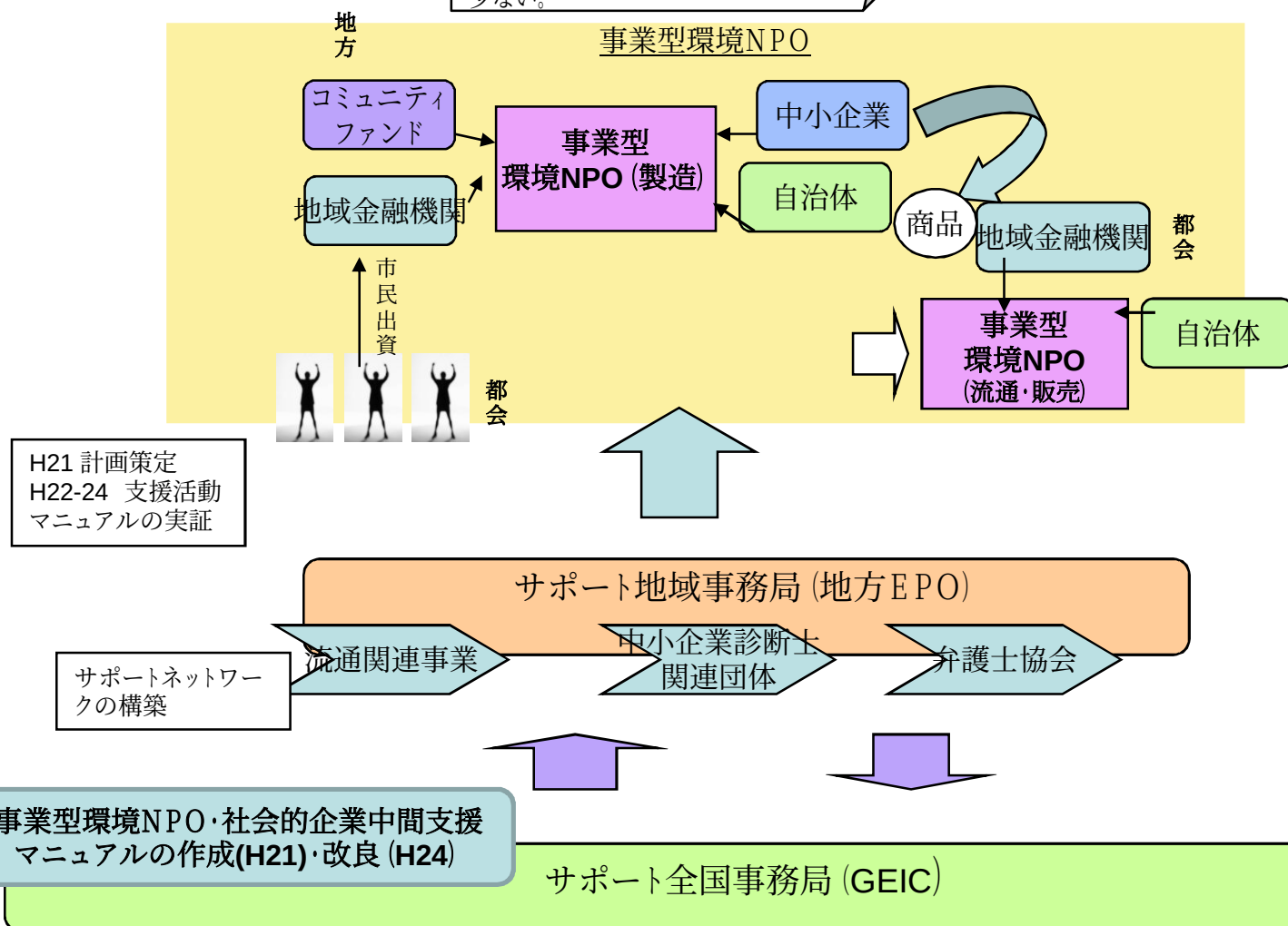
資金：行政、企業等からの助成金に依存しがち
活動：ボランティアによる普及啓発活動、環境改善活動が主

事業化に向けた課題

近年、環境保全型の事業を展開し経済的自立を目指す団体も増えてきているが経営ノウハウ不足、資金調達の困難性ネットワーク不足等の課題を抱えている。また、上記を支援できる中間支援団体も少ない。

必要な施策

- ・環境NPOにする経営・マネジメント能力の向上支援
- ・事業型環境NPO等に対する資金支援の仕組みづくり(CF)
- ・経済性の高い事業化に向けたネットワーク構築



(新) クールアーススクール事業

9 1 百万円 (0 百万円)

※ 2 1 世紀環境教育 A A A プラン推進事業 (2 7 2 百万円 (1 9 9 百万円))
に含まれる。

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

本年7月に策定された低炭素社会づくり行動計画等において「学校教育における低炭素社会づくり等のための具体的手法を学び実践する取組の充実」が盛り込まれたこと等を踏まえ、学校教育の中で、各教科や総合的学習の時間、委員会活動やクラブ活動等の学校教育のあらゆる過程、場面において、C O 2 削減を中心とした環境保全のための学び及び実践を全国の学校で普及を促す。そのため、クールアーススクール事業全国事務局を立ち上げ、クールアーススクール（地球温暖化をはじめとする環境問題に配慮した学校）登録システムを導入するとともに、登録システム構築のため、以下の取組を実施する。

① クールアーススクール登録システムの検討及び実践ガイドライン・事例集の策定

平成21年度は、欧州や豪州等海外の学校における同種の取組の登録システムについて調査を行ったうえで、我が国で適用可能なクールアーススクールの登録制度の在り方を検討し、登録の手順書を作成する。

また、クールアーススクールを実践するため、学校の教科、総合的学習、課外活動、遠足等の学校活動全体におけるC O 2 削減に資する学びや実践の具体的手法に係るガイドライン・事例集を策定する。

② クールアーススクール地域支援実証事業

地域レベルでクールアーススクールの実践を支援するため、7地域（市町、村等）を選定して、学校関係者、地域内NGO、企業、自治体の関係部局等によって構成される「地域環境教育支援協議会（仮称）」を設置し、当該地域内の10学校程度において企業、NGO等地域の環境教育リソース（講師、教材、活動フィールド等）の提供等により、クールアーススクールを支援する仕組み等を実証する。

③ クールアーススクールE-learningシステムの立ち上げ

クールアーススクールの取組を全国の学校で普及するため、ウェブを通

じた登録システムを立ち上げるとともに、学校における実践内容等の入力により簡易にCO2排出削減量等の算定などクールアーススクールのE-learningシステムを立ち上げる。

2. 事業計画

平成21年度：全国事務局の立ち上げ、クールアーススクール登録システムの検討、ガイドライン・事例集の作成、地域支援実証事業、E-learningシステムの立ち上げ

平成22-23年度：実証事業、実証事業を踏まえた登録システム・ガイドラインの改良、副教材の作成、E-learningシステムの運用

平成24年度以降：クールアーススクール登録制度の推進、全国での普及

3. 施策の効果

学校内及び地域を活動の場とした体験学習等によるCO₂削減を中心とした環境保全のための学びを通じて、2050年に向けた低炭素社会づくりを担う人材育成を目指すとともに、学校活動全体におけるCO₂等の環境負荷の削減を推進する。

4. 備考

調査費 91百万（上記事業に必要な各種調査）

- ・全国事務局運営、登録システムの検討、作成費
及びガイドライン策定費等 41百万円
- ・地域実証事業費 3.7百万円×7地域＝26百万円
- ・E-learningシステム立ち上げ関係経費 24百万円

クールアーススクール事業

地域の核としての学校を中心とした地域ぐるみのCO2削減の取組の推進

クールアーススクールの登録(認証)校

ホールスクールアプローチによる
低炭素社会づくりに向けた環境教育の実践と地域への発信

教科・総合的学習を通じた
環境教育の実施

Co2削減対策のPDCAサイクルによる
計画的実践・検証

学校生活全般における
エコライフの実践

地域のエコフィールドの活用
外部のゲスト講師
による実践型学習

(仮称) 地域環境教育支援協議会

低炭素社会づくり・環境教育を
地域で支える仕組み

- ・NGO、企業、自治体等が持つ環境教育リソース(人、もの等)と学校とのマッチング
 - ・地域・行政が持つ環境教育フィールド情報の共有と提供
 - ・構成メンバーのリソースの補完と学び会による相互研鑽
- ※学校支援地域本部等との連携(文部科学省施策)



企業



環境NGO・専門家



自治会等



PTA等



公民館



大学



博物館

自治体環境部局等



自治体教育委員会

クールアーススクール登録(認証)
登録手順書 実施マニュアル整備
事例集 副教材の提供
支援ウェブの作成
普及方策の検討(表彰制度等)

実証モデル事業として支援
自治体 地域単位での取組モデル構築
※地区内の複数登録校と
それを支える仕組み作りが対象

地域・家庭の低炭素社会づくりの推進に貢献

地域等への取組の普及

地球温暖化防止活動推進センター等基盤形成事業(エネ特会)

1,059百万円(650百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、政令指定都市、中核市及び特例市においても地球温暖化防止活動推進センターの指定、地球温暖化防止活動推進員の委嘱が可能となったことから、地球温暖化防止活動推進センター等の取組や地球温暖化防止活動推進員等の取組の支援を拡大する。

2. 事業計画

①地域の普及啓発活動の核となる地球温暖化防止活動推進員及び地域地球温暖化防止活動推進センター職員等に対し、研修を行う。

さらに、地球温暖化防止活動推進員の活動を効果的に推進するため、推進員による支援を求めている学校、事業所、団体等の需要を的確に把握し、ニーズに応じた推進員を派遣するとともに、推進員の活動を評価することにより研修プログラムの改善に努めていく。

②全国地球温暖化防止活動推進センターにおける情報発信体制の整備、地球温暖化防止活動に積極的に取り組む個人・企業・団体・学校等を表彰するなど各種事業を推進する。

また、地域地球温暖化防止活動推進センターが行う普及啓発・広報に係る経費を補助する。

3. 施策の効果

NGOや地域のグループ、市民、企業、行政等の様々な関係者と連携して、地域ぐるみの国民運動など地域に根ざした活動が定着して全国に広がり、国民一人一人が足元から行動する社会を構築する。

4. 備考(内訳)

①効果的な地域活動展開のための地球温暖化防止活動推進員等研修事業
725百万円(395百万円)

②地球温暖化防止活動推進センター運営等事業費
334百万円(255百万円)

次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費

137百万円(137百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書の第一約束期間が終了する 2013 年以降の次期枠組み構築に向け、国際的な議論が活発化しており、2008 年の北海道洞爺湖サミットにおいても主要議題となった。また、早晩、気候変動枠組条約締約国会合(COP)において、本格的な交渉が開始されると予測される。

我が国は 2007 年から 2008 年にかけて、「クールアース推進構想」(福田総理)等の総理提案や「低炭素社会づくり行動計画」(閣議決定)において、2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を半減させ、また 2050 年までに我が国の排出量を現状から 60～80%削減する長期目標、中期目標設定のための方法論、実効性のある次期枠組み構築に当たっての原則等を示し、北海道洞爺湖サミットでは 2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減させる長期目標等に合意するなど、リーダーシップを発揮した。今後我が国が更なるリーダーシップを発揮し、次期枠組み交渉を加速化することが期待される。

COP 等での本格的交渉に備え、先進国間で公平な目標設定のための方法論を確立するとともに、我が国自身の中期目標を明らかにする必要がある。さらに次期枠組みについて具体的な構成を示していくとともに、中国・インドなどの主要途上国が参加する実効的枠組みを構築するため、開発政策と両立する温室効果ガス削減対策(コベネフィット)、技術移転、適応対策によるインセンティブの付与が不可欠である。

このため、①主要国の考えを踏まえつつ、次期枠組みの具体的内容に関し、我が国の案を作成・発表し、国際議論をリードするとともに、②途上国へインセンティブの内容について検討し、途上国に提示し、実効ある次期枠組みへの参加を促すための事業を行う。

2. 事業計画

2008 年(平成 20 年)	2009 年(平成 21 年)	2010 年(平成 22 年)
Ⅰ 次期枠組みに関する国際合意推進経費		
		
Ⅱ 気候変動枠組条約・京都議定書強化のための将来要素開発経費		
		

3. 施策の効果

気候変動枠組条約及び京都議定書締約国会合等における次期枠組みに関する交渉において、我が国提案としてインプットを行い、交渉を加速化するとともに、我が国のリーダーシップを発揮する。G8北海道洞爺湖サミットの成果を踏まえつつ、G8プロセスに対し引き続き我が国としてのインプットを行うほか、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ等へのインプットも行い、主要排出国における対策の充実・強化を図るとともに、次期枠組み交渉についても、進展を促す。

4. 備考

調査費 137百万円

(内訳)

(1)次期枠組みに関する国際合意推進経費 112百万円

(2)気候変動枠組条約・京都議定書強化のための将来要素開発経費
25百万円

次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費

2007年から2008年にかけての総理提案

- ・2050年に全世界の排出量を半減、世界全体の排出量を10~20年くらいの間にピークアウト
- ・2050年までに我が国の排出量を60~80%削減
- ・2009年の然るべき時期に我が国の中期の国別総量目標の公表、中期目標設定に当たってのセクター別積み上げ方式に関する共通の方法論の確立
- ・次期枠組みに向けた3原則 (①主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながることを、②各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること、③省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること
- ・途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組

次期枠組みに関する国際合意推進経費

- ・我が国の排出量見通しの検討及び世界全体の影響分析
我が国の排出量見通しについて、技術や対策を織り込んだセクター別の積み上げをベースとした方法により算定。併せて、世界全体での排出量の見返しとそれに係わる世界全体における担当影響について分析
- ・次期枠組みの基本的要素に関する検討
3原則を具体化し、各国の削減義務の形式、基準年、目標年等を検討

気候変動枠組条約・京都議定書強化のための将来要素開発経費

- ・開発政策と両立する温室効果ガス削減対策 (コベネフィット) の推進
- ・技術移転促進方法の検討
- ・途上国における適応策検討支援

途上国の参加へのインセンティブ付与

米・中・印を含む全ての主要排出国が参加する実効ある枠組の構築

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

中国は近年の経済急成長で環境の悪化が進み、中国のみならず世界的に甚大な影響を及ぼしている。従って、中国環境に対する取組強化は地球環境保全の点で非常に重要である。我が国は、これまで官民各レベルで対中環境協力を強力に実施してきたが、昨年来の温家宝総理訪日、福田総理訪中、胡錦濤主席訪日など首脳レベルの協議において、日中間の環境協力はODAに代えて「互惠型協力」を行う必要性が認識されている。

中国の環境政策にインパクトを与える観点からは、中国の最重要国家計画である5カ年計画において有効な環境政策を盛り込むことが不可欠であり、次期の当該計画（2011年開始の第12次5カ年計画）へのインプットを通じて日中協力を推進することが効率的かつ効果的である。

上述状況下、中国の環境政策の実施状況全般をレビューし、特に現行の第11次5カ年計画の実施状況の分析、環境問題の背景となる経済社会的変化も踏まえ、中国がとるべき環境政策を検討する。立案した政策案をもとに中国政府や研究機関と協議を行い、今後の環境政策立案に貢献する。

2. 事業計画

平成21年度(2009年度)	平成22年度(2010年度)	平成23年度(2011年度)
現行第11次5カ年計画 実施状況等調査	第12次5カ年計画策定プ ロセスへのインプット	第12次5カ年計画実施 促進

3. 施策の効果

施策の効果として、環境に配慮した5カ年計画の完成と、当該計画実施を通じた中国及び世界の環境への悪影響軽減が期待できる。

4. 備考

調査費 25百万円

(内訳)

(1)中国環境政策施行状況調査	6百万円
(2)環境政策検討会開催経費	19百万円

京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策の
コベネフィット実現支援等事業（エネ特会） 2, 279百万円（1, 270百万円）

- I. {
- ・ 京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業調査
 - ・ アジア新エネ・省エネプログラム CDM 事業調査
 - ・ 京都メカニズム相談支援事業
 - ・ 京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業

979百万円（970百万円）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の概要

温暖化対策と同時に途上国等における公害対策等にも資する、いわゆる「コベネフィッツ」（相乗便益）を達成する対策を実施する。

2. 事業計画

- 省エネルギー、再生可能エネルギー関連 CDM の推進に向けて、CDM 理事会におけるプロジェクト審査の迅速化、方法論の統合化等について国際的な働きかけを行う。
- CDM・JI・GIS プロジェクトの発掘や形成を促進し、我が国がそれらのプロジェクトからクレジットを取得できるよう取組を進める。また、プロジェクトの円滑な実施に向けて、事業が行われるホスト国における京都メカニズムの理解を深めるとともに、ホスト国が京都メカニズムの参加資格を満たせるよう、国内制度等に係る体制整備支援を行う。
- 政府間協議やセミナー等の開催、技術協力等を通じて、ホスト国における重点分野の把握を図るとともに、ホスト国における京都メカニズムの知識の普及、政府承認の策定支援や人材育成などの体制整備への支援を進める。

3. 施策の効果

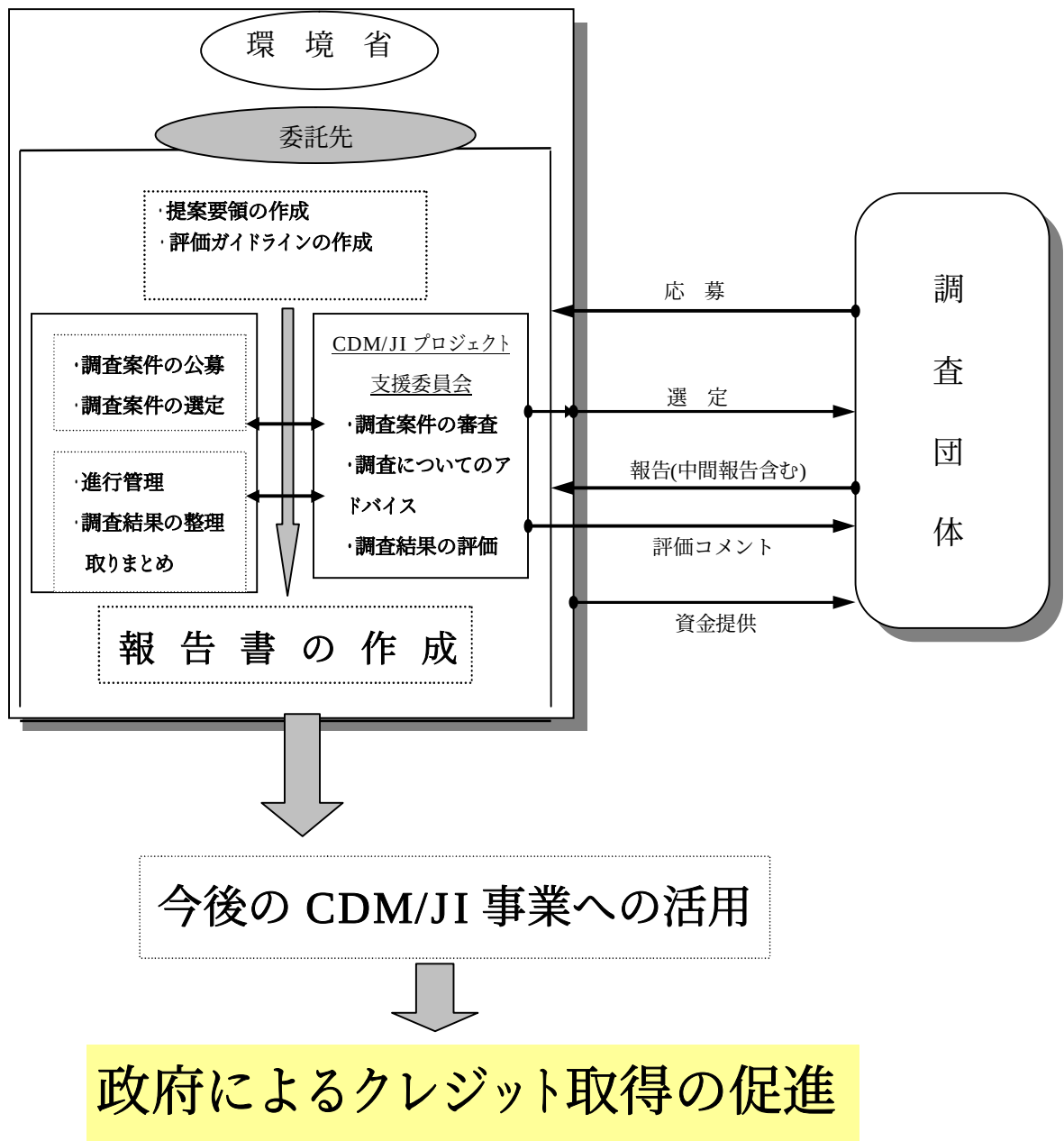
- 途上国等にコベネフィッツを目指すプロジェクトの有効性を証明することができ、我が国の民間事業者がプロジェクト実施に当たって途上国等の協力を得られやすくなる。また、我が国の安価なクレジット調達にも資する。

4. 備考

委託費 979 百万円

- ・ 京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業調査 465 百万円
- ・ アジア新エネ・省エネプログラム CDM 事業調査 150 百万円
- ・ 京都メカニズム相談支援事業 55 百万円
- ・ 京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業 309 百万円

京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策の
コベネフィット実現支援等事業



II. コベネフィットCDMモデル事業

1, 300百万円(300百万円)
水・大気環境局 総務課

1. 事業の概要

2008年から京都議定書の第1約束期間に入り、CDMクレジットの確保は喫緊の課題である。しかしながら、アジア各国にとってはCDMクレジット事業は一般的に経済的なメリットはあるものの各国の国内問題の解決にはつながらない。アジア各国では、経済発展に伴い、大気汚染、水質汚濁等の環境問題も顕在化しつつある。このようなアジア各国の国内に抱える環境問題の解決とCDMクレジットの同時確保を実現するため、地球温暖化対策効果と公害対策効果を併せ持つコ・ベネフィットCDM事業を行う。

- モデル事業補助経費 1, 300百万円(162.5百万円×8事業)
コベネフィットCDMに該当する事業に1/2補助を行うことでそこで発生するクレジットの50%～100%を日本企業から取得する。特に長期的に取得することで今後高騰が予想されるクレジットの市場価格よりも安く取得できる。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 0	H 2 1	H 2 2
コ・ベネフィットCDM事業			

3. 施策の効果

各国での公害対策のモデル事業となると同時に、地球温暖化となり、CDMクレジットの取得につながる。中国及びインドネシアと我が国との間「コベネフィットアプローチに関する合意書」に基づき、コベネフィット調査を実施しているところである。

両国の環境省からは、コベネフィットCDM事業の実施を強力に要請され、案件発掘・実施に当たっての協力も約束されていることから、両国においては、事業案件が数多く発掘される見込みである。

4. 備考

- (内訳) ・モデル事業Ⅰ(1箇所) 300百万円(1/2補助)
・モデル事業Ⅱ(1箇所) 300百万円(1/2補助)
・モデル事業Ⅲ(4箇所) 333百万円(1/2補助)
・モデル事業Ⅳ(2箇所) 334百万円(1/2補助)

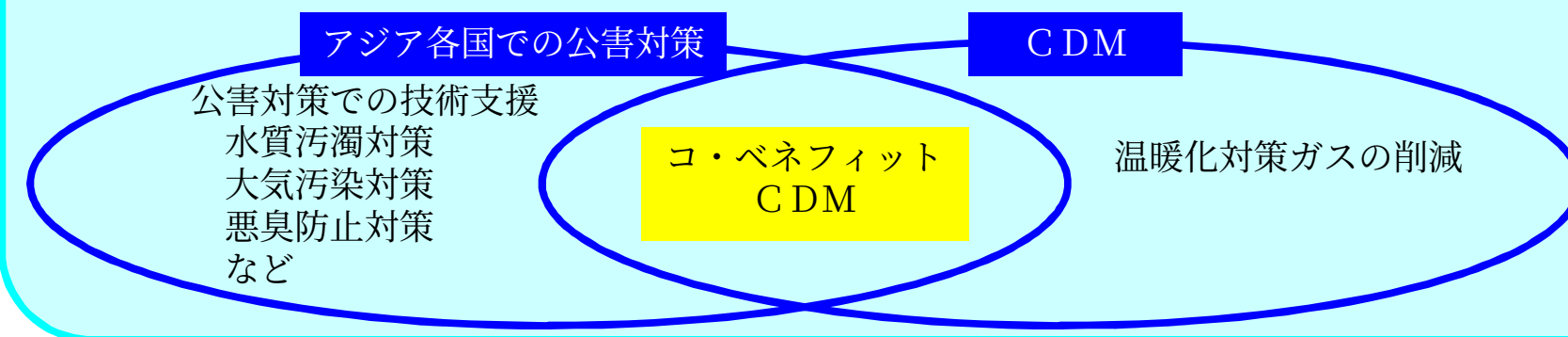
京都メカニズムを利用した途上国における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業

現状の問題点と課題

- アジア各国の経済発展に伴い、各国の大気汚染、水質汚濁等の環境問題も顕在化
- 地球温暖化対策のアジア諸国への普及

施策の方向

- 我が国の有する環境対策技術をアジア各国の状況に合わせて実地に適用し、各国内の事業者にも周知する拠点とすることにより各国の環境対策の推進の支援・アジア各国への環境技術の移転
- 地球温暖化対策効果と公害対策効果を併せ持つ事業（コ・ベネフィットCDM）を行うことにより、CDMクレジットの確保も同時に実現



想定される事例

- 大気汚染防止にもつながるバイオマス燃料転換事業
- 排水（廃棄物）対策によりメタンガスの発生を防止する事業
- 家畜糞尿を燃料として、発電を行う事業等



パームオイル工場からの廃液（マレーシア）

必要な予算措置

- モデル事業補助経費（1／2補助）
- 現地政府連絡員駐在費
- アジア関係国との連携のための国際会議開催経費

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

「骨太の方針 2008」に位置づけられるクリーンアジア・イニシアティブ (CAI) は、アジアにおける①低炭素・低公害型社会の実現、②循環型社会の実現、③自然共生型社会の実現、④市場のグリーン化の促進を具体的な政策目標として、我が国の優れた技術・組織・制度等をアジアに移転し、アジアにおける公害防止と温暖化対策を同時に実現 (コベネフィット) すること等を目指し、各種施策をパッケージとして推進するものである。

本事業においては、(1)「クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局」を設置して各施策の進行管理と普及・広報活動を行うとともに、(2)「アジア環境研究・研修ネットワーク」を構築して共同研究・研修の実施によりアジア各国とビジョン・ノウハウの共有を図る。また、東アジア首脳会議[EAS:ASEAN 10 カ国、日、中、韓、印、豪、NZ]の下に本年より設置される環境大臣会合を、本イニシアティブ推進に係る多国間の合意形成の場として活用することを念頭に、(3)EAS 環境大臣会合局長級準備会合及び(4)フォローアップのための事務レベル会合を開催する。

さらに、日本と ASEAN 諸国間の二国間協力の推進のため、昨年 11 月の日 ASEAN 首脳会議で設立が合意された(5)日 ASEAN 環境対話及び(6)日 ASEAN 環境大臣会合を開催する。

2. 事業計画

(1) 「クリーンアジア・イニシアティブ (CAI) 推進事務局」の設置

- ・事務局を設置し、各施策の進行管理、広報ホームページの作成、アジア環境研究・研修ネットワークのワーキング・グループの活動の統括等を行う。

(2) 「アジア環境研究・研修ネットワーク」の構築

- ・各国専門家のワーキング・グループを分野別に設置し、共同調査研究・共同研修を行うことにより、アジア各国とビジョン・ノウハウの共有を図る。

(3) 東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合局長級準備会合の開催

- ・第 2 回以降の EAS 環境大臣会合の準備のため、局長級会合を開催する。

(4) 東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合フォローアップ会合

- ・環境大臣会合の合意事項やアクション・プラン等のフォローアップのため、

事務レベル会合を開催する。

(5) 日 ASEAN 環境対話の開催

・ ASEAN 諸国との具体的な環境協力について事務レベルで議論を行う。

(6) 日 ASEAN 環境大臣会合の開催

・ ASEAN 諸国との環境協力について閣僚レベルで議論を行う。

3. 施策の効果

本事業によりクリーンアジア・イニシアティブの諸施策を有機的・効率的に推進するとともに、同イニシアティブに係る合意形成の場として東アジア首脳会議及び日 ASEAN 環境対話の枠組みを活用することにより、アジアにおいて経済発展と環境保全が両立した低炭素・低公害型社会を実現する。

4. 備考

(1) 「クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局」の設置	5 2 百万円
(2) 「アジア環境研究・研修ネットワーク」の構築	6 3 百万円
(3) 東アジア首脳会議環境大臣会合局長級準備会合の開催	2 9 百万円
(4) 東アジア首脳会議環境大臣会合フォローアップ会合の開催	9 百万円
(5) 日 ASEAN 環境対話の開催	2 2 百万円
(6) 日 ASEAN 環境大臣会合の開催	2 5 百万円

クリーンアジア・イニシアティブ ～アジア経済環境共同体構想の軸として～

- 低炭素型&資源循環型のアジアモデル
- 環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会を構築



政策目標・施策の基本的方向

低炭素型・低公害型 社会の実現

- 低炭素社会への移行を加速するためのビジョンの共有
- 公害対策と温暖化対策を同時に実現するコベネフィット型の開発を推進

循環型社会の実現

- 東アジア循環型社会ビジョンの策定
- 我が国の技術等を活用し、各国内の3Rを支援。不適正な循環資源の国際移動を防止
- アジア全体での循環資源の有効利活用を推進

気候変動に適応し、 自然と共生する社会の実現

- 自然共生モデルの提唱
- 適応対策のためのソフト&ハードインフラの整備
- 観測及び研究による影響・脆弱性の把握・予測

横断的目標：市場のグリーン化の促進

- グリーン購入、サプライチェーンのグリーン化推進
- 金融資本市場における環境配慮型経済活動の推進

連携の基盤確立

- 自然共生社会を支えるパートナーシップの強化
- 人材の育成と活用
- 環境モニタリングや対策の標準化・ネットワーク化
- 環境と貿易の相互支持性の維持

【各国の伝統、文化等に配慮しつつ、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージとしてアジアに展開】

東アジア首脳会議環境大臣会合、アジア環境研究・研修ネットワーク構想(仮称)等により施策を推進・支援

貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費

32百万円(14百万円)

地球環境局総務課

1. 事業の概要

- ①貿易自由化と経済のグローバル化の急速な進展による環境への影響が懸念されていることを踏まえ、EPA／FTA等の枠組による貿易自由化が環境に与える影響を調査・分析し、望ましい戦略を提示する。
- ②気候変動対策の途上国支援等に必要な資金源として、2008年6月の福田ビジョンに盛り込まれた「国際社会が連携した地球環境税」については、グローバル経済自体への課税（例えば通貨引取税）等の方法が国際的に議論されていることも踏まえつつ、現在の貿易システムに悪影響を与えない適切な制度のあり方を調査・検討する。

2. 事業計画

- ①EPA／FTAと各国の具体的な環境政策・環境問題との関係等を継続的に分析し、貿易自由化の環境影響を評価する。また、そうした評価を活用し、二国間／多国間協定や東アジアEPA構想等における環境戦略を提示する。
- ②地球環境税に関し、国内外における議論や類似税制等の動向を調査するとともに、有識者による検討会を開催し、適切な地球環境税等のあり方について検討する。

3. 施策の効果

- ①今後日本と各国が締結するEPA／FTAや、WTO等多国間の自由貿易体制のルールに適切に環境配慮が組み込まれることにより、経済発展と環境保全の統合的実現が促進される。
- ②適切な地球環境税等のあり方を検討し、国際的議論の場に提示していくことで、IPCC第四次報告書等において今後気候変動対策に必要とされている巨額の途上国支援等の資金源に道を開く。

4. 備考

調査費 32百万円

- (内訳) ①貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進等 14百万円
②(新)地球環境税等のあり方検討 18百万円

(新) アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

187百万円（ 0百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課

1. 事業の概要

神戸で開催したG8環境大臣会合では、開発途上国の3Rの能力開発に向けてG8各国が行動をとることが合意された。このため、我が国が同大臣会合で表明した「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、我が国の知見・経験を最大限活用し、温暖化対策としての効果も追求しつつ、アジア各国での3Rの戦略的实施を促進するとともに、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の創出に総合的に取り組む。これを通じて「クリーンアジア・イニシアティブ」に基づく「アジア循環圏の形成」に貢献する。

2. 事業計画

(1) アジア各国の低炭素・循環型社会構築の計画的推進支援

廃棄物の発生量が増大し質も多様化するアジア各国が温暖化対策にも配慮しつつ廃棄物管理や3Rを推進するための計画立案の支援を行う。

(2) アジアにおける3Rの優良取組事例創出のためのパイロット事業

アジア諸国の当局間の3R推進のためのネットワークを活用し、廃棄物の適正処理・3Rのパイロット事業を形成することを通じて、地域各国における優良取組事例の創出を行う。

(3) 3Rナレッジハブ整備強化事業

アジア各国での3R施策推進のための知識基盤として構築された「3Rナレッジハブ」において、3R関連の技術・政策・国際協力の人材・組織の情報整備等を行う。

(4) アジア3R・資源循環研究ネットワーク形成事業

アジアにおける3R・廃棄物管理の研究者・専門家間での連携と情報共有を目的とした3R・廃棄物管理研究ネットワークの形成、並びに資源の持続可能な管理に向けた科学的知見の普及及び研究交流を促進する。

(5) アジア低炭素・循環型社会事業化推進基礎調査

資源効率とエネルギー効率の向上を目指した、温暖化対策に資する3R・廃棄物処理関連事業等の形成促進に必要な基礎的な調査を実施する。

(6) 東アジア低炭素・循環型社会政策検討評価調査

廃棄物を含めた循環資源の国際的な流れ、各国のリサイクル制度等の政策の発展等を踏まえ、東アジア全体での循環型社会の実現に向けて、課題、政策手段の検討・評価等を行う。

3. 施策の効果

- アジア各国における 3 R・廃棄物の適正処理能力の向上
- 我が国の先進的な 3 R技術・システムの国際的な展開
- 政策担当者レベル、研究者レベルでのアジア各国間の連携の強化
- 3 Rに関する国際的な研究の推進による科学的基盤の強化
- G 8 等での 3 R推進の取組においてリーダーシップを発揮

4. 備考

(1) アジア各国の低炭素・循環型社会構築の計画的推進支援	40百万円
(2) アジアにおける 3 Rの優良取組事例創出パイロット事業	39百万円
(3) 3 Rナレッジハブ整備強化事業	16百万円
(4) アジア 3 R・資源循環研究ネットワーク形成事業	22百万円
(5) アジア低炭素・循環型社会事業化推進基礎調査	30百万円
(6) 東アジア低炭素・循環型社会政策検討評価調査	39百万円

アジア低炭素・循環型社会構築力の強化

アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

低炭素・循環型社会構築の計画的推進

各国関係省庁等との協議を通じた政策立案支援

コベネフィット型
廃棄物処理／3R
推進の基本構想

3R優良事例創出

環境と保健フォーラム作業部会（我が国が議長の政府間ネットワーク）で課題抽出

パイロット事業実施

資源循環に関する情報・知見の整備

3Rナレッジ・ハブ

専門家ネットワーク

政策研究協力

3R技術・政策・
資源循環データ情報整備
政策手段の検討評価

アジア諸国における3Rの戦略的实施支援事業

ベトナム、インドネシア等で3R国家戦略の策定が進展

国連機関の専門的知見、各国政府との協力関係を活用

3R国家戦略策定国の関係者が会する「**3R推進フォーラム**」を開催

戦略に基づく事業形成や政策立案を促進

クリーン・アジア・イニシアティブ「アジア循環圏の形成」
G8「神戸3R行動計画」で求められた途上国の能力向上を促進

アジア諸国における 3 Rの戦略的実施支援事業拠出金

3 1 百万円（ 0 百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課

1. 事業の概要

3 Rや廃棄物対策に関する国家戦略や計画を策定した国において、同戦略・計画に基づく事業形成や政策立案のために「3 R推進フォーラム」の開催、モデル的事業計画の策定等を行うこととし、国連機関に必要な資金の拠出を行う。

2. 事業計画

3 R国家戦略の策定が予定されているベトナム、インドネシア等において、当該国の政府機関、ドナー、我が国の現地進出企業等が参加する「3 R推進フォーラム」を開催するとともに、国家戦略に基づく取組を促進するためのモデル的事業計画の策定等を行うため、国連機関（国連地域開発センター(UNCRD)の予定）に対して拠出を行う。

3. 施策の効果

3 R国家戦略が策定された国において、従来開発政策上の優先度が低いために実績に乏しい廃棄物管理／3 Rの分野において、具体的な行動計画の立案や、事業形成、制度立案等が促進され、アジア全体における循環型社会の構築に向けた取組が進む。また、我が国の知見・経験の国際的展開が図られる。

4. 備考

経済協力開発機構等拠出金 3 1 百万円

日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討 30百万円（10百万円）
--

水・大気環境局 総務課

1. 事業の概要（背景及び目的）

急速な経済成長を遂げるアジアなどにおいては、大気・水環境などの汚染があっても、モニタリングの実施体制や技術が不十分で正確な環境状況の把握ができていると言えない状況がある。また、災害時には、環境の状況を迅速かつ正確に把握し、復興・生活環境の改善に役立てる必要がある。

一方、日本には深刻な公害を克服した経験があり、団塊の世代の自治体職員などモニタリング等についての経験・技術が豊富な人材が多いが、これらの人々は大量に退職する時期を迎えている。

そこで、これらの人材を「国境なき環境調査・協力団（仮称）」として組織し途上国等に派遣し、直接環境の状況のモニタリングを行うほか、現地の技術者に対してサンプリングや分析方法等の指導を行い、アジアなどの国のモニタリング能力等の向上・環境保全に貢献することとする。

さらに、必要に応じ環境改善案を提示し、具体的な環境保全の取り組みに結びつけることとする。

2. 事業計画

調 査 項 目	H20	H21	H22
(1) 国内外の事例調査			
(2) 調査団のあり方検討			
(3) 環境問題調査・ニーズ把握調査			
(4) 調査団の派遣			

3. 施策の効果

この事業により、アジアなどの国において環境状況についての正確なデータが得られるようになるとともに、環境保全活動の意欲と経験・技術を有する団塊の世代の退職者に対して活躍の場を提供することが可能となる。

これらのことにより、アジアなどの国において、水・大気その他の自然環境破壊や健康被害の未然防止に資するとともに、環境汚染状態の改善、災害からの復興にも資することができるようになる。

4. 備考

・外国旅費 1 百万円

・環境保全調査費 2 9 百万円

(内訳) 調査対象地域の詳細調査、資料収集	2 3 百万円
調査団のあり方検討	6 百万円

日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討

アジア等における環境汚染

■法執行段階での問題

法律は一定程度整備されているが、モニタリングなど実施体制・技術の面で不十分であり、正確な環境状況の把握ができていない。

■汚染等の例

- 事業・生活による汚染：河川・湖沼等の大規模汚染、工場地帯・道路沿道等の大気汚染、有害廃棄物による水質・土壌汚染、廃棄物問題、温暖化問題など
- 災害・事故による汚染：地震、津波、ハリケーン、洪水、タンカー座礁、金採掘による有機水銀汚染など

日本の国際協力の課題・・・支援が目に見えない

- ・物資・資金援助中心で現地で活動する日本人が不在または少ない。
- ・支援のタイミングが遅い
- ・支援団の規模が小さい

日本の事情・資源

- ・団塊の世代の人々の退職・・・自治体等にモニタリング等の経験豊富な人が多い
- ・モニタリング機材等の優れた環境関連機材・技術の存在
- ・人材・関係団体とのネットワーク化、国内の人材等とアジア等の国とのコーディネート必要性

国内の人材等をネットワーク化し、必要な人材を国境なき環境調査・協力団（仮称）として迅速に派遣。

自ら環境の状況を測定するほか、現地スタッフに対するサンプリング・分析方法等の指導も行い、アジアなどの国のモニタリング能力の向上等に努める。環境汚染による水環境・大気環境・土壌環境・生態系等への影響（廃棄物問題を含む）を迅速・正確に調査し、環境改善案を提示。

環境の状況についての正確なデータが得られるようになる。アジアなどの水・大気・その他の自然環境の破壊・健康被害を未然防止するとともに、回復を容易にする。必要に応じ他の組織と連携し、環境改善事業につなげる。

資金

人材

技術

政府
民間

団塊の世代
(自治体OB等)
自治体職員
学識経験者
民間人

民間企業
自治体

ネットワーク化

技術
機材
十人

国境なき環境
調査・協力団
(仮称)



目に見える国際環境協力の実現、人材（団塊の世代等）と日本の技術の活用、アジアなどの環境の改善・保全

(新) クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費

200百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

近年、東アジア地域においては、温室効果ガス及び大気汚染物質の排出量が急増しているが、排出目録等の基礎情報が不足しており、科学的知見に基づく効果的な大気汚染防止政策の立案が困難だけでなく、京都議定書の2013年以降の実効ある枠組みの構築にも支障となっている。

このため、温暖化対策も含むコベネフィットの観点から、東アジア地域の包括的な大気汚染防止に関する政策枠組みを戦略的に検討する。

(1) 東アジア大気汚染防止政策枠組みの検討

排出現況や汚染物質削減シナリオ等の科学的知見を踏まえ、東アジア地域の大気汚染を防止する枠組みについて検討する。

(2) 東アジア大気汚染排出現況調査

東アジア各国における汚染物質の排出状況の現地調査を各国政府と協働で行う。

(3) 東アジア大気汚染防止政策対話と政策実現能力の向上

東アジア各国の大気汚染防止担当行政官を対象に、国際ワークショップを開催し、科学的知見の共有や政策実現能力の向上を図る。

(4) 東アジア自治体間の協力枠組構築支援

我が国の自治体による大気汚染防止技術指導の協力等、自治体間の環境協力を推進し、東アジアの大気環境管理能力の底上げを図る。

2. 事業計画

項目	21年度	22年度	23～25年度
①政策枠組みの検討			→
②大気汚染排出現況調査			→
③各国との政策対話と政策実現能力の向上			→
④自治体間の協力枠組構築支援			→
⑤パイロットスタディの実施			→

3. 施策の効果

汚染物質削減目標やその道筋等の大気汚染防止政策オプションを提示し、東アジア諸国の大気管理能力の向上を図り、東アジア首脳会議環境大臣会合等へのインプットを行い、クリーンアジアの実現を推進する。

4. 備考

調査費 200百万円

(内訳)

(1) 東アジア大気汚染防止政策枠組みの検討

5百万円

(2) 東アジア大気汚染排出現況調査

104百万円

(3) 東アジア大気汚染防止政策対話と政策実現能力の向上

20百万円

(4) 東アジア自治体間の協力枠組構築支援

71百万円

クリーンアジア実現のための 東アジア大気汚染防止戦略検討調査費

科学的な裏付け

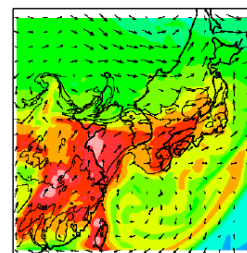
クリーンアジアイニシアティブの具現化

東アジア越境大気汚染削減戦略の策定・普及

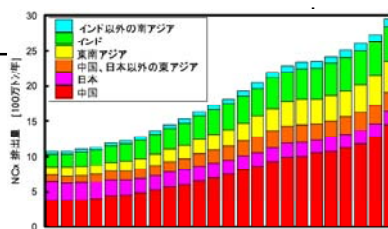
- ・東アジア大気汚染防止政策枠組みの検討
- ・東アジア大気汚染排出現況調査
- ・政策対話と施策実現能力の向上(東アジア諸国を対象としたワークショップ開催)
- ・東アジア自治体間の協力枠組構築支援(大気汚染防止技術指導協力の推進)
- ・パイロットスタディ(対象国における戦略の具体化)

【地球環境研究総合推進費等による研究】

- ・シミュレーションモデルを活用した越境汚染の寄与度や将来影響の解明
- ・排出インベントリの精度向上
- ・効果的な東アジア大気汚染物質削減シナリオの将来推計



←広域的なオゾン汚染



アジアのNOx排出量の増加予測

東アジア諸国への展開

- ・大気汚染物質と温室効果ガスを同時に削減するコベネフィット型プロジェクトへの反映
- ・東アジア首脳会議環境大臣会合へのインプット等

東アジア諸国における水質総量規制制度支援業務

44百万円（7百万円）

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

本事業は、急激な経済発展の過程で発生した大量の陸域負荷により、我が国の海域環境が影響を受ける程に深刻化している中国を始めとする東アジア諸国の富栄養化対策として、我が国で一定の成果を上げてきた水質総量規制制度の導入を図る取組を支援するため、我が国がこれまでに培ってきた当該制度に係る知見を効果的に提供することを目的とする。

このため、対象水域の現状把握、要因分析、陸域負荷の総量の算出、対象とすべき陸域負荷の選定、実施施策の選定及び実施計画の策定といった当該規制の一連の実施手順を取りまとめ、東アジア諸国の実情に応じた水質総量規制制度導入指針を策定するものである。

平成21年度からは、東アジア諸国の担当者にとってより実用的な導入指針とするため、富栄養化が特に深刻な中国における適用性検証のためのケーススタディを実施するとともに、多数の集水域を有し関係機関の連携した取組が必要となる広域的な水域への適用上の課題を整理し、現地適用にあたって留意すべき事項として取りまとめるものである。

2. 事業計画

調査項目	H19d	H20d	H21d	H22d	H23d
文献調査					
導入指針素案の作成					
中国におけるケーススタディ					
広域的な水域への適用上の課題整理					
導入指針の策定					
広報・啓発	---	---			

3. 施策の効果

深刻な富栄養化問題を抱える東アジア諸国に対して、我が国の水質総量規制制度の知見を提供し、当該制度の導入を図ることにより、東アジア諸国の富栄養化問題の改善に貢献するとともに、我が国の環境立国としての世界での役割を果たす。

4. 備考

(1)外国旅費

4百万円

(2)環境保全調査費

40百万円

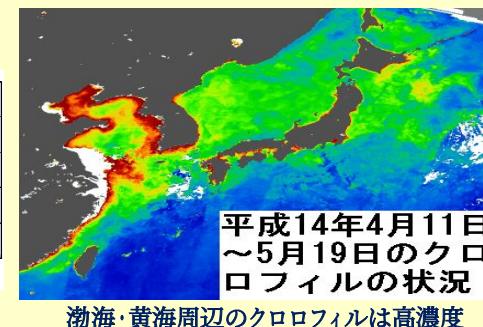
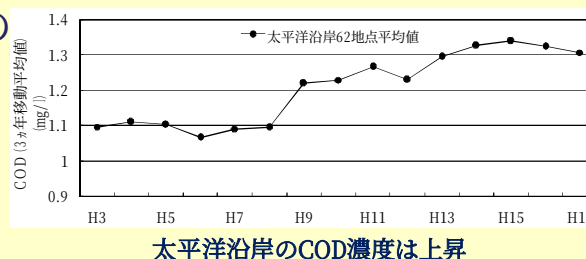
東アジア諸国における水質総量規制制度支援

○現況

急激な経済発展の過程で発生した大量の陸域負荷により河川や海域が富栄養化



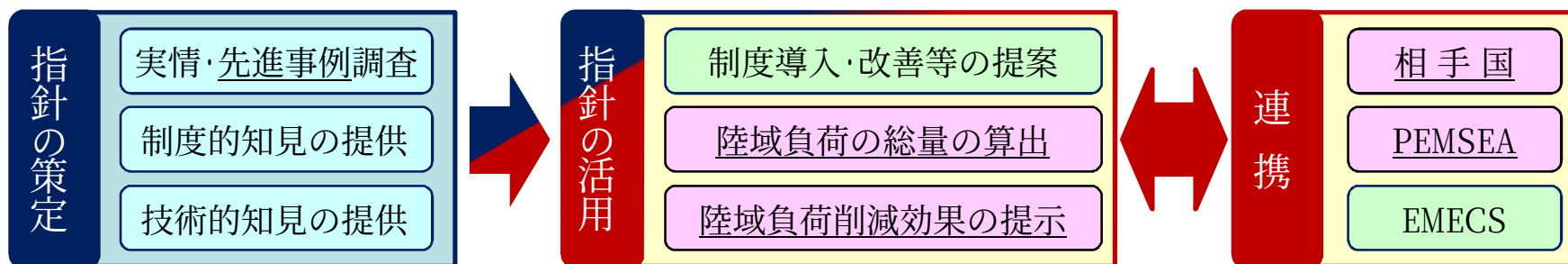
我が国の海域環境にも影響



○課題

- ・必要な制度的・技術的知見の不足により、陸域負荷の総量の削減に係る制度は未導入か不完全導入
- ・そもそも、陸域負荷の総量が算出できず削減の効果が明らかでないため、必要性も理解されていない
- ・多国間に跨る水域については、導入に先立ち関係国間で指標項目等の調整が必要

陸域負荷の総量の削減に係る制度の導入支援



特に富栄養化の深刻な 中国と共同で取組を開始

下線が拡充分

★ 我が国の海域環境の保全と東アジアにおけるプレゼンス向上 ★

水・大気環境局環境管理技術室・総務課

1. 事業の概要

アジア諸国では経済成長に伴い、都市部を中心に大気汚染、水質汚濁、悪臭等の環境問題が顕在化しており、その対策が喫緊の課題となっている。このため、各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開を図る。

①環境技術普及のための検討・調査（※検討会を設置予定）

アジア諸国における現状、ニーズ、環境に関する法令等を把握・集積し、環境技術の普及方法等の検討を行う。検討に当たっては経済産業省と連携予定。

②環境技術、規制方法等の普及活動及び人材協力

アジア諸国の環境省に対して、日本の規制方法等を情報提供。現地の自治体や企業等に、環境技術に関する現地説明会、モニタリングの技術支援を展開。

③国際展開する技術の選定

海外展開を希望する企業が持つ優れた環境技術を選定し、エコラベルを付与。将来的には経済連携協定(EPA)などで優遇措置を検討。

④環境技術を使用した装置、プラントの国際展開支援

現地で開催される環境技術に関する講習会・説明会に出展する企業に対する支援。実施に当たっては経済産業省と連携予定。

2. 事業計画（ ———— ：本格実施 ：準備及び試験的な実施）

調 査 項 目	H21	H22	H23
①環境技術普及のための検討・調査			
②環境技術、規制方法等の普及活動及び人材協力			
③国際展開する技術の選定			
④環境技術を使用した装置、プラントの国際展開支援			

3. 施策の効果

我が国の経験に基づく環境技術、規制手法をアジア各国の状況に応じて展開することにより、各国の環境問題の解決が図られる。将来的には環境分野での「アジア標準」化により、国際競争力の強化が図られる。

4. 備 考

外国旅費

1 3 百万円

環境保全調査費

1 8 7 百万円

(内訳)

環境技術普及のための検討・調査

3 1 百万円

環境技術、規制方法等の普及活動及び人材協力

4 9 百万円

国際展開する技術の選定

2 0 百万円

環境技術を使用した装置、プラントの国際展開支援

8 7 百万円

<日本モデル環境対策技術等の国際展開のニーズと効果>

日本企業ニーズ

高い技術力を持ちながらも、十分に海外への市場開拓ができない

<背景>

- ◆規制体制が不十分。規制があっても不徹底
- ◆現地事業者が環境対策機器導入のインセンティブなし

現地ニーズ

工場等からの環境汚染が深刻化しており、改善していない。

<背景>

- ◆技術力が不十分
- ◆人材が不十分
- ◆規制体制が不十分。規制があっても不徹底。

規制方法の
提供

環境対策をパッケージ化して提供

対策技術、
人材等の提供

～官民一体で「環境対策・測定技術」、
「規制体系」、「人材」などをパッケージ化
して提供～

得られる効果

(日本企業)

- 日本企業のビジネスチャンスの拡大
(国)

(現地)

- 環境問題の解決

- 我が国の環境技術、規制方法をアジア諸国に展開

- 環境分野の「アジア標準」を策定し、国際規格競争で競争力を得る

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

日本における世界の水問題解決に向けた国際的取組は、「21世紀環境立国戦略」における重点施策の一つであり、水環境対策の先進国としての経験と技術を水環境問題を抱える国々に伝え支援していくことが使命である。

特に、アジアモンスーン地域では水環境の悪化が顕著な問題となっており、気候変動問題への対応も求められているが、国際的な協力体制や問題解決に向けた政策を立案するための情報や人材が不足している状況である。また本年7月に開催されたG8サミットにおいても、「グッドウォーターガバナンス」の概念を推進することが合意されている。

このため、アジア地域における水環境管理に携わる関係者間の協力体制の拡充及びアジア各国の政策課題分析を行うとともに、政策提言の策定等を支援し水環境ガバナンスの強化を図る。また、その課程において国内の大学・研究機関との連携による各国の政策立案担当者の能力向上を支援することにより、自ら水環境政策課題の分析、提言を行える人材を育成する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23	H24	H25
・ 支援体制の検討 ・ 政策課題分析及び情報収集 ・ 政策提言の策定 ・ 政策立案者の能力向上支援 ・ 知識情報データベースへの集積					

3. 施策の効果

- ・ 水環境に関するアジア各国の政策立案者の能力向上
- ・ 各国における水環境保全施策の推進
- ・ 研究成果を活用したWEPAデータベースの充実

4. 備 考

調査費 85百万円

(内訳)	・ 情報データベース拡充事業	41百万円
	・ 政策課題調査分析事業	23百万円
	・ 政策立案者の能力向上支援検討事業	21百万円

アジア水環境パートナーシップ事業 (第2期)

Water Environment Partnership in Asia

WEPA (第2期)

- WEPA (第1期) の評価
- G8サミット、環境大臣会合等における議論

水環境ガバナンス
強化が重要

- ・支援体制の検討
- ・政策課題分析及び情報収集
- ・政策立案者の能力向上支援
- ・知識情報データベースへの集積

アジア各国
アジアモンスーン地域11ヶ国

具体的な
政策展開

政策立案者の派遣
各国の水環境
情報及びデータ

- 水環境分野における
政策対話
- データベースによる
情報共有

アジア各国の
社会状況、
文化、環境に
応じた政策提案

政府高官級
会合

日本国の大学及び研究機関による支援
各国の政策担当者が自ら水環境課題に関する研究を実施

- ・政策レポート
- ・政策提言の策定
- ・アクションプランの策定

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

地球環境改善のためには、環境立国たる日本がリーダーシップを発揮し、途上国への協力を強化するべきである。気候変動の観点から脆弱な島嶼国や、本年5月の第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において環境・気候変動問題への対処が求められたアフリカ諸国、経済発展の著しい中東地域など、戦略的に重要な国々との連携強化を目的に、以下の事業を行う。

①環境情報調査

当該国の環境の現状等について調査を行う。

②地域環境連携方針の策定

環境情報を分析し、環境連携の方策を検討する。

③国際会議の開催

戦略的に重要な国々との連携の強化をはかるとともに、日本の環境政策について協力を求めるため、国際会議を開催する。

2. 事業計画（平成19年度～平成23年度）

（1）環境情報調査及び地域環境連携方針の策定（平成19～23年度）

国別援助計画の策定・改定が予定されている国を中心に、①及び②について調査・検討を実施。

（2）国際会議の開催（平成21年度）

中東地域の環境大臣を招聘し、国際会議を開催。

3. 施策の効果

太平洋島嶼国、アフリカ諸国、中東地域等における環境の改善と、地球環境問題に関する国際的な協調体制の強化。

4. 備考

事業費 51百万円

（1）環境情報調査及び地域環境連携方針の策定

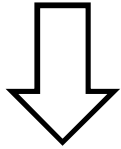
29百万円

（2）国際会議の開催

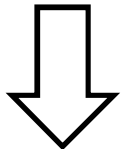
22百万円

島嶼国を始め世界各地域との環境連携強化業務概要

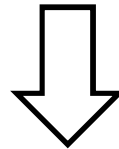
気候変動に対して
脆弱な
島嶼国



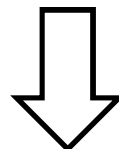
- ・環境情報調査 (H19～)
- ・太平洋島嶼国シンポ (H20)
- ・地域環境連携方針の策定 (H19～)



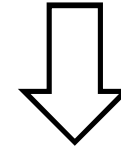
TICADIVで環境・気候変動
問題への対処が求められた
アフリカ諸国



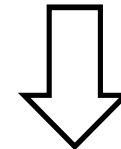
- ・外務省:TICADIV (H20)
- ・環境情報調査 (H21～)
- ・地域環境連携方針の策定 (H21～)



経済発展の著しい
中東諸国



- ・環境情報調査 (H19)
- ・国際会議 (H21)
- ・地域環境連携方針の策定 (H22～予定)



期待される成果

これらの国々における環境改善と、
地球環境問題に関する国際的な協調体制の強化。

途上国におけるフロン等対策支援事業費

50万円（20百万円）

地球環境局 環境保全対策課 フロン等対策推進室

1. 事業の概要

オゾン層の保護・地球温暖化防止を図るため、日本国内の対策のならず、途上国におけるフロン等オゾン層破壊物質（温室効果ガスでもある）の生産・消費量の削減の促進・支援が必要不可欠。

このため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を踏まえたアジア途上国における2010年迄のCFC（クロロフルオロカーボン）等の生産・消費の全廃、2013年以降のHCFC（ハイドロフルオロカーボン）の生産・消費の削減に向けて、対策・技術等に係る日本の経験・知見を、国際会合等も活用しつつ提供する。

また、アジア途上国において使用される冷媒フロンの排出抑制を図るため、実態等の情報整理、回収・再利用・破壊等処理対策の検討を支援する。（「クリーンアジア・イニシアティブ」の一環）

2. 事業計画

平成12年度からの事業（アジア途上国におけるモントリオール議定書対応の支援）を拡充強化。

3. 施策の効果

アウトプット 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」等を踏まえ、アジア途上国地域における2010年迄のCFC等の生産・消費の全廃等を図る。

アウトカム オゾン層保護及び地球温暖化防止並びにアジア地域における国際貢献を図る。

4. 備考

調査費 50百万円

途上国におけるフロン等対策支援

日本

支援

アジア途上国

オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書への対応

CFC (クロロフルオロカーボン。強力な温室効果有) を1996年に生産全廃等

CFCの2010年迄の生産全廃等に向けた取組

フロンの排出抑制・回収・破壊等

フロン回収・破壊法や対策・技術により、フロン類の回収・破壊等を推進中

冷凍空調機器等を使用される冷媒用フロンの排出抑制、回収、再利用、破壊が今後課題

オゾン層保護・地球温暖化防止とアジアへの貢献

(新) 上海国際博覧会関係費

44百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

- 上海国際博覧会は、「より良い都市、より良い生活」(Better City, Better Life)をテーマとして中華人民共和国上海市において、2010年5月1日～10月31日に開催される国際博覧会条約に基づく登録博覧会であり、資源不足や環境破壊等、都市生活が抱える共通の様々な問題を解決し、かつ持続可能な都市生活を追求すること等を目的としている。我が国は公式参加を表明しており、環境省は副幹事省となっている。
- 経済成長戦略大綱においては、「国際博覧会の場を通じ、2005年日本国際博覧会の『地球規模の課題解決』という理念の継承・発展も念頭におきながら、わが国のライフスタイル、価値観や哲学・文化を提示することにより、『日本ブランド』の国際的発信を行う」ことが挙げられている。また、日中両国は累次の日中首脳会談等においても、環境分野における協力を一層強化していくこととしている。
- 上海国際博覧会はこれらの課題に取り組む我が国の立場を示す絶好の機会である。このため、環境省としても日本館等で活用する都市環境シミュレーションコンテンツを作成・提供し、PRを図る。

(都市環境シミュレーションコンテンツのコンセプト例)

- ・途上国の今後の発展の中で活用できる、スタートから低炭素・循環に基礎を置いた革新的な都市モデルのビジョンについて、以下のようなツールを用いて提示する。
 - －「持続可能な21世紀型の都市生活」を疑似体験できる大型シアターでの映像展示
 - －来場者一人ひとりが仮想都市に住む住民となり、様々な環境にやさしい行動をとることで、持続可能な都市に発展していく姿を体験できる、共同参加型のネットワークソフトの提供

2. 事業計画

事業内容	H21年度	H22年度
都市環境シミュレーションコンテンツの作成等	←→	
上海国際博覧会における展示、普及啓発		←→

3. 施策の効果

○我が国がこれまでに直面してきた都市の生活が抱える共通の様々な環境問題に対する取組（日本の優れた3R技術等の環境技術や対策のノウハウ等）を広く発信し、「持続可能な21世紀型の都市生活の姿」を提示し、経済成長著しい中国をはじめとする東アジア地域及び世界の持続可能な社会に向けた取組を推進する。

4. 備考

調査費

（内訳）

都市環境シミュレーションコンテンツの作成 40百万円

普及啓発パンフレットの作成 4百万円

(新) 上海国際博覧会関係費

2006年 日本政府としての公式参加の閣議了解(10月)

2009年

博覧会における環境省出展物(都市環境シミュレーションコンテンツ)の作成

コンテンツのコンセプト例:
途上国の今後の発展の中で活用
できる、スタートから低炭素・循環
に基礎を置いた革新的な都市モ
デルのビジョン

展示ツール例



持続可能な都市を疑似体験で
きる大型シアター映像



持続可能な仮想都市を作る共同
参加型のネットワークソフト

2010年

上海国際博覧会(5月1日~10月31日、中国)

テーマ:「より良い都市、より良い生活」

目的:人口集中による空間の奪い合い、文化の衝突、資源不足や
環境破壊等、都市生活が抱える共通の様々な問題を解決し、かつ持
続可能な都市生活を追求すること等

映像展示等
の実施

我が国の取組(日本の優れた3R技術等の環境技術や対策のノウハウ等)を発信
東アジア、世界の持続可能な社会に向けた取組の推進

1. 事業の概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。また、自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国定公園等の整備を支援する。

2. 事業計画

（1）国立公園等の直轄事業

下記事業について重点的に実施する。

①人と地球にやさしい集団施設地区整備事業

国立公園の利用拠点である集団施設地区において、良好な景観形成を図りつつバリアフリー化及び多言語化等を中心としたユニバーサルデザインに対応する整備を推進。加えて低炭素社会の構築に向けた二酸化炭素排出削減の視点から施設の再整備を重点的に実施。

②那須の森（仮称）保全整備事業

日光国立公園那須地域において、国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間との共生のあり方を学ぶための保全整備を重点的に実施。

③国立公園エントランス整備、登山道整備、景観歩道整備事業

国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備、山岳地域の適正な利用を推進するための登山道整備、及び国立公園の主要な歩道を対象とした安全対策、展望地点の整備、景観の修復事業等を引き続き実施。

④自然再生事業

失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業（国指定鳥獣保護区の保全事業を含む）を更に推進。

⑤国民保養温泉地整備事業

国民保養温泉地での自然とのふれあいの一層の推進による健全な発展・活性化を図るための施設整備（散策路、標識等）を引き続き推進。

（2）国民公園等の直轄整備

新宿御苑の観賞温室の建て替えを実施する他、皇居外苑、北の丸公園、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設整備を実施。

（3）国定公園等の交付金事業（交付率：45%、交付先：都道府県）

地方の行う国定公園事業、国指定鳥獣保護区における自然再生事業（既着手事業のみ）及び長距離自然歩道整備事業について支援を実施。

3. 施策の効果

国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び自然とのふれあいの場の整備を推進。自然共生社会や低炭素社会の構築にも貢献。

自然公園等整備事業

人と地球にやさしい集団施設地区整備



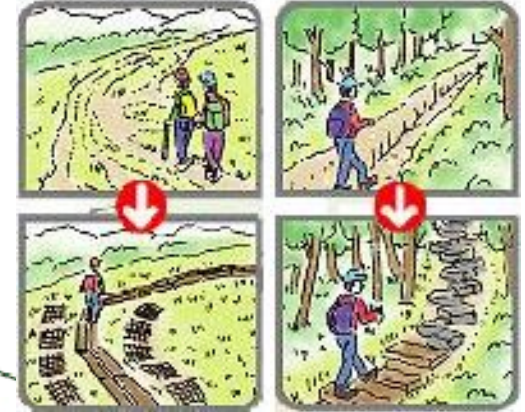
ユニバーサルデザイン化 自然エネルギーの活用

那須の森 (仮称) 保全整備事業



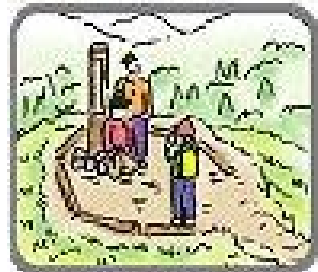
自然情報提供の拠点 自然観察網の整備

登山道整備



木道整備や植生復元 洗掘箇所の復元

景観歩道整備



散策路や展望地点の整備

国民保養温泉地整備



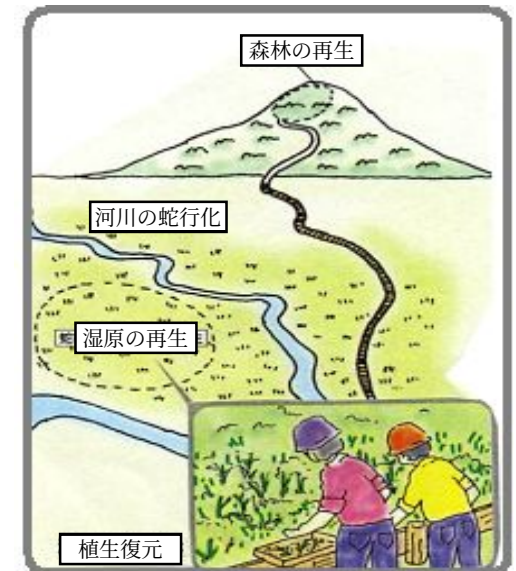
標識等の整備 魅力ある温泉地づくり

エントランス整備



国立公園入口に
標識整備
(多言語化)

自然再生事業



失われた自然を再生

SATOYAMAイニシアティブ推進事業費

146百万円（126百万円）

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- (1) 里地里山は、特有の生物生息環境としてだけではなく、食料や木材等自然資源の供給、文化の伝承等の観点からも重要な地域である。しかしながら、過疎化・高齢化などにより自然への人為の働きかけが減少し、里地里山の生物多様性は、質と量の両面からの劣化が懸念されている。一方で、里地里山での自然資源の持続的な利用形態は、生物多様性の保全と両立しており、世界の自然共生社会のモデルとなりうるものである。
このことから、重要里地里山の選定、自然資源の利活用等の検討、「SATOYAMAイニシアティブ（持続可能な自然資源管理のモデル構築のための調査・検討とそのモデルの発信）」を内容とする「SATOYAMAイニシアティブ推進事業」を、平成20年度から実施しているところである。
- (2) このうち、重要里地里山は平成20年度に選定する予定であるが、これら地域は他の地域のモデルとなるものであることから、その取組の継続・促進を図っていく必要がある。
- (3) またSATOYAMAイニシアティブについては、平成20年5月に開催されたG8環境大臣会合でその国際的な推進が合意されるとともに、生物多様性条約COP9では、環境大臣がその促進を国際社会に表明したところであり、この取組を早急かつ強力に推進していく必要がある。
- (4) 上記の理由から本事業を拡充し、重要里地里山への支援と、二次的自然資源管理の国際モデルについての本格的な検討・発信を実施し、世界全体にわたる自然共生社会の構築に貢献していく。

2. 事業計画

- (1) 重要里地里山への支援（拡充）（平成21～24年度）
- (2) 里地里山の自然資源の新たな利活用方策の検討と試行
(平成20～24年度)
- (3) 多様な主体の参加促進方策の検討・実施（平成20～24年度）
- (4) 「全国里地里山行動計画」の検討・策定（平成20～24年度）
- (5) 「SATOYAMAイニシアティブ」の検討・提案・発信（拡充）
(平成20～24年度)

3. 施策の効果

- ・ 将来にわたり維持すべき重要な里地里山の情報発信を行うことにより、里地里山の保全再生の取組を全国的に推進。また、重要里地里山での取組への支援により、当該地域での活動を継続・促進。
- ・ 里地里山の自然資源の新たな利活用や、里地里山の取組への多様な主体の参加のための社会システムを構築し、地域での自律的な里地里山の保全再生を促進。
- ・ 自然共生社会づくりを進めていくうえで必要な自然資源管理のモデルを世界へ提案することにより、国際的な生物多様性保全と持続可能な自然資源の利用に貢献（生物多様性条約COP10において提案）。

4. 備考

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 重要里地里山への支援、情報発信 | 42百万円 |
| (2) 里地里山の自然資源の新たな利活用方策の検討と試行 | 28百万円 |
| (3) 多様な主体の参加促進方策の検討・実施 | 43百万円 |
| (4) 「全国里地里山行動計画」の検討・策定 | 8百万円 |
| (5) 「SATOYAMAイニシアティブ」の検討・提案・発信 | 25百万円 |

SATOYAMAイニシアティブ推進事業

SATOYAMAイニシアティブ推進事業(環境省)

国内における取組

○重要里地里山300の選定

未来に引き継ぎたい、重要な里地里山を選定



○重要里地里山への支援(拡充)

重要里地里山での取組に必要な助言・ノウハウを提供



○自然資源の新たな利活用方策の検討

里地里山資源の伝統的な利用の促進、及びバイオマス、エコツーリズムなど新たな利活用方策の調査・検討



○多様な主体の参加促進

保全再生活動への、都市住民、民間企業等多様な主体の参画の促進策を検討



○全国里地里山行動計画の策定

検討をもとに里地里山の保全再生を全国的に展開していくための行動計画を策定

日本における事例
としてインプット

SATOYAMA イニシアティブ

○世界における事例調査

世界の持続可能で循環的な自然資源の利用の事例を調査



○自然資源管理のモデルの検討・構築(拡充)

世界の事例等をもとに自然資源管理のモデルを検討・構築



○技術的なマニュアルの作成(拡充;H22以降)

関係機関等と協働で、モデルを地域特性等に応じて適用するために必要な事項を、技術マニュアルとしてとりまとめ

連携して提案

生物多様性条約第10回締約国会議

国際SATOYAMAイニシアティブ 構想推進事業(国連大学) (新規:拠出金)

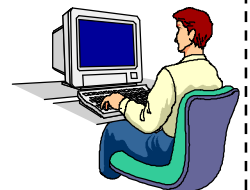
○国際SATOYAMA イニシアティブ(仮称)の設立

世界各国や国際機関が参加して、自然資源の持続可能な利用手法の情報交換や、国際的な取り決め等の検討を行う国際的な枠組みを設立するための準備会合等を実施



○持続可能な自然資源の 利用・管理についての情報発信

世界の自然資源の利用・管理についての事例等の情報を一元的に蓄積及び発信するポータルサイトの整備・運営



○アジア諸国における実証調査

アジアの数カ国で、各国の特徴を活かした自然資源管理のモデルを構築するための実証調査を実施



地域による自律的な里地里山の保全再生

世界での自然共生社会の構築

(新) 国連大学拠出金

(国際 SATOYAMA イニシアティブ 構想推進事業)

1 3 4 百万円 (0 百万円)

自然環境局 自然環境計画課

1. 事業の概要

- (1) 里地里山における自然資源の持続的な利用形態は、生物多様性の保全と両立している。このような里地里山を例とした自然共生社会の構築を「SATOYAMA イニシアティブ (二次的自然資源管理の国際モデルの構築・発信)」として世界に提案していくため、平成20年度から「SATOYAMA イニシアティブ推進事業」を実施しているところ。
- (2) 一方、平成20年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合で採択された「生物多様性のための行動の呼びかけ」では、SATOYAMA イニシアティブを国際的に推進していくことが合意され、生物多様性条約COP9では、環境大臣がSATOYAMA イニシアティブの促進を国際社会に表明している。
- (3) このような動きを受けて、「SATOYAMA イニシアティブ」の取組を世界全体で早急かつ強力に推進するためには、自然資源の持続可能な利用に関する情報の共有と、各国や国際機関の参加による国際的な枠組みの構築が必要である。
- (4) 以上から、自然資源の持続可能な利用に関する知見を有し、また、生物多様性の分野で、世界各国や国際機関、団体等にネットワークを持つ国連大学にこの取組を行うために必要な経費を拠出し、わが国が取り組む「SATOYAMA イニシアティブ」の国際的な展開を図る。

2. 事業計画

- (1) 国際SATOYAMA イニシアティブ (仮称) の設立 (平成21~24年度)
各国や国際機関の参加のもとに、自然資源の持続可能な利用についての検討を行うための、国際的な枠組みの設立に向けた準備会合の実施等。
- (2) 持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信 (平成21~24年度)
世界の自然資源の利用・管理についての情報を一元的に蓄積・発信するポータルサイトの整備・運営。
- (3) アジア諸国における実証調査 (平成21~24年度)
アジアの数カ国で、各国の特徴を生かした自然資源管理のモデルを構築するための実証調査を実施。

3. 施策の効果

- ① 国際的な枠組みの設立を目指した取組を通じたわが国の自然共生の分野でのリーダーシップの発揮。
- ② 持続可能な自然資源管理に必要な情報の一元的な蓄積・提供によって、世界的に知識が共有され、施策・研究・地域の取組が効率化。

4. 備考

経済協力開発機構等拠出金 1 3 4 百万円

(内訳)

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 国際SATOYAMA イニシアティブ (仮称) の設立 | 6 5 百万円 |
| (2) 持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信 | 2 0 百万円 |
| (3) アジア諸国における実証調査 | 4 9 百万円 |

国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）

SATOYAMAイニシアティブ推進事業（環境省）

国内における取組

○重要里地里山300の選定

未来に引き継ぎたい、重要な里地里山を選定



○重要里地里山への支援（拡充）

重要里地里山での取組に必要な助言・ノウハウを提供



○自然資源の新たな利活用方策の検討

里地里山資源の伝統的な利用の促進、及びバイオマス、エコツーリズムなど新たな利活用方策の調査・検討



○多様な主体の参加促進

保全再生活動への、都市住民、民間企業等多様な主体の参画の促進策を検討



○全国里地里山行動計画の策定

検討をもとに里地里山の保全再生を全国的に展開していくための行動計画を策定

日本における事例
としてインプット



SATOYAMA イニシアティブ

○世界における 事例調査

世界の持続可能で循環的な自然資源の利用の事例を調査



○自然資源管理のモデルの検討・構築（拡充）

世界の事例等をもとに自然資源管理のモデルを検討・構築



○技術的なマニュアルの 作成（拡充：H22以降）

関係機関等と協働で、モデルを地域特性等に応じて適用するために必要な事項を、技術マニュアルとしてとりまとめ



連携して
提案

生物多様性条約第10回締約国会議

国際SATOYAMAイニシアティブ 構想推進事業（国連大学） （新規：拠出金）

○国際SATOYAMA イニシアティブ（仮称）の設立

世界各国や国際機関が参加して、自然資源の持続可能な利用手法の情報交換や、国際的な取り決め等の検討を行う国際的な枠組みを設立するための準備会合等を実施



○持続可能な自然資源の 利用・管理についての情報発信

世界の自然資源の利用・管理についての事例等の情報を一元的に蓄積及び発信するポータルサイトの整備・運営



○アジア諸国における実証調査

アジアの数カ国で、各国の特徴を活かした自然資源管理のモデルを構築するための実証調査を実施



地域による自律的な里地里山の保全再生

世界での自然共生社会の構築

(新) アジア保護地域パートナーシップ構築事業

10百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

生物多様性条約COP9(本年6月にボンで開催)において、①保護地域に関するデータベースに管理方法や管理費用の不足などの情報を追加すること、②各地域で保護地域作業計画について情報共有するためのワークショップを開催すること等の決定等を受け、同COP10(平成22年名古屋開催予定)開催国として、今後の保護地域に関するデータ共有方法の枠組み作りにリーダーシップを発揮することが求められていることから、特に保護地域の管理状況の評価が不十分なアジア地域についてデータ整理の基準を検討した上で、データベースの構築等を行う。

- (1) アジア各国の保護地域について、地域住民によって持続的に管理されている地域や既指定の保護地域の管理状況も含めたデータ収集に関する基準を確立し、それを元に代表的な保護地域に関するデータを収集する。
- (2) WEB上に代表的な保護地域の情報プラットフォームを構築する。
- (3) アジア各国の保護地域の管理状況や保護地域作業計画の実施等に関して情報共有を図るため、地域ワークショップを開催する。

2. 事業計画

事業内容	H21	H22	H23
保護地域データ収集の基準検討・データ収集			
ウェブ上の情報プラットフォーム構築・更新			
アジア地域ワークショップの開催			

3. 施策の効果

生物多様性条約COP10開催国として、今後の保護地域に関するデータ共有方法の枠組み作りにリーダーシップを発揮し、各地域における生物多様性条約に基づく保護地域作業計画の推進と生物多様性の保全を図る。

4. 備考

調査費	10百万円
(内訳) 各国保護地域のデータ収集・整備	6百万円
保護地域データベースの構築	4百万円

アジア保護地域パートナーシップ構築事業

背景 (国際)

■CBD/COP9

- ①保護地域のデータベースに関する情報を追加
- ②地域住民等により管理されている地域を保護地域の枠組へ追加
- ③CBDの保護地域作業計画実施に関する地域ワークショップの開催

■G8環境大臣会合

- ① CBDの保護地域作業計画実施推進 ②保護地域の重要生態系ネットワーク化

背景 (国内)

■第3次生物多様性国家戦略

- ・アジアの保護地域に関して情報交換する枠組みの整備が必要



(H21)

アジアを対象とした保護地域の情報共有に関する新たな枠組の構築

(H22～)

地域住民等で持続的に管理されている地域
や既指定の保護地域の管理状況も含めた
保護地域データ収集のクライテリア確立

新クライテリアに基づくアジア各国の代表的な
保護地域に関するデータ収集

意見交換のための地域ワークショップ開催

WEB上の保護地域情報プラットフォーム構築



2010年CBD/COP10日本開催に向け、世界の保護地域データ管理へのイニシアティブ発揮

アジア各国の保護地域管理情報の共有と適切なパートナーシップ形成による生物多様性保全

アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業費 60百万円(60百万円)
--

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- (1) 我が国は、これまで「国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)」の事務局の実施(平成17年7月から19年6月まで)、東アジア海・ミクロネシア地域サンゴ礁保護区データベースの作成等、アジア・オセアニア地域の中心国として、国際的なサンゴ礁の保全を推進。
- (2) 近年、生物多様性条約等の国際会議において海洋保護区のネットワーク化の重要性が指摘されており、関係国が協力して一層の努力をすることが必要。
- (3) このため、ICRIアジア・オセアニア地域会合を開催するとともに、アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベースの構築を引き続き実施し、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD、2002年)における「代表的海洋保護区ネットワークを2012年までに構築する」という目標の達成に向けて、上記データベース等を活用し、まだ保護されていない重要な箇所を補足しながら、サンゴ礁保護区のネットワーク形成を目指す「アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略」の作成に着手する。
本戦略の作成については、昨年11月に開かれた東アジア首脳会合で福田総理が表明しているところ。

2. 事業計画

- (1) ICRIアジア・オセアニア地域会合の開催(21年度～)
- (2) アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベース構築(19～22年度)
- (3) アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略作成(20～22年度)

3. 施策の効果

- (1) アジア・オセアニア地域重要サンゴ礁ネットワーク戦略の作成に向けた、国際会議の開催、アジア・オセアニア地域のサンゴ礁保護区のデータベースの構築等により世界のサンゴ礁保全をリードする。
- (2) 上記により、海洋保護区に関する目標の達成に向けた具体的な取組が推進され、また、当該地域のサンゴ礁保全が促進される。
また、これらの成果について生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において発信する。

4. 備考

調査費 60百万円
(内訳)

ICRIアジア・オセアニア地域会合の開催	10百万円
アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベースのバージョンアップ	41百万円
アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略の作成	9百万円

アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業

背景

- サンゴ礁は様々な価値を有する生態系であるが、世界的に劣化
 - 生物多様性保全上の価値、防波的役割、地域経済上の価値（漁業資源、観光資源）
 - 高水温による白化、オニヒトデの大発生等により世界的に劣化
- サンゴ礁保全分野での日本の貢献は国際的に高く評価
 - 日本はサンゴ礁を有する数少ない先進国の一つであり、国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の発足当時（平成6年）から積極的に推進。平成17年7月から19年6月まではICRI事務局を務めた。
 - ICRIの中での役割分担として、アジア・太平洋については日本が中心的に牽引（欧州がアフリカ・インド洋、米国がカリブ海地域）
- 海洋保護区ネットワークに関する国際的目標
 - 持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）（2002年）において「代表的海洋保護区ネットワークを2012年までに構築すること」が実施計画として採択。生物多様性条約（CBD）第8回締約国会議（2006年）において、「世界の海洋及び沿岸域の少なくとも10%が効果的に保全されるべき」との数値目標を含む決議が採択。
 - 平成19年4月ICRI総会（東京）においては、データベース等を活用し、まだ保護されていない重要な箇所を補足しながら、サンゴ礁保護区のネットワークを形成していく旨の決議が採択。
 - 平成19年11月第3回東アジア首脳会議において、福田総理が各国と協力して「重要サンゴ礁ネットワーク戦略」を策定することを表明。
 - G8環境大臣会合における合意「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の中で、サンゴ礁を含む世界的に重要な生態系のネットワーク化を位置付け。

事業内容

(1) アジア・オセアニア地域会合（H21,22）
国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議（H20）でのサンゴ礁保護区ネットワーク構築方針の合意を得て、アジア・オセアニア地域で重点的な議論を実施。

(2) アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベース（H19～22）

- 各国の既存の保護区に関する情報収集
- 衛星写真を活用し、サンゴ礁の状況を把握
- サンゴの幼生の移動等も考慮した重要サンゴ礁の抽出
- 重要であるが、保護区になっていないサンゴ礁や、保護区に指定されているが管理が不十分なサンゴ礁を抽出

(3) アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略作成（H20～22）
アジア・オセアニア地域会合での議論の他、関係する国際会議等で調整し、戦略を策定。

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

我が国は、南極地域における平和の維持や国際協力等の点で重要な役割を果たしている「南極条約」及び南極地域の環境保護を目的とした「環境の保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）」の締約国であり、環境省は、議定書の国内担保法である「南極地域の環境の保護に関する法律」の所管官庁として、南極条約体制維持の一翼を担っている。

南極条約第7条は、我が国を含む協議国は、南極地域における基地等施設や船舶、航空機等の査察を行う監視員を指名する権利を有するとしている。また、議定書第14条は、南極の環境や生態系の保護を促進するため、単独又は共同して南極条約第7条の規定に従って行われる査察のための措置をとることとされている。

上記規定に基づき、環境省では、平成20年度から外務省や文部科学省との連携のもと、我が国初となる査察実施に向けた検討を行っており、平成21年度事業においては、廃棄物等の専門家から構成される査察団を南極地域に派遣し、同地域に開設されている他協議国基地等の査察を実施するものである。

2. 事業計画

- ①平成20年度の検討結果をもとに、廃棄物等の専門家から構成される査察団を発足させる。なお、査察団の派遣前には、2回程度の会議を開催し、査察の目的や査察実施方策、査察経路等について認識の共有を図る。
- ②査察団を派遣し、同地域に開設されている他協議国基地の査察を実施する。また、その結果を平成22年度事業においてとりまとめた上で英訳を行い、平成23年度にアルゼンチンにおいて開催予定の第34回南極条約協議国会議において報告する。

3. 施策の効果

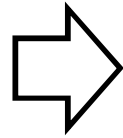
南極条約協議国の一員としての権利を初めて行使するとともに、南極地域の環境の保護に向けた各国の取り組みを監視し、それらが南極条約や議定書に則り行われているかについて他協議国に報告することにより、南極条約協議国の一員としての役割を果たし、我が国プレゼンスの向上にも資する。

4. 備考

調査費 38百万円

南極条約及び同議定書に基づく査察実施費

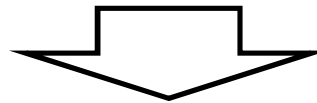
南極条約
(平和利用及び
国際協力の推進)



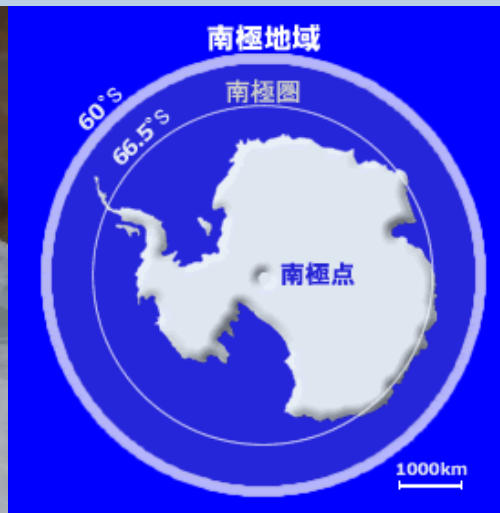
南極条約体制



南極条約議定書
(環境の保護)



南極条約体制に基づき、国際的な南極地域の保護が推進されている



査察の効果:

- 各南極条約協議国による国際約束の遵守状況を確認し、調査結果を南極条約協議国会議において報告すること等により、南極条約体制の維持に貢献する。
- 我が国南極地域活動(日本南極地域観測隊等)にも活用できる知見を蓄積する。

第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費

58百万円（5百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

- 本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、生物多様性が気候変動、3Rと並んで議題となり、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意した。同じく7月に開催されたG8洞爺湖サミットにおいても、首脳宣言に生物多様性の重要性が盛り込まれるなど、生物多様性に対する国際的な関心が高まっている。
- また、わが国は、国内外の生物多様性の保全に向けた取組を推進するため、閣議決定に基づき、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催地として立候補していたが、本年5月にドイツ・ボンで開催されたCOP9において、COP10の2010年愛知県名古屋市開催が決定され、その準備を開始する必要性が生じた。
- これらを受け、議長国としてCOP10を成功裏に開催するため以下の事業を実施する。
 - (1) COP10会議開催計画の作成
COP9開催国のドイツからの会議開催情報の収集や生物多様性条約事務局との調整を行い、具体的な会議開催計画を作成する。
 - (2) 2010年目標、COP10に対する意識の向上
COP10プレ会合（アジア地域のユース会議）や国際生物多様性年準備セミナーの開催や、生物多様性アワードなどを通じて2010年目標やCOP10に対する意識の向上を図る。
 - (3) 会議設営準備、COP10会議開催

2. 事業計画(平成21年度～平成22年度)

- (1) COP10会議開催計画の作成 (平成21年度～平成22年度)
- (2) 2010年目標、COP10に対する意識の向上 (平成21年度～平成22年度)
- (3) 会議設営準備、COP10会議開催 (平成22年度)

3. 施策の効果

- 生物多様性条約第10回締約国会議の具体的な会議開催計画を作成することで、円滑に効果的に会議が運営される。
- 日本国内やアジア地域においてCOP10への気運が高まるとともに、生物多様性や2010年目標についての理解が深まる。

4. 備考

- (1) COP10会議開催計画の作成 11百万円
- (2) 2010年目標、COP10に対する意識の向上 47百万円

生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) 開催準備経費

COP10開催準備

会議開催計画作成

- ・COP9開催国からの情報収集
- ・条約事務局担当者の招へい
- ・条約事務局との調整
- ・会議開催計画の検討・作成

COP10に対する意識の向上

COP10開催周知

- ・ロゴマーク、ポスターの募集、普及
- ・周知パンフ、子供向け小冊子作成、普及など

COP10プレ会合 (アジアユース会議)

アジア地域の若者による
CBDの議題に関連する
テーマについて会議を
開催

2010年目標、国際生物多様性年に関する普及啓発

国際生物多様性年準備戦略 (決議IX/33)

委員会の設立運営

多様な主体からなる
国際生物多様性年組織委員会を設立・運営

国際生物多様性年準備業務

準備セミナーの開催
小冊子等翻訳
国際生物多様性年web

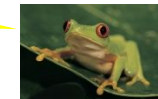
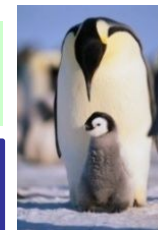
生物多様性の経済 活動への内部化促進

生物多様性アワード
(生物多様性に配慮した企業等の活動を表彰)
認証制度
(生物多様性に配慮した商品の認証)

■ COP10の開催準備の着実な進展

■ 生物多様性、2010年目標、COP10に対する
国民全体の意識向上

COP10の成功



生物多様性国際イニシアティブ推進調査費

33百万円（17百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

- 本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、生物多様性が気候変動、3Rと並んで議題となり、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意した。同じく7月に開催されたG8洞爺湖サミットにおいても、首脳宣言に生物多様性の重要性が盛り込まれるなど、生物多様性に対する国際的な関心が高まっている。
- また、本年5月にドイツ・ボンで開催されたCOP9において、COP10の2010年愛知県名古屋市開催が決定され、わが国としては、COP10議長国として、国際的なイニシアティブを発揮し、これまで以上に世界的な生物多様性保全に向けた貢献が期待されているところ。
- これらを受け、ポスト2010年目標[※]やABS[※]等、COP10の主要議題について積極的に関与し、わが国がリーダーシップを発揮できるよう以下の事業を実施する。

(1) 生物多様性条約主要議題への対応の推進

「ポスト2010年目標」等主要議題について検討、条約の主要議題等に関する専門家会合の開催

(2) 専門家派遣等事業

日本の専門家の生物多様性条約関連会合への派遣等による国際貢献

(3) 2010年目標達成評価、ポスト2010年目標検討

2010年目標達成評価、ポスト2010年目標検討に関するアジア地域会合の開催

※2010年目標：2010年までに生物多様性の損失速度を著しく減少させる

※ABS：遺伝資源へのアクセスと利益配分

2. 事業計画(平成21年度～平成22年度)

- (1) 生物多様性条約主要議題への対応の推進 (平成21～22年度)
- (2) 専門家派遣等事業 (平成21～22年度)
- (3) 2010年目標達成評価、ポスト2010年目標検討 (平成21～22年度)

3. 施策の効果

- 生物多様性条約COP10日本開催に向けて生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。
- 生物多様性分野における、日本人専門家の活動を支援することを通じ、国際的な議論への貢献を図る。

4. 備考

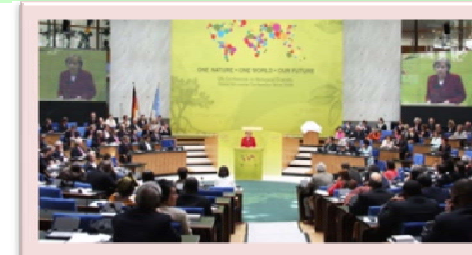
- (1) 生物多様性条約主要議題への対応の推進 17百万円
- (2) 専門家派遣等事業 6百万円
- (3) 2010年目標達成評価、ポスト2010年目標検討 10百万円

生物多様性国際イニシアティブ推進調査

2008年5月 神戸 G8環境大臣会合
「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」

2008年7月 北海道・洞爺湖 G8会合
首脳宣言に「生物多様性の重要性」

2008年5月 ドイツ・ボン
生物多様性条約第9回締約国会議において
COP10の愛知県名古屋市開催決定



2010年10月：
生物多様性条約COP10
愛知県名古屋市開催

・2010年目標目標年
・国連の国際生物多様性年

対応

想定される＜主要議題＞

- ポスト2010年目標
(2010年以降の条約実施の枠組み)
- 遺伝子資源へのアクセスと利益配分 (ABS)
- 生物多様性と気候変動
- 保護地域、沿岸、海洋、山岳地域
- 民間参画

I 生物多様性条約主要議題への対応の推進

- ☆条約主要議題に関する専門家会合開催
- ☆COP10主要議題についての検討など

II 専門家派遣等事業

- ☆日本の生物多様性分野専門家等の条約関連会合への派遣など

III 2010年目標達成評価・

ポスト2010年目標検討支援

- ☆COP10での議論に向けたアジア地域会合開催など

＜効果＞

- ・COP10議長国として生物多様性分野での国際的なリーダーシップを発揮
- ・COP10における成果、会議の成功

生物多様性条約拠出金

31百万円（20百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

- 本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、生物多様性が気候変動、3Rと並んで議題となり、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意した。同じく7月に開催されたG8洞爺湖サミットにおいても、首脳宣言に生物多様性の重要性が盛り込まれるなど、生物多様性に対する国際的な関心が高まっている。
 - また、わが国は、国内外の生物多様性の保全に向けた取組を推進するため、閣議決定に基づき、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催地として立候補していたが、本年5月にドイツ・ボンで開催されたCOP9において、COP10の2010年愛知県名古屋開催が決定された。
 - わが国としては、COP10議長国として、条約事務局や各国と調整しながらその準備を進める必要がある。
 - これらを受け、生物多様性条約事務局の活動を支援するため以下の項目に拠出する。
 - （1）生物多様性条約事務局への長期専門家の派遣
 - （2）地球規模生物多様性概況第3版（GBO3）作成支援
 - （3）国際生物多様性年の準備作業
- なお、（2）（3）については、COP9の場で2010年までの2年間に、各10万ドルを拠出することを表明している。

2. 事業計画

- （1）生物多様性条約事務局への長期専門家の派遣（平成21～ ）
- （2）GBO3作成支援（平成21～22年度）
- （3）国際生物多様性年の準備作業（平成21～22年度）

3. 施策の効果

- 生物多様性条約に関連する最新の情報や動向を把握するとともに、日本から事務局への情報の提供や働きかけを円滑かつ効果的に行う。
- 生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。

4. 備考

拠出金	31百万円	（内訳）専門家派遣経費	19百万円
		GBO3作成支援	6百万円
		国際生物多様性年準備作業支援	6百万円

生物多様性条約拠出金

2008年5月 神戸市
G8環境大臣会合
「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」
にG8各国が合意

2008年7月洞爺湖
G8サミット
首脳宣言に「生物多様性の重要性」

2008年5月 ドイツ・ボン
生物多様性条約第9回締約国会議において
COP10の愛知県名古屋市開催が決定

- ・2010年目標目標年
- ・ポスト2010年目標検討
- ・国際生物多様性年

2010年10月：生物多様性条約COP10愛知県名古屋市開催
＜生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化＞

長期専門家の派遣

- ・各国政府や国際機関等との連携強化
- ・条約事務局との緊密な意思疎通



地球規模 生物多様性概況 第3版 (GBO3) 作成

- ・2010年目標の進捗状況の分析・評価
- ・ポスト2010年目標の議論の基礎となる科学的データ・知見を提供



COP9で、2010年
までに各10万ドルの
拠出を表明

国際生物多様性年 準備作業

- ・生物多様性の普及啓発、社会への主流化を世界レベルで飛躍的に促進
(生物多様性の主流化)



(新) 生物多様性国際対話推進費

5 1 百万円 (0 百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

- 本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、生物多様性が気候変動、3Rと並んで議題となり、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意した。「行動の呼びかけ」においては、民間参画として、生物多様性保全のためにNGOや民間企業等様々な利害関係者の対話の場を強化することが求められている。
- また、7月に開催されたG8洞爺湖サミットにおいては、首脳宣言に生物多様性の重要性が盛り込まれ、研究活動と国民、政策立案者の間の交流を向上させることの重要性に留意する、とされている。
- 本年5月にドイツ・ボンで開催された生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)においては、COP10の2010年愛知県名古屋市開催が決定され、わが国はCOP10議長国として、これまで以上に世界的な生物多様性保全に向けた貢献が期待されているところ。
- またCOP9では、生物多様性条約の目的達成に民間企業の関与をさらに高めるための「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」が開催国であるドイツの主導により開始された。
- これらを受け、COP10に向け国内外で多様な主体が生物多様性の保全に参画できるよう以下の事業を実施する。
 - (1) 国際的な対話会合の開催
ビジネス界、市民社会、研究者、各国政府を含めた対話を促進するため、持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)や生物多様性フォーラム(GBF)等と連携し、各セクターが生物多様性保全にどう貢献できるかを探る対話会合を主催する。
 - (2) 国際的な対話会合に向けた国内対話の場
国際的な対話会合にインプットを行うため、国内での多様な関係主体による対話会合を開催し、日本国内における国レベルの対話・交流を促進する。

2. 事業計画(平成21年度～平成22年度)

- (1) 国際的な対話会合の開催 (平成21～22年度)
- (2) 国際的な対話会合に向けた国内対話の場 (平成21年度)

3. 施策の効果

- COP10に向け、多様な主体の生物多様性の保全や持続可能な利用、生物多様性条約等に関する理解が深まり、それぞれの主体の生物多様性保全への貢献の仕方が明らかになる。また主体同士が協力して生物多様性保全のための取組が行われる。

4. 備考

- (1) 国際的な対話会合の開催 4 2 百万円
- (2) 国際的な対話会合に向けた国内対話の場 9 百万円

生物多様性国際対話推進費

生物多様性条約

COP8 (2006) : 民間参画に関する決議採択 (VIII/17)
民間参画の重要性、期待される役割

COP9 (2008) : ビジネスと生物多様性イニシアティブ
生物多様性の観点を経営方針に組み込み

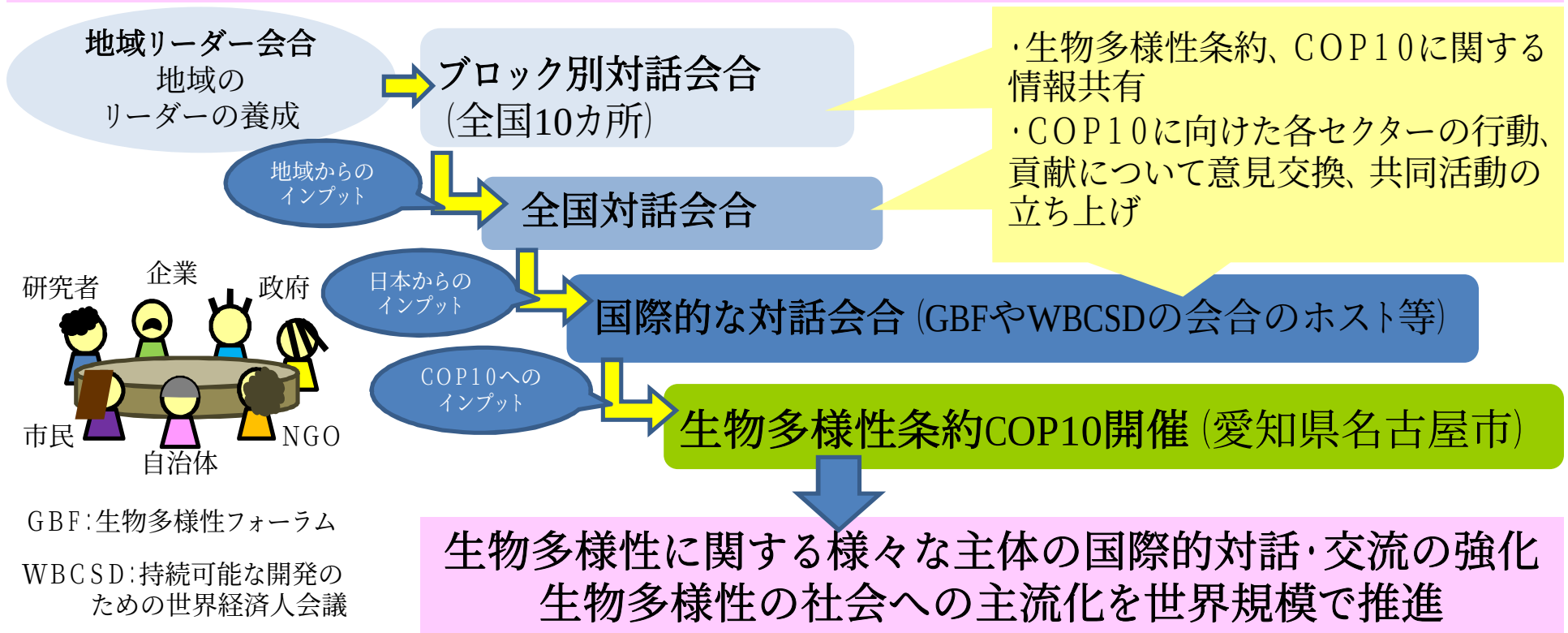
G8環境大臣会合

「神戸・生物多様性のための呼びかけ」
民間参画の推進が行動項目の1つに位置づけ

G8会合

首脳宣言に「生物多様性の重要性」

生物多様性に関する様々な主体の対話、協力を推進する 国際的な場の必要性



1. 事業の概要

生物多様性の重要性について国民の理解を得るとともに、多様な主体の参加、協働による取組を促進する。

(1)「いきものにぎわい委員会」の設立と民間参画の推進

企業、NGO、学識経験者など各界に広く参加を呼びかけて「いきものにぎわい委員会」を設立、生物多様性保全の意義や重要性をわかりやすく国民に伝え、社会に浸透させる方策を検討・提言するとともに、その推進役を担う。

(2)「生物多様性サポーター」活動の実施

生物多様性に配慮した生活を送るために市民が実践できる行動をまとめたリスト（行動リスト）を作成・周知し、市民一人ひとりの自主的な行動を促す。

(3)生物多様性地域戦略の手引き、企業活動ガイドラインの策定

都道府県や政令市等が、地域の自然的社会的特性に応じて、生物多様性地域戦略を策定するための手引き書を作成する。また、企業の自主的取組を促すため、企業活動に生物多様性の観点を組み込むためのガイドラインを作成する。

2. 事業計画

(1)「いきものにぎわい委員会」の設立と民間参画の推進：平成20～22年度

(2)「生物多様性サポーター」の実施：平成20年度～22年度

(3)地方版戦略の手引き、企業活動ガイドラインの作成：平成20～22年度

3. 施策の効果

- ・生物多様性の重要性を社会に浸透し、様々な主体による地域に根ざした活動を活性化することにより、人と自然が共生する社会の構築を着実に進める。

4. 備考

○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費：	50百万円
(1)「いきものにぎわい委員会」の設立と民間参画の推進：	24百万円
(2)「生物多様性サポーター活動」の実施：	6百万円
(3)地方自治体の手引き、企業ガイドラインの策定：	20百万円

いきものにぎわいプロジェクト推進費

21世紀環境立国戦略(平成19年6月閣議決定)

【戦略2】 COP10開催を契機に生物多様性の重要性について国民の理解を得るための取組を展開するとともに、(中略) 都道府県レベルでの生物多様性保全戦略の策定などによる「いきものにぎわいプロジェクト」を展開し、国と地方公共団体、そして民間との連携による取組を強力に進める。

第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)

【基本戦略1】 生物多様性保全の重要性を広く社会に浸透させるため、多くの国民や団体が関心を持ち、それぞれの地域での生物多様性保全のための活動に主体的に参画するようながす「いきものにぎわいプロジェクト」を推進する

生物多様性基本法(平成20年6月施行)

第13条 生物多様性地域戦略の策定等

第19条 生物の多様性に配慮した事業活動の促進

第21条 多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等

第24条 国民の理解の増進

施策内容

1. 「いきものにぎわい委員会」の設立と民間参画の推進

- ・企業、NGO、学識経験者など各界に呼び掛け、「いきものにぎわい委員会」を設立
- ・生物多様性の重要性をわかりやすく国民に伝え、社会に浸透させる方策を提言するとともに、その推進役を担う

2. 「生物多様性サポーター」活動の実施

生物多様性に配慮した生活を送るために市民が実践できる行動をまとめたリスト(行動リスト)を作成・周知し、市民一人ひとりの自主的な行動を促す

3. 地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き・企業活動ガイドラインの策定

地方自治体版生物多様性保全戦略の手引きの策定

企業活動ガイドライン策定

1. 事業の概要

（1）目的

「21世紀環境立国戦略」や「第3次生物多様性国家戦略」、「生物多様性基本法」を受けた自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する。

支援事業のメニューは以下のとおり。

- ①野生動植物保護管理対策
- ②外来生物防除対策
- ③重要生物多様性地域保全再生

（2）実施主体

地域住民、NPO・NGO、組合、事業者、地方公共団体、その他の地域における活動団体等により構成される「地域生物多様性協議会」

（3）対象経費

- ① 地域生物多様性保全委託費（委託事業：国費10／10）
協議会の運営、活動計画の策定、協議会の活動に関する広報等を行うために必要な経費
- ② 地域生物多様性保全活動支援費（交付金事業：国費1／2以内）
地域における生物多様性の保全再生に資する活動を行うために必要な経費
※ 事業期間は1ヵ所あたり2～3年程度を想定

2. 年次計画

平成20年度～平成24年度（5年間） 支援事業の実施

3. 成果目標

- ①地域における、希少な野生動植物の生息・生育環境の保全及び鳥獣と人とのあつれきの解消を図る。
- ②外来生物による生態系への影響等を軽減・防止する。
- ③全国的な観点から重要な地域における生物多様性の保全等に資する活動を支援することで、国土全体の生物多様性の保全再生を推進する。

4. 備考

（事業費内訳）

生物多様性保全推進支援事業（13ヵ所程度） 1ヵ所あたり国費10百万円程度
合計 130百万円

生物多様性保全推進支援事業

<国土レベルの課題>

野生動植物保護管理対策

希少野生生物の保護

野生鳥獣の保護管理

外来生物防除対策

外来生物による影響

重要生物多様性地域保全再生

地域の自然再生推進

世界自然遺産の保全

湿地等の重要地域

国

①地域生物多様性保全委託事業費

(委託費:国費10/10)

協議会の運営、活動計画の策定、協議会の活動に関する広報等を行うために必要な経費

+

②地域生物多様性活動活動支援事業

(交付金:国費1/2以内)

地域における生物多様性の保全再生に資する活動を行うために必要な経費

地域生物多様性協議会

地域住民

NPO・NGO

地方公共団体

事業者

組合

その他地域の活動団体

地域における地域による取組

タンチョウ、ツシヤママネコなどによる人とのあつれきの回避



アライグマ、カミツキガメなどによる生態系などへの被害対策



自然再生の推進、世界遺産の管理充実、重要な里地里山や湿地の保全



野生動植物の保護管理

外来生物の防除

重要な生物多様性地域の保全再生

1. 事業の概要

- (1) 第三次生物多様性国家戦略では、全国的・広域的な視点から自然再生の必要性が高い地域での取組を進め、生態系ネットワークを形成していくべきことが掲げられており、また、平成20年4月に公表された総務省の「自然再生の推進に関する政策評価書」においては、自然再生協議会設立等の支援の充実・強化、学識経験者等による支援の仕組みづくり、普及啓発を推進することなどの勧告がなされている。
- (2) このため、地域における自然再生の取組を推進するため、自然再生協議会の設立・技術的な課題の解決等への支援を強化する。
- ①地域の自然情報や民間団体の活動状況等自然再生に係る基礎的な情報基盤の整備を推進。
- ②地域の有識者へのヒアリング、地方専門家会議の開催等による地域レベルでの専門家のネットワーク形成を実施。
- ③主務大臣の助言や関係省庁間の連絡調整の際に、自然再生専門家会議の開催、意見聴取を実施。
- ④ホームページの運用を通じて、自然再生の普及啓発、情報の収集・提供を実施。
- ⑤自然再生専門家会議委員や先進的な自然再生協議会構成員等を交えたワークショップ等の開催により、地域の取組についての意見交換・技術指導を実施し、自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援を図る。

2. 事業計画

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地域データ収集整備						
専門家ネットワーク形成						
専門家会議運営						
情報収集・提供システム整備						
自然再生協議会の設立・ 技術的課題解決への支援						

3. 施策の効果

- (1) 地域住民等を含めた自然再生に向けての機運醸成を図り、自然再生協議会の設立を促進する。
- (2) 設立済みの自然再生協議会における協議会運営や合意形成等の技術的課題の解決を促進する。

4. 備考

調査費 40百万円

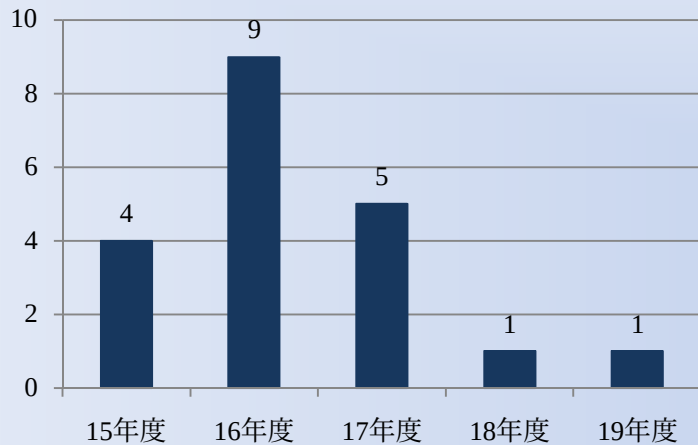
(内訳)

自然再生関連地域データの収集整備調査	27百万円
自然再生に関する情報収集・提供システム整備	5百万円
自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援	8百万円

第三次生物多様性国家戦略

全国的・広域的な視点からの自然再生の取組による生態系ネットワークの形成

自然再生協議会の年度別設立数の推移



注: やんばる河川・海岸自然再生協議会(H19.1解散)を含む

【課題】

これまでの取組を通じて、以下の課題が発生

- 専門家・地域住民を含む関係者の認識を深める場の不足
- 協議会設立・運営・合意形成などの技術的課題等

【総務省政策評価結果】

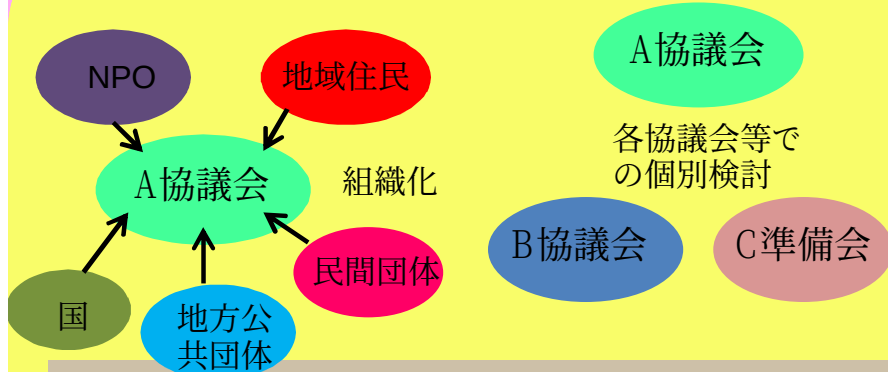
- 法定協議会等の事業の立ち上げ支援等により、地域での主体的・継続的取組を推進すべき
- 法定協議会の運営を効果的・効率的にすべき
(合意形成手法、目標設定方法等の情報提供)
- 国の各種支援・措置を充実すべき
(省庁連携、自然再生専門家会議の活用、普及啓発の推進)

これまでの取組

<拡充> 自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援

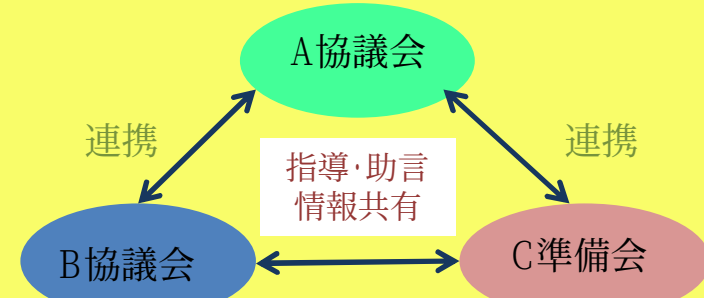
今後の取組

個々の取組だけでは課題解決に限界



自然再生関連地域データ収集整理、地域の専門家ネットワーク形成、地域のNPO等人材育成等の支援

外部意見・協議会間連携による課題解決の促進



- ①協議会設立等のためのワークショップ等開催
- ②自然再生専門家会議による現地指導・助言
- ③全国の自然再生協議会等における情報共有化

(新) 企業による自然環境保全活動促進事業費

10百万円(0百万円)

自然環境局総務課

1. 事業の概要

企業による社会貢献活動として環境分野の取り組みが盛んになっているが、いずれも地球温暖化防止やリサイクル推進などに関心が集まっており、自然環境や生物多様性の保全に関しては未だ注目度、理解度が低く発展途上にある。一方、国内の民間団体等の間では、自然体験活動の機会の提供や、国立公園などの管理においても、企業の所有地や資金を活用した積極的な展開が大いに期待されている状況がある。

このため、企業が所有地や資金を活用して自然環境保全を目的とした社会貢献活動を適確に展開できるとともに、その力を借りたいNPO等との間の協働の促進を図るため、以下の事業を行うもの。

- ①企業とNPO等のマッチングモデルを選定、自然環境分野における社会貢献活動のトップランナーとして技術的、広報的な支援を実施
- ②WEB上のプラットフォームにより各企業の取り組みを利用しやすい形で提供するなど、自然環境分野における社会貢献活動の促進策を検討、試行

2. 事業計画

- | | |
|--------|--|
| 平成21年度 | 意向調査の実施、事例発表セミナー等の開催
マッチングモデルの選定、支援の実施(～23年度) |
| 平成22年度 | WEB上での情報提供、プラットフォームの試行(～23年度)、
活動報告セミナー等の開催
自然環境保全のための社会貢献活動CSR促進策(税制等)の検討 |
| 平成23年度 | 活動成果の評価手法の検討、とりまとめ |

3. 施策の効果

- ・自然環境保全に資する社会貢献活動が普及し各地域で適切に推進される。
- ・企業と、資金やフィールドを求めるNPO等との協働が促進される。

4. 備考

事業費

企業による自然環境保全活動促進事業

10百万円

企業による自然環境保全活動促進事業

●近年、企業による社会貢献活動への関心が高じている

CSR: Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

●生物多様性条約第8回締約国会議(CBD-COP8)で「民間部門に条約への参画を促す決議」が採択

●生物多様性への観点からは方向性が異なると思われるような例も散見



2010年名古屋にてCBD-COP10開催が決定
日本企業の積極的な貢献が期待



- (1) 自然環境分野における社会貢献活動事例の収集、整理
- (2) 企業とNPO等のマッチングモデル選定、支援
- (3) WEB上プラットフォームによる情報提供

【目標】

自然環境保全分野での社会貢献活動の普及・促進
企業とNPO等の協働の促進

(新) 自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査費 9 百万円 (0 百万円)

自然環境局総務課

1. 事業の概要

自然環境を保全する上では、生物多様性の基盤となる「土地」を確保することが極めて重要である一方、保全すべき土地が開発や荒廃される例が跡を絶たないことから、生物多様性保全に関する国民意識の高まり、地方分権を伴う行財政改革の進展等を背景にして、土地を適切に確保するための経済的な手法を短期集中的に検討するもの。

とくに、国民環境基金運動の検証を中心にして、土地の確保のための経済的手法等の現状と課題を整理し、今後のあり方を検討する。

2. 事業計画

平成 21 年度 検討委員会の設置
現地調査
経緯・課題の検証
中間とりまとめ

平成 22 年度 経済的手法に関する制度的検討
とりまとめ

3. 施策の効果

- ・自然環境を保全すべき土地が、開発や荒廃から保護され適切に確保される。(各地域の状況に応じて、自治体もしくは民間団体等が適切に取得できる。そのための経済的なインセンティブが創出される。)
- ・確保された土地は自然体験、保全活動の場として地域や民間団体等に活用される。(場を求める側との協働により、土地取得の前提ともなる維持管理の担い手が同時に確保される。)

4. 備考

検討調査費

自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査

9 百万円

自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査

自然環境保全において「土地」確保は重要

近年良質な自然の消失・荒廃が進行

- ・相続により都市部の屋敷林が集合住宅地に変貌
- ・里地の谷戸が埋め立て造成...etc

【事業】

- ・土地税制等の専門家による検討委員会の設置
- ・現地状況調査、ヒアリングの実施
- ・土地利用・生物多様性に関する概況把握、分析
- ・税制、関係法令の改正による対応の可能性の検討、提案

【目標】

●自然環境を保全すべき土地の確保

- ・自治体・民間団体等による適切な土地を取得を可能にする
- ・土地取得のための経済的インセンティブ創出

●取得地の適切な利用促進

- ・自然体験、保全活動の場として活用
- ・提供する側とされる側の協働を推進



(新)生物多様性関連技術開発等推進事業費

120百万円（0百万円）

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性の保全・再生や持続可能な利用に関する政策課題に直結した技術開発や応用的な調査研究のうち、下記要件に該当する分野について、実施機関（国立試験研究機関、国公立大学、高等専門学校、地方公共団体研究機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、民間企業、公益法人など）を公募・選定の上、技術開発等を実施する。

- ① 開発された技術の実用化により、生物多様性保全施策に直接応用可能
- ② 既存の知見や技術の応用により、比較的短期間（2～3年）で技術開発が可能
- ③ 商業ベースに乗るまでの需要が見込みにくい、開発能力を有する民間企業が存在しないなどの理由により、民間主導による製品開発が見込めない
- ④ 開発による地方公共団体等への寄与が大きい

○ 想定される技術開発等の分野と課題の例

- ①生物多様性の観測・観察のための先端的機器の開発
例：渡り鳥や野生動物の行動追跡技術
- ②野生生物との共存等に必要な技術・機器システムの開発
例：野生動物の効果的・効率的な捕獲技術

2. 年次計画

平成21年度から継続（1箇所あたり実施期間は2～3年程度）

3. 成果目標

生物多様性に関する知見の集積や効果的な保全及び持続可能な利用に関する施策の推進、関連分野の科学技術の振興などの効果が期待できる。

4. 備考

（事業費内訳）

実施機関による技術開発等（2件程度） 1件あたり60百万円程度

合計 120百万円

生物多様性関連技術開発等推進事業

生物多様性基本法

第23条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図る

COP10の開催

ホスト国として、生物多様性保全施策の一層の強化の必要性

背景

新たな問題への対応

地球温暖化、鳥インフルエンザ、鳥獣被害、外来生物など

技術や知見の不足

生物多様性に関する施策の実施に必要な技術や知見が不十分

政策課題に直結した技術開発や応用的調査研究の推進による
生物多様性保全施策の飛躍的な展開！

開発分野の要件

開発技術の実用化により生物多様性保全施策に直接応用可能

既存の知見や技術の応用により、比較的短期間(2～3年)で技術開発が可能

民間ベースでは早期の開発が期待できない

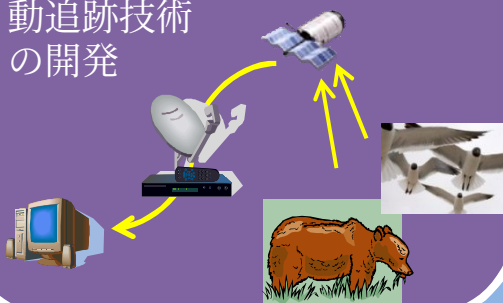
開発による地方公共団体等への寄与が大きい

開発課題の例

生物多様性の観測・観察のための先端的機器の開発

例：渡り鳥や野生動物の行動追跡技術

人工衛星、GPS、PHSにソーラー発電などを組み合わせた超軽量・超長期・高精度の行動追跡技術の開発



野生生物との共存等に必要な技術・機器システムの開発

例：野生動物の効果的・効率的な捕獲技術

野生鳥獣や特定外来生物の効果的・効率的な捕獲技術の開発



(新) 世界自然遺産地域の順応的保全管理費

69百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- わが国の世界自然遺産として、平成5年に「屋久島」、「白神山地」が、平成17年に「知床」が登録されている。
- 平成20年7月の世界遺産委員会において、「知床」の保全管理手法が高く評価される一方、統合的管理計画の作成、気候変動の影響調査と適応戦略策定、日露の隣接地域における情報の共有等、特に重点的に取り組むべき9項目の勧告を受け、平成24年の世界遺産委員会において対応状況の報告が求められている。
- 平成24年の世界遺産委員会では、わが国の全ての世界遺産の保全状況について定期報告が行われる予定であり、その際「屋久島」や「白神山地」についても保全管理水準の向上と保全管理体制の充実が求められることになる。
- このような状況に対応するため以下の事業を実施する。

(1) 順応的保全管理と長期的なモニタリング

「知床」においては、登録に向けて設置された科学委員会を活用しつつ、勧告を受けた課題に速やかに対応するため、具体的対策や手法の検討・実施を一層推進する。

「屋久島」、「白神山地」においても、科学委員会を設置・運営し、長期的モニタリングを検討・実施するとともに、管理計画の見直しを行い、科学的知見を踏まえた順応的保全管理を実現する。

(2) 日露生態系保全協力に関する取組の推進

知床世界自然遺産地域の適切な保全管理のためには、日露の隣接地域の生態系保全が重要であり、洞爺湖サミットの際の日露首脳会談で、今後具体的に進めていくことで一致した「日露生態系保全協力プログラム」に基づき、専門家会合の開催、隣接地域における生態系の共同調査を実施する。

2. 事業計画

(1) 順応的保全管理と長期的なモニタリング (21年度～)

(2) 日露生態系保全協力に関する取組の推進 (21年度～)

3. 施策の効果

○世界遺産委員会において高く評価された「知床」での取組を「知床方式」として確立し、2010年(平成22年)に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議や2012年(平成24年)の世界遺産委員会の定期報告でその成果を発信する。

○我が国の代表的な重要地域である世界自然遺産地域において、国際的視点に立ったモニタリング体制と保全管理体制を構築する。その体制を通じて気候変動の影響把握を含め、科学的知見に基づく重要地域の保全管理のモデルを示す。

4. 備考

調査費

69百万円

世界自然遺産地域(知床、屋久島、白神山地)の順応的
保全管理

54百万円

日露生態系保全協力に関する取組の推進

15百万円

世界自然遺産地域の保全管理体制の強化・充実

順応的保全管理と長期的モニタリング

第32回世界遺産委員会での決議 (平成20年7月)

- ・平成20年2月に招聘した世界遺産センター等の調査に基づき、知床の取組状況について高く評価
- ・一方で、重点的に取り組むべき、9項目の勧告

世界遺産委員会での定期報告

- ・アジア・太平洋地域の既存世界遺産は、平成22年に報告に係る作業開始
- ・平成24年世界遺産委員会で、保全状況に係る決議

気候変動が世界遺産に与える影響に係る議論

- ☆平成19年第16回世界遺産条約総会で決議
- ・世界遺産地域は、注目度が高く、気候変動への対策を実施、検証すべき、重要な象徴的地域
- ・世界遺産地域は、他の重要地域に大きな影響を与える、環境保全の実験的地域

日露生態系保全協力に関する取組の推進

日露首脳会談 (平成20年7月洞爺湖サミット)

- ・日露の隣接地域における生態系保全協力を具体的に進めていくことで一致

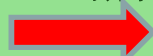
世界自然遺産地域の順応的保全管理費

科学的知見に基づく、管理・検討体制が必須

平成24年世界遺産委員会における、保全状況報告 (定期報告) に向けて

〔事業内容〕

- ・知床については、平成20年7月世界遺産委員会から勧告された事項への的確な対応



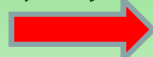
(「知床方式」の確立)

- ・屋久島、白神山地については、科学委員会の設置など知床と同等の管理体制を構築



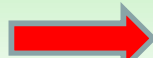
(順応的管理体制の構築)

- ・気候変動の影響も念頭においた、長期的なモニタリングの実施



(科学的アプローチのモデル)

- ・日露の隣接地域において、生態系に関する情報交換や共同調査などの協力を実施



(「知床」に隣接する地域の保全)

(新) 世界自然遺産登録推進調査費

39百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- わが国の世界自然遺産候補地である「小笠原諸島」と「琉球諸島」については、世界自然遺産としての価値について整理が行われるなど、推薦に向け着実に進展しており、平成19年1月に「小笠原諸島」が推薦の前提である暫定一覧表に記載された。
- 一方で、世界遺産への登録にあたっては、顕著な普遍的価値の評価や保全管理の状況について、近年、非常に厳しく審査される傾向があり、類似遺産との比較を含めた的確な価値証明と科学的知見に基づく総合的な管理計画の策定、保全管理体制の整備等が不可欠である。
- また、「琉球諸島」については、民有地にも、価値の中心となる固有種や希少種が多く生息しており、これらに配慮した資源利用の確立が不可欠である。
- このような状況に対応するため以下の事業を実施する。

(1) 小笠原諸島世界自然遺産登録推進調査

科学委員会及び地域連絡会議を運営し、希少種対策や外来種対策等の課題解決に取り組むとともに、推薦書、管理計画、外来種対策アクションプランを作成する。

(2) 琉球諸島世界自然遺産登録推進調査

琉球諸島では、推薦・登録に不可欠となる顕著な普遍的価値の精査を進めるとともに、その価値を損なわないための保全管理体制の整備、世界遺産と共生する社会モデルの具現化を行う。

2. 事業計画

- (1) 小笠原諸島世界自然遺産登録推進調査(21年度～)
- (2) 琉球諸島世界自然遺産登録推進調査(21年度～)

3. 施策の効果

- (1) 「小笠原諸島」と「琉球諸島」について、世界自然遺産への推薦・登録に向けて、地域が有する自然の恵みや価値を改めて整理し、地域の将来像を描く中でどのような形で保全・利用していくのかを地域で議論することにより、自然と共生する地域社会を実現
- (2) 両地域を世界遺産に登録することにより、国際的な視点を踏まえた保全管理体制が構築されとともに、世界遺産を活かして地域振興に寄与する仕組みを構築

4. 備考

調査費	39百万円
小笠原諸島世界自然遺産登録推進調査	13百万円
琉球諸島世界自然遺産登録推進調査	20百万円
世界自然遺産地域に関する情報収集、分析	6百万円

世界自然遺産候補地の新規登録に向けた取組

国内候補地の推薦に向けた課題

世界遺産委員会での議論

「世界遺産は登録の時代から保全の時代へ」
→新規登録の審査は厳格化する傾向
→管理の質が高く、自然保護地域の手本となる地域

○ 小笠原諸島・琉球諸島

顕著な普遍的価値の証明と保護担保措置を十分整えた上で、推薦

今後の課題

- 審査の厳格化への対応
- 外来種対策の加速的推進
- 遺産の価値と共生する自然資源利用の確立

小笠原諸島



グリーンアノール

外来種対策等が課題

世界自然遺産登録推進調査費

国際的に説得力の高い「推薦書」等の作成と、将来にわたる価値の保全の担保

〔事業内容〕

- ・科学的知見、既存の世界遺産との比較解析に裏付けられた、当該地域の価値を証明できる「推薦書」の作成
→ (唯一性に関する説得力の強化)

- ・遺産地域の管理方針を定めた「管理計画」、外来種対策などの「アクションプラン」の作成
→ (将来にわたる保全の担保)

- ・持続可能な自然資源利用のガイドライン作成、地域の理解の醸成
→ (遺産の価値と共生できる社会づくり)

琉球諸島



ヤンバルクイナ

絶滅危惧種の生息地保護等が課題

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

我が国における生物多様性の総合的な評価分析を、社会経済的な側面も含めて実施し、国民に生物多様性の状況や保全の必要性をわかりやすく伝え、効果的な施策の展開につなげる。さらにその評価を国外にも発信することで、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に向けて、国際的なイニシアティブを発揮する。また、我が国の生物多様性保全上重要な地域を特定し、優先的に保全すべき地域での取組促進や保護地域の指定促進を図る。

(1)研究者等による生物多様性の総合評価の実施

研究者等の参加を得て、適切な指標を開発し、我が国の生物多様性の現状と動向を把握するとともに、総合的な評価や予測等を行う。

(2)生物多様性への危機の地図化

生物多様性の危機の状況を国民にわかりやすく伝えるため、「見える化」につながる一連の地図を作成する。

(3)生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）の選定

検討会を設置し、科学的なデータや知見に基づき、ホットスポットを選定する。

2. 事業計画

平成21年度：総合評価の実施、危機の地図化、ホットスポットの検討

平成22年度：ホットスポットの選定、総合評価の情報発信等

3. 施策の効果

(1)総合評価の実施により、国内の生物多様性に関する認識を高めるとともに、COP10に向けた国際的なイニシアティブを発揮する。

(2)ホットスポットの選定や生物多様性の危機の地図化により、優先的に保全を図るべき地域における生物多様性保全の取組を推進する。

4. 備考

研究者等による生物多様性の総合評価の実施	25百万円
生物多様性への危機の地図化	10百万円
ホットスポットの選定	27百万円

生物多様性総合評価推進費

第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)

【基本戦略4】 わが国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえたうえで生物多様性の総合評価を行い、2010年目標の達成に貢献することを目指します。

【危機の地図化】
生物多様性の危機を具体的に地図化

【ホットスポットの選定】
生物多様性の保全上重要な地域(ホットスポット)を選定

生物多様性基本法(平成20年6月施行)

第22条 第2項 国は、生物多様性の状況及びその恵沢の総合評価のため、適切な指標の開発等を講じる

評価項目(例)	指標	評価		危機の地図化	
		現在	将来A 将来B	現在	将来シナリオA 将来シナリオB
人間活動に伴う負の影響					
人間の働きかけの縮小後退					
外来生物等による生態系の攪乱					

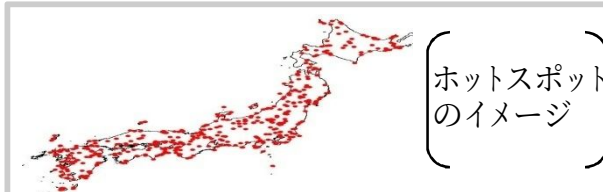
ホットスポットの選定

・各種データの重ね合わせ
・専門家による検討会及び生態系ごとのWGの設置 など

生物多様性保全上重要な地域の特定



優先的に保全・回復すべき地域における取組の進展



1. 事業の概要

農薬取締法において、農薬はその登録に際し、人畜が摂取した場合の影響に加え、適切に使用された場合は環境に大きな影響がないことを担保することとなっている。

一方、第169回国会で成立した「生物多様性基本法」では、国は、化学物質による生物多様性への影響を防止するための必要な措置を講ずるとされており、また、調査・研究も国の責務とされている。

このため、農薬に関して、各種生物試験方法の高度化等を図って、生物多様性への影響評価手法の確立を図り、生物多様性の保全等に資する必要がある。

(1) 生物多様性影響調査

① 農薬使用が農用地とその周辺環境での生物多様性にどのような影響をもたらすかについて、農薬の各種生物グループに対する影響調査手法を開発する。

② 高等植物及び流水域での生物種等の毒性試験法・評価法等の開発・実証を新たに行う。

(2) 影響評価手法に関する検討

生物多様性影響調査及び国内外の農薬による生物多様性への影響に関する文献調査を実施し、総合的な農薬生物多様性影響評価手法の開発を行う。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
生物多様性に与える影響調査					→
-----					-----
影響評価手法に関する検討					→

3. 施策の効果

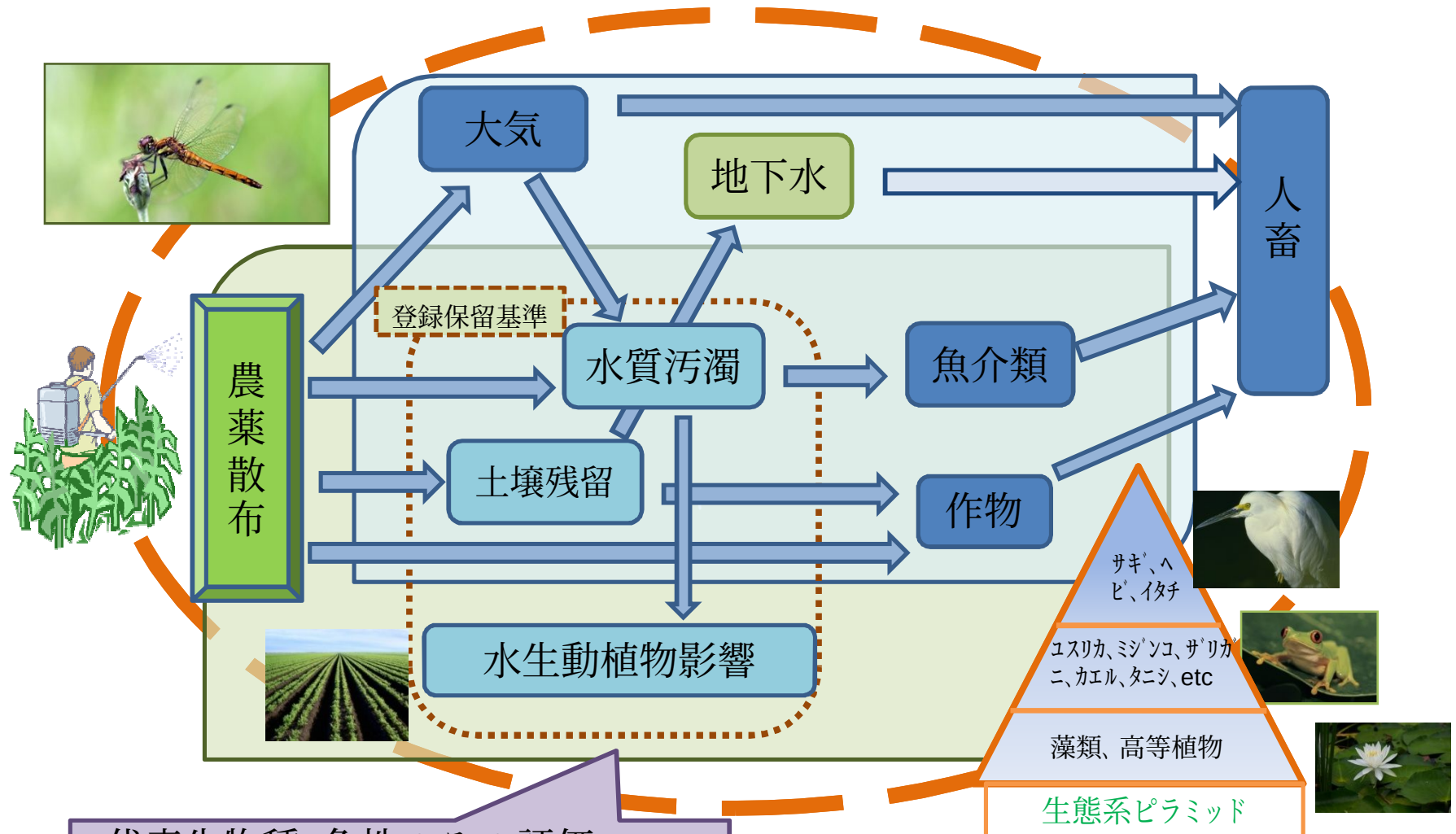
農薬の生物多様性への影響評価手法の開発により農薬の開発から使用にいたる各段階において生物多様性への影響が考慮されることにより、生物多様性の維持・保全に資することとなる。

4. 備考

調査費 32百万円

(内訳) 生物多様性に与える影響調査
影響評価手法に関する検討

— 生物多様性と農薬 —



・代表生物種・急性のみの評価
→多様な生物群、慢性影響を考慮した評価が必要

○生物多様性の保全
→生態系に対する農薬の影響・作用を総合的に評価する手法の開発

総合環境政策局環境影響評価課

1. 事業の概要

環境影響評価の技術手法については、最新の科学的知見や社会的要請を踏まえて技術的な検討を行い、その結果を基に継続的に見直しを行っている。これまでの事業実施段階における生物多様性に関する環境影響評価では、生態系の「構造」に着目し、上位性、典型性、特殊性の観点から事業対象地域の生態系の特性を現す生物種を選び、それらに対する影響を調査することで、事業の影響の程度を把握する手法を用いてきた。また、その考え方を基にしつつ既存資料を用いた技術手法を計画段階での環境影響評価の手法として設定した。

一方、生物多様性の分野では、生態系の「構造」と「機能」を維持できる範囲内で自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則であり、平成19年11月に閣議決定された「第三次生物多様性国家戦略」においても指摘された。また、平成20年の通常国会で成立した生物多様性基本法では、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業について、生物の多様性に関する環境影響評価の推進が規定されるなど新たな対応が求められている。

このように環境影響評価における生物の多様性保全の観点からの一層の取組が急務となっていることを踏まえ、生物多様性への環境影響評価に関する技術手法の知見をとりまとめる。

2. 事業計画

事業による影響を調査・予測・評価するという環境影響評価制度に生物多様性国家戦略に示された基本的考え方を組み込み、生物多様性・生態系への影響を回避・低減するため、要するコスト・期間・情報等の面からの制約も加味しつつ環境アセスメント技術手法を検討する。

事業概要	H21	H22	H23
・生物多様性に関する環境アセスのあり方の検討			
・調査研究資料の収集・整理		-----	
・調査・予測技術の整理・検討、現地調査による検証	-----		
・生物多様性に関する環境アセス技術手法とりまとめ		-----	

3. 施策の効果

生物多様性・生態系の機能が維持できる範囲内の影響か否かを調査・予測・評価する技術手法等が明らかとなり、より適切な環境影響評価が行われるとともに、事業計画に生物の多様性への適切な配慮が盛り込まれる。

4. 備考

環境保全調査費

30 百万円

未確立環境影響予測モデル検討調査費(生物多様性分野)の検討の概要

生物多様性基本法の成立(H20年の通常国会、6月施行)

■第25条(環境影響評価の推進)

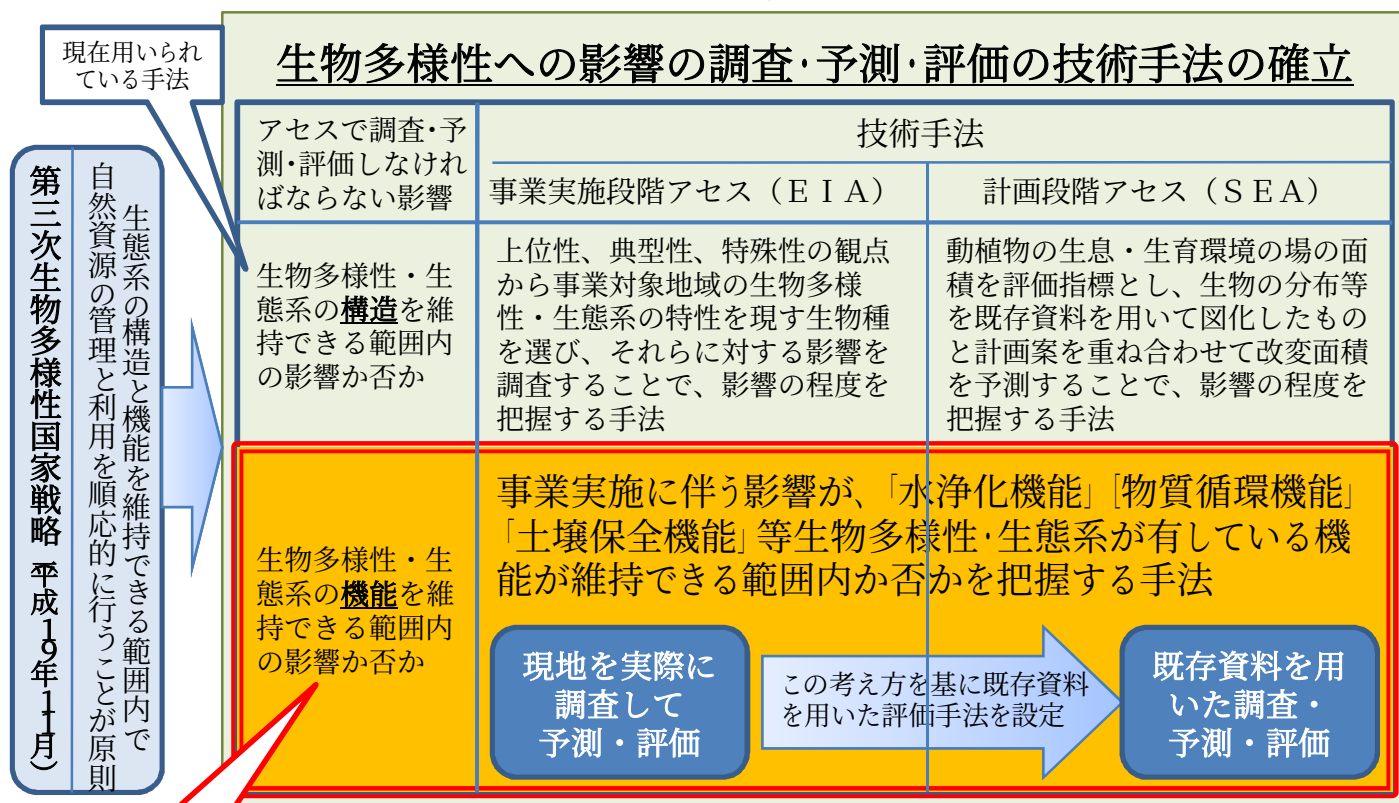
国は、「生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。」

■第22条(調査等の推進)

第1項 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
第2項 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

平成22年度には名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議が開催

生物の多様性保全の観点からの取組をより一層加速



新たに確立する手法

環境影響評価法

第51条 「国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努めるものとする」
・最新の科学的知見に基づいた技術手法の開発及び改良
・環境保全措置に関わる技術についての開発等



生物多様性の「機能」に着目した15の指標を用いた世界規模での評価

未確立環境影響予測モデル検討調査費
(生物多様性分野) の事業計画

生物多様性条約の「2010年目標」
ミレニアム生態系評価
地球規模生物多様性概況2



評価の考え方、手法をそのまま個別事業規模での生物多様性の評価には使えない

生物多様性・生態系の「構造」に加えて
「機能」にも着目した環境アセスの
あり方の検討



個別事業規模での生物多様性の「機能」の把握

平成
21
年度

調査研究資料の収集・整理

平成
22
年度

アセス法
見直し

基本的事項
見直し

調査・予測技術の整理・検討
現地調査による検証

平成
23
年度

コスト

期間

既存環境情報

アセス技術手法として
とりまとめ

国立公園内生物多様性保全対策費

4 5 百万円（ 1 4 百万円）

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

平成19年11月に「第3次生物多様性国家戦略」が策定され、また、平成20年5月に「生物多様性基本法」が成立するなど、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

このような背景のもと、国立公園は生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に果たしていくことが期待されていることから、国立公園内に生育・生息する野生生物及びその生育環境の保全など、国立公園における生物多様性の保管理の強化・充実を図る。

(1) 指定動物保護管理事業費（継続）

国立公園の特別地域において捕獲規制が必要と考えられる動物種の生息環境調査、保護対策の検討を行うほか、既に指定した種についてモニタリングの実施や管理方針の作成等を行う。

(2) 外来種対策検討調査（継続）

国立公園内における外来種による生態系への影響を把握し、特別地域における動植物の放出規制の制度のあり方の検討を行う。

(3) 科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進費（新規）

従来の規制的手法により人為的影響を排除するだけでなく、科学的知見の収集や科学委員会の設置等を行い、生態系の変化等に対応した科学的知見に基づく順応的な生態系管理等の実施を推進する。

2. 事業計画

事業内容	H15～17	H18～20	H21	H22～25
(1) 指定動物保護管理事業費				
・ 指定動物選定調査				
・ 現地研修会、識別マニュアル作成				
(2) 外来種対策検討調査				
・ 国立公園外来種対策検討調査				
・ 国立公園特別地域外来種対策検討調査				
(3) 順応的な生態系管理推進費				
・ 基本方針の策定				
・ 科学的知見に基づく順応的管理の実施				

3. 施策の効果

国立公園内における生物多様性保全の推進を通じ、優れた自然の風景地の保護及び適正な利用環境の維持を図る。

4. 備考

調査費	4 5 百万円
（内訳） 指定動物保護管理事業費	1 2 百万円
外来種対策検討調査	2 百万円
科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進費	3 1 百万円

国立公園内生物多様性保全対策費

<背景>

平成14年度 自然公園法の見直し

- 国等の責務に「生物多様性の確保」を追加
- 特別地域内の指定動物の捕獲規制の追加

平成16年度 外来生物法の成立

- 附帯決議「自然公園法等により国内由来の外来生物の規制強化」等

平成19年度 第3次生物多様性国家戦略の策定

- 国立公園等の自然公園は生物多様性保全の屋台骨
- 国立公園の管理運営に必要な科学的情報の収集、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な運営管理の推進

平成20年度 生物多様性基本法の成立

- （基本原則）科学的知見の充実に努めつつ、生物の多様性を保全するために予防的に取り組むとともに、モニタリングを実施し、その結果に基づき、順応的な取組方法により対応する



国立公園内における生物多様性の保全管理の強化・充実

(1) 指定動物保護管理事業費

国立公園特別地域内の動物の保全管理

(2) 国立公園内外来種対策検討調査

国立公園特別地域内の外来種対策の推進

(3) 科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進費

科学的知見の収集及び科学的知見に基づいた順応的な生態系管理の推進

新規

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

20百万円（ 10百万円）

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

平成19年度に策定された「第3次生物多様性国家戦略」及び「海洋基本計画」において、干潟、藻場、サンゴ礁などの生物多様性保全上重要な海域について国立公園等の保護区の充実を図ることが明記されている。また、生物多様性条約締約国会議において「2012年までに海洋保護区（MPA）ネットワークを構築する」とされるなど、海域の生態系保護は、国際的にも大きな潮流となっており、我が国においても積極的に取り組む必要がある。

これらの背景を踏まえ、海域における保護区ネットワークの核の役割を担っている国立・国定公園の指定を推進するとともに、保全管理を強化する。

(1) 国立・国定公園の海域保全強化推進事業（新規）

生態系の連続性、生物間の交流等も考慮して、海域における国立・国定公園の具体的な指定候補地の区域を選定し、ゾーニングも含めた保護規制計画案を策定することにより、海域における保護区ネットワークを構築する。

(2) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業（継続・拡充）

自然や人為の影響を受け刻々と変化している海域の国立公園等の生態系を保全管理するため、公園管理者だけでなく、地域と一体となった関係者との協働による管理体制や管理手法（モニタリング、管理行為等）を構築する。

2. 事業計画

事業内容	H20	H21	H22	H23	H24
(1) 海域保全強化推進事業					
(2) 適正海域管理推進事業 (20年度：統合的管理のあり方検討)					
(3) 生物多様性データベースの策定					
(4) 海域の利用調整のあり方検討					

3. 施策の効果

海域において自然公園管理を強化し、海域のすぐれた自然環境の適正な保全と利用を推進することにより、生態系の連続性、生物間の交流等も考慮した海域の保護区ネットワークを構築して、海域における生物多様性の保全に貢献する。

4. 備考

調査費

20百万円

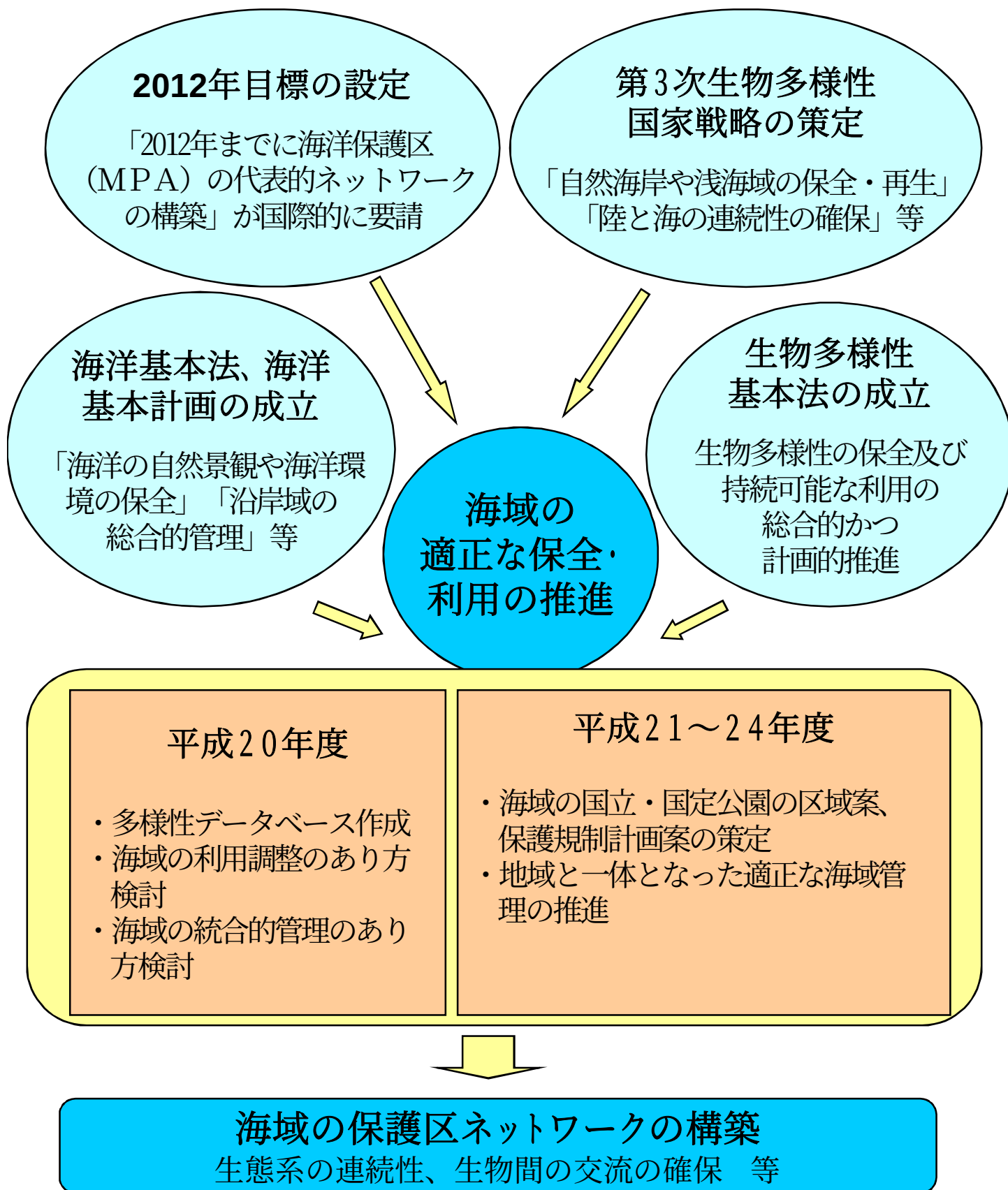
(内訳) 海域保全強化推進事業

12百万円

適正海域管理推進事業

8百万円

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費



(新) 奄美地域国立公園指定推進調査費

26百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

まとまりのある亜熱帯照葉樹林や多くの固有動植物がみられる奄美地域は、生物多様性の保全上、日本のみならず世界的にも重要な地域であり、第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月）においても、国立公園の指定を視野に入れた取組を進めることとされている。

このため、奄美地域を「生物多様性の豊かさを実感できる」新たなタイプの国立公園として保全と利用のあり方を検討し、早期指定を目指した取組を進める。

- ① 現地調査により、希少野生動植物の分布情報の充実を図るとともに、生物多様性を体感する適切な利用ルート等を検討する。
- ② 国立公園として保全すべき重要な区域、モニタリングを始めとした指定後の保全管理手法、五感を通じた自然体験や地域文化を通じて生物多様性を感じることができる利用のあり方等を検討する。
- ③ 上記の検討内容等を踏まえ公園計画案を作成するとともに、公園指定に向けた地域における合意形成・普及啓発を推進する。
- ④ 指定後にモニタリング等の管理手法や利用プログラムを実施・検証することにより、科学的知見に基づく順応的な保全管理体制の充実を図る。

2. 事業計画

事業内容	H21	H22	H23～
①現地調査の実施			
②生物多様性の保全及び利用のあり方の検討			
③公園計画案の作成・合意形成の推進			
④管理手法及び利用プログラムの実施・検証			

3. 施策の効果

新たな国立公園の指定により、優れた景観を有し、生物多様性保全上重要な奄美地域の保全と適切な利用を図る。また、生物多様性の普及啓発に資する新たな公園利用の方策を確立する。

4. 備考

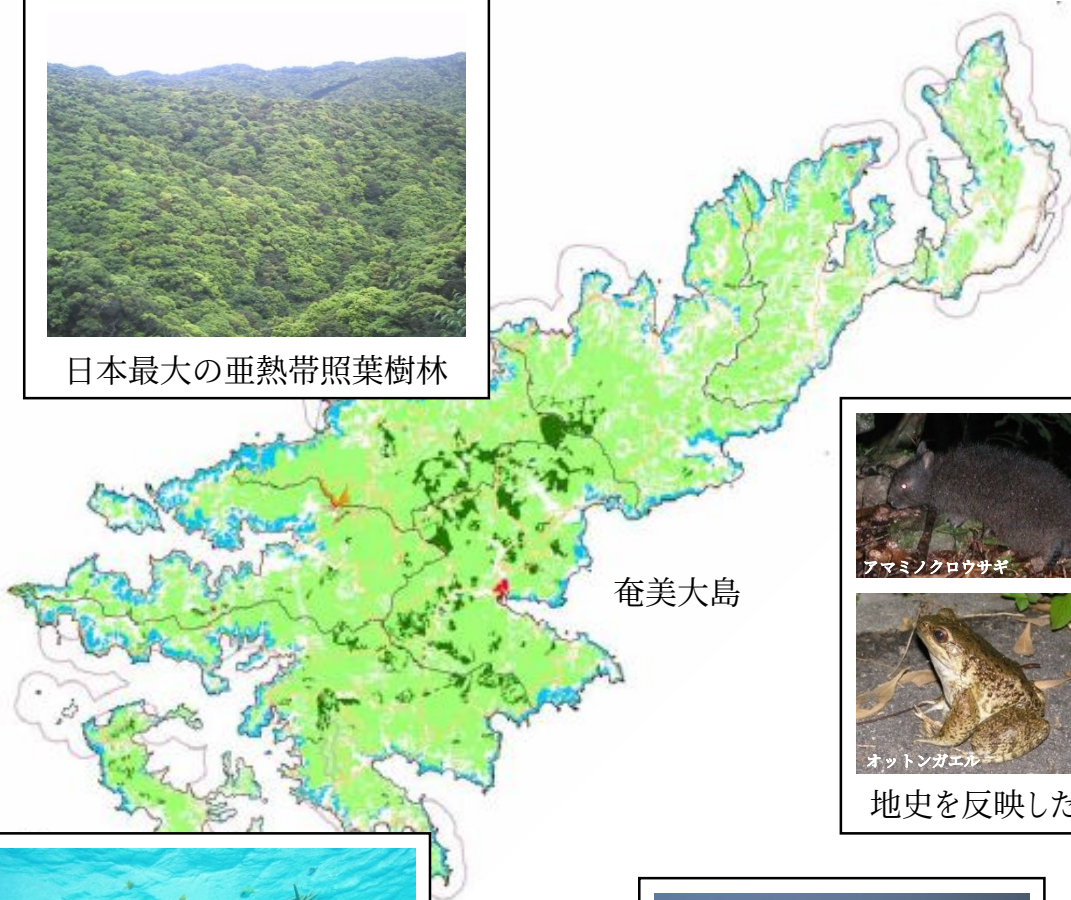
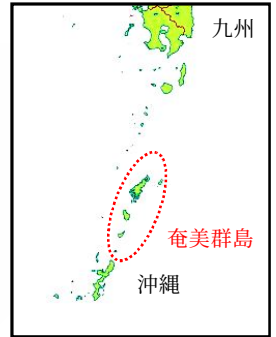
職員旅費（現地調査、検討会等出席）
調査費

1百万円
25百万円

奄美地域国立公園指定推進調査費



日本最大の亜熱帯照葉樹林



奄美大島



アマミノクロウサギ



オオトラツグミ



オットンガエル



アマミセイシカ

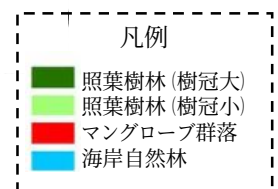
地史を反映した多くの固有動植物



北限のサンゴ礁、美しい海岸



自然と関わりの深い文化



奄美地域における生物多様性の保全と利用のあり方の調査・検討

- 生物多様性の豊かさを実感できる国立公園
- 自然に育まれた地域文化とともにある国立公園

1. 事業の概要

平成19年11月27日に閣議決定された第三次生物多様性国家戦略において「国立公園などの自然公園は生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担っていくことが必要である」とされ、生物多様性保全を進める上で国立公園等の担う役割は極めて重要なものとなっている中で、国立公園の特別保護地区、第一種特別地域等の核心地域の保護の強化が求められている。

我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制の公園であるため、自然環境保全上重要な特別保護地区、第一種特別地域も含めて多くの民有地が存在しているが、当該区域の自然環境の保全を図るための自然公園法等に基づく工作物の構築や立木の伐採などの各種行為の規制と、土地所有者の権利との調整を要する事例が度々生じている。

このため、生物多様性保全の観点から、国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在する民有地の買上げを促進し、これら地域の保護管理の強化を図る。

2. 事業計画

買上対象地	H17~20	H21	H22	H23	H24	備考
国指定名蔵 アナル鳥獣 保護区	測量等 買上げ	買上げ (未済地)				
吉野熊野国 立公園「大 峰山地区」		測量 (1/2)	測量等 買上げ		買上終了	
次期買上対 象地			測量等	買上げ		支笏洞爺 国立公園 他

(※) 現時点において多数の買上候補地があることから、①調整状況の熟度、②国が買上げを行う必要性及び③プライオリティーを総合的に判断した上、次期買上対象地を選定し、土地の測量等に着手する。

3. 施策の効果

本事業は、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護・管理を行うものであるため、当該地を国の行政財産（環境省所管地）とすることにより、国立公園等の効率的な保護・管理を行うことができる。

4. 備考

鳥獣等保護費
不動産購入費

45百万円
199百万円

特 定 民 有 地 買 上 事 業

I 制度の概要

国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採などの各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要性が度々生じている。

本事業は、国立公園特別保護地区等内に所在する民有地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、買上要件に該当するものを、国が直接買上げを行う制度である。

II 買上対象地

- (1) 国立公園……………特別保護地区、第一種特別地域（※）
- (2) 国指定鳥獣保護区……………特別保護地区であって国内希少種の
個体等の生息地
- (3) 生息地等保護区……………管理地区
- (※) 地種区分未定であっても、第一種特別地域に相当する価値があるものとして
取り扱われてきたことが明らかな地域を含む。

III 買上要件

①法による規制行為についての許可を得ることができないため、土地の利用に著しく支障を来していること。

②所有者から買上げの申出があること。

(※) 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制公園であり、その区域の中には多くの民有地が存在している。

このため、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上、緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護・管理を行うために買上げを行うものである。

IV 国の予算措置

- (1) 土地測量費
- (2) 立木調査費
- (3) 不動産評価鑑定料
- (4) 不動産購入費

V 取得した土地等の管理

本事業により取得した土地等については、国の行政財産として適正な管理の下におき、厳格な保護を図る。

(参考) 過去における買上事例

・昭和53年度 磐梯朝日国立公園特別保護地区(裏磐梯地区)

・平成8～10年度 知床国立公園特別保護地区(ルジャ・テッパソハツ地区) 等

(※) ただし、特定民有地等買上交付地方債元利償還金等補助金(昭和47年度～平成16年度)による国庫負担(10/10)によるもの。

1. 事業の概要

エコツーリズム推進法の成立・施行を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。

【事業の内容】

① エコツーリズム啓発事業

シンポジウムの開催等による、エコツーリズム推進法をはじめとする普及、啓発。

② エコツーリズムのノウハウ確立事業

特に優れた事例の大臣表彰や地域へのアドバイザー派遣、資源管理のための科学的評価手法に関する調査研究、全国のエコツアーの実態調査等。

③ エコインストラクター人材育成事業

自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成。

④ 国立公園等におけるエコツーリズム支援事業

世界自然遺産地域、国立公園、ラムサール登録湿地等におけるエコツーリズムの推進や仕組みづくり、エコツーリズム推進法に基づき協議会を設置するトップランナー地域への支援等。

⑤ エコツーリズム推進法施行経費

各地の全体構想の認定や地元協議会への参画、助言等に必要な経費。

2. 事業計画

平成19年度（一部は平成19・20年度）から3ヶ年で上記各種事業を実施。（法施行経費を除く）

3. 施策の効果

○自然学校のインストラクター及びエコツアーガイドを3年間で300人程度の育成を目指す。

○エコツーリズムの考え方に基づいた自然や歴史・文化資源の保全・活用の全国的な普及・定着を図ることにより環境保全等が推進できる。

○エコツーリズム推進法の適切かつ効果的な運用が図られることにより、各地域において法の理念である自然環境保全や地域振興、環境教育の場としての活用等が達成される。

4. 備考

①エコツーリズム啓発事業（本省）	20百万円
②エコツーリズムのノウハウ確立事業（本省）	50百万円
③エコインストラクター人材育成事業（本省）	38百万円
④国立公園等におけるエコツーリズム支援事業（地方）	52百万円
⑤エコツーリズム推進法施行経費	12百万円
（本省：3百万円）	
（地方：9百万円）	

H19.6月法公布
H20.4月法施行
省令公布・施行
H20.6月基本方針閣議決定

エコツーリズム関連施策の推進

H16. 6月
とりまとめ



法律に規定される国の責務

- 基本方針の作成・公表
- 各地の全体構想の認定
- 認定全体構想の広報
- 協議会活動状況の公表
- エコツーリズム推進連絡会議
- 協議会への技術的助言
- 資源保護・人材育成の情報提供
- 広報を通じた国民理解の増進
- 財政上の措置

施策の充実

エコツーリズム憲章
エコツアー総覧
エコツーリズム大賞
エコツーリズム推進
マニュアル
モデル事業 (16~18)

エコ
ツーリズム
推進会議
5つの
推進方策

経済成長戦略大綱
再チャレンジ
都市と農山漁村の共生・対流
観光立国推進基本法
21世紀環境立国戦略
海洋基本計画

H21年度施策(案)

◎エコツーリズム 推進法施行経費

☆本省及び地方事務所
における法施行経費
(継続)

◎エコツーリズム 啓発事業

- エコツーリズム啓発、
イベント開催(継続)
- エコツアー総覧(継続)

◎エコツーリズムの ノウハウ確立事業

- 全国セミナー開催(継続)
- エコツーリズム大賞(継続)
- Webサイトの運営(継続)
- 地域へのアドバイザー等
の派遣(新規)
- 資源管理のための科学的
評価手法に関する調査研究
(新規)
- エコツアー実態調査
(新規)

◎エコインストラク ター人材育成事業

- エコインストラクター
人材育成事業
(継続)

◎国立公園等におけるエ コツーリズム支援事業

- 国立公園等におけるエコ
ツーリズムの仕組みづくり
(継続)
- ☆エコツーリズム推進法
トップランナー地域への支
援(継続)
- 世界遺産地域等のエコ
ツーリズム推進(継続)

☆…法律関連事業

理念及び法の趣旨の認知率向上

エコツーリズム推進法の円滑な運用

ノウハウの確立と蓄積

取り組む地域の増加

『五感で学ぼう！』子ども自然体験プロジェクト

36百万円（26百万円）

自然環境局総務課

1. 事業の概要

関係省庁と連携し、農山漁村での自然体験や国立公園内での自然保護官の業務体験といった五感で学ぶ原体験を通じて、人としての豊かな成長など次世代を担う子ども達の育成を図るとともに、自然と人との共生や生物多様性保全について子ども達を始め関係者の理解を深める。

【事業の内容】

① クラスメイトと泊まって学ぶ自然体験プラン

関係省庁と連携し、五感で学ぶ原体験としての自然体験を効果的、かつ確実に実施できるようにモデルとなる地域でのメニューの検討等を実施。（農林水産省、文部科学省、総務省連携）

② プロジェクト普及啓発事業

平成20年度から実施するモデル地域（山、里、海）でのメニューの検討などの実績を踏まえて、自然体験活動の取組の工夫点、課題やその対応策等の検討を行い、その結果を順次「自然大好きクラブ」Webサイトで発信する。

③ 地域NPO活用プラン

平成20年度に調査する全国のNPO、自然学校などにおける小学生等を対象にした自然体験活動や関連施設等に関する状況調査に基づき、地域住民とNPOとの連携を促進するためのコーディネーターによるマッチングや指導・助言等を行う。

④ 「体感！！パークレンジャー」プラン

子ども達が、国立公園等の豊かな自然地域で、環境省自然保護官等の指導を受けながら、様々な自然環境保全活動を行い、自然への理解を深める。

2. 事業計画

平成20年度～平成24年度

3. 施策の効果

次世代を担う子ども達が、机上ではない実体験をすることにより、「人と自然の関係」など自然との共生や生物多様性の理解向上に資するとともに、人としての豊かな成長につながる。

4. 備考

① クラスメイトと泊まって学ぶ自然体験プラン（地方）

6百万円

② プロジェクト普及啓発事業（本省）

7百万円

③ 地域NPO活用プラン（本省）

13百万円

④ 「体感！！パークレンジャー」プラン（地方）

10百万円

『五感で学ぼう！』子ども自然体験プロジェクト

(子ども達が五感で学ぶ自然体験・学習の推進)

目的：国立公園や農山漁村における自然体験など五感で学ぶ原体験を通じて、子ども達の育成とともに、自然との共生や生物多様性保全に資する施策を展開。

○21世紀環境立国戦略
○都市と農山漁村の共生・対流副大臣PT
○海洋基本計画

●クラスメイトと泊まって学ぶ自然体験プラン(継続)

◎関係省庁と連携し、五感で学ぶ原体験としての自然体験を効果的、かつ確実に実施できるようにモデルとなる地域でのメニュー検討等を実施。(農林水産省、文科省、総務省連携)

●プロジェクト普及啓発事業(新規)

◎平成20年度から実施するモデル地域(山、里、海)での実績を踏まえて、自然体験活動の取組の工夫点、課題やその対応策等の検討を行い、その結果を順次「自然大好きクラブ」Webサイトで発信。

●地域NPO活用プラン(新規)

◎平成20年度に調査する全国のNPO、小学生等を対象にした自然体験活動等に関する状況調査に基づき、地域住民とNPOとの連携を促進するためのコーディネーターによるマッチングや指導・助言等の実施。

●『体感！！パークレンジャー』プラン(継続)

◎国立公園等の豊かな自然地域において、自然保護官等の指導のもと、様々な自然環境保全活動を実施。



◎次世代を担う子ども達が、「人と自然」の関係など自然との共生や生物多様性の理解向上に資するとともに、人としての豊かな成長につなげる。

希少野生動物野生順化特別事業費

100百万円（ 80百万円）

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

わが国において野生絶滅したトキ並びに絶滅のおそれが極めて高いツシマヤマネコ及びヤンバルクイナの飼育下個体を本来の生息地に野生復帰させ、野生個体群を回復させることで種の絶滅を回避する。野生復帰にあたっては、事前に十分な野生順化訓練を実施するとともに、地元の理解や協力を得ながら、生息地環境の整備や保全にも努める。また、野生復帰後は、個体の追跡等によるモニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップの策を講ずる。

2. 事業計画

①トキ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラムの策定	→					
周辺環境整備	→	→	→	→	→	
野生順化訓練の実施		→	→	→	→	→
モニタリング体制の確立		→	→			
試験的野生復帰及びモニタリング			→	→	→	→
地域住民のコンセンサス作り	→	→	→	→	→	→

②ツシマヤマネコ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラム策定(基本計画)	→					
〃 (復帰計画)		→	→	→	→	
野生順化訓練実施						→
地域住民のコンセンサス作り		→	→	→	→	→

(新規)

③ヤンバルクイナ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラム策定(基本計画)				→	→	
〃 (復帰計画)						→
飼育技術の検討				→	→	→
モニタリング体制の検討及び確立						→
地域住民のコンセンサス作り				→	→	→

3. 施策の効果

トキ、ツシマヤマネコ及びヤンバルクイナの野生順化訓練と野生復帰及び野生復帰後のモニタリングを実施し、地域住民等地域社会の協力を得ながら総合的に当該種の野生復帰を適切かつ確実に進め、種の絶滅を回避する。

4. 備考

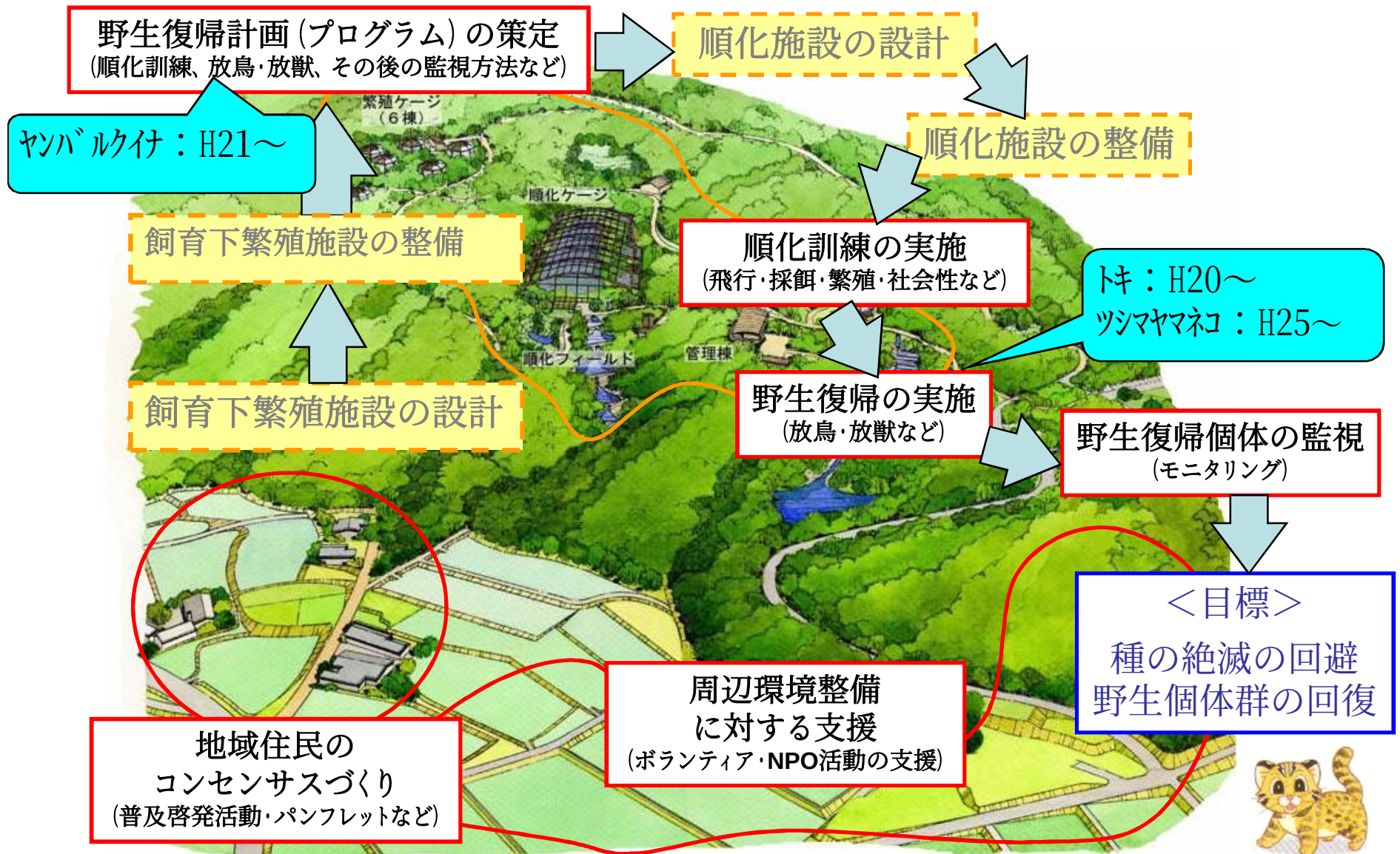
事業費 100百万円 トキ野生順化特別事業 74百万円
 (内地方公共団体委託1箇所 56百万円)
 ツシマヤマネコ野生順化特別事業 7百万円
 ヤンバルクイナ野生順化特別事業 19百万円

ハード

ソフト

絶滅のおそれのある種の生息域外保全
(飼育下繁殖→野生復帰)に関する取組

希少野生動物野生順化特別事業の流れ



1. 事業の概要

生物多様性条約締約国会議（COP10）開催に向けて、希少固有種の置かれた現状を網羅的かつ緊急的に調査するとともに、直ちに着手すべき保全施策を検討・実施する。具体的には以下のとおり。

①絶滅のおそれのある固有種の生息・生育状況の緊急総合点検

我が国固有の絶滅危惧種のうち、島嶼または里地里山を主たる生息・生育地とする種について、生息・生育状況の点検を行うとともに、特に種の生息・生育状況が危機的な種について、緊急的な保全対策事業を実施する。

②保護増殖事業の効率的実施に向けた計画の見直しのための総合点検

現在保護増殖事業を実施している種について、その保護増殖事業計画の内容と実行状況等を総合的に点検し、その見直しを行う。

③生息・生育状況緊急総合点検のレビュー作成

各調査結果についてはCOP10で報告するものとし、その報告書を作成する。

2. 事業計画

	H20	H21	H22
①生息・生育状況緊急点検	→		
緊急保全対策事業の実施		→	→
②保護増殖事業計画総合点検		→	→
③報告文書作成	→	→	→

3. 施策の効果

COP10の開催に向けて、我が国固有の種の保全状況が明らかとなり、適切な保全が図られることで、いわゆる「2010年目標」の達成に資する。また、国内希少野生動植物種38種を対象に実施している保護増殖事業の効率的な実施に資する

4. 備考

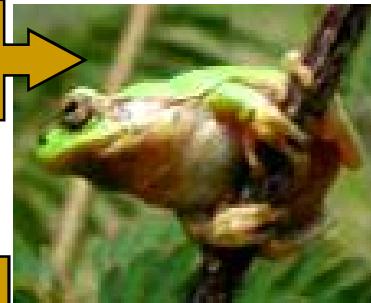
事業費	44百万円	絶滅のおそれのある固有種の生息・生育状況の 緊急総合点検と緊急保全対策事業	24百万円
		保護増殖事業実施状況総合点検	20百万円

絶滅のおそれのある固有種の 生息・生育状況の緊急総合点検



第2の危機：人間の働きかけの
減少による影響

第1の危機：人間の活動や開発
+
第3の危機：外来種等の影響



里地・里山



島嶼域

第三次生物多様性国家戦略において定義されて
いる生物多様性の3つの危機に強くさらされ、絶
滅のおそれのある種が多く存在する

島嶼域と里地・里山を中心に...

COP10の開催に向けて、
我が国固有の種の生育・生息状況を総合点検

生育・生息状況が危機的な種に対し、
緊急保全対策事業を実施

レビュー (COP10報告書) の作成

2010年目標*の達成に資する

*2010年までに生物多様性の損失速度を顕著
に減少させるという目標 (COP6で採択)

絶滅のおそれのある種の飼育下繁殖関連施設整備

218百万円（ 35百万円）

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

ノネコやマングース等の外来種の影響を受けて、生息個体数と生息域を急激に減らしているヤンバルクイナの野生個体群の一部を、飼育下において繁殖させ、増殖した個体を本来の生息地に野生復帰させて野生個体群の回復を図る事業を実施するために、ヤンバルクイナ飼育下繁殖用の施設を整備するもの。

2. 事業計画

平成20年度 設計・整備（1年目）

平成21年度 設計・整備（2年目）

一部施設供用開始・飼育下繁殖の開始

3. 施策の効果

絶滅の危機に瀕するヤンバルクイナについて、緊急的に保護収容された個体や飼育下で繁殖した個体を本来の生息地に野生復帰をさせることで、本種の絶滅を回避する。

4. 備考

事業費 218百万円 ヤンバルクイナ飼育下繁殖施設整備 218百万円

ヤンバルクイナ飼育下繁殖施設整備



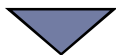
ヤンバルクイナ

- ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種
- ・絶滅危惧ⅠA類(環境省レッドリスト)
- ・推定生息個体数 **1,000羽程度**
(20年前の半数強)

平成16年11月 保護増殖事業計画を策定

保護増殖事業を開始

○生息域内保全の取組を着実に実施

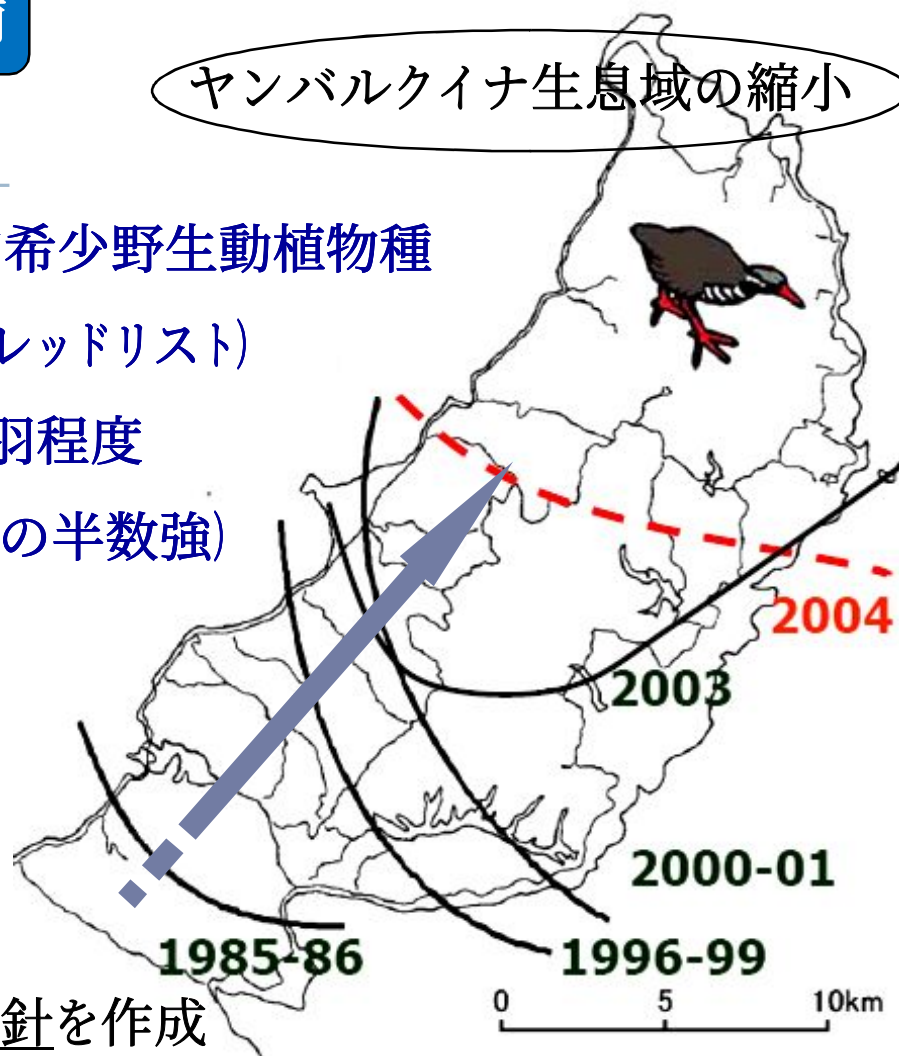


平成19年7月 飼育下繁殖に関する基本方針を作成

○生息域外保全の取組への実施を決定



平成20年度～ 飼育下繁殖施設の整備



特定外来生物防除等推進事業

378百万円（328百万円）

自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の概要

(1) 特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において防除事業を実施する。

- ①奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの完全排除を目指し、集中的なワナの配置などにより防除を実施する。
- ②ラムサール条約湿地など環境省が管理する保護水面などにおいてオオクチバス等の防除を実施する。
- ③国立公園等保護上重要な地域のうち特に重点的対策を要する地域において、外来生物の防除を実施する。

(2) 広域分布外来生物防除モデル事業

地方公共団体等が実施する防除への活用を図るため、被害の著しいアライグマ等について、モデル事業を実施する。

2. 事業計画

(年度)

	20	21	22	23
(1)特定外来生物防除直轄事業				
①ジャワマングース防除事業				
②オオクチバス等防除事業				
③国立公園等外来生物重点防除事業				
(2)広域分布外来生物防除モデル事業				
①アライグマ防除モデル事業				
②外来アリ防除モデル事業				

3. 施策の効果

重点地域における集中的な防除の実施により、一部地域で完全排除を目指すとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた総合的・効果的な防除の推進方策を明らかにすることにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を低減し、被害の拡大防止を図る。

4. 備考

事業費 378百万円 特定外来生物防除直轄事業 295百万円
広域分布外来生物防除モデル事業 83百万円

特定外来生物防除等推進事業

①特定外来生物防除直轄事業

- ・ジャワマングース防除事業 (奄美大島・沖縄本島やんばる地域)
- ・オオクチバス等防除事業 (ラムサール条約湿地等)
- ・国立公園等外来生物重点防除事業 (小笠原地域・西表地域)

②広域分布外来生物防除モデル事業

- ・アライグマ防除モデル事業
- ・外来アリ防除モデル事業



自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の概要

カルタヘナ議定書及びカルタヘナ法に基づき、国際的に協調して、遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への悪影響を防止していくことが求められており、2010年にはカルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP 5)が名古屋で開催されるため、締約国会議で求められている議定書の実効性を高めるための国際的貢献が重要である。

締約国会議においては、遺伝子組換え生物によって生じた悪影響への対応措置とその費用負担に関するルール(「責任と救済」のルール)の確立、途上国における遺伝子組換え生物の適正な管理の推進のための能力構築が課題となっているおり、会議に先立つ「責任と救済」作業会合の開催を支援し、実効性あるルールの確立に貢献するとともに、アジア諸国を対象としたワークショップの実施を支援し、アジア諸国の議定書の実行力を高める。

2. 事業計画

- 「責任と救済」作業会合の開催支援
- アジア諸国の能力構築ワークショップの開催支援

3. 施策の効果

カルタヘナ議定書第5回締約国会議を前に、実効ある「責任と救済」のルールの構築及びアジア諸国での議定書に基づいた遺伝子組換え生物の管理体制の構築が進むことにより、議定書実施体制の強化が図られるとともに、我が国との輸出入に際しての遺伝子組換え生物の混入等による生物多様性への影響の防止を図ることができる。

4. 備考

事業費 29百万円

「責任と救済」作業会合の開催支援	13百万円
アジア諸国の能力構築ワークショップの開催支援	16百万円

カルタヘナ議定書対策事業

2008年

カルタヘナ議定書

第4回締約国会議

(ドイツ・ボン)

締約国会議での課題

- 遺伝子組換え生物 (LMO) による生物多様性への損害についての「責任と救済」に関するルールの確立

- 途上国における遺伝子組換え生物等の適正な管理の推進のための能力構築

次回第5回締約国会議
の開催地が 愛知県
名古屋市に決定

2009年

「責任と救済」作業会
合開催支援

「責任と救済」に関する作業
会合の開催支援

実効力のある「責任と救
済」のルール構築に寄与

能力構築ワークショップ
開催支援

議定書に従ったLMO管理体
制構築のためのワーク
ショップの開催 (アジア諸
国の担当者を対象)

2010年

カルタヘナ議定書

第5回締約国会議

(日本・名古屋)

ホスト国として締約
国会議で以下を実現

- 実効力のある「責
任と救済」のルー
ルの確立

- アジア諸国の議
定書の実施能力
を高めるととも
に汎用性のある
教育研修モデル
の構築に寄与

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

シカ、イノシシ、カワウ等特定の鳥獣の生息域の拡大に伴い、自然生態系や農林水産業への被害が深刻化している。一方で、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある個体群もあり、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けた適切な保護管理が必要とされている。

鳥獣保護管理に係る専門的な指導・助言への要求が高まる一方で、狩猟者等の鳥獣保護管理の担い手が減少しており、平成18年2月の中央環境審議会答申や、平成18年の国会での附帯決議においても、人材育成・確保の必要性が強く指摘されている。

このような状況踏まえ、以下の事業を実施する。

(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業

鳥獣の保護管理に係る専門的知識を有する者等を登録する制度の構築・登録業務の継続・当該登録事業の活用を図る。

また、広域に分布・移動する野生鳥獣について適切な鳥獣保護管理を推進するため、広域協議会に属する都道府県に対して、専門的知見を有する技術者を派遣し技術的助言を行うことで、広域的な鳥獣保護管理の取り組みを支援する。

(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

都道府県・市町村職員等を対象に、効果的な管理技術、広域的な鳥獣保護管理の考え方及び最新の技術等について現地講習会等を開催する。

(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

狩猟者育成用の基礎的な研修資料等の作成や、猟区を活用した狩猟者の実地訓練によりその育成・確保を図る。

2. 事業計画

(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業

平成20～23年度 人材の登録

平成21～23年度 人材の活用等

(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

平成18～23年度

(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

平成20～22年度 狩猟者育成のためのガイドブック等の作成

平成21～23年度 狩猟者育成のための研修会の実施

3. 施策の効果

特定鳥獣保護管理計画の策定・実施、鳥獣による被害の防止、捕獲等の保護管理に係る適正な技術・知識を持つ者の育成が確保される。また、これにより鳥獣の保護管理に係る体制整備が推進される。

4. 備考

事業費	54百万円	鳥獣保護管理専門家登録事業	18百万円
		鳥獣行政担当職員研修の充実	18百万円
		狩猟者育成事業（全国3地域）	18百万円

鳥獣保護管理に係る人材育成事業【拡充】

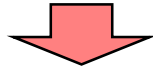


野生鳥獣による被害の発生
鳥獣の地域的絶滅のおそれ



鳥獣保護管理の技術者の
不足（専門家、狩猟者等）

県境をまたいで分布する
野生鳥獣の広域的な管理



【目標】

高い技術を有する人材の確保・活用
広域的な保護管理の実施

広域協議会

国の
機関

→ A県(特定計画)

→ B県(特定計画)

→ C県(特定計画)

→ 広域的
保護管理
の実施

【課題】

- 地域間で統一的な手法で実施
かつ
- 地域の実状に見合った計画

単独都道府県では困難
(生息状況や実施体制が地域間で
大きく相違)

研修や人材の派遣による都道府県への支援

鳥獣保護管理技術者の研修
(継続)

行政官の研修
(継続)

鳥獣保護管理人材の技術の認定・登録
人材の確保 (継続)

【事業内容】

技術者の派遣
【拡充】

【派遣業務内容】

各都道府県で統一的で、かつ
地域の実情にあった調査手法、
情報の収集・整理手法の助言

1. 調査の概要

特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）の実施にあたっては地域ごとの計画（以下「実施計画」という。）を作成し、きめ細かな保護管理事業を実施することが重要であり、特定計画の内容や実施計画の効果をあげるためには、生息環境の保全や地域個体群の状況を把握するモニタリングが不可欠であることが平成18年の中央環境審議会答申において指摘されている。

このような状況を踏まえ、以下の事業を実施する。

（1）特定鳥獣保護管理計画実施状況調査

特定計画に係る鳥獣の効率的かつ効果的な保護管理が進むようモニタリングの手法や実施状況に関する情報を都道府県に提供するとともに、これまで十分な取組及び知見の蓄積が行われていなかった生息環境整備に関するガイドラインを作成するため、モデル地域の設定及び調査を実施する。

また、錯誤捕獲の防止と捕獲時の鳥獣への影響の軽減を図るために、猟具に関する検討を行う。

（2）鳥獣利用状況把握調査

鉛及び化学物質による水鳥等の生息状況への影響が指摘されていることから、これら水鳥等の生息状況を把握するとともに、今後の規制地域の指定の拡大等の施策の検討に資するため、鉛や化学物質による影響を調査する。

2. 事業計画

（1）特定鳥獣保護管理計画実施状況調査

平成18～25年度

（2）捕獲猟具の改良に関する検討

平成19～23年度

（3）鳥獣利用状況把握調査

平成17～25年度

3. 施策の効果

特定計画に係る鳥獣の効率的なモニタリング手法、生息環境の整備に関する知見、捕獲猟具の改良及び鉛や化学物質による水鳥等への影響に関する情報や知見を都道府県に提供することにより、効率的かつ効果的な鳥獣保護管理が進む。

4. 備考

調査費 51百万円

特定鳥獣保護管理計画実施状況調査	43百万円
捕獲猟具の改良に関する検討	5百万円
鳥獣利用状況把握調査	3百万円



特定鳥獣等保護管理実態調査



① 保護管理のための
効果的効率的な
モニタリング手法の開発

② 保護管理主体の
情報共有手法の検討

③ モデル地域を設定し
生息環境整備手法
の実証調査



捕獲猟具
の
改良検討

鉛等の影響の実態
把握と検討



特定鳥獣保護管理計画の適切な推進に向けて

・モニタリング手法の開発や
モデル地域での実証に基づく、
きめ細かな保護管理事業の推進

・捕獲時の鳥獣への影響
軽減、個体数調整の効果
的かつ効率的な推進

・鉛、化学物質の影響に
対する鳥獣保護管理手
法の確立

(新) 国指定鳥獣保護区生息環境改善調査事業費

10百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

国指定鳥獣保護区では、生物多様性の保全の観点からは未だ十分な科学データによる管理水準の確保は図られていない。このため、近年、河川流入量が減ったことなどによる水量の減少や富栄養化等を背景とした水質悪化のほか、土砂流入等による陸地化、浅底化なども生じ、生物多様性の保全を図るための国指定鳥獣保護区の適切な管理が十分に果たされない状況にあり、科学的なデータに基づく効果的な管理水準の確保などが課題となっている。

このようなことから、適切な保全管理の手法の検討が必要な国指定鳥獣保護区12箇所について、自然環境の調査等を実施し、環境改善の方法の解明、科学的なデータに基づく生物多様性の保全に資する保全管理手法の確立に取り組み、これらの成果を元に国指定鳥獣保護区全体について生物多様性の保全を図るための管理水準の確保に努めるものである。

2. 事業計画

平成26年度までに国指定鳥獣保護区12箇所において、自然環境調査及び科学的なデータに基づく生物多様性の保全管理手法の検討等を行う。

- ・ 平成21～22年度 4箇所
- ・ 平成23～24年度 4箇所
- ・ 平成25～26年度 4箇所

3. 施策の効果

科学的な環境調査等を実施して、適切な保全管理手法を明らかにし、国際的にも重要な野生鳥獣の生息地域の適切な管理を図り、生物多様性の保全を推進する。

4. 備考

調査費 自然環境調査及び保全管理手法の検討等 10百万円

国指定鳥獣保護区生息環境改善調査事業

現状の管理水準

- 保護区内の巡視(管理員設置)
 - ・ 違反行為の防止、利用者指導
- 案内看板、制札(標識)等の設置
 - ・ 掲示、解説等による注意喚起、普及啓発
- 環境学習・調査研究等のための施設の整備
(地域特性などに応じて整備)
 - ・ 水鳥・湿地センター、保護区管理棟、野鳥の森 など
- 指定更新の際に行う簡易な生息種の調査 (10年～20年に一度)

生物多様性国家戦略の策定

生物多様性の保全を図るために必要な「新たな」管理水準

○ 国指定鳥獣保護区においては、科学的なデータに基づいた高度な管理手法が不足

○ 国指定鳥獣保護区を取り巻く環境変化などにより、保護区の環境悪化の顕在化に対する管理方法が不明
(調査検討費用が無いなど)

国指定鳥獣保護区において生物多様性の保全を推進していくためには、科学的なデータに基づいた高度な管理水準を確保する必要がある。

鳥獣の生息を脅かす様々な環境悪化のタイプ区分

予定箇所の例

予定箇所

剣山山系(高知県等)

○ニホンジカによる植生被害で裸地化が進んでおり、保護区内の自然環境が悪化してきている。



(調査、検討すべき課題)

- ・ シカ被害の調査
- ・ 荒廃した植生の再生策

湯湾岳(鹿児島県)

○ノイヌ、ノネコなどによるアマミノクロウサギの捕食により生息環境が脅かされている。



(調査、検討すべき課題)

- ・ ノイヌ、ノネコの被害防止策

瀧沸湖(北海道)

○畑地等からの土砂の流入による浅底化、農畜産廃水等の流入による水質悪化により渡り鳥の生息環境が脅かされている。



(調査、検討すべき課題)

- ・ 土砂流入の防止策
- ・ 水質悪化の防止策

佐潟(新潟県)

○温暖化等環境変化を背景としてアオコが発生するなど水質が悪化しており、渡り鳥の生息環境が脅かされている。



(調査、検討すべき課題)

- ・ 水質改善の方法
- ・ 水生植物の保全

タイプ区分

①野生動物の食害や活動により保護区内の植生に影響が生じたり、保護区内の野生鳥獣が周辺環境に害を与えているもの

②野生動物により保護区内の保護すべき貴重な野生鳥獣が捕食等の被害を直接に受けているもの

③産業活動や都市化等により保護区内の自然環境に影響が生じているもの

④温暖化など環境変化により、保護区内の野生鳥獣の生息に欠かせない植生などの自然環境に影響が生じているもの

次年度以降

- 風蓮湖(北海道)
エゾシカ食害
- 伊奈(長崎県)
イノシシ食害

- ユルリ・モユルリ(北海道)
ドブネズミがエトビリカを捕食
- 大東諸島(沖縄県)
ノイヌ・ノネコがダイトウオオコウモリを捕食

- 浜甲子園(兵庫県)
周辺開発で干潟減少
- 名蔵アンパル(沖縄県)
赤土による干潟減少

- ウトナイ湖(北海道)
鳥類の餌環境の悪化
- 小湊(青森県)
鳥類の餌環境の悪化

(新) 国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備 19百万円(0百万円)
--

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

濤沸湖は、我が国有数の渡り鳥の中継地であり、様々な希少種も飛来する生息地であることから平成17年にラムサール条約湿地に登録された。

ラムサール条約登録湿地においては、国際条約に定められた役割として、保全・再生、賢明な利用（ワイズユース）、交流・学習などの取組に努めなければならないが、濤沸湖にはこのような取り組みを進めるための拠点施設がないため活用が進んでいない現状にある。

これらのことから、自然とのふれあいの場や自然環境学習等の場として最大限に活用して、賢明な利用を図るために、湖の周辺に環境学習や普及啓発等を行うための拠点施設を整備するものである。

2. 事業計画

- (1) 測量・設計、用地取得等（平成21年度）
- (2) 施設整備（平成22年度）

3. 施策の効果

湖の周辺に環境学習等を行う拠点施設を整備することで、市民が気軽に渡り鳥とふれあえる場、学校の総合学習の場等としての活用を通じ湖の保全が図られる。

また、平成20年4月には、濤沸湖を含む北海道東部において高病原性鳥インフルエンザがオオハクチョウから検出されており、感染症に関する調査や普及啓発等のための拠点としても重要な機能を発揮することが可能となる。

4. 備考

濤沸湖環境学習・保全調査拠点施設整備費	19百万円
・ 測量・設計費	7百万円
・ 不動産購入費	12百万円

国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備

樽沸湖は、国際的に重要な渡り鳥の中継地であり、様々な鳥類の生息地



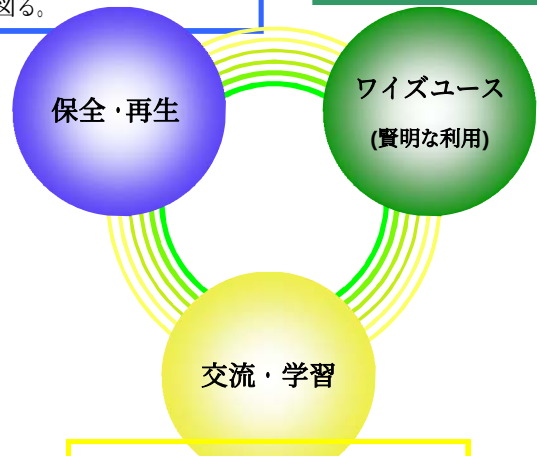
毎年、ガンカモ類が6万羽以上飛来し、オオヒシクイなどの希少種も数多く飛来する。



樽沸湖：平成17年11月、ラムサール条約湿地に登録

多くの生きものの生息地であり、生活環境を支える重要な生態系である湿地から、人と生きものが互いに恵みを得られるよう、保全・再生を図る。

地域の人々の健康で安全な暮らしや産業とバランスのとれた湿地の保全を推進する。



ラムサール条約登録湿地の役割

H20年4～5月
北海道、東北で、オオハクチョウから鳥インフルエンザウイルスが検出される

※今後、継続的な発生が危惧される状況

- 感染症に関する調査拠点
 - 普及啓発活動の拠点など
- 地域に存在しない拠点施設としての役割の発揮

ラムサール条約登録湿地に求められる取組

- ワイズユース (賢明な利用)
- 保護区の保全活動
- 保護区での交流・学習

①自然とのふれあいの場や自然環境学習等の場として最大限活用し、賢明な利用を図るために、湖の周辺に環境学習や普及啓発等を行うための拠点施設を整備。

②環境学習、普及啓発等の施設における業務運営は地元市町村等が協議会方式で行う。

拠点施設を設けて、環境省が推進しなければならない業務内容

- 学校教育に対応した自然環境学習
- 湖・水鳥の保護のための普及啓発
- 保護区の適切な管理
- 鳥インフルエンザ等感染症に関する調査、普及啓発
- 水鳥のモニタリング、地域との情報交換
- 保全に関する調査研究

野生鳥獣感染症情報整備事業費

139百万円（37百万円）

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

近年、高病原性鳥インフルエンザや西ナイル熱、SARS（重症急性呼吸器症候群）に代表される野生鳥獣由来の感染症が社会的問題となっている。これらは社会経済及びヒトの健康に著しい支障を及ぼすのみならず、わが国の生物多様性の保全上も大きな影響を及ぼす可能性がある。

これらの感染症が野生鳥獣の生息に及ぼす影響等、野生鳥獣と感染症との関係についての知見は限られており、体系的な蓄積がなされていない。

このような中、本年、オオハクチョウから高病原性鳥インフルエンザウイルスが東北地方及び北海道において初めて確認され、昨年度まで西日本中心のモニタリング体制を進めてきたが、モニタリング体制を全国規模に強化する必要性が生じたところである。

このため、希少種など野生鳥獣の保護、人畜の感染症予防、発生時対策に資するよう、モニタリング体制を全国規模に拡大するなどの以下の事業を実施する。

(1) 野生鳥獣感染症基盤情報整備

感染症に関する海外の調査研究事例等を収集解析し、国内野生鳥獣への影響のリスク調査等を行う。

(2) 野生鳥獣感染症モニタリング

これまで西日本を中心に渡り鳥の飛来地等において実施してきた高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を全国に拡大して実施。

(3) 近隣諸国における渡り鳥の感染症にかかる情報集約

高病原性鳥インフルエンザが発生しているアジア地域に専門家を派遣し、各国の詳細な情報を収集し集約する。

2. 事業計画

(1) 野生鳥獣感染症基盤情報整備（平成17年度～21年度）

(2) 野生鳥獣感染症モニタリング（平成20年度から継続）

(3) 近隣諸国における渡り鳥の感染症にかかる情報集約（平成21年度から継続）

3. 施策の効果

野生鳥獣に関する感染症のリスク評価を通じて希少な野生鳥獣の適切な保護を図るとともに、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況モニタリングを通じて野生鳥獣及び人畜の感染予防・発生時対策に貢献できる。

4. 備考

調査費	139百万円	野生鳥獣感染症基盤情報整備	2百万円
		野生鳥獣感染症モニタリング	132百万円
		近隣諸国における渡り鳥の 感染症にかかる情報集約	5百万円

野生鳥獣感染症情報整備事業

平成16・18年・20年度に国内で高病原性鳥インフルエンザが発生

ウイルスの伝搬に野鳥関与との指摘で社会問題化!!

●ヒト・家畜への被害

●野生鳥獣・生物多様性への影響のおそれ

西日本を中心に実施してきた高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況の把握(モニタリング)を全国規模で拡大・強化! (21年度 拡充)

希少種・重要生息地モニタリング

渡り鳥モニタリング

わが国における感染症発生の監視・早期検出の強化
海外から国内への感染ルートの解明
野生鳥獣保護管理への迅速・的確な対応

近隣諸国における
渡り鳥の感染症に
かかる情報集約
(21年度 新規)

総合的・効果的な高病原性鳥インフルエンザ対策の実施

1. 事業の概要

- わが国における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、インフルエンザウイルスの感染経路の解明が急務となっているが、渡り鳥が、発生地域からウイルスを運搬している可能性があると考えられていることから、渡り鳥の詳細な飛来経路情報が求められている。
- これまで我が国で発生した鳥インフルエンザのウイルスが中国、韓国のウイルスと系統が同じであると判明したことから、特に中国、韓国を經由する渡り鳥について飛来経路の早急な解明への要請が強まっている。
- また、平成20年春に、ハクチョウ類から高病原性鳥インフルエンザウイルスが初めて確認されたため、ハクチョウ類について詳細な渡り経路を把握することが喫緊の課題となっている。
- このため、本事業では、中国、韓国で渡り鳥（カモ類）を、また我が国では越冬しているハクチョウ類及びカモ類を、捕獲し、人工衛星追跡用送信機を装着し、位置情報を収集して、渡り経路の把握を行う。

2. 事業計画

- 平成17～19年度 衛星追跡による渡り経路の把握
- 平成20～22年度
衛星追跡による渡り経路の把握(中国・韓国からの飛来経路の重点的解明)
- 平成21～23年度
衛星追跡による渡り経路の把握（ハクチョウ類飛来経路の重点的解明）

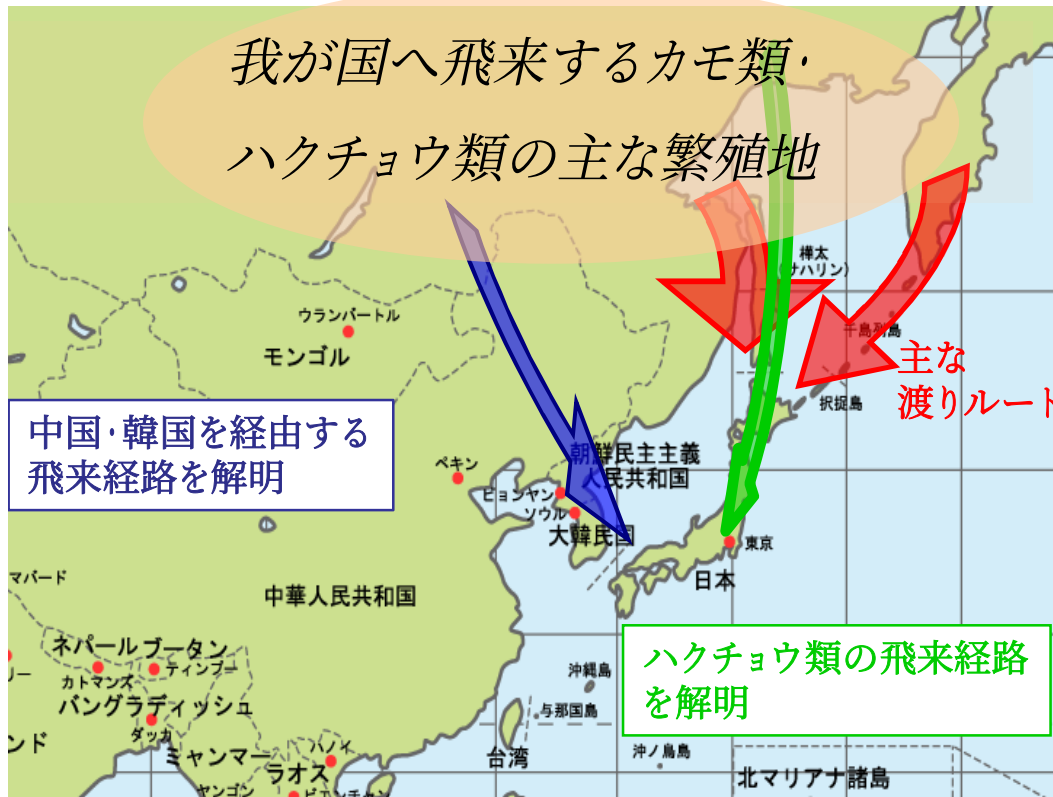
3. 施策の効果

我が国への渡り鳥の飛来経路、特に中国・韓国からの飛来経路やハクチョウ類の飛来経路を明らかにすることにより、高病原性鳥インフルエンザの感染経路の解明及び同感染症への対策の検討に資する。

4. 備考

調査費 衛星追跡による渡り経路の把握 65百万円

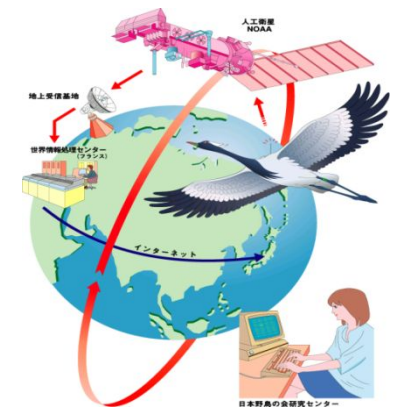
渡り鳥の飛来経路解明事業



- ★我が国に飛来する渡り鳥の飛来経路の解明への強い要請
- ★我が国で発生した鳥インフルエンザウイルスは、中国・韓国で発生したウイルスの系統と同じことが判明
- ★平成20年春にハクチョウ類から鳥インフルエンザウイルスを確認

人工衛星追跡により、中国・韓国を經由する渡り鳥及びハクチョウ類の飛来経路を重点的に解明

～高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染経路解明に寄与～



人工衛星による鳥類の移動追跡の仕組み

飼養動物の安全・健康保持推進事業

10百万円（10百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

飼養動物の特性に応じたペットフードの選定及び与え方の留意点、体調等の異常の見分け方や対処方法、食餌を通じたしつけの方法など、飼養動物の安全・健康保持に関する一般飼養者向けガイドラインを作成する。

また、ガイドラインを活用した講習会等の開催やDVD、パンフレット、ポスター等の普及資料の作成等により、広く国民に主にペットフードを通じた飼養動物の安全・健康の保持等に関する普及啓発を実施する。

2. 事業計画

	H20年度	H21年度	H22年度
ガイドライン作成			
ガイドラインの普及啓発等			

3. 施策の効果

飼養動物の安全・健康保持に関するガイドラインを作成し、ガイドライン等の普及啓発等を実施することで、飼養動物の健康・安全を確保し、人と動物が共生する社会の実現に寄与する。

ペットフード安全法の適正な運用と併せて、一般飼養者の普及啓発を行うことにより、飼養動物の健康を保護し、動物愛護の普及に資する。

4. 備考

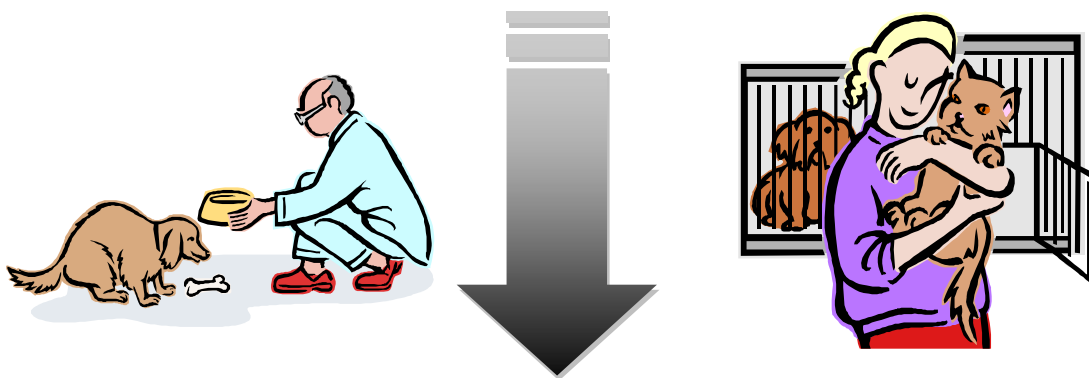
（事業費内訳）

ガイドライン等の普及・指導の実施 10百万円

飼養動物の安全・健康保持推進事業

(背景)

- 海外で有害化学物質が含まれたペットフードによる犬及びねこの死亡事例が発生したこと等を受け、平成 20 年 6 月に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立した。
- 国会における審議では、法による規制のほか、一般の飼養者に対して適切な飼料やその与え方についての普及啓発等に努め、適正飼養を推進すべきことが指摘された。



飼養動物の安全・健康保持に係る飼養者側からの対策の実施

- ◆ 一般飼養者向けガイドラインの作成（H20 年度）
（犬及びねこを主とした飼養動物の健康・安全を保持するためのペットフードの選定・あたえ方、ペットの異常の見分け方や対処方法等を示したガイドラインの作成）
- ◆ ガイドラインの普及啓発等
（ガイドラインを活用した講習会の開催や DVD、パンフレット、ポスター等の普及資料の作成等）

(新) 愛がん動物用飼料安全対策費

74百万円(0)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

平成21年の春から施行予定の「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）」の適正な運用のため、立入検査等の実施、関連機関との連携体制整備、情報収集等の安全性確保業務を行う。また、法の対象となるべきペットフードの検討や、飼養者から見たペットフードの課題の把握に資する調査研究等を実施する。

2. 事業計画

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度～
1. 安全性確保業務				
2. 調査研究等				

3. 施策の効果

ペットフード安全法に基づく立入検査等の安全性の確保に関する業務の実施により、有害なペットフードの流通の防止、及び万一の時の迅速な対応を図る。また、調査研究等により、ペットフード安全法を適正に運用する。

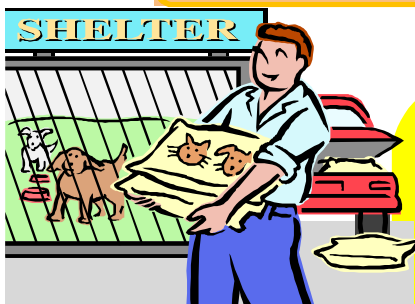
4. 備考

(事業費内訳)

ペットフードの安全性の確保に関する業務（本省）	11百万円
ペットフードの安全性の確保に関する業務（地方）	39百万円
調査研究等（本省）	24百万円

愛がん動物用飼料安全対策費

平成20年6月 ペットフード安全法成立



動物愛護の観点から、ペットフードの安全性を確保するため、

- 基準規格を定めて、製造、輸入、販売を規制
- 有害な製品の流通防止のため、適切な立入検査の実施、一般からの迅速な情報収集の体制整備
- 有害物質等の科学的知見の収集
- 飼養者側からのペットフードの課題の把握等の取組が必要。



本省

(安全性確保業務)

- ◆ 獣医師会や愛護団体等の関連団体や関係省庁との連携体制整備、安全対策マニュアル作成、立入検査等実施

(調査研究等)

- ◆ 対象とするペットフードの拡大検討調査
- ◆ 飼養者から見たペットフードの課題調査

地方環境事務所

(安全性確保業務)

- ◆ 立入検査・報告徴収等実施
- ◆ 地方農政局、自治体、関連団体等との連携体制整備
- ◆ ペットフードの安全性に関する情報収集・情報提供

(新) マイクロチップ普及推進モデル事業

26百万円 (0)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

動物愛護管理法では、犬ねこ等を含む飼養動物については、所有者の明示措置に係る努力規定が設けられているが、迷子、災害、事故によって、毎年多くの犬やねこ等のペットが保護され飼い主が見つからないままとなっている。

このため犬ねこを中心にした飼養動物全般へのマイクロチップ（個体識別措置）のさらなる普及に向け、マイクロチップを義務化した先進的な条例を調査するとともに、全国数ヶ所を対象にマイクロチップ埋込促進のモデル施行事業を実施する。

これらの効果を検証した上で、制度検討や一層の普及啓発を行う。

2. 事業計画

調査等	H21年度	H22年度	H23年度
条例先進地域調査			
モデル試行事業			
普及啓発・制度検討			

3. 施策の効果

犬ねこへのマイクロチップの定着により、迷い犬・ねこ減少、飼い主の飼養の意識向上、自治体への引取り依頼減少、殺処分減少といった効果が期待できる。

4. 備考

(事業費内訳)

条例先進地域調査	4百万円
モデル試行事業	22百万円

(平成18～20年度)
動物個体識別措置推進事業(マイクロチップの技術研修、技術マニュアル策定等)

技術はある程度確立したが、普及率は現在約0.5%。全国でのマイクロチップ定着のためには、さらなる普及啓発と制度検討が必要。



マイクロチップ普及推進モデル事業

平成21年度

- 条例先進地域調査
マイクロチップを義務化した条例の制度制定経緯及び効果検証調査



平成21～22年度

- モデル試行事業
(全国数ヶ所)
一定地域でのマイクロチップ促進のため自治体、獣医師会、愛護団体等と連携
- (1) 趣旨説明会
- (2) モデル試行事業
- (3) 効果検証



平成23年度

- 普及啓発
- 制度検討

マイクロチップの全国各地での定着

(迷い犬・ねこ減少、飼い主の飼養の意識向上、自治体への引取り依頼減少、殺処分減少へ)

(新) 動物収容・譲渡対策施設整備費補助 100百万円 (0)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

都道府県、政令市等が所有者から引取り依頼等された犬及びねこについては、各自治体の動物愛護センター等の収容施設に収容され、譲渡される機会を待っており、動物愛護の観点から収容施設の拡充・改善が必要である。

また、犬及びねこの引取り数及び殺処分数を半減させるためには、収容前の普及活動を推進するとともに、収容された犬及びねこについて、家庭動物としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要なことから、自治体における動物の収容・譲渡のための施設整備に対する支援(補助)を行う。

2. 事業計画

内容等	H21	H22	H23	～H29	備 考
動物収容・譲渡施設の整備補助					動物愛護基本指針の目標期間内で、全国モデル的に補助する。

3. 施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく「動物愛護基本指針」(平成18年10月31日環境省告示第140号)では、犬ねこの殺処分数の半減を目標に掲げており、その達成に寄与する。

4. 備考

(事業費内訳)

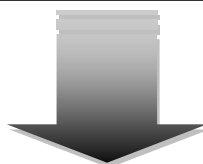
動物収容・譲渡施設の新・改築 100百万円
(補助率 1/2)

- { ① 保管施設の新築・改築・改修
② 譲渡のための専用スペースの設置(改修を含む)

動物収容・譲渡対策施設整備費補助

(背景)

- 近年、国民の家庭動物等飼養に対する関心が高まっている。
- 動物愛護管理法に基づく「基本指針」では、平成29年度までに、犬及びねこの殺処分数の半減を目標に掲げている。
- 平成29年度までに、犬及びねこの引取り数及び殺処分数を大幅に減少させるためには、家庭動物等としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要である。
- 現在ある自治体の収容施設のうち、多くが老朽施設であり、保管場所についても狭隘な場合が多い。



動物収容・譲渡施設の新・改築

◆ 保管施設の新築・改築・改修

動物保護の観点から十分な保管
スペース、電気・給排水設備、
冷暖房設備等



◆ 譲渡のための専用スペースの 設置（改修を含む）

譲渡希望者等とのふれあいの場、
適正譲渡講習会等実施会場



自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

- 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」では、締約国がその領域内にある重要な湿地を条約湿地として登録し保全を図ることを求めている。我が国で現在33箇所を条約湿地として登録しているところ。
- 「第3次生物多様性国家戦略」（平成19年閣議決定）では、「第11回締約国会議（2011年）までに国内の条約湿地を新たに10箇所増やすこと」を目標に掲げており、引き続き登録を推進する方針である。
- これまでは、登録要件の1つである保護区指定が既に済んでいる湿地を対象に候補地を選定し登録を進めてきたが、今後は保護区が指定されていない湿地も対象に全国的な見地から価値の高い湿地を検討することが求められている。また、条約湿地の基準に新たな要素が追加されるなど、新たな評価軸が加わったことから、これに対応する候補地を科学的見地から選定することが求められている。
- このため、本事業では、新たな評価軸に対応する具体的な選定基準を定め、保護区が指定されていない湿地も対象に含めて国内湿地の情報収集を行い、新たな評価軸に対応する湿地を含めて条約湿地の新規候補地を選定する。

2. 事業計画

- 平成21～22年度
現地調査等知見収集、検討会実施

3. 施策の効果

国内の重要な湿地をレビューし、ラムサール条約湿地の新規候補地を選定することにより、第3次生物多様性国家戦略目標に掲げている、条約湿地の新規登録の推進に資する。

4. 備考

調査費 条約湿地選定に向けた国内湿地現調査及び検討 12百万円

ラムサール条約湿地の登録促進調査事業

背景

○第3次生物多様性国家戦略（目標）

平成23年までに新たに10箇所を条約湿地として登録する

○新たな評価軸の登場

国際的な新基準

湿地に依存する動物種

個体数1%基準



水田決議

水田価値の評価



= これまで対象として
こなかった湿地タイプ

+ これまで対象として
こなかった湿地
(保護区未指定の湿地)

本事業

検討会

新たな評価軸に対応する
候補地**選定基準の整理**

ラムサール条約湿地
新規候補地の選定

国内湿地の現状把握調査

全国の湿地を対象

- 既存知見レビュー
- 現地調査による情報収集
(候補地、条約湿地)

第11回ラムサール条約締約国会議（平成23年開催予定）において条約湿地登録

リデュース・リユースを重視した３Ｒ強化・促進プログラム推進事業 ２０百万円（２０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

１．事業の概要

第１次循環基本計画に基づく取組は、指標の順調な推移等に見られるように一定の成果をあげており、関係主体の努力により循環型社会の形成が推進されてきている。

一方、第１次循環基本計画点検時の中環審における指摘や第２次循環基本計画に掲げる課題においても、発生抑制（リデュース）や循環資源の再使用（リユース）の取組をさらに強化する必要性が指摘されている。

これらの社会的要請も踏まえ、循環型社会形成推進基本法（以下、「循環基本法」という。）に定められている、３Ｒの取組で優先順位が高いリデュース、リユースを重視した取組を一層強化・促進することで、循環型社会形成の加速を図る。

２．事業計画

消費者にリデュースやリユース品の利用に当たっての環境負荷削減効果の情報を提供するため、製造業者や小売業者等関係者と連携しつつ、製品の各段階における環境負荷の試算（Life Cycle Assessment：以下、LCA）を行う。さらに、リデュースの取組や使用可能なリユース品の実態把握、ユーザーの意識調査を実施する。

また、業種や業態別に抱える背景及び普及の障害となっている課題を明らかにし、３Ｒを促進する国民運動の推進のために必要な施策について検討を行う。

３．施策の効果

リデュース、リユースを重視した３Ｒの取組に関して環境負荷や実態等を調査し、その情報を消費者に提供することにより、消費者のリデュース、リユースの取組が促進される。さらに、普及を促進するための社会システム面からの検討を行うことで、循環型社会形成の加速がなされる。

４．備考

調査費

（内訳）LCA調査

８百万円

ユーザーの意識・実態調査

１３百万円

循環型社会形成の加速 ～リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム推進事業～

【目的】

第1次循環基本計画に基づく取組は、指標の順調な推移等に見られるように一定の成果をあげており、関係主体の努力により循環型社会の形成が推進されてきている。

一方、第1次循環基本計画点検時の中環審における指摘や第2次循環基本計画に掲げる課題においても、発生抑制や循環資源の再使用の取組をさらに強化する必要性が指摘されている。

これらの社会的要請も踏まえ、循環型社会形成推進基本法（以下、「循環基本法」という。）に定められている、3Rの取組で優先順位が高いリデュース、リユースを重視した取組を一層強化・促進することで、循環型社会形成の加速を図る。

【手法】

リデュース、リユースを重視した3Rの取組を強化・促進するために、以下の施策を行う。

・環境負荷の調査や実態把握

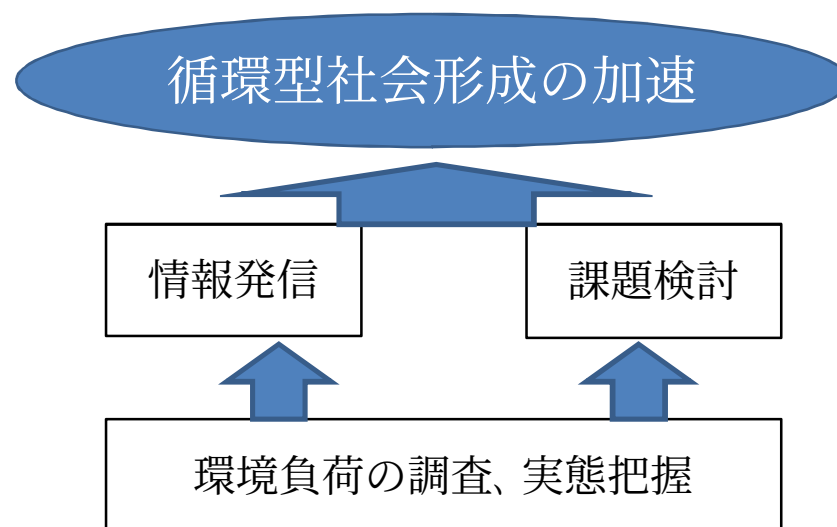
製造業者や小売業者等関係者と連携しつつ、製品の各段階における環境負荷の試算（Life Cycle Assessment：以下、LCA）、リデュースの取組や使用可能なリユース品の実態把握、ユーザーの意識調査を実施する。

・情報の発信

調査や実態把握を踏まえRe-Style Webによる情報発信等を実施する。

・普及のための課題検討

業種・業態別に抱える背景及び普及の障害となっている課題を明らかにし、3Rを促進する国民運動の推進のために必要な施策について、製造業者や小売業者等関係者と連携しつつ、検討を行う。



廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

本事業は、国・自治体・事業者、国民の各主体が連携・協働して普及啓発効果を最大限に発揮するため、各種関連施策を集中化して、効率的且つ総合的な推進を図る。加えて、G 8 環境大臣会合で合意された「3 R 神戸行動計画」に基づく、中国、韓国と連携・協働したレジ袋削減に取り組み、容器包装廃棄物の 3 R 施策を世界的に推進することを目的とする。

2. 事業計画

①容器包装廃棄物の 3 R 促進に係る表彰事業(平成18年度～)

- ・事業者、N P O、市民団体及び地方公共団体等における容器包装廃棄物の 3 R 推進活動の奨励及び普及の促進
- ・優良マイバッグの表彰や応募作品の地方自治体等への貸出、地方自治体との共催事業等を通じた容器包装廃棄物のリデュースの促進

②地域における容器包装廃棄物の 3 R 推進モデル事業(平成18年度～)

- ・先進的で優れた 3 R 施策の効果実証と全国展開の促進
- ・簡易包装商品や詰替型商品の普及促進方策の検討

③容器包装廃棄物排出抑制推進員(3 R 推進マイスター) 活動促進事業(平成19年度～)

- ・3 R 推進マイスターを活用した普及啓発事業、マイスターの活動支援事業

④レジ袋削減の全国展開(平成21年度～)

- ・日本、中国、韓国の 3 国で連携・協働し、レジ袋削減の取組を展開
- ・「レジ袋削減推進アジア大会」を開催、世界への情報発信・情報共有の促進
- ・各主体と連携と協働し、消費者主体のレジ袋削減の取組の全国的展開の推進

3. 施策の効果

- 容器包装廃棄物の 3 R の促進、特に容器包装自体の軽量化や簡易包装の普及促進により、一般廃棄物の排出量の減少が期待される。
- 各種の表彰制度、3 R 推進マイスターによる普及啓発等を通じ、国民の 3 R 意識の高まり、環境教育としてのこどもの意識改革が期待される。
- 中国・韓国等アジア諸国と協働した 3 R の推進及び世界への情報発信、レジ袋削減活動が全国的な国民活動として定着することが期待される。

4. 備考

容器包装に係る 3 R 推進事業費 82 百万円

(目) 環境保全調査費

(内訳)

- | | |
|--|--------|
| ① 容器包装廃棄物の 3 R 促進に係る表彰制度 | 13 百万円 |
| ② 地域における容器包装廃棄物の 3 R 推進モデル事業 | 27 百万円 |
| ③ 容器包装廃棄物排出抑制推進員 (3 R 推進マイスター)
活動促進事業 | 20 百万円 |
| ④ レジ袋削減の全国展開 | 23 百万円 |

資源の有効利用

環境負荷の低減

リデュース・リユースが進んでいない

最終処分場がひっ迫

容器包装リサイクル制度

法改正

基本的
方向

- ①循環基本法における3R推進の基本原則にのっとった循環型社会構築の推進
- ②社会全体のコストの効率化
- ③国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

目標

Reduce

Reuse

Recycle

簡易包装
の推進

マイバッグ
の推進

レジ袋削
減の推進

意識の
変革

リターナブル
容器の推進

普及啓発

ただ乗り
防止

等々

ツール

モデル事業

表彰事業

国民運動

自主協定

推進員制度

等々

各主体の連携・共働による容器包装廃棄物の3Rの推進

(新) 電気電子機器のリユース・リペア推進事業費

16百万円 (0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

電気電子機器の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関して、製品の適正な継続使用の促進を通じた廃棄物の減量化については、より一層の促進が必要である。

本事業は、電気電子機器の適正なリユースの促進に向け、リユース取扱の高度化及び製品のリペアを通じたリユース促進事業を展開するものである。

2. 事業計画

① 電気電子機器の適正なリユース促進事業

- ・使用可能なリユース品に関する実態調査
- ・家電リユースに関する意識調査
- ・リユース品情報に関するモデル事業
- ・省エネ型製品リユース推進事業

② 電気電子機器のリペア促進事業

- ・家電小売店による修理相談モデル事業
- ・電気電子機器リペアマイスター（仮称）の認定・普及啓発

3. 施策の効果

- ① リユース取扱の高度化及びリペアを通じた廃棄物のリデュース及びリユースが促進される。
- ② 循環型社会構築に向けた優良なリユース業者の育成が期待される。
- ③ 地域内における家電小売店の「町医者」的機能の拡充や、商店街をはじめとする地域の活性化が期待される。

4. 備考

電気電子機器のリユース・リペア推進事業 16百万円

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

- | | |
|----------------------|-------|
| ① 電気電子機器の適正なリユース促進事業 | 6百万円 |
| ② 電気電子機器のリペア促進事業 | 10百万円 |

電気電子機器のリデュース・リペア推進事業

これまでの課題

- 家電リサイクル法に基づくリサイクルは一定程度進展
⇔リデュース・リユースに向けた効果的な施策が十分実施されておらず
- 多くの家電小売店が「家電製品エンジニア」等のリペアに関する資格を保有
⇔資格に裏打ちされたリペア技術が地域内で十分活用されておらず

施策の概要

➤「繰り返し、使う。」推進運動

- ・小売業者及び製造業者等と連携し、まだ使用可能なリユース品に関する実態を調査
- ・一般消費者及びリユース品ユーザーを対象に、リユースに関する意識を調査
- ・故障情報の整備やリユース品に係る情報提供を通じ、リユース品の透明性を確保するためのモデル事業を実施

➤「直して、使う。」推進事業

- ・自治体と域内の家電小売店が連携し、修理相談を整備するとともに、修理に係る初期診断等を実施
- ・市町村が電気電子機器リペアマイスター（仮称）を認定し、広報等で周知することにより、認定小売店が地域内において存在感を発揮

電気電子機器廃棄物のリデュース・リユースの促進
地域内における家電小売店の『町医者』的機能の拡充

(新) 循環資源定量的実態把握強化調査費

10百万円 (0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）については、資源価格の高騰を反映した輸出の増加、多様化に伴う処理の困難化、不適正な処理による環境負荷の増大、循環的な利用後もなお残るものによる最終処分場の残余容量のひっ迫等様々な局面でさらに解決すべき課題が存在する。このため、これまでの第1次循環基本計画のフォローアップや第2次循環基本計画の検討等において不足していた、循環資源の種類や業種に応じた発生量、循環利用量等の状況や、速報化に資する把握手法の検討を行い、循環資源の国内外における定量情報を強化・拡充する。これにより、潜在的な循環利用の可能性を発掘し、より効率的な循環利用を促進する。

2. 事業計画

(1) 循環資源の情報把握手法調査

産業界を交え、廃棄物情報の専門家や廃棄物関係業界等よりヒアリングを行い、循環資源の種類に応じた発生量とその循環的な利用及び処分の状況に加え、将来の見通し、循環資源の素材・組成・設計等の技術データ、循環資源の利用・処分に伴う環境影響等について、正確な情報を迅速に把握できる手法の検討を行う。

(2) 廃棄物等の情報整備事業

得られた手法に基づき、廃棄物等の定量的な情報を整備し、的確な分析を行うことで、最終処分場の残余年数の将来予測や廃棄物等の発生抑制方策の検討等に活用する。さらに、循環資源の流れや環境負荷の分析により、最適な地域循環圏の規模の検討や低炭素社会、自然共生社会に向けた取組との統合に活用する。

3. 施策の効果

副産物の統計把握や業種別の産業廃棄物の統計をより正確に捕捉・理解することが可能となる。この結果、循環資源の循環的な利用をさらに進めべき業種の抽出や、積極的に廃棄物の発生抑制等に取り組んできた業種・そうでない業種の評価等が可能となる。

また、かねてより中央環境審議会循環型社会計画部会にて指摘されていた指標の速報化には、循環資源に関する情報の強化が不可欠であり、この指摘に十分に応える成果を得ることができる。

4. 備考

調査費

(内訳) 循環資源定量的実態把握強化調査

10百万円

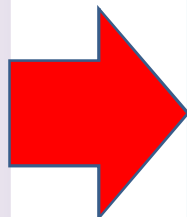
循環資源に関する定量的な実態把握の強化

課題

- 1 循環資源の質的側面（発生状況、循環利用の実態、環境負荷、技術データ等）に着目した情報の不足
- 2 非廃棄物循環資源（副産物等有価物）に関する情報の不足
- 3 政府統計と民間公表の数字の乖離の拡大（実態把握が難しい分野の存在）

手段

- 1 検討会を開催し、産業界を交えた、廃棄物情報の専門家や関係業界からヒアリング
- 2 循環資源の発生量、循環的な利用及び処分の状況、将来見通し、循環資源の技術データ、環境影響等の把握
- 3 地域、個別品目、物量単位でのフローの把握、再使用・再生利用する循環資源の価値や用途等の把握



期待される成果

1 循環資源情報の質的拡充

副産物の統計把握や業種別の産業廃棄物統計のより正確な捕捉・理解
→
循環的利用をさらに進めるべき業種の抽出や、積極的に廃棄物の発生抑制等に取り組んできた業種・そうでない業種の評価等が可能に

取組が遅れている分野への施策の重点化等、より効率的・効果的でメリハリの効いた廃棄物・リサイクル政策の構築

2 循環資源情報の整備

廃棄物等の地域間移動・環境負荷等の定量情報の整備、的確な分析の実施
→

・最終処分場の残余年数の将来予測や廃棄物等の発生抑制方策の検討等に活用

・最適な地域循環圏の規模の検討や低炭素社会、自然共生社会に向けた取組との統合に活用

3 指標の速報化と広域移動の実態把握

(新) 第2次循環基本計画物質フロー指標分析高度化調査

50百万円 (0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

本年3月に閣議決定された第2次循環型社会推進基本計画（以下、「循環計画」という。）は、内容を大幅に拡充しており、主要なポイントだけでも、

- ①循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合
- ②地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
- ③数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入
- ④国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割などが挙げられる。

第2次循環計画におけるこれらの重点課題について、計画期間内（概ね5年間）に確実に成果を上げられるよう、計画期間の2年目である平成21年度に徹底的に重点課題に関する調査・検討を行い、平成22年度以降の施策に結びつけていく必要がある。

また、国際的な資源制約の高まりや地球温暖化等の地球環境問題は、廃棄物等からの更なる効率的・効果的な資源回収を実現する高次元の循環型社会への移行を要請している。こうした状況において、より質の高い循環的な利用（資源回収率が高く、再生利用に要するエネルギー投入量や発生残渣といった環境負荷が少ないもの）を行うため、その潜在的可能性を把握する必要があり、そのための情報収集、分析、専門家による検討を徹底的に行う。これにより、3Rを行う社会的便益を明らかにし広く国民に情報提供することにより、3R施策に対する国民の信頼の確保にもつなげる。

さらに、G8神戸3R行動計画や資源生産性に関するOECD理事会勧告において、資源生産性の向上及び目標設定が位置付けられた。G8やOECDの場で3Rの議論をリードしてきた我が国は、資源生産性を始めとする物質フロー指標に関する調査研究を一層推進し、引き続き大きな貢献を果たしていく。

2. 事業計画

循環型社会形成のための指標及び数値目標に関して総合調査を実施する。

- ①低炭素社会への取組との連携指標（補助指標）、②隠れたフロー・関与物質総量（TMR）、③産業分野別の資源生産性、④一次資源等価換算重量、⑤環境効率と資源生産性、⑥再使用量、⑦個別品目ごとの物質フロー、⑧共通の計算方法による3Rに関する指標（今後の検討課題）等

3. 施策の効果

- ・循環型社会への取組の進捗状況を定量的・定性的に確実に把握。
- ・循環資源の循環的利用をさらに進めるべき対象の抽出や、既に3R等に取り組んできた主体の正当な評価
- ・国民に対して循環型社会の形成・3Rの推進による効果を示すための科学的、客観的な実証。
- ・我が国の3Rの取組成果を国際的に発信し、世界における循環型社会形成への寄与。

4. 備考

調査費

(内訳) 第2次循環基本計画物質フロー指標分析高度化調査

50百万円

第2次循環基本計画物質フロー指標分析高度化調査

第2次循環基本計画で加わった新たな物質フロー指標

2 目標を設定する補助指標

- (1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性
- (2) 低炭素社会への取組との連携
 - ① 廃棄物分野の排出削減対策による削減量
 - ② 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量及び廃棄物発電等により代替される化石燃料由来の温室効果ガス排出量 (計測)

3 推移をモニターする指標

- (1) 化石系資源に関する資源生産性
- (2) バイオマス系資源投入率
- (3) 隠れたフロー・TMR (関与物質総量)
(推計例: 金属系資源輸入量の約21倍)
- (4) 国際資源循環を踏まえた指標
- (5) 産業分野別の資源生産性

4 今後の検討課題

環境影響負荷の算出に係る各国のインベントリ整備や国際的に共有しうる換算係数の設定など、今後の検討課題として明記

第2次循環基本計画物質フロー指標分析高度化調査

(1) 3Rによる天然資源消費抑制効果・環境負荷低減効果について

→わかりやすく示すバックデータを整備。

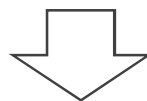
透明で信頼性の高い資源循環に対する理解・納得を促し、循環型社会の形成・更なる3R国民運動の展開を図る。

(2) 資源生産性と環境効率

循環的利用をさらに進めるべき対象の把握、より高次の3Rの展開等が可能となる。

(3) 隠れたフロー・関与物質総量 (TMR)

最新の国際的な知見を集積するとともに、算定手法の精緻化を図る。



国際的な議論への貢献にもつなげる。

(新) 使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費	123百万円 (0百万円)
---	----------------

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

我が国における小型・高性能な電気電子機器へのレアメタル等の希少資源使用量は多く、使用済製品を鉱石に見立てて「人工鉱床」又は「都市鉱山」と呼ばれるなど、その規模は相当なものであるとされている。

一方で、製品中でレアメタルと有害物質が同時に利用されることも多く、レアメタル回収に当たっては有害物質の適正処理の検討も必要である。

本事業では、平成20年5月に総合科学技術会議において取りまとめられた「革新的技術戦略」を踏まえ、我が国に眠る使用済電気電子機器に含まれるレアメタル等希少資源のリサイクル及び適正処理の検討に着手する。

2. 事業計画

① 消費者からの使用済小型電気電子機器回収方策の開発・実証

- ・モデル回収事業
- ・回収効率等の検証
- ・回収物の資源性・有害性評価

② レアメタルリサイクル・有害物質処理システムに係る評価・検討

- ・レアメタルリサイクル・有害物質処理技術開発・実証における資源性・有害性評価
- ・レアメタルリサイクル・有害物質処理システム評価検討会議の開催

3. 施策の効果

① 地方公共団体における小型電気電子機器の回収モデル事業を通じた、小型電気電子機器の回収方策が検証される。

② 小型電気電子機器の回収、中間処理、レアメタルリサイクル、有害物質処理、残渣処理に関する技術開発・実証における資源性・有害性の評価が行われる。

③ 上記回収方策の検討、資源性・有害性の評価を通じた、小型電気電子機器のレアメタルリサイクル・有害物質処理システムの検討及び推進が図られる。

4. 備考

使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業 123百万円

(目) 環境保全調査費 (民間事業者に対する請負事業により実施予定)

(内訳)

① 消費者からの使用済小型電気電子機器回収方策の開発・実証

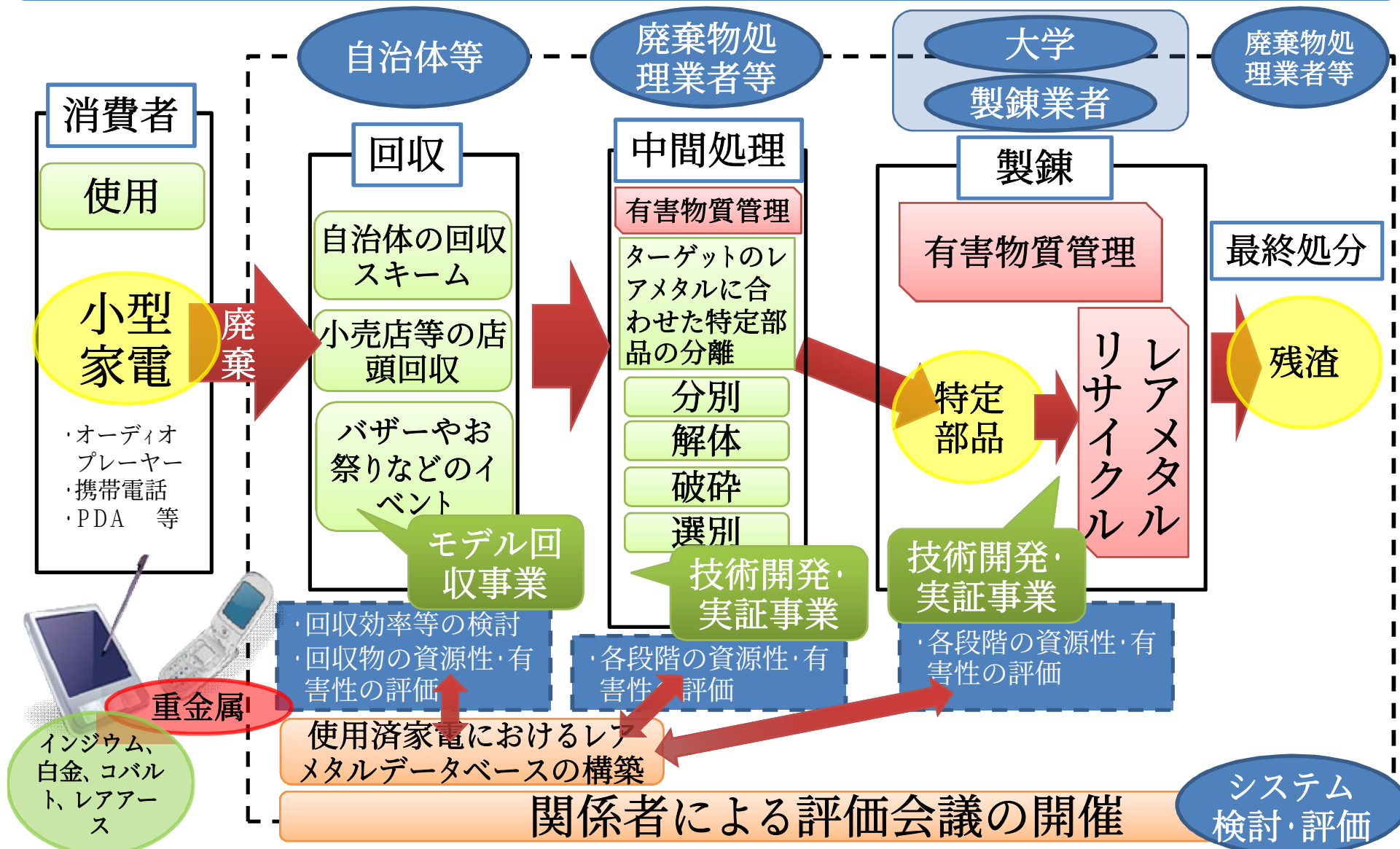
76百万円

② レアメタルリサイクル・有害物質処理システムに係る評価・検討

48百万円

使用済電気電子機器の有害物質適正処理及び レアメタルリサイクル推進事業

使用済小型家電の回収からリサイクル・最終処分についてモデル回収事業や技術開発・実証事業の実施・評価を行い、使用済小型家電のレアメタルリサイクル及び有害物質管理に関する社会システムを検討



使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進等調査費

38百万円（ 10百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、平成22年2月に附則に定められた見直しの時期を迎えることとなる。

本事業は、自動車リサイクル制度の見直しに必要となる現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方策を検討し、制度改正等の追加的施策を講じるため、自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討、使用済自動車の不適正処理対策の検討を実施するものである。

2. 事業計画

① 自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討調査

（平成21年度～）

- ・ライフサイクル分析等を用いた、自動車リサイクルシステムにおける未利用資源の賦存量の把握及び未利用資源の再資源化手法の検討
- ・フロン類回収業者におけるフロン類の適正回収量の目安の検討
- ・使用済自動車からのレアメタル回収の実施可能性の検討

② 使用済自動車の不適正処理対策検討調査（平成21年度～）

不適正処理行為の形態や動機付けを調査し、当該行為を制度的に防止する方策を検討するもの。

3. 施策の効果

現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方策を検討することにより、必要な制度改正等の追加的な施策を講じることができる。

4. 備考

使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査費 38百万円

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

- | | |
|----------------------------|-------|
| ①自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討調査 | 30百万円 |
| ②使用済自動車の不適正処理対策検討調査 | 8百万円 |

自動車リサイクル法の見直し検討

使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査費 38百万円（10百万円）

背景

自動車リサイクル法は、現在、施行後3年半が経過し、附則に定められた見直しの時期を迎えたことから、本年7月より中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において見直しの検討を行っている。



自動車リサイクル法の課題

現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方策を検討し、制度改正等の追加的施策を講じる必要がある。

- ・資源性（レアメタル、貴金属、ベースメタル）・有害性（水銀、難燃材等）に着目した自動車リサイクルの水準高度化への対応
- ・不法解体・不正輸出への対応（小樽港（H19）、新潟港（H18）、名古屋港（H19）において事案発生）等



事業内容

- 1 自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討調査
 - ①自動車リサイクルシステムにおける未利用資源賦存量調査 11,765千円
 - ②フロン類回収業者における回収実態調査 6,644千円
 - ③自動車部品中のレアメタル回収モデル調査 11,923千円
- 2 使用済自動車の不適正処理対策検討調査 8,110千円

市町村の3R化改革加速化支援事業

36百万円（15百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

- (1) 「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下「3つのガイドライン」という。）の充実・強化
- (2) 市町村による一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の策定を支援するための財務書類作成支援ツール及びマニュアルの改定
- (3) 市町村による3R優良取組事例の収集・整理及び表彰の実施

2. 事業計画

平成21年度	財務書類作成支援ツール及びマニュアルの改定 市町村による3R優良取組事例の収集・整理及び表彰の実施
平成22年度	3つのガイドラインの活用状況の把握及び課題の整理 市町村による3R優良取組事例の収集・整理及び表彰の実施
平成23年度	3つのガイドラインの充実・強化 市町村による3R優良取組事例の収集・整理及び表彰の実施

3. 施策の効果

市町村の一般廃棄物処理事業が循環型社会の形成だけでなく、地球温暖化防止、経済性、公共サービスなど多角的な観点からみて社会経済的に効率的な事業となること。

4. 備考

調査費

（内訳）財務書類作成支援ツール及びマニュアルの改定

25百万円

市町村による3R優良取組事例の収集・整理及び優秀な取組に対する表彰の実施

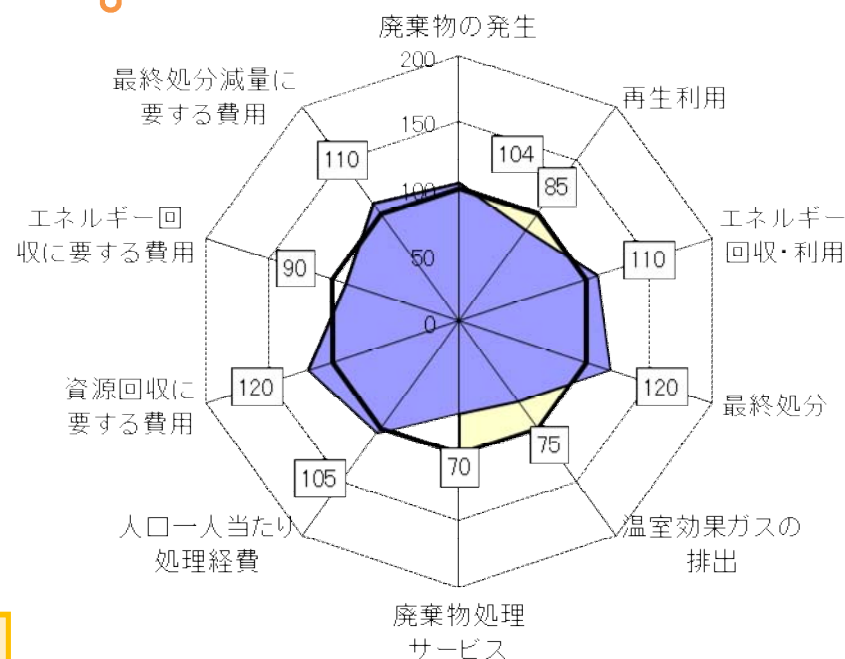
11百万円

市町村の3R化改革加速化支援事業

3つのガイドライン（平成19年6月策定）

市町村の3Rの取組

ごみ有料化による減量化
廃棄物発電によるエネルギー回収 等



今後の課題

3つのガイドラインの充実・強化



- ・財務書類作成支援ツール、マニュアルの改定
- ・市町村の活用状況を踏まえたガイドラインの充実・強化

市町村の3R化改革への支援

市町村の取組の底上げ



優良取組
事例の収集

市町村間の競争促進



優良市町村
に対する表彰

容器包装 3 R 高度化等推進事業

206 百万円(83 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

本事業は、現行の容器包装リサイクルシステムの高度化を図るとともに、リユース促進等新たなシステムについて検討を行い、また法施行に必要な実態調査等を行うもの。

2. 事業計画

- ①容器包装リサイクルシステム透明化のための制度検討（新規）
 - ・容器包装廃棄物再商品化製品の利用の透明性向上検討、容器包装廃棄物再商品化製品・利用製品の活用に向けた実態調査
- ②市町村による分別収集の高度化に係る調査及び分別収集・選別保管に係る市町村コストの実態調査(平成18年度～)
- ③プラスチック製容器包装リサイクル高度化推進調査(平成20年度～)
 - ・市場で流通しているプラスチック製容器包装の実態調査、きめの細かい分別収集、再商品化に伴う残さの有効利用に向けた実証調査等
- ④ペットボトルを始めとした容器包装のリユース促進に係る検討調査(新規)
 - ・ペットボトル等の飲料容器のリユースについて、実証実験の実施を含めた検討
- ⑤その他、容リ法施行に必要なリデュースの取組や廃ペットボトルの輸出等市町村の独自処理に関する実態調査、環境負荷等分析調査等

3. 施策の効果

- 消費者が分別排出した容器包装廃棄物がどのようにリサイクルされたか実感できるシステムを構築する。
- 分別収集、再商品化それぞれの段階で質の向上が図られる。
- 効果的な排出抑制策やリターナブル容器の普及を図ることで、廃容器包装の発生抑制が期待される。

4. 備考

容器包装 3 R 高度化等推進事業 206百万円

(目) 環境保全調査費

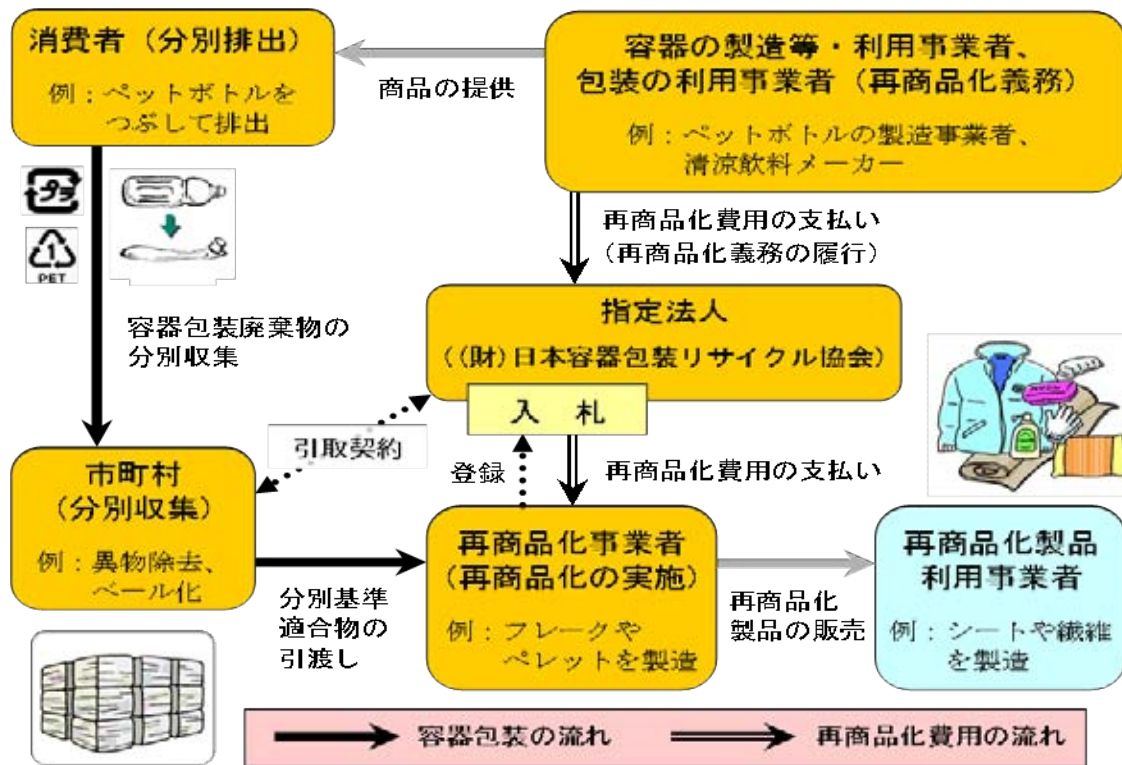
(内訳)

①	容器包装リサイクルシステム透明化のための制度検討	35百万円
②	市町村による分別収集の高度化に係る調査及び 分別収集・選別保管に係る市町村コストの実態調査	16百万円
③	プラスチック製容器包装リサイクル高度化推進調査	40百万円
④	ペットボトルを始めとした容器包装の リユース促進に係る検討調査	45百万円
⑤	リデュースの取組に係る実態調査	10百万円
⑥	容器包装に類似した大量消費・大量廃棄型製品の排出 実態調査	16百万円
⑦	廃ペットボトルの輸出等市町村の 独自処理に関する排出実態調査	5百万円
⑧	容器包装廃棄物排出実態調査及び組成分析調査	19百万円
⑨	リユース・リサイクルに伴う環境負荷等分析調査	20百万円

容器包装3R高度化等推進事業費

- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制及び質の高い分別収集・再商品化の推進
- ・ 再資源化の流れの透明性の向上等による消費者の信頼性の更なる向上

容器包装リサイクル法の仕組み



ペットボトル等の容器包装のリユース促進に係る検討

各種調査

- ・ リデュース実態調査
- ・ 廃ペットボトルの市町村の独自処理に関する実態調査
- ・ 容器包装廃棄物排出実態調査及び組成分析調査
- ・ リユース・リサイクルに伴う環境負荷等分析調査

プラスチック製容器包装リサイクルの高度化

リサイクルシステムの透明化

分別収集の高度化

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、今後、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を同法の対象品目に追加するなど必要な政省令等を整備することとしている。

また、2011年のアナログ放送停波に伴い、ブラウン管テレビの大量排出が見込まれている。

そこで、本事業は、リサイクル技術の確立していない追加品目のリサイクルの促進を行うとともに、ブラウン管テレビの円滑な廃棄・リサイクルに向けた技術評価や調査等を実施するものである。

2. 事業計画

- ① 家電リサイクル法の施行状況の正確な把握及び円滑な施行のための施行状況調査等事業（平成19年度～）
 - ・ 2011年のアナログ放送停波へ向けたブラウン管テレビの円滑な廃棄・リサイクルの促進
 - ・ 追加品目（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）のリサイクルの促進
 - ・ 使用済家電の効率的な収集運搬システム構築に係る検討
 - ・ 対象品目の追加に関する普及・啓発事業
- ② 使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進（新規）
 - ・ 使用済家電の全体的なフローに係る実態調査
 - ・ 使用済家電のトレーサビリティ確保に係る検討
 - ・ 家電リサイクルによる再生資源の利用先の透明化に係る調査
- ③ 家電リサイクルの在り方検討（新規）

3. 施策の効果

- ① 家電リサイクル法の施行状況の正確な把握及び品目の追加等を踏まえた円滑な施行が期待できる。
- ② 使用済家電の適正な流通が確保される。
- ③ 我が国における将来の家電リサイクル制度の在り方が抽出される。

4. 備考

家電リサイクル推進事業 65百万円

（目）職員旅費

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

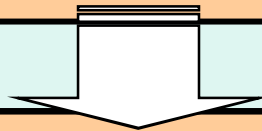
- | | |
|---|-------|
| ① 家電リサイクル法の施行状況の正確な把握及び円滑な施行のための施行状況調査等事業 | 29百万円 |
| ② 使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進 | 18百万円 |
| ③ 家電リサイクルの在り方検討 | 18百万円 |

家電リサイクル推進事業費

65百万円（52百万円）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、今後、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を同法の対象品目に追加するなど必要な政省令等を整備することとしている。

また、2011年のアナログ放送停波に伴い、ブラウン管テレビの大量排出が見込まれている。



リサイクル技術の確立していない追加品目のリサイクルの促進を行うとともに、ブラウン管テレビの円滑な廃棄・リサイクルに向けた技術評価や調査等を実施

事業計画

- ① 家電リサイクル法の施行状況の正確な把握及び円滑な施行のための施行状況調査等事業
- ② 使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進（新規）
- ③ 家電リサイクルの在り方検討（新規）

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

平成19年12月に改正食品リサイクル法が施行され、食品関連事業者の一部（多量排出事業者）に定期報告義務を課す指導監督の強化などが行われ、平成21年6月までに最初の定期報告が行われることとなっている。

この定期報告のデータを分析し課題等を抽出し今後の対応を検討するとともに、省令において発生抑制の数値目標を規定する必要がある。

また、食品廃棄物の発生は消費行動に左右されることから、食品関連事業者の取組促進と併せて消費者の発生抑制への意識向上を促す国民運動を展開する。

2. 事業計画

①定期報告のデータを分析し課題等の整理を行い、発生抑制の数値目標設定のためのデータ整理等を行う。

②専門家及び関係者からなる検討会を設置し、食品廃棄物の発生抑制を促進するため、食品関連事業者及び消費者へ以下の調査等を実施し、実態の把握、分析、検討を行い効果的な発生抑制手法の選定、普及啓発方法の企画等を検討する。

- ・製造から販売までのサプライチェーンを通じた食品廃棄物の発生状況と要因について

- ・小売事業者、外食産業における食品廃棄物の発生要因となる消費者行動について

- ・食品関連事業者の主体別の発生抑制対策を類型化し、その低減効果について

- ・コンビニ業界における発生抑制対策を協力店舗でモデル実施し、その発生抑制効果の定量的分析について

- ・消費者向けの発生抑制手法、普及啓発方法について

③リサイクルループ形成促進のための異業種間連携推進事業、優良事例の表彰事及び法の施行状況調査を引き続き行う。

3. 施策の効果

発生抑制の数値目標を規定する基準となる発生原単位を適切に定めるとともに、消費者の意識向上による行動の広がりにより、多量排出事業者の発生抑制を促進する。

4. 備考

食品リサイクル推進事業費 52百万円

（目）職員旅費

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

① 定期報告データの整理、分析事業	1百万円
② 食品廃棄物の発生抑制普及啓発事業	29百万円
③ リサイクルループ形成促進のための異業種間連携推進事業	12百万円
④ 優良事業者等の表彰制度	5百万円
⑤ 食品リサイクル法に係る施行状況調査	5百万円

【食品リサイクル推進事業費】

【定期報告データの整理、分析
事業】

・食品関連事業者(多量排出事業者)は食品廃棄物等の発生量、発生量と密接な関係を持つ値、発生原単位、発生抑制量、再生利用量、熱回収量、減量、再生利用実施率等々を報告

【今回の改正で、発生抑制の数値目標を設定】

報告データを整理、分析し傾向や課題を検討することが必要

食品関連事業者の発生抑制の数値目標を規定する基準となる発生原単位を適切に定める

食品関連事業者の更なる3Rの推進

【食品廃棄物の発生抑制普及啓発事業】

・食品廃棄物の発生は消費者の行動に左右される
・消費者の意識向上を促す国民運動の展開が必要
・食品関連事業者の発生抑制対策の推進が必要

【今回の改正で、取組の重点を発生抑制へ移行】

・サプライチェーンを通じた食品廃棄物の発生状況の調査
・食品関連事業者、消費者を対象とする調査
・コンビニの発生抑制対策の定量的効果の調査

消費者の行動を通じ、食品関連事業者の発生抑制に対する取組を向上させる

【食品リサイクル推進事業費】

【リサイクルループ形成促進のための異業種間連携推進事業】

【優良事業者等の表彰制度】

【食品リサイクル法に係る施行状況調査】

・食品リサイクルは、食品関連事業者、リサイクル事業者、耕種農家、畜産農家等が共同して食品循環資源の再生利用に関わることが重要

【今回の改正で、リサイクルループが制度化】

・食品リサイクルの推進にはリサイクル製品の需要確保が大事
・食品廃棄物を原料利用することから、品質・安全性の確保も必要

【事業者の取組みを適正に評価するしくみが必要】

・食品関連事業者の再生利用等の実態を調査
・改正食品リサイクル法の効果等を把握（発生抑制、減量、再生利用の目標の達成状況等）

経年調査として実施

コーディネータ役となる食品関連事業者等の育成と、異業種の事業者同士の結びつけを図ることが必要

セミナーの開催、専門家チーム派遣、事業化検討調査の実施

食品リサイクルの先進的な取組を行っている食品関連事業者や地域における商店街等を優良な取組として表彰

【事例集の作成、発表会の開催】

食品関連事業者の更なる3Rの推進

食品関連事業者や消費者を取り込んだ地域の取組の底上げを図る

基本方針の改定、次期法改正等に反映

1. 事業の概要

建設リサイクル法では、附則第4条において、施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。これを受けて、環境省と国土交通省は、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討を行うため合同会合を開催し、議論を続けている。

この見直しの議論によれば、建設リサイクル制度は一定の成果を上げているものの、発注者の意識の向上、分別解体の徹底、今後排出量の増加が見込まれる石膏ボードへの対応、廃棄物処理状況の把握が不十分であるといった課題の指摘もあることから、これらを解決するための検討を進める必要がある。

2. 事業計画

廃棄物の流れを把握する仕組みとして既にある、電子マニフェストの仕組みを活用したモデル事業を実施し、普及拡大の方策を検討する。

廃石膏ボードに関する発生、処理状況等の調査を実施しデータを収集するとともに有識者等による検討会を設置しその対応策を検討する。

発注者としての意識が低い一般市民を含めた関係者に制度の理解、意識の向上を図るため、情報提供、啓発を行う。

3. 施策の効果

現在審議が進められている建設リサイクル制度の課題等の解決に向けた方策を検討し、その円滑な施行を図る。

4. 備考

建設リサイクル推進事業費 41百万円

（目）職員旅費

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

① 電子マニフェストモデル事業	15百万円
② 廃石膏ボードの再資源化促進方策検討	13百万円
③ 建設リサイクル制度の普及・啓発事業	5百万円
④ 建設副産物情報交換システムと、再資源化施設、優良事業者制度との相互連携事業	8百万円

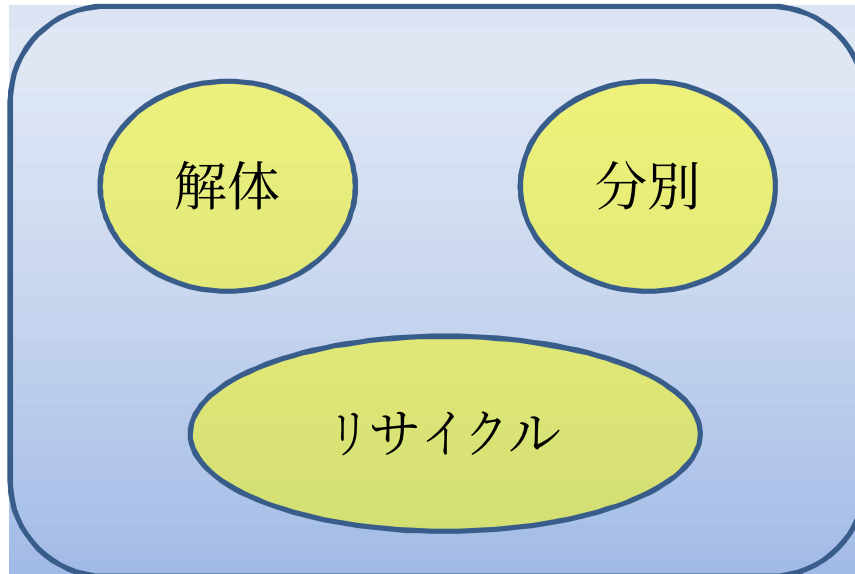
建設リサイクル推進事業

法の附則による見直し



環境省・国土交通省による審議会（合同会合）

建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討



再資源化率

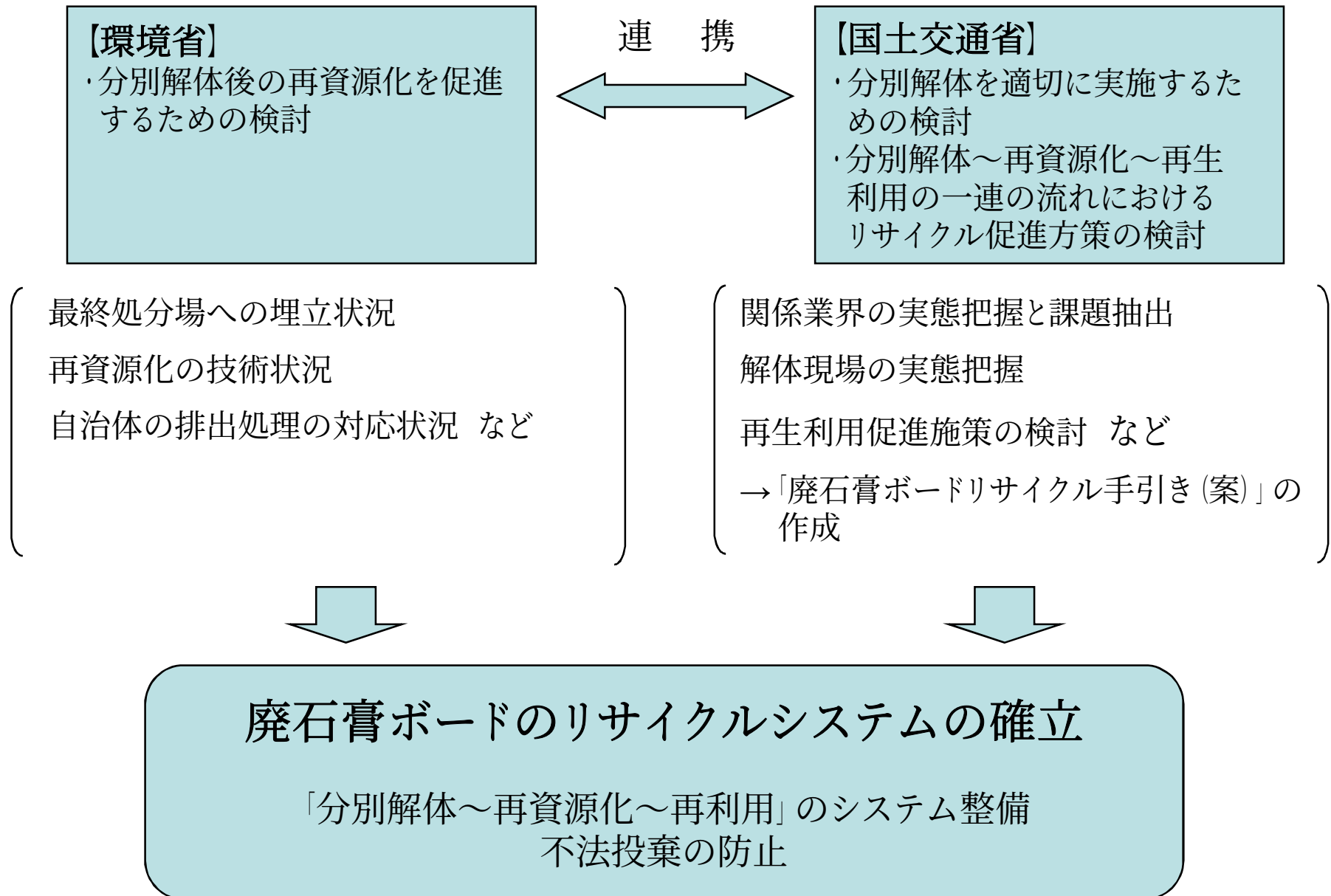
基本方針で
定められた
目標値
95%
(平成22年
度までに)

対象品目	17年度
アスファルト・ コンクリート塊	98.6
コンクリート塊	98.1
建設発生木材	90.7

主な課題

- ・建築廃棄物の物流の把握が不十分
- ・電子マニフェストの普及率が低い
- ・将来、発生が増加が予想される建築廃棄物への対応 など

【廃石膏ボードの再資源化促進方策検討】予算について



循環型社会形成推進科学研究費補助金（競争的資金）

1, 335百万円（1, 135百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1 事業の概要

循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究並びに次世代型の循環型社会形成推進及び廃棄物適正処理技術の開発に関する課題を公募・採択し、これらの研究・開発を推進することにより、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図る。

事業の概要と対象とする分野については、次のとおり。

項 目	研 究 事 業	技 術 開 発 事 業
事業名	<u>循環型社会形成推進研究</u>	<u>次世代循環型社会形成推進技術基盤整備</u>
対 象	<u>循環型社会形成、廃棄物の適正処理等の推進が期待できる研究を対象</u> 【レアメタル回収技術特別枠】 <u>使用済み製品、廃棄物からの、有害廃棄物対策を念頭においたレアメタル回収技術の研究開発</u> 【一般テーマ研究】 循環型社会構築、廃棄物処理に伴う有害化学物質対策、廃棄物の適正処理の研究 【重点テーマ研究】 ○3R推進に係る研究 ○廃棄物系バイオマス利活用研究 ○循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究 ○漂着ごみ・アスベスト廃棄物対策に係る研究 等 【若手育成型研究】 若手研究者を対象	<u>実用化が見込まれ、既に基礎研究、応用研究を終えた技術開発を対象</u> 【一般テーマ技術開発】 循環型社会構築技術、廃棄物リサイクル技術、廃棄物の適正処理技術の開発 【重点テーマ技術開発】 ○3R・エネルギー回収推進技術開発 ○アスベスト廃棄物無害化技術開発 ○漂着ごみ対策技術開発 ○廃炉解体技術開発 ○廃棄物系バイオマス高効率利用技術開発

2 事業計画

毎年度、公募により研究テーマ、開発技術を募り、学識者である委員により評価を行い、評価の高い課題を選定し補助対象とする。

3 施策の効果

- 循環型社会の実現に貢献する。
- 温室効果ガスの削減を実現する。
- 戦略的革新的技術開発を推進する。
- アジア地域等国際的な地域レベルでの3Rシステムの構築に資する。
- 産業の発展とそれに伴う雇用創出が見込まれる。
- アスベスト廃棄物の無害化処理等の技術水準を向上する。

4. 備考

補助金 1, 335百万円

(内訳)

循環型社会形成推進研究費	901百万円
レアメタル回収技術特枠	100百万円
循環型社会形成推進研究推進事業	32百万円
次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業	302百万円

循環型社会形成推進科学研究費補助金による研究・技術基盤整備

循環型社会形成推進研究事業

<事業の対象>

「レアメタル回収技術特別枠」(案)

- レアメタル回収・適正処理技術の研究開発
- レアメタル回収・適正処理システムの設計・評価研究

「重点テーマ研究」(案)

- トップダウン方式による3R実践のための複合的プロジェクト
- 3R・エネルギー回収推進のための研究開発
- 国際3R対応の有用物質利用・有害物質管理技術の研究開発
- 循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究
- 廃棄物系バイオマス利活用技術・システムの研究開発
- 漂着ごみ・アスベスト廃棄物対策に関する研究開発

「一般テーマ研究」

- 廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究
- 廃棄物適正処理研究
- 循環型社会構築技術研究

「若手育成型研究」

- 一般テーマ研究と同様の内容について、若手研究者を対象

対象者：個人（研究機関に属する研究者）

事業期間：3年以内

交付額：年度ごとに1億円以内、対象額の100%以内

H21予算(案)額：
あわせて1,335百万円

次世代循環型社会形成 推進技術基盤整備事業

<事業の対象>

「重点テーマ技術開発」(案)

- 3R・エネルギー回収推進のための技術開発
- アスベスト廃棄物の無害化処理技術開発
- 廃炉解体の低コスト化技術開発
- 塩分を含む等処理困難な漂着ごみの処理技術開発
- 廃棄物系バイオマス利活用技術開発

「一般テーマ技術開発」

- 廃棄物適正処理技術
- 廃棄物リサイクル技術
- 循環型社会構築技術

対象者：法人

事業期間：1年

交付額：1億円以内、対象額の50%以内



環境と調和する循環型社会の実現
環境行政の施策支援、技術水準の向上



(新) 安心・安全な最終処分場の計画的確保事業

9 百万円 (0 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

産業廃棄物の最終処分量については、各種リサイクル法の施行等により排出抑制やリサイクルなどが進み、近年減少傾向を示している。しかし、再生利用が困難な産業廃棄物等については、今後においても相当量の排出が見込まれているところである。

一方、安定型産業廃棄物最終処分場については搬入できる品目が安定型産業廃棄物に限定されているにもかかわらず、司法からは法令や維持管理基準を遵守していてもそれら以外の有害物質の混入が不可避であると指摘されるなど、制度のあり方に関する問題点が浮き彫りになってきている。

そこで、今後安心・安全な産業廃棄物最終処分場を計画的に確保することを目的として、現行廃棄物処理法における処分場の区分のあり方を含め必要な施策について幅広い検討を行う。

2. 事業計画

- (1) 安定型産業廃棄物の排出状況、最終処分状況等に係る将来予測その他必要な各種調査の実施
- (2) 最終処分場の区分のあり方に関する検討会の開催 など

3. 施策の効果

安心・安全な最終処分場の計画的確保の推進

4. 備考

(目) 環境保全調査費

安心・安全な最終処分場の計画的確保事業	9, 0 0 0 千円
○各種調査の実施	7, 4 3 2 千円
○最終処分場の区分のあり方に関する検討会の開催	1, 5 6 8 千円

I Tを活用した循環型地域づくり基盤整備事業費

304百万円（155百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

電子マニフェストシステムは、情報管理の合理化、偽造がしにくく行政の監視業務の合理化につながる等のメリットがあり一層の普及拡大が必要である。

平成21年度は、平成18年1月19日にIT戦略本部により取りまとめられた「IT新改革戦略」で掲げられた「平成22年度における電子マニフェストの利用割合50%」という目標の達成に向け、引き続き普及促進のための各種事業を集中的に行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図るとともに、システム障害を回避すべく使用増加に対応するシステムの強化等を実施する。

2. 事業計画

(1) ブロック別・業界別電子マニフェスト研修会（普及啓発事業）の実施

電子マニフェストのメリット、運用方法について関連事業者に十分周知するため、電子マニフェストの説明会を開催し、関連事業者に周知を図る。

(2) 電子マニフェストシステムの機能強化

電子マニフェストの使用が、今後、順調に増加した場合、現行の電子マニフェストシステムの計画値を上回るアクセス件数、データ処理量となるため、データベース構造等を見直し、使用増加に対応できるシステム強化を図る。

3. 施策の効果

- 廃棄物処理システムの透明性の向上
- 排出事業者の処理責任の認識の徹底
- 排出事業者・処理業者の情報管理の合理化
- 行政の監視業務の合理化

4. 備考

(目) 環境保全調査費

I Tを活用した循環型地域づくり基盤整備事業費

304, 177千円

○電子マニフェスト研修会の実施

14, 275千円

○電子マニフェストシステムの機能強化

289, 902千円

電子Manifesto普及促進事業

背景

- 衆議院環境委員会及び参議院環境委員会における廃棄物処理法改正案に対する附帯決議
産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、
電子Manifestoの義務化も視野に入れつつその普及拡大を図る方策を検討すること。
- 「IT新改革戦略」(平成18年1月19日 IT戦略本部決定)における達成目標
平成22年度までに、大規模排出事業者について交付されるManifestoの80%
(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする。

電子Manifestoの普及に向けて

紙Manifestoに比べた利点

- 排出事業者、処理業者にとって、情報管理の合理化につながる。
- 偽造がしにくく、行政の監視業務も合理化できる。

現在の普及状況

- Manifestoの年間使用枚数
4千万～5千万件のうち、
電子Manifestoの利用割合
約5% (平成18年度実績)

重点普及目標

- 大規模排出事業者(建設業、
製造業、電気業、ガス業等)を
中心に普及促進を図る。

普及目標

- 平成20年度における利用割合最大30%
- 平成22年度における利用割合50%

普及方策

〈既存施策〉

- ①電子化普及促進プランの策定等
- ②電子Manifestoシステムの高速化・大容量化
- ③普及啓発事業(ビデオ、冊子、大規模排出事業者向け説明会等)

〈新規施策〉

- ①普及啓発事業(ブロック別・業界別電子Manifesto研修会の実施)
- ②電子Manifestoシステムの機能強化

1. 事業の概要

低濃度 P C B 汚染物は、電気機器として約 1 2 0 万台と推計されているが、分解すべき P C B の量そのものはわずかであることから、その処理に当たっては、安全性の確保を前提としつつ、P C B を使用した高圧トランス等の処理に採用されている化学処理方法に加え、既存の処理技術の適用についても検討を行い、効率的な処理を行うことが必要である。

この処理方策については、現在中央環境審議会で審議がなされているところ、下記のような提言がなされている。

- ①処理の安全性を確認するための無害化処理の実証試験の実施
- ②廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度を活用した処理の推進
- ③短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の活用及び技術開発の推進
- ④全容を踏まえた計画的な処理の推進

上記のような指摘に基づき、低濃度 P C B 汚染物の処理に向けた各種事業を実施する。

2. 事業計画

- (1) 処理の安全性を確認するための無害化処理の実証試験の実施
- (2) 廃棄物処理法における無害化処理に係る認定に関する体制整備
- (3) 短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の活用及び技術開発の推進

3. 施策の効果

- 現在、多量に存在すると推計される低濃度 P C B 汚染物について、無害化処理の認定や短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立により、効率的かつ確実な処理体制が構築される。

4. 備考

(目) 環境保全調査費

低濃度 P C B 汚染物の適正処理実証調査事業	5 4, 4 8 9 千円
○無害化処理の実証実験の実施	2 3, 9 1 6 千円
○無害化認定事業	1 2, 8 3 5 千円
○測定方法の活用及び技術開発の推進事業	1 7, 7 3 8 千円

(新) 低炭素型「地域循環圏」整備推進事業

151百万円（ 0百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

第2次循環基本計画においては、「地方環境事務所をはじめとする地方支分部局を活用して、ブロックレベルにおいて、地方公共団体の取組支援など各主体が連携・協働できるようコーディネーターとしての役割を果たし、国と地方を中心に各主体が構想段階から協働して地域計画を策定する。」と明記しているところ。

このため、地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境本省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NGO・NPO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の姿とそのために必要な取組・事業を纏めた地域計画を策定するための調査、検討を行うとともに、各省連携による基盤整備等の支援も活用し、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。

2. 事業計画

地域循環圏関係府省連絡会議や協議会を設置し、最適な規模の循環を形成するために必要な情報把握や情報提供を行うとともに、地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成するための調査、検討を行う。また、地方における各種既存施策を活用し、地域循環圏の形成を推進する住民生活に密着した先進的な取組を支援する。

3. 施策の効果

各地域で発生する循環資源及び既存の再資源化・適正処理施設は地域によって様々であるため、循環型社会の形成に当たっては地域の特性を活かした形での循環資源の利用を進め、併せて地域の活性化を図っていくことが重要である。各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな循環型社会を構築することが可能となる。また、循環型社会ビジネスの振興も含めた循環型社会の形成促進につながる。

4. 備考

事業費

(内訳) 地域計画策定事業

117百万円

生活圏地域循環支援事業

34百万円

低炭素型「地域循環圏」整備推進事業

第2次環境基本計画：循環型社会と低炭素社会、自然共生社会とを一体的に構築

地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築

地域循環圏関係府省連絡会議

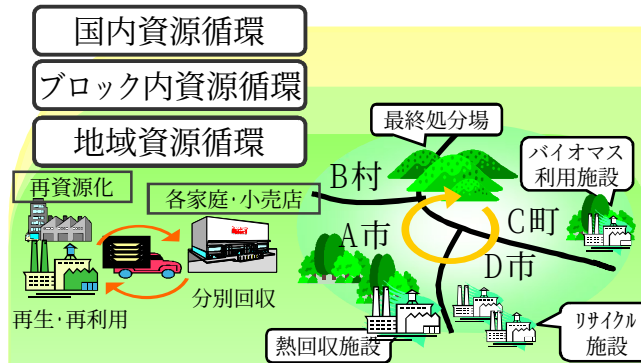
- ・情報把握、情報提供
- ・複数の都道府県や全国規模の循環の範囲を調査、検討
- ・地域循環圏の形成を総合的・計画的に推進

地方環境事務所 協議会

- ・ブロック圏内の循環の範囲を調査、検討
- ・循環型社会ビジネス市場調査

「地域循環圏」の構築

- ・先進的・モデル的な取組支援
- ・循環型推進形成事業実施



コミュニティ資源循環

○循環資源:

不要になったものを近所で融通(リユース)、壊れた物を修理(リペア)する、廃食用油のバイオディーゼル燃料としての利用等、生活圏が中心。

○循環の範囲:

地理的、社会的、経済的に密接な「コミュニティ」が対象範囲。

○循環資源:

店頭回収品等や地域固有のバイオマス資源(間伐材や食品残渣等)など、「地域」内で利用することが経済的に有効で環境負荷も小さいと考えられる循環資源。

○循環の範囲:

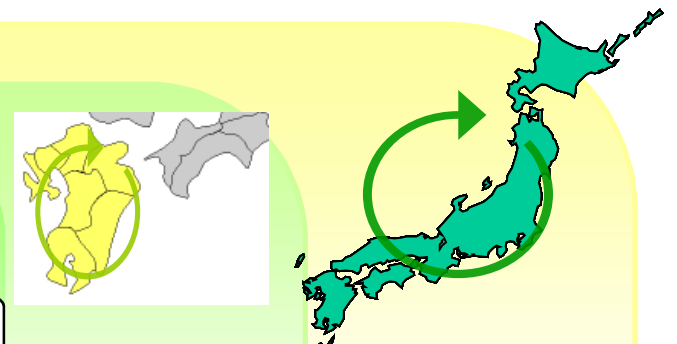
複数のコミュニティ、主体が連携する「地域」が対象範囲。都市部と農村部が連携して循環資源の活用を推進することなどが期待される。

○循環資源:

地域内で処理するには先端技術の不存在や量的問題などがあるため、輸送コストや処理特殊性を勘案しつつ、環境産業の集積した地域において処理することが有効な循環資源(金属や土石、処理困難物など)。

○循環の範囲:

複数の都道府県ないし日本全国など、循環資源の特性などによって循環の範囲は異なる。循環の範囲が広域であるため、エコタウンの連携、リサイクルポートの活用など環境産業の集積や静脈物流の整備が重要である。



(新) エコタウン等を核とした地域循環圏の形成推進事業

16百万円（ 0百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

平成20年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画では、地域循環圏を踏まえた循環型社会づくりにエコタウン等の活用が期待されている。また、5月には10年ぶりに中国国家主席が来日し、日中首脳会談において環境関連の技術協力が議題に上がり、日本の自治体との循環型都市協力についての発言もあった中、エコタウン等の成果と課題を再確認し、世界にそのノウハウを発信していくことが重要である。

そこで、今までエコタウン等が培ってきた効率的な資源循環の事例を整理、分析し、そのノウハウをガイドラインにまとめ、国内、海外におけるそれぞれの地域の特性に応じた地域循環圏の構築に活用する。

さらに、エコタウン等をつなぎ地域の連携を推進するコーディネーターとなりうる人材を発掘し、ネットワークをつくる活動を支援する。

2. 事業計画

有識者による地域循環圏形成推進検討会を設置し、全国のエコタウン等の調査データを整理し、成功事例や課題の分析を行い資源循環を進めるための方策や連携のモデルパターンなどを検討し、必要なノウハウをガイドラインにまとめる。

また、地域循環の連携を推進するコーディネーターとなりうる人材について情報収集し、成功事例の説明会を全国各地で開催することで、エコタウン等を核とした地域循環圏のネットワークの構築を進める。

3. 施策の効果

エコタウン等が培ってきた成功事例のノウハウを適切に伝えるためのツールとしてのガイドラインを作成する。エコタウン等の施設を核としたネットワークを構築し、地域において情報等を共有しながら資源循環の推進を図る。

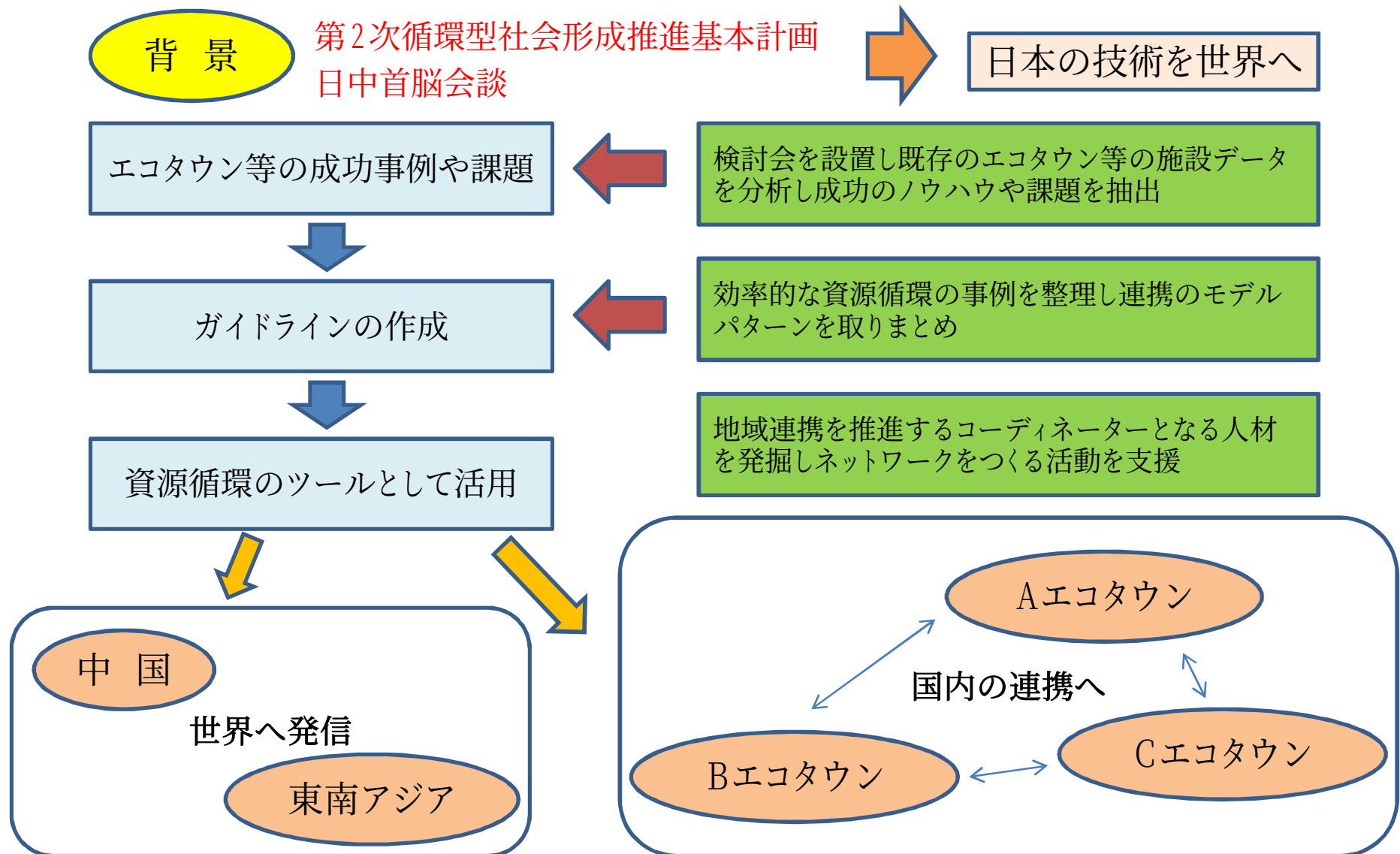
4. 備考

エコタウン等を核とした地域循環圏の形成推進事業 16百万円

(目) 職員旅費

(目) 環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

エコタウン等を核とした地域循環圏の形成推進事業



廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等）（公共）

94,664百万円（79,649百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
（浄化槽推進室、産業廃棄物課、企画課予算含む）

1. 事業の概要

市町村等が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

平成21年度は、廃棄物分野での更なる温暖化対策の推進を図ることを目指し、温室効果ガスの排出抑制に配慮した廃棄物処理施設の整備を積極的に推進する。具体的には、焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う高効率ごみ発電施設や、ごみ燃料化施設としてのBDF化施設、エタノール燃料化施設の整備推進等の制度拡充を図る。

（1）循環型社会をリードする高効率ごみ発電施設の導入推進（拡充）

焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う一層高効率なごみ発電施設について、低炭素社会実現の切り札として交付率1/2の積極的な拡充支援を行っていく。

（2）ごみ燃料化施設（BDF化、エタノール燃料化）の推進（拡充）

廃棄物に含まれているエネルギー源を回収するごみ燃料化施設のなかの、特にBDF化施設、エタノール燃料化施設について、バイオマスエネルギーの普及加速化のため、積極的な整備推進策として交付率1/2の拡充支援を行っていく。

（3）効率的なごみ収集・輸送を実現するための施設整備の推進

廃棄物分野における更なる温暖化対策の推進のためにも、効率的なごみの収集・輸送と更なる広域化を図るために必要な、収集した廃棄物の圧縮・積み替え等を効果的に行える施設について、交付金の支援対象とする。

(4) 効率的な汚泥処理のための設備の増強

汚泥の効率的なバイオマス利用を一層促進するため、汚泥再生処理センターと一体的な浄化槽汚泥処理システムを構築する場合に、汚泥再生処理センターの前処理設備としての移動式汚泥濃縮・脱水装置を交付金の支援対象とする。

2. 事業計画

交付率：1／3（循環型社会形成をリードするモデル施設は、1／2）

交付先：市町村（一部事務組合等を含む。）

3. 施策の効果

国と地方が構想段階から協働し、地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分のもと廃棄物処理・リサイクル施設の整備を総合的に進めることにより、地域における循環型社会の形成を本格的に推進し、国全体を循環型社会に転換していく。

廃棄物処理・リサイクル施設の 整備推進（公共）

～廃棄物分野での更なる温暖化対策の推進～

循環型社会をリードする 高効率ごみ発電施設の導入推進

焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う高効率なごみ発電施設について、低炭素社会実現の切り札として積極的な拡充支援を行う

効率的なごみ収集・輸送を実現 するための施設の整備

効率的なごみの収集・輸送と更なる広域化を推進するため、収集した廃棄物の圧縮・積み替え等を効果的に行える施設の整備を支援

廃棄物系バイオマス利活用 のためのごみ燃料化施設の推進

バイオマスエネルギーの普及加速化のため、特にBDF化施設、エタノール燃料化施設について拡充支援

効率的な汚泥収集・処理の ための設備増強

汚泥の効率的なバイオマス利用を一層促進するため、移動式汚泥濃縮・脱水装置の整備を支援

廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業

３３４百万円（３３４百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

１．事業の概要

平成１９年６月に閣議決定された「２１世紀環境立国戦略」においては、循環型社会と低炭素社会の双方を実現する観点から、廃棄物系バイオマスの活用を推進することが謳われている。

廃棄物系バイオマスには生ごみ、下水道汚泥、家畜糞尿、木くず等多様なものがあるが、それぞれの性状、排出量、地理的分散等の状況は大きく異なっており、それぞれの地域特性に応じた利活用策の全体像を検討していく必要がある。

このため、各種廃棄物系バイオマスの発生抑制、利活用手法について飼料化、メタン化等数多い選択肢の中からどのような手法やそれらの組み合わせが有効か検討の上、それぞれの有効なパターンについて、分別方法、収集運搬体制も含め、モデル地区において実証を行い、再生、製品の利用に至るまでのシステム全体について、多角的な観点から評価を行い、大都市部、中都市部、農村部等の地域特性に着目しつつ、廃棄物系バイオマスの具体的かつ実践的な再生利活用手法を提示する。

２．事業計画

平成２１年度

- ・モデル地区での実証（有機汚泥等ウェット系）、実証に基づく課題の抽出・解決策の整理

平成２２年度

- ・モデル地区での実証（木くず等ドライ系）、実証に基づく課題の抽出・解決策の整理

３．施策の効果

各種廃棄物系バイオマスの再生利活用手法について、多角的な実証・評価を通じ、合理的かつ実現可能なバイオマス利活用パターンを提示し、各地域で利活用手法が導入されることによって、廃棄物系バイオマスの利活用が大幅

に促進される。これにより、リサイクル率の向上を図るとともに、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出削減が図られる。

4. 備考

調査費

(内訳) 利活用システム検討、利活用構想調査等調査費	70百万円
モデル地区における実証（有機汚泥等ウェット系）	264百万円

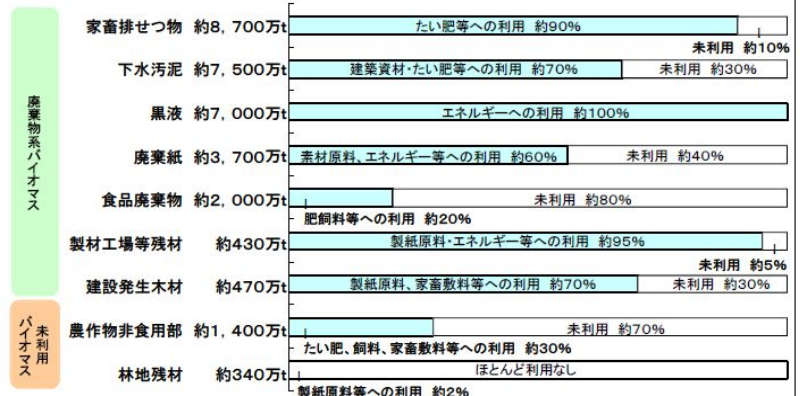
廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業

○廃棄物系バイオマスの現状

- ・廃棄物系バイオマスの賦存量は約3億万トン、うち未利用が約30%
- ・特に、食品廃棄物は未利用率が約80%を占め、大きなポテンシャル(広く浅く分布するため、効率的な分別、運搬方法が課題)
- ・バイオマスの利活用は国内温暖化対策の鍵
〔「環境立国戦略」、「バイオマス・ニッポン総合戦略」等で推進〕

(参考)

我が国のバイオマス賦存量・利用率(2006年)



*なお、各バイオマスのデータは2006年12月時点で把握できる最新のものの。

○廃棄物系バイオマスの利活用方策を検討

- ・再生利活用率を高めるための課題を整理
- ・性状、排出量、地理的条件に応じた利活用方策の全体像を検討
- ・モデル地区において実証、多角的評価を実施

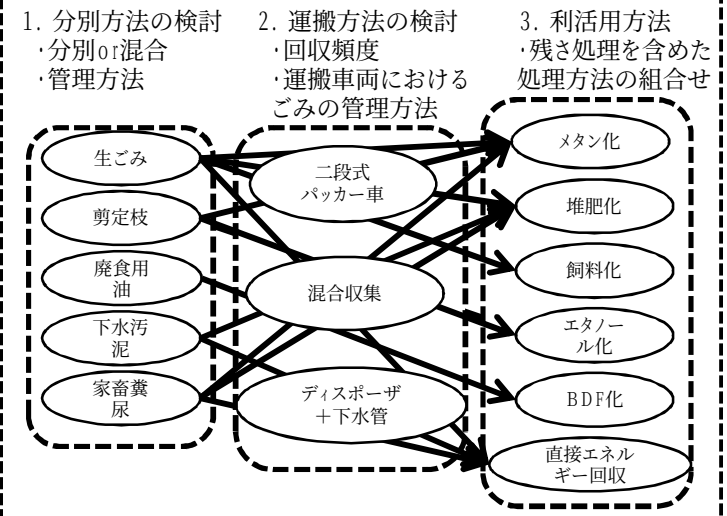
<先進的な取組の一例>

【メタン化】生ごみのメタン発酵による発電と肥料製造

【エタノール化】食品廃棄物(炭水化物)の糖化によるエタノールの製造 等

モデル地区における実証実験

～実現性の高い処理パターンの検討～



地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用を大幅に促進

(新) し尿処理システム国際普及推進事業費

58百万円（ 0百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

世界で26億人の人々が衛生的なトイレを使用できない状況で、国連「水と衛生に関する諮問委員会」がとりまとめた「橋本行動計画」の実現に向けて、日本のし尿処理に関する歴史的知見、技術、処理システム等の途上国に対する支援が求められている。特に、2008年は「国際衛生年」として、世界各国で水と衛生に関する問題提起がなされ、世界の人々がし尿の衛生的な処理を利用できるよう取組を求められているところである。

日本においては、古来よりくみ取り便所及び肥溜めによりし尿の腐熟化（堆肥化）を行い、都市と農村の間の衛生的なリサイクルシステムを構築してきた。また、都市の近代化に伴ってこのリサイクルシステムが成立しなくなったことから、し尿処理施設や浄化槽などの日本独自の技術開発を行い、トイレの利便性とし尿の衛生的な処理を両立させてきた。

一方で、水道の普及と経済発展に伴い、トイレの水洗化が進むアジア地域などの各国では、衛生面からみて不十分なし尿処理技術しか有しておらず、汚泥の有効な処分も行われていないために、衛生上の問題が解決できない状況にある。このため、途上国における乳幼児死亡率が低下せず、また日本からの旅行者などが途上国において下痢などの健康被害を受ける原因となっている。

水洗トイレに活用できる衛生的なし尿処理システムである浄化槽や、し尿を衛生的に集中処理できるし尿処理施設などの技術は、海外では例を見ない日本発の優れた技術であるとともに、途上国で普及する場合に必要な低コスト技術についても独自の経験と技術を有していることから、国際的な衛生問題の解決のために、日本のし尿処理技術の国際普及を図る。

2. 事業計画

- ①し尿処理に関する国際シンポジウムの開催
- ②し尿処理現地技術化研究の推進
- ③し尿処理に関する技術移転の推進

3. 施策の効果

平成27(2015)年度までに、衛生施設（トイレ）を継続的に利用できない人々の割合を半減する。（国連ミレニアム開発目標：ターゲット10）

4. 備考

外国旅費 1,905千円
調査費 56,060千円

し尿処理システム国際普及推進事業

世界で10億人以上が安全な水を利用できず、26億人の人々が衛生的なトイレを利用できない

- ・人口増加に伴い、し尿の自然処理能力を超過
- ・水道の普及に伴い、不十分な処理を伴う水洗トイレが普及→飲用井戸を汚染

し尿処理に関する国際シンポジウム

衛生的なトイレ、し尿処理システムの必要性の認識向上

(事業のねらい)

- ・トイレを使用する習慣づけ
- ・水道の普及による不衛生なSeptic Tankの普及防止
- ・し尿の分散型処理システムに関する認知度向上

(日本の経験)

- ・浄化槽、し尿処理施設など日本発の処理技術を開発
- ・トイレからし尿処理施設まで、一貫して衛生的な処理を行う分散型処理システムを確立している

し尿処理現地技術化研究

現地の気候、文化、社会的状況等に即した技術の開発

- ・し尿を堆肥化して利用することに対する忌避感の克服可能性
- ・日本の過去のトイレシステムの適用可能性
- ・高性能であるが高価な浄化槽・し尿処理施設から、現地の条件に適した性能、技術の開発

- ・江戸～明治時代の肥溜め
- ・し尿分離型トイレの開発
- ・散水ろ床、接触ばっ気などの浄化槽技術
- ・嫌気性処理、膜分離などのし尿処理技術

し尿処理に関する技術移転の推進

継続的に分散型し尿処理システムを維持管理していくための人材育成

- ・トイレのメンテナンス
- ・堆肥化されたし尿の継続的な利用
- ・浄化槽やし尿処理施設のメンテナンス等を継続的に行うことができる人材の育成

- ・農業指導として、し尿の堆肥化を推進
- ・浄化槽設備士、浄化槽管理士などの育成

2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する(国連ミレニアム目標:ターゲット10)

不適正な輸出入防止とアジアにおける適切な資源循環の管理

129百万円（84百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

近年、アジアの急速な経済発展に伴う資源需要の増大等を背景に、循環資源の国際移動が活発化している。我が国では、有害廃棄物等の輸出入は「バーゼル法」及び「廃棄物処理法」により規制されているが、近年、循環資源の輸出入の増加に伴い、不法性が疑われる有害廃棄物等の輸出入事案が相次いでいる。他方、①アジア各国において、不法輸出入の防止に対する取組が不十分なことや②廃棄物等のリサイクル・処理体制が未整備であること等から、我が国から輸出された廃棄物等の処理において、現地での環境汚染を招いているとの批判が生じている。こうした事態に対処し、アジアにおける適切な資源循環を管理していくため、国内外においてバーゼル条約の施行体制を強化し、不適切な輸出入の防止及び各国におけるリサイクル体制整備支援のための取組を行う。

こうした方針は、本年5月に採択された神戸3R行動計画において合意され、G8北海道洞爺湖サミットにおいて各国首脳により確認されたところであり、今後、東アジア循環型社会ビジョンの策定に向けた具体的施策として実施していく必要がある。

2. 事業計画

I バーゼル条約対策

バーゼル法に基づく規制対象物について、相手国との見解が分かれ、国際的紛争の要因となることを防ぐため、規制対象廃棄物の判断基準の明確化を行う。さらに、近年、中国等の途上国向けに廃棄物等を輸出しようとする事案の増加を踏まえ、相手国の関係法制度・運用状況に関する調査や現地での廃棄物処理状況の確認を行い、法施行体制の強化を図る。

II アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

我が国が主宰する「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」におけるワークショップの開催や二国間での管理・連携体制の構築により、アジア各国のバーゼル条約当局間における条約の一体的な施行

能力の向上を図るとともに、アジアにおける循環資源の適正管理方策の検討を行う。

III コンピュータ機器廃棄物適正管理事業拠出金

我が国から途上国へ相当数の使用済みコンピュータが輸出されていることを踏まえ、途上国における適正なリユース・リサイクルの推進による環境汚染の未然防止及び資源の有効利用促進を図るため、バーゼル条約事務局に対して拠出を行う。

3. 施策の効果

<アウトプット>

バーゼル条約規制対象物に関する基準
締約国規制状況等データベース（ウェブサイト上に掲載）
事業者等に対するバーゼル法等周知目的のポスター・冊子
アジア各国の関係法令データベース（ウェブサイト上に掲載）
使用済みコンピュータの環境上適正な処理ガイドライン

<アウトカム>

- ・ 廃棄物等の不法輸出入の未然防止
- ・ 条約に対応するための業務の円滑化
- ・ 輸出入事業者のバーゼル法等に係る義務への理解の促進
- ・ 廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジア各国間のネットワーク強化
- ・ アジア各国のバーゼル条約担当官、税関担当官等の能力向上
- ・ アジア各国におけるリサイクル体制の整備

4. 備考

不適正な輸出入防止とアジアにおける適切な資源循環の管理 （内訳）	129百万円
バーゼル条約対策費	28百万円
アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	61百万円
コンピュータ機器廃棄物適正管理事業拠出金	41百万円

不適正な輸出入防止とアジアにおける適切な資源循環の管理

アジア諸国との協力推進

適正な資源循環の管理に向け、担当官同士のネットワークや二国間での管理体制の構築を通じ、アジア各国のバーゼル条約施行能力の向上を図る



ワークショップの開催

<不法輸出入防止に関するアジアネットワーク>

- ・法令情報に関するウェブサイトの運営
- ・規制対象廃棄物の判断基準明確化
- ・循環資源の適正管理方策の検討

<コンピュータ機器廃棄物適正管理事業>

- ・バーゼル条約の実施する使用済みコンピュータ機器廃棄物適正管理プロジェクトへの拠出
- ・適正処理ガイドラインの策定
- ・回収パイロットプロジェクトの実施



(中古利用目的と称したテレビ) (他の貨物に混入して輸出を図った基板) (中古利用目的と称したエアコン室外機)

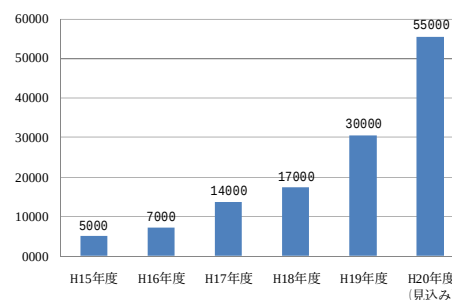
国内監視体制の強化

不適正な輸出入の防止に向け、輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談、相手国における処理状況の確認等の実施

バーゼル法等説明会



事前相談件数



貨物立入検査



廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室、産業廃棄物課

1. 事業の概要

廃棄物の不法投棄対策については、これまで規制強化等を進めるとともに、「不法投棄撲滅アクションプラン」（平成16年度策定）に基づき、地方公共団体等との連携のもとで、総合的な施策を講じてきたところである。今後さらに、不法投棄対策の未然防止を進めていくため、各施策を行う。

- ITを活用し、不法投棄等事案の情報収集・整理を行う。
- 不法投棄事案の解明、原状回復手法の検討に関する専門家からなる支援チームを組織した上で、都道府県等へ派遣し取組を支援する。
- 地方環境事務所の協力下、解像度の高い衛星画像を利用し、監視の目が届きにくい場所等を監視出来るシステムを構築と、地方事務所を拠点とした国や都道府県等との連携した普及啓発活動等を実施し不法投棄の撲滅を図る。
- 産業廃棄物の再生利用の認定に係る基準を策定するため、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物、再生利用の内容、再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の必要な要件等について調査、評価などを行う。

2. 施策の効果

- 環境省、各地方環境事務所及び地方自治体で同じITツールを使用することにより、不法投棄等事案の情報交換・相互協力が図られる。
- 都道府県等における不法投棄対策を支援することにより、不法投棄の行為者・関与者等の究明を徹底し、支障の除去等に対する公的負担を軽減するとともに、都道府県等職員のスキルアップにより不法投棄の拡大防止が図られる。
- 衛星画像を使った未然防止システムを都道府県等が構築することにより、既存の監視体制で不足している部分を補うことができ、併せて普及啓発活動等を国や都道府県等と連携して実施することで、不法投棄の早期発見等に繋がり不法投棄の撲滅が図られる。
- 産業廃棄物の再生利用認定制度の適正な運用を確保することにより、循環型社会推進形成基本計画に掲げる再生利用量の目標の達成を図る。

3. 備考

産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費	5百万円
不法投棄早期対応システム整備費	11百万円
不法投棄事案等対応支援事業	31百万円
衛星画像等を使った不法投棄の未然防止対策	51百万円

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

平成17年4月から処理業者の優良性の判断に係る評価制度を開始しているが、今後さらに処理業者の優良化を進めるため、排出事業者も含めた普及啓発及び研修の実施とともに、優良性評価制度の運用開始から4年が経過することから、制度の見直しの検討等、優良な処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を推進するために必要な各種調査・事業を実施する。

2. 事業計画

- (1) 地方環境事務所と連携した普及啓発及び研修の実施
- (2) OECD優良業者基準に対応した制度の見直しのための調査・検討
- (3) 優良業者の育成のための情報公開ネットワークシステムの改良・検討

3. 施策の効果

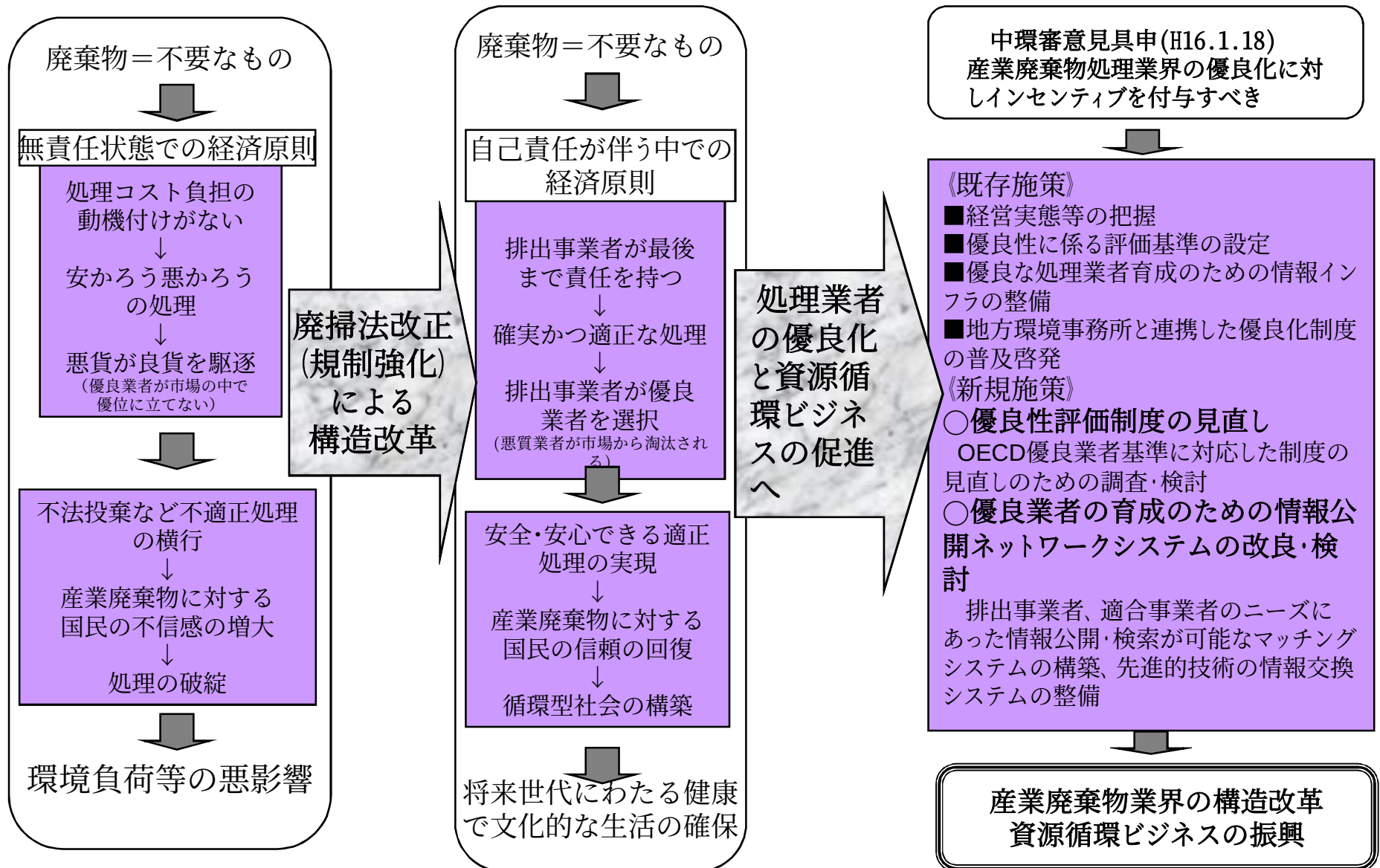
- 悪質な業者が淘汰され、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造転換の推進
- 産業廃棄物処理ビジネスの振興

4. 備考

(目) 環境保全調査費

産業廃棄物処理業優良化推進事業費	65,828千円
○普及啓発及び研修の実施	26,489千円
○制度の見直しのための調査・検討	11,803千円
○ネットワークシステムの構築	27,536千円

産業廃棄物処理業優良化推進事業について



産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

6, 170 百万円 (3, 970 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

平成9年の廃棄物処理法改正により、環境大臣が指定する「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設けて産業界からの自主的な拠出を求め、投棄者不明等の場合に支障除去等の事業を代執行する都道府県等に資金の支援を行う制度が創設された。

また、平成9年の廃棄物処理法改正の施行日である平成10年6月以前に起きた不法投棄事案に係る支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が施行された。

本補助金は、これら不法投棄による支障の除去等の円滑な実施のために、この基金の造成に必要な経費を補助するものである。

2. 施策の効果

本補助金により、都道府県等の生活環境保全上の支障等除去事業が計画的かつ着実に行われることで、産業廃棄物の不法投棄量等の減少及び産業廃棄物処理への国民の不信感の払拭や不安の解消。

3. 備考

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ・ 廃棄物処理法による基金補助 | 170百万円 |
| ・ 特定産業廃棄物支障除去等特措法による基金補助 | 6, 000百万円 |

産業廃棄物処理業者からの暴力団排除対策事業費

11百万円(5百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

平成18年7月、政府に設定された「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム(現暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム)」において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が取りまとめられ、平成19年6月に犯罪閣僚会議に報告・了承されたことから、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を効果的に推進し、暴力団排除の機運を高めるべく、積極的に本指針を普及させるための活動を行う。

2. 事業計画

(1) 相談員育成のための講習会の開催

警察庁、全産連等と連携して、相談員(全産連、県産協において暴力団関与事案に関する相談対応を行う)を育成するための講習会を開催することとし、そのためのカリキュラムやテキスト等を作成する。

(2) 事例集の作成

警察庁、全産連等と協力し、企業に活用してもらうための暴力団関与事案に関する事例集を作成することとし、そのための暴力団関与事案に関する事例集を作成することとし、そのための作成委員会を設置する。

(3) 法律専門家による講演会の実施

弁護士等法律の専門家を講師として招き、相談員や産業廃棄物処理業者等に対して講演会を実施する。

3 施策の効果

- 産業廃棄物処理業界に介入する暴力団を徹底的に排除し、その資金源を断つ。
- 健全かつクリーンな産業廃棄物業界の構築

4 備考

(目) 環境保全調査費

産業廃棄物処理業者からの暴力団排除対策事業費	11,233千円
○ 事例集等作成検討委員会の開催	5,594千円
○ 相談員育成講習会の開催	2,045千円
○ 専門家による講演会の実施	3,594千円

P C B 廃棄物対策推進費補助金 2,000 百万円 (2,000 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

国の主導のもと日本環境安全事業株式会社を活用し、全国的な P C B 廃棄物の処理体制の整備を図っているが、P C B 廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額とならざるを得ない。

そのため、処理費用の負担能力の小さい中小事業者が保管する P C B 廃棄物の早期かつ円滑な処理を進めるため、P C B 廃棄物処理基本計画及び独立行政法人環境再生保全機構法に基づき、国、都道府県からの補助金による基金を独立行政法人環境再生保全機構に造成し、中小事業者の P C B 廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行い、P C B 廃棄物の早期処理を促進する。

2. 事業計画

○中小事業者の P C B 廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う基金の造成を 21 年度も引き続き進める。

3. 施策の効果

○中小事業者の P C B 廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行うことで、P C B 廃棄物の早期処理の促進が図られる。

4. 備考

(目) 産業廃棄物適正処理推進費補助金

○基金の造成 2,000,000 千円

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

19,580百万円（13,040百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

（1）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

- ①使用開始後20年以内に限られている撤去費用助成対象の単独処理浄化槽について、当該使用年数制限の要件を撤廃する。
- ②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際に併せて必要となる、家屋等からの排水設備の設置に要する費用について助成対象とする。
- ③現在、湖沼水質保全特別措置法の指定地域、水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域、水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の指定地域が対象となっている、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費が助成の対象となる区域を市町村において定める浄化槽整備区域に拡大する。

（2）計画策定調査費の拡充

市町村における浄化槽の効率的整備を支援することを目的に、計画策定調査費について、その充実を図る。

- ①用途に浄化槽整備台帳の整備を追加
- ②対応率を3.5%から直接必要な額に拡充
- ③事業の初年度のみ計上の要件を撤廃

（3）浄化槽の推進のためのモデル事業の実施

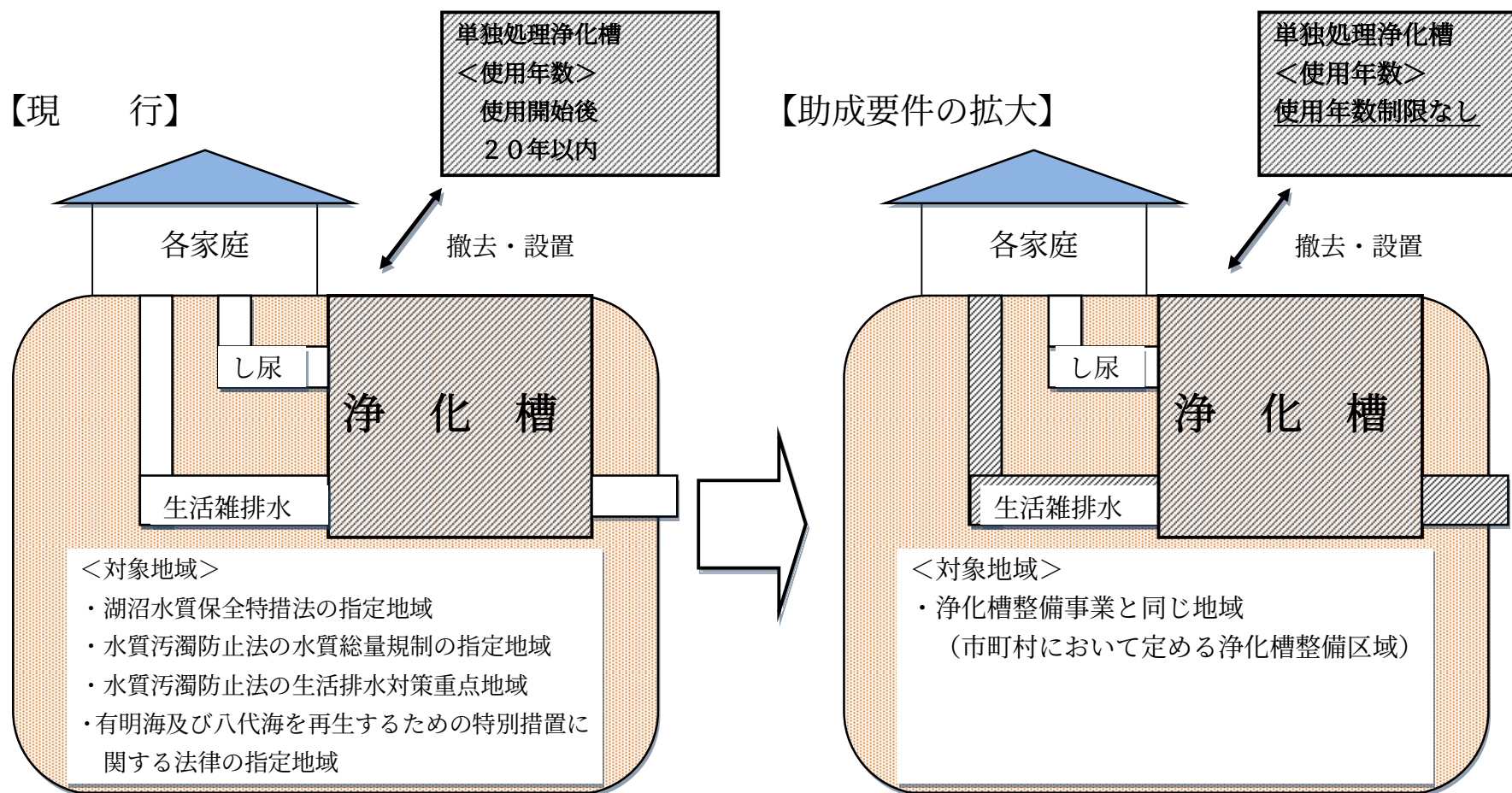
浄化槽整備を推進するため、全国の先駆的事例になりうる自治体を数カ所選定（過疎地・僻地等、民間活力の導入）し、モデル事業として実施する市町村の浄化槽市町村整備推進事業の取組を支援する。

2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

※この他、内閣府に地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）を計上

単独処理浄化槽の撤去に係る助成要件の拡大



- ・単独処理浄化槽の使用年数の制限：20年以内 → 年数制限を廃止
- ・**国庫補助対象** の範囲：単独処理浄化槽の撤去に要する費用 → 排水設備の設置に要する費用を対象
- ・対象地域の制限：公共用水域の水質について上乘せ規制がある地域 → 浄化槽整備事業と同じ地域に拡大

(新) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査

52百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)は、平成15年に改正されたが、その施行5年後の見直し時期を迎える平成21年に改正法案を提出することを念頭に、中央環境審議会等において審議が行われている。次期改正では、「持続可能な開発に関する世界サミット」で合意された「2020年までに人及び環境への悪影響を最小化する方法で化学物質を使用・製造する」との目標(WSSD2020年目標)を踏まえ、2020年までにすべての化学物質の人や環境にもたらす影響を一通り評価し、必要な物質についてはリスク管理措置を導入することを目指した制度の見直しが行われる見込みである。

このため、本事業では、上市(市場への投入)後化学物質を対象としたスクリーニング(簡易な手法を用いた優先順位付け)を行い、優先順位の高い物質から効率的に情報収集・リスク評価を行うスキームを開発する。

スクリーニング手法の検討に当たっては、化学物質の有害性情報と製造・輸入数量、用途等のばく露情報が必要となるが、生態毒性については、既に得られている試験データのほか、現在改良を進めている生態毒性QSAR(定量的構造活性相関)モデルを用いた簡易推計手法を活用することとなる。また、推計が困難な物質については、簡易な試験法(例:魚類胚を用いた試験管レベルの試験)の活用についても検討する。

2. 事業計画

平成21年度～平成22年度

3. 施策の効果

上市後化学物質のスクリーニング手法を確立することにより、WSSD2020年目標の達成に向けて、効率的にリスク評価・管理措置が必要な物質を特定することができる。

4. 備考

調査費 52百万円

(内訳) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査	17百万円
簡易な毒性試験及び暴露評価モデルの試行・改良	35百万円

(新) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査 52 (0) 百万円

■ 化審法に基づく化学物質の審査・点検状況



既存化学物質のリスクが明らかでないまま製造・使用が続けられている
(約2万物質中、点検済みは約1600物質)

世界的な化学物質管理の目標：
「2020年までに、人及び環境への悪影響を最小限化する方法で化学物質が使用・製造されることを実現」
(ヨハネスブルグサミット2020年目標)

制度的対応：
化審法改正
(平成21年予定)
・上市後のすべての化学物質を対象としたリスク評価手続きの確立

技術的対応：
既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査
・数万の化学物質の中から、簡易な手法で優先順位付けを行い、効率的にリスクを評価するスキームを開発。
・文献情報、簡易予測手法、簡易試験法(試験管内試験等)等を活用。
・試行的スクリーニングを行いつつ、平成22年度までにスクリーニング手法を開発

2020年までに、化学物質のリスクを一通り評価し、リスクに応じた管理がなされている状態を実現

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費 60百万円（33百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（Japanチャレンジプログラム）は、平成20年度末までに国内の製造・輸入量の合計が1,000トン以上の既存化学物質を対象に製造・輸入事業者の協力の下に情報収集・発信を進めることとしている。同プログラムで得られた情報については、国が適切に評価を行い、その結果を広く国民に発信することが重要であることから、平成20年6月に行われた中間評価において、スポンサー企業と協力しながら国が本プログラムで情報収集された化学物質の有害性評価を平成24年度中を目処に実施することとされた。このため、本プログラムに基づき事業者から提出された情報について、順次評価を実施し、有害性評価書（和英）の作成を進める。また、事業者から提出されるデータ等の信頼性確認、本プログラムで収集・評価された情報の整理・発信を引き続き実施する。

2. 事業計画

平成21年度～平成24年度

3. 施策の効果

より充実した対応が求められる既存化学物質の安全性評価を適切に進めること等により、化学物質の安全性情報の発信、改正化審法に基づいた上市後化学物質のリスク管理措置の充実に資する。

4. 備考

調査費 60百万円

（内訳）信頼性評価及び情報の整理・発信
有害性評価書の作成

9百万円
51百万円

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費

60 (33)百万円

平成17年6月、官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム (Japanチャレンジプログラム) 開始。

製造・輸入量の合計が1,000トン以上の既存化学物質645物質を対象に情報収集・発信

OECD、米国等で情報収集が行われていない物質等 (126物質)

海外で情報収集が行われている物質 (532物質)

製造・輸入事業者が安全性情報収集

➤ 平成21年度末までにスポンサー登録。平成23年度までに情報提出。

国が情報を整理

国がわかりやすく情報発信 (化審法データベース「J-Check」 — 平成21年公開)

平成21～24年度

事業者から提出された安全性情報に基づき、国が有害性評価を実施

3省の協力の下、4年間で実施

➤ 当省は、毎年約10物質 (予定) について、有害性評価書を作成

海外の評価書を活用

リスクに応じた高生産量化学物質の管理

OECD等を通じた国際貢献

英文評価書を作成

1. 事業の概要

農薬取締法に基づき環境大臣が定める農薬登録保留基準の設定にあたっては、個別の農薬毎に、人の健康保護及び生態系保全の観点から総合的なリスク評価を実施する必要がある。

本事業では、農薬のリスク評価にあたって、最新の知見に基づき、かつ効率的にリスク評価が実施できるよう、従来より、各種毒性試験成績等のデータベース化を進めるとともに、農薬の水産動植物への影響に関する文献調査、分析法の開発等を行ってきたところである。

平成18年8月以降、水質汚濁に係る農薬登録保留基準について、規制対象となる農薬の範囲が大幅に拡大され、花卉、樹木、芝等の非食用農作物のみに使用される農薬（以下、「非食用農作物専用農薬」という。）についても新たに基準を設定することとなった。当該基準は各農薬の許容一日摂取量（ADI）に基づき設定されるが、非食用農作物専用農薬については、食品安全委員会による安全性評価（ADIの設定）が行われないことから、本年2月に開催された中央環境審議会土壌農薬部会において、環境省において新たに安全性評価を実施することとされた。

このため、非食用農作物専用農薬の安全性評価を行うにあたって、以下の業務に必要な経費を要求するものである。

- （1）海外のリスク評価書等から農薬の毒性情報を収集・整理する。
- （2）農薬の登録申請者から提出された各種試験成績及び（1）で収集した情報を基に、安全性評価文書（案）を作成する。

2. 事業計画（下線部が拡充部分）

業務項目	H20	H21	H22	H23	H24～
1) 毒性試験成績等データベース化					→
2) 水産動植物の毒性文献データ等の収集					→
3) 登録保留基準告示分析法の開発					→
4) 公共用水域におけるモニタリング分析法の開発					→
5) 非食用農作物専用農薬の安全性評価資料の作成					→

3. 施策の効果

非食用農作物専用農薬について安全性評価を適切に実施し、水質汚濁に係る登録保留基準を設定することにより、農薬による人の健康へのリスクを低減することができる。

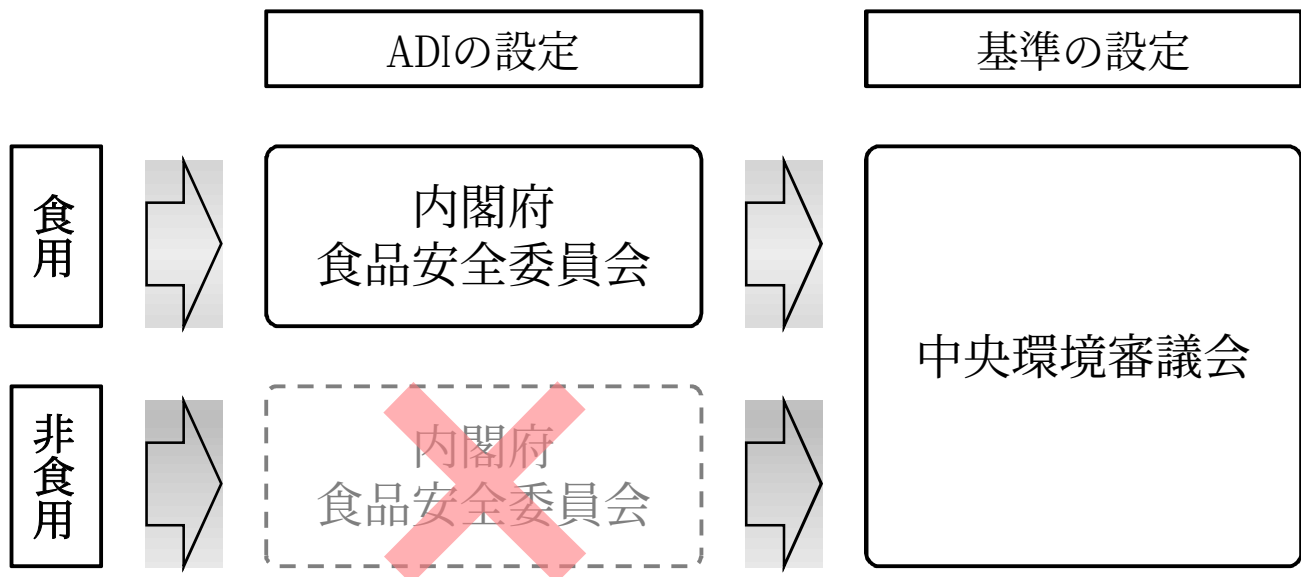
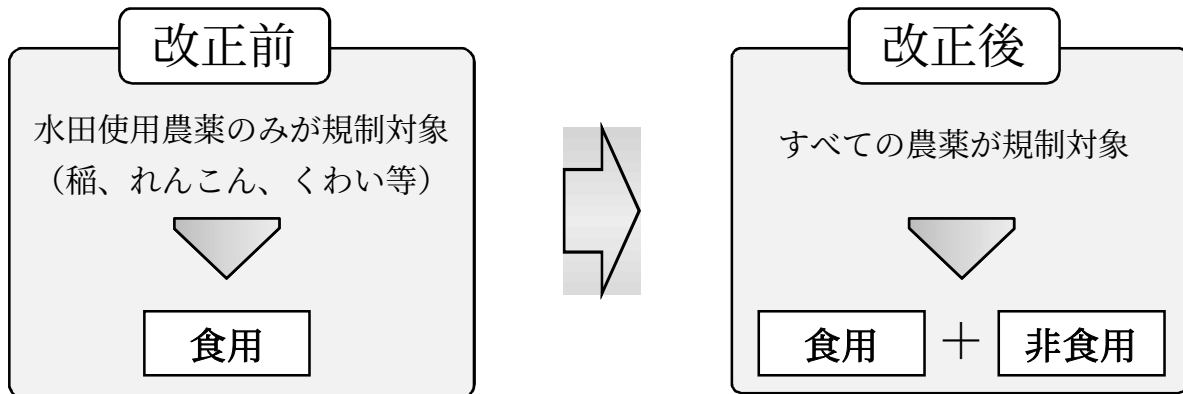
4. 備考

調査費 40百万円

（内訳）毒性試験成績等データベース化、水産動植物の毒性文献データ等の収集、登録保留基準告示分析法の開発、公共用水域におけるモニタリング分析法の開発、非食用農作物専用農薬の安全性評価資料の作成

非食用農作物専用農薬の安全性評価

◆水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正（平成18年8月施行）



環境省でADIを設定するため、検討会を新たに設置。

注) ADI: 許容一日摂取量

化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費

709百万円（568百万円）

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

この調査は、化学物質の一般環境中での残留状況を調べる調査で、把握した結果は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）を施行する上での基礎資料等に用いられる。

化審法については、平成21年度における法改正により、また、化管法についても指定化学物質の見直しに伴い、調査対象物質が拡大される。これらの物質についても、分析法の開発を実施し、調査能力の向上を図りつつ、調査を実施する。

2. 事業計画

	21年以降
化学物質環境実態調査	→

3. 施策の効果

化審法及び化管法を施行する上での基礎資料等となり、これら法律の円滑な施行に寄与する。

4. 備考 調査費 709百万円

（内訳）	化学物質環境安全性総点検調査	643百万円
	化学物質環境安全性総点検調査の支援事業	53百万円
	化学物質環境安全性総点検調査の解析等利用促進事業	13百万円

化学物質環境実態調査における調査種別と主な施策との関係

	初期環境調査 環境中での存在の有無について確認	詳細環境調査 環境中での残留について環境媒体ごとに定量的な測定	施策での主な対応	モニタリング調査 経年的な環境中残留量の把握
化管法	指定化学物質 化管法の政令改正により、220物質が追加		指定化学物質の見直し又は追加	
化審法		監視化学物質 化審法の改正により、監視化学物質以外の環境リスクが高い化学物質も対象	第二種特定化学物質への追加	特定化学物質
環境リスク初期評価		施策上、調査の必要がある物質・ばく露情報が不足している物質		
ExTEND2005	施策上、調査の必要がある物質	ばく露情報が必要な物質		

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）は、長期継続的なモニタリングの実施を締約国に対して義務づけており、我が国においては、平成14年度より現在POPs条約の対象となっている12物質群のうち10物質群（ダイオキシン類は別途調査）について、国内及びアジア・太平洋地域のモニタリング調査を実施している。

このPOPs条約では、平成21年5月に開催される締約国会議において新規POPsの追加の検討が予定されており、最大で11の物質群が新たに追加される見通しである。このため条約に対応し、平成21年度以降は、既存のPOPsに加え、これら新規POPsについても国内及びアジア・太平洋地域のモニタリングを実施し、環境中の存在状況の経年変化を把握する。

2. 事業計画

	21年度以降
POPs汚染実態解析調査（新規POPsを含む）	
1) 全国モニタリングの実施	→
2) アジア・太平洋地域のモニタリングの実施及び多国間協力	→

3. 施策の効果

新規POPsについて、環境中の存在状況の監視及び条約の有効性評価に資する基礎データを取得・発信し、率先して取り組むことにより、POPs条約の国際的な履行の一層の推進を図りつつ、POPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。

4. 備考 調査費 413百万円

(内訳) 全国モニタリングの実施

334百万円

アジア・太平洋地域のモニタリングの実施及び多国間協力

79百万円

新規POP_sのモニタリングの対応について

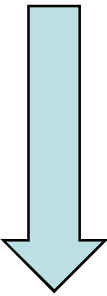
現行のPOP_sモニタリング調査 対象物質 (10物質群)

アルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、ディルドリン、**DDT**、クロルデン、**PCB**、トキサフェン、マイレックス

平成21年5月(予定) 第4回 締約国会議(COP4)

○**新規POP_s**対象物質の追加 ○第1回有効性評価

追加予定の新規POP_s (11物質群)



α -HCH、 β -HCH、クロルデコン、エンドスルファン、ヘキサブロモビフェニル、リンデン、オクタブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ペンタクロロベンゼン、PFOS・PFOSE、短鎖塩素化パラフィン、

平成21年度～ 新規POP_sを含めたPOP_sモニタリング調査の実施

(新) 環境影響高懸念物質評価・管理手法調査

5 1 百万円 (0 百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

現行「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)では、難分解性物質のみを法の対象としており、難分解性でない物質(例:ベンゼン)等は規制の対象外となっているが、良分解性であっても環境中に多量に排出される場合は、人又は動植物への影響が懸念されることから、3省合同の審議会における化審法の見直し議論においても、こうした物質について同法による管理・規制の対象とする必要性について検討すべきとの議論がなされている。

一方、EUでは、本年6月から本格施行されているREACH規則において、発がん性、変異原性、生殖毒性(CMR)物質等は「高懸念物質(SVHC)」とされ、製造の認可・制限や製品への含有規制が実施される。

加えて、本年5月には生物多様性基本法が成立したが、生態系・生物多様性への保全の観点から、ばく露の実態を踏まえ、化学物質の生態系・生物多様性への影響が高い物質を適切に評価し、規制・管理につなげていくことも必要である。

よって、化審法改正を契機に、これらの環境影響の懸念が高い物質について、EU等の海外の制度との整合性にも留意しつつ、①国内外の評価基準・規制対象物質リストの比較検討、候補物質の抽出、②良分解性物質を対象にしたばく露・生態影響評価手法の検討、③高懸念化学物質含有製品の使用・廃棄段階における排出・残留実態の推計手法の検討、④生態系・生物多様性への影響評価手法に関する調査を行う。

2. 事業計画

平成21年度～平成22年度

3. 施策の効果

現在化審法の対象外である良分解性物質も含め、環境影響の懸念が高い化学物質の評価・管理手法を確立することにより、化審法の見直しの方向性に沿った化学物質の適切な管理体系の実現に寄与する。

4. 備考

調査費 51百万円

(内訳) 国内外の評価基準・対象物質の比較・抽出等	15百万円
製品中高懸念物質排出・残留状況推計手法	18百万円
良分解性物質・生態影響等に関する評価手法	18百万円

環境影響高懸念物質について(背景)

<国際的な動向>

- 欧州REACH規則では、発がん性、変異原性、生殖毒性(CMR)物質等が「高懸念物質(SVHC)」とされ、製造・輸入の認可・制限や製品への含有規制を規定。
- カナダでも、リスク評価結果に基づき、順次制限措置を導入。
- 米国カリフォルニア州では、発がん物質をリストアップし、製品含有を規制。

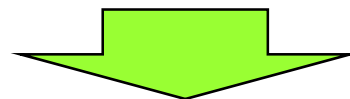


- 我が国企業も輸出品への化学物質に使用につき対応が迫られている。

<国内の動向>

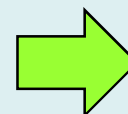
化審法見直しの審議(中央環境審議会等)において、化審法の管理対象を良分解性物質へ拡大することについて検討の必要性が指摘。

生物多様性基本法が成立。国は「生態系に係る被害を及ぼすおそれのある化学物質について」製造規制等を行うこととされた。



環境影響高懸念物質評価・管理手法調査

- ① 国内外の評価基準・規制対象物質リストの比較検討、候補物質の抽出
- ② 良分解性物質を対象にしたばく露・生態影響評価手法の検討
- ③ 対象物質含有製品の使用・廃棄段階における排出・残留実態の推計手法の検討
- ④ 生態系・生物多様性への影響評価手法



- 国際的に調和のとれた環境影響高懸念物質の評価・管理手法を確立
- 環境影響高懸念物質の取扱い指針の作成、表示制度の運用等

小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査

241百万円（146百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

近年、子供に対する環境リスクが増大しているのではないかと懸念があり、環境中の有害物に対する小児の脆弱性について国内外で大きな関心が払われている。

「小児の環境保健に関する懇談会」における提言（平成18年8月）を受け、環境省では小児環境保健に関する重点プロジェクト研究を実施している。

懇談会における提言を受け、環境省では「出生コホート（追跡）調査」を実施することとなり、平成19年10月から「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討を進めている。今後、関係府省と連携しつつ、調査手法について詳細に検討し、2年間のフィージビリティスタディ（予備調査）を経て、平成22年度より本格調査を開始する予定である。

2. 事業計画

○小児環境保健に関する重点プロジェクト研究の推進

- ・小児の環境有害物に対するばく露評価手法の開発
- ・小児の感受性要因に着目した健康影響評価手法の開発
- ・小児のばく露評価、バイオマーカー開発及び試料バンキングの確立
- ・小児環境保健に関連する福祉施策の研究（人文科学研究）
- ・小児環境保健のリスクコミュニケーションに関する実践的研究

○小児を取り巻く環境と健康との関連性における疫学調査の実施

- ・20年度～21年度 フィージビリティスタディ（予備調査）の実施及び詳細な調査手法の検討

※H21年度追加項目：専門家による検討の結果、本格実施前に、小児の身体及び精神の発達チェックの予備調査、分析機関間の精度管理の実施が必要

- ・22年度～「出生コホート（追跡）調査」本格実施開始

3. 施策の効果

子どもの発育に与える環境要因を明らかとし、小児特有のばく露や脆弱性に着目した化学物質等の適切なリスク管理体制を構築（自主的取組、審査基準、環境基準等への反映）する。

よって、国民生活の安全・安心を確保する上で必要な緊急に講ずる具体的な施策について政府一体となって取り組み、未来を担う子供たちを守り育てる健やかな環境を実現する。

4. 備考

諸謝金・委員等旅費

2百万円

（内訳）リスク評価検討会開催経費

調査費

239百万円

（内訳）

小児環境保健に関する重点プロジェクト研究

32百万円

小児を取り巻く環境と健康との関連性における疫学調査

207百万円

小児環境保健に関する疫学調査の概要

～環境リスクが子どもの発育に与える影響を明らかにするために～

出生コホート(追跡)調査のスケジュール

2007年 (H19) 小児環境保健疫学調査に関する検討会

2008年 (H20)

フィージビリティ調査
(新規3箇所)

既存調査間の連携

2010年 (H22)

新規出生コホート調査立ち上げ

2012年 (H24)

対象者の1本化(約6万人～)

登録完了

妊婦検診時(病院受診時)

↓
・生活状況アンケート
・妊婦血液採取

出産

↓
・出生児の成育状況チェック
・臍帯血・臍帯の採取

1歳

(数年おき)
・アンケート調査
・身体発達チェック
・精神神経発達チェック

12歳あたりまで

主な化学
物質濃度
の測定

生体試料
の長期保
存
(後年解
析可能)

2021年 (H33)

中間取りまとめ

海外の調査との連携

米国 予算110億円/年、
0～21歳、10万人
韓国 500人/年
その他太平洋地区のコホート調査

出生コホート(追跡)調査で
明らかになること

環境要因

- 化学物質のばく露(大気、水、食事)
- 生活環境

子どもの発育
に与える影響
が明らかとなる

影響

子どもの発育(身体・精神・知能)

胎児→乳児→幼児→児童→青年→成人

遺伝要因

社会要因

生活習慣要因

関係府省との協力

調査の成果

- 小児の発育に影響を与える環境要因の解明
出生時:発達障害(先天異常)の要因解明
3～6歳:小児アレルギー(アトピー、喘息等)の要因解明
～12歳:精神神経発達障害(ADHD等)の要因解明
- 小児の脆弱性を考慮したリスク管理体制の構築
(例)・小児の脆弱性を考慮したリスク管理体制の構築につなげる
・小児環境保健分野の調査研究をサポートする

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

ナノ材料は、フラーレン様化合物（炭素原子が球状に集合した形状）、カーボンナノチューブ、金属・金属化合物微粒子等、特異な物理化学的性状を有する新しい機能材料として近年技術開発が進んでいる。一方、環境・生体中の動態等に関する知見が不足しており、今後の大規模な商品化に伴い、環境中に排出されるおそれも指摘されている。

また、今般、国立医薬品食品衛生研究所や、東京都健康安全研究センターの研究においてもカーボンナノチューブをラットの腹腔に投与したところ、中皮腫が見られたという研究結果が得られている。

これらの知見を踏まえ、関係各省では既に大規模にナノ材料の健康影響を評価するための研究を進めているほか、厚生労働省医薬食品局及び労働基準局は、消費製品への応用実態、諸外国における規制状況、ヒト健康影響の評価及び安全対策のあり方について検討するため、専門家による検討会を平成20年3月に立ち上げたところ。

こうした状況を踏まえ、環境省においても、平成20年度から、国内使用実態や国際動向等に関する調査を開始するほか、環境中への放出の可能性と管理手法等についての検討会を設置し、検討を開始しているところ。平成21年度より、新たな環境リスク評価方法の確立に向けた検討を行う。

（検討事項）

- ・濃度レベルだけではなく形状にも着目した毒性評価試験手法の開発
- ・挙動も含めた生態毒性等の知見の集積及び試験法の開発
- ・環境中の存在状況の把握が難しいという特性を踏まえたばく露評価

2. 事業計画

	H20	H21	H22	H23
(1)試験方法等検討	→			
(2)金属・金属化合物微粒子溶解実験				→
(3)環境中挙動解明手法検討				→

3. 施策の効果

- ・安全性がはっきりと分かっていないナノ材料の科学的知見の蓄積
- ・毒性評価やばく露評価等の試験法の開発により、ナノ材料のリスク研究を促進
- ・環境排出管理や使用規制などの今後の政策立案への反映

4. 備考

調査費 101百万円

（内訳）環境ナノ粒子環境影響調査

101百万円

環境ナノ粒子環境影響調査

環境ナノ粒子

- ・フラーレン、カーボンナノチューブ等の合成物質
- ・金属、金属化合物等の微粒子
- ・ディーゼル排気微粒子等の非意図的生成物

今後大規模に商品化され、環境への排出も見込まれる。

- ・作業環境ばく露、消費者ばく露等による影響については、関係省庁において調査研究中
- ・大気・水経由の人への影響及び生態系への影響について、環境省で調査を行う必要

・大気環境微粒子対策として調査研究を実施（水・大気局）

大気経由の人への影響

現状 ・ナノ粒子の挙動（凝集、沈着等）が未解明
・健康影響についての試験法が未確立

対応 ・ナノ粒子の挙動について情報収集
・健康影響試験法について情報収集

水経由の人への影響・生態系への影響

現状 ・ナノ粒子の挙動（溶解、反応、凝集、沈殿等）が未解明

対応 ・溶解・反応に関する試験を実施
・毒性試験・生態毒性試験を実施

平成20年度：毒性・生態毒性試験法等調査
ナノ材料環境影響評価基礎調査検討会の設置

平成21年度～：新たな環境リスク評価方法の確立

- 形状に着目した毒性評価試験手法の開発
- 生態毒性等の知見の集積及び試験法の開発
- 環境中での把握が難しいという特性を踏まえたばく露評価 など

(新)環境中微量化学物質におけるアレルギー等の複合影響に関する基礎調査 6百万円（0百万円）

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

近年化学物質の複合影響について、がん原性や変異原性のみならず、神経・行動、免疫・アレルギー及び内分泌を主軸とする高次機能への影響にも着目すべきとの指摘がなされている。これら高次機能への影響は、それ単独で生命を脅かすものではなくとも、人々の生命や生活の質と密接に関連し得る症状・疾患を対象としており、比較的低濃度でのばく露でも発症する可能性も否定できない。

特に、フタル酸エステル、ベンゾピレン、ビスフェノールA等の一部の化学物質と、アレルギー性皮膚炎やアトピー性喘息等の単一あるいは複合的なアレルギー症状等との関連性を指摘する声が上がっており、近年アレルギー疾患が増加している背景の一つではないかと懸念されている。

このため、平成21年度から、環境中の微量な化学物質によるアレルギー等の複合影響等について、国内外の文献調査等により、当分野における研究・調査の現状を把握するとともに、その調査結果を踏まえた今後の研究計画について検討を行い、その後の影響評価手法及び知見の確立を目指す。

2. 事業計画

	H21	H22	H23
(1)国内外の文献調査、研究計画の検討			
(2)影響評価調査研究			

3. 施策の効果

- ・環境中微量化学物質によるアレルギー症状等への影響に関する科学的知見の蓄積
- ・影響評価手法の確立
- ・環境排出管理等の今後の政策立案への反映

4. 備考

調査費 6百万円

(内訳) 環境中微量化学物質におけるアレルギー等の複合影響に関する基礎調査 6百万円

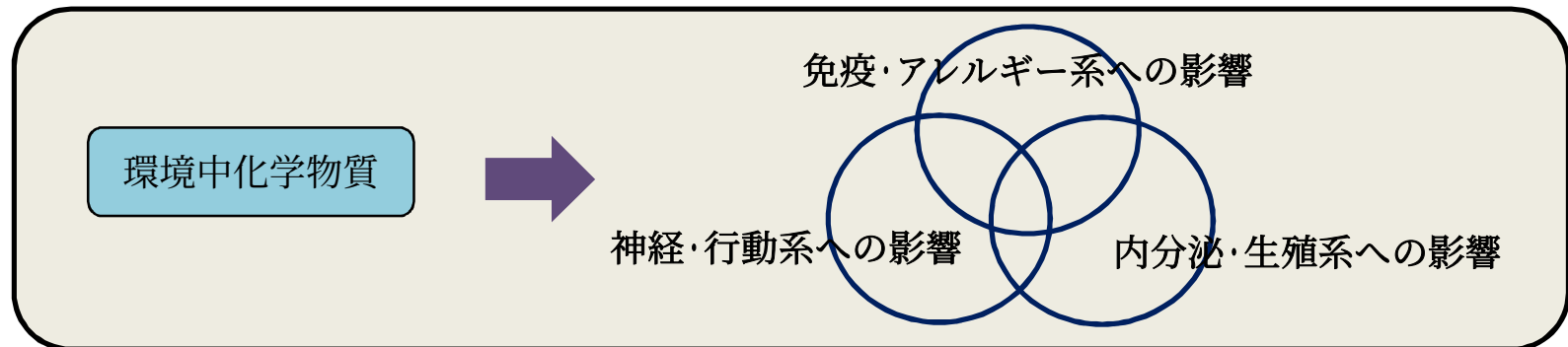
環境中微量化学物質におけるアレルギー等の複合影響に関する基礎調査

【背景】

アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、気管支喘息、花粉症など）を有する者は、環境中の化学物質によって、症状が増悪する可能性が指摘されている。



化学物質によるアレルギー等の高次機能に対する複合影響を調査し、今後の環境リスク対策の必要性の有無等を検討する際の、知見の収集と評価を行うことが必要である。



【事業】

化学物質の免疫・アレルギー系への影響に関する情報の収集（H21年度～）



○国内外の文献調査

○研究手法に関する検討

化学物質の免疫・アレルギー系への影響に関する基礎的研究（H22年度～）

(新) 製品等から環境中に放出された化学物質の影響把握事業 30百万円(0百万円)
--

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

近年、医薬品や化粧品等(PPCPs: Pharmaceuticals & Personal Care Products)の化学物質が水環境中から検出され、人の健康や生態系への影響が懸念されている。これら製品等から環境中に放出された化学物質の野生生物への影響は不明であり、把握する必要がある。

また、PPCPsの中には、ホルモン様の作用をもつ物質のみならず、様々な生理活性をもつ多種多様な物質がある。特に、畜産分野においては大量の抗生物質が使用されており、土壌中の細菌や真菌等を含む生態系への影響や、環境中細菌の薬剤耐性獲得等、未知の環境影響が懸念されている。

PPCPsの水域生態系への影響について、現在は試験法開発も含めて未着手の状況であり、まずは影響評価手法の開発、最高無作用濃度などの把握を行い、今後生態リスクを評価していく必要がある。平成21年度は文献調査等により、当分野における研究・調査の現状を把握するとともに、その結果を踏まえてPPCPsに関する調査研究計画の設計・検討を行い、基礎的研究を開始する。

2. 事業計画

	H21	H22	H23
(1)国内外の文献調査、検討会の設置、研究計画の設計・検討	→	-----	→
(2)基礎的研究			→
(3)慢性曝露試験			→

3. 施策の効果

- ・製品等から環境に放出された化学物質に関する科学的知見の蓄積
- ・影響評価手法の確立
- ・環境排出管理などの今後の政策立案への反映

4. 備考

調査費 30百万円

(内訳) 製品等から環境中に放出された化学物質の影響把握 30百万円

製品等から環境中に放出された化学物質の 野生生物への影響把握

懸念

- ヒトや家畜等に投与（処方）され、体外に排出された医薬品等が下水処理場を経て環境水に出ている
- 水生生物等に影響はないか？

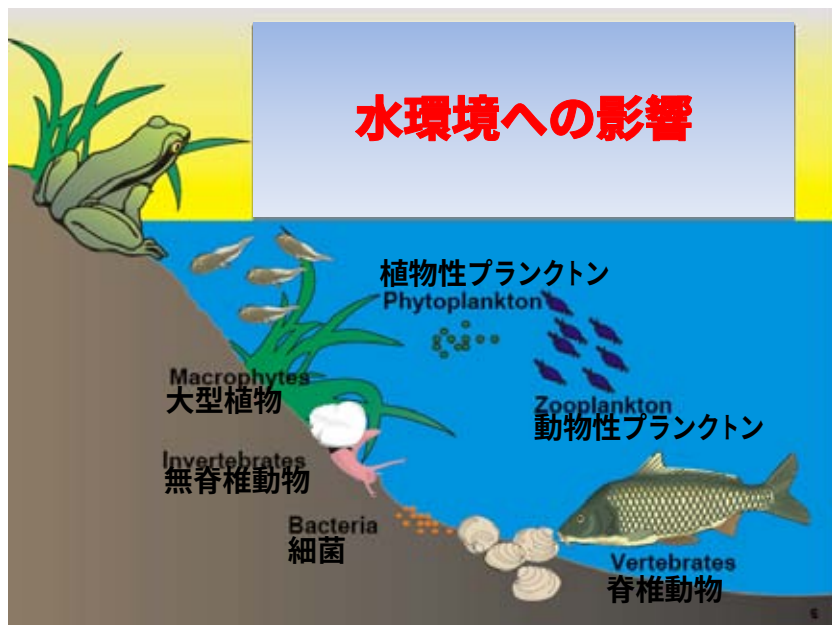
例えば...

- ピル等ホルモン剤の排出 → 内分泌かく乱作用！？
- 抗生剤の排出 → 環境中で耐性菌！？
- 抗ガン剤の排出 → 水生生物をはじめとした生物の遺伝子に突然変異！？

調査開始の兆し

- 国土交通省：一級河川中医薬品濃度
- 厚生労働省：水道水中医薬品濃度
- アメリカ・イギリス・ドイツ等において医薬品汚染による環境影響に関する調査開始

水環境への影響



発生源・
ばく露経路
の解明



環境媒体・
生態系・生物
種等の絞込



重点研究



管理方策の
検討



国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査

105百万円（105百万円）

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

有害金属に係る地球規模の環境汚染については、平成19年2月の国連環境計画（UNEP）管理理事会において、水銀に関する条約化を含めたさらなる対策強化の検討を行うことが決定されるなど、国際的に懸念が高まってきたことから、以下の事業を行う。

①高精度の環境監視

国境を超えた影響を把握するため、国内の発生源の影響を受けない地域において高精度の環境監視を実施する。

②水銀等有害金属のマテリアルフロー及び排出インベントリ作成事業

我が国における製品や廃棄物、原料などの含有有害金属の測定や排出実態調査を行い、我が国における有害金属のマテリアルフローを把握し、排出インベントリを作成する。

③水銀等有害金属排出・使用抑制のためのBATガイドライン策定事業

我が国は、水俣病等公害病を経験した国として、水銀等有害金属の排出削減・物質代替等の分野において優れた技術を有している。これらの先進的取組事例の情報を収集し、BAT（Best Available Technology）ガイドラインとして策定することにより、我が国の技術を世界標準として普及させ、世界的な有害金属の排出削減を促進する。

④アジア太平洋地域における将来濃度予測

長距離拡散・移動・蓄積モデルにより、我が国への影響が懸念され、かつ世界的にも大きな排出量割合を占めると考えられるアジア太平洋地域について、環境中濃度の推計・排出削減対策の効果を予測する。

2. 事業計画

平成21年度～ ：排出実態調査や鉄鋼石等原料含有量調査などによるマテリアルフローの精緻化、BATに関する国内及び海外の情報収集、ガイドライン策定

3. 施策の効果

マテリアルフロー等から策定した有害金属の国際削減戦略に基づく国際的議論の主導、BATガイドライン策定による先進技術の普及により、地球規模の有害金属汚染対策に資するだけでなく、大気経路や製品等に含まれて我が国に流入する有害金属の環境リスクの低減が期待できる。

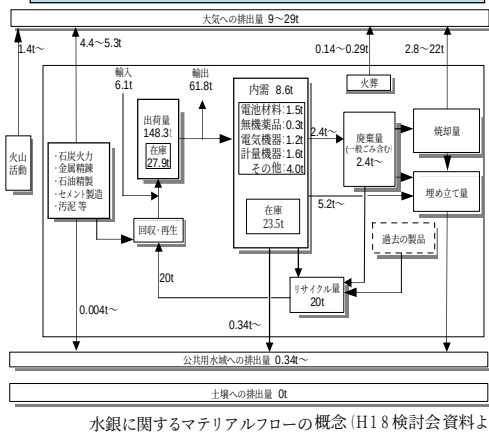
4. 備考

調査費 105百万円

（内訳）我が国における高精度の環境監視	13百万円
水銀等有害金属に係る国際削減戦略構築事業	74百万円
アジア太平洋地域における将来濃度予測	18百万円

水銀等有害金属マテリアルフロー及び排出インベントリー調査事業

H18～19 需給統計、既存文献、ヒアリング等によりマテリアルフロー作成



○問題点

- ・輸入鉱物等由来のフローの把握
- ・輸出先での用途把握
- ・廃棄物、金属精錬、セメント等からの排出量の把握
- ・製品に含有して輸入・輸出される水銀の把握

マテリアルフロー及び排出インベントリーの作成

H18～ 製品等中有害金属含有量測定

- ・RoHS指令対象製品における含有量測定

他の電気機器、日用品等における含有量測定

H20～ 排出実態調査及び原料起源有害金属測定

- ・廃棄物処理施設等における測定
- ・鉄鋼石等原料含有量調査

水銀等有害金属排出・使用抑制のためのBATガイドライン策定事業

国連環境計画における国際的な議論

平成15年 世界水銀アセスメント
→ ○水銀の使用・排出抑制のための世界的行動が必要
平成19年2月 条約化を含めた国際的な対策検討開始
平成19年～20年 UNEP水銀作業グループ会合
平成21年2月 条約化等の対策につき決定

我が国における対策の現状

水銀の排出
・良質の燃料の使用、排ガス対策等により、排出量は少ない。

製品中の水銀使用
・電池における使用はわずか。
・医療機器等への使用は代替化。
・蛍光灯一本あたりの使用量は低減。

生産工程における水銀使用
・アルカリ工業における使用は1980年代に中止

水銀のフロー
・廃棄物等から水銀を回収
・回収した水銀を輸出

国際的対策の要素

- 排出抑制・製品、生産工程への使用抑制
→ BATを用いた排出・使用抑制
- 重金属のフローの管理
→ 生産・輸出入の管理

欧米の動き

欧州：
・製品への水銀等使用抑制指令
・水銀使用・輸出制限指令案

米国：
・環境保護庁水銀ロードマップ

BATガイドライン策定事業

我が国の高度な対策技術

我が国の技術をベースとし、国際的なBATガイドライン案を策定、UNEP等を通じて発信

我が国の技術を世界標準に地球規模での有害金属汚染防止し、我が国への影響を回避

(新) 廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査

25百万円（ 0百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業内容

- (1) 収集・運搬・分別の実態把握から、廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、最終処分場等）、リサイクル関連施設等における水銀、鉛、カドミウムの排出状況 等調査を行い、現状、課題等を把握、整理する。
- (2) 廃棄物処理施設等、それぞれの施設における処理方式、行程等での水銀等重金属の物質フローを明確にすることで、最適な処理方策を検討するとともに、処理モデルの提案を行う。

2. 事業計画

○平成21年度

処理施設における有害化学物質実態調査

○平成22年度

水銀排出低減化のための最適処理方策の検討、モデルでの検証

3. 施策の効果

焼却、埋設等の廃棄物処理において、水銀等重金属についての排出量の最適低減化モデルを見いだすことにより、国内における水銀をはじめとした重金属の安全対策の強化を図る。

また、国際連合環境計画（UNEP）における水銀における廃棄物管理分野での議論にも資するものとなる。

4. 備考

調査費

（内訳）一般廃棄物、産業廃棄物処理施設70施設における水銀等排出状況
調査

25百万円

廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査

UNEP水銀パートナーシッププログラム (廃棄物管理分野) への対応

日本のスタンス

- ・水俣病経験国として水銀対策の強化は歓迎
- ・水銀パートナーシップにおける各種検討への積極的なリーダーシップの発揮

UNEP重金属プログラム

2001年	UNEP水銀プログラム	世界規模での水銀汚染に関連する活動
2005年	UNEP重金属プログラム	鉛、カドミウムが対象物質に追加
2007年	水銀パートナーシッププログラム (第24回UNEP管理理事会)	廃棄物処理分野の検討開始

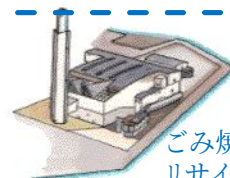
Hg

Pb

Cd

新たな分野に関する水銀パートナーシッププログラムの検討
廃棄物管理 (廃棄物焼却、水銀の長期保管等)

蛍光灯、乾電池等



ごみ焼却施設
リサイクル施設



最終処分場
(長期保管)

収集運搬

- ◇分別・収集運搬システムの実態把握
- ◇保管状況の実態把握

廃棄物処理施設

- ◇排出量の実態把握 (排ガス、放流水、リサイクル製品等)
- ◇処理フローにおける物質移動量の把握

実態調査に基づいた廃棄物処理施設における水銀等の物質フローの明確化

水銀等有害化学物質の排出量低減化方策、最適処理・管理システムの検討

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

234百万円（185百万円）

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

平成13年6月に成立した自動車NO_x・PM法に基づき、関係8都府県において自動車NO_x・PM総量削減計画が作成され、各種施策が総合的に進められている。さらに、平成19年5月に改正自動車NO_x・PM法が成立し平成20年1月から施行されており、局地汚染対策及び流入車対策の着実な実施を図ることが必要である。

このため、自動車交通環境影響総合調査、総量削減対策の進行管理のための調査、局地汚染対策支援事業、局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性を検討する調査を、引き続き実施する。

また、自動車ユーザーや荷主に対して自動車NO_x・PM法適合車ステッカー制度の一層の周知徹底を図るとともに、都市構造・道路ネットワークを踏まえた交通量抑制方策等の効果や実現可能性について調査を実施する。

2. 事業計画

項 目	H20	H21	H22
①自動車交通環境影響総合調査(H14～)			→
②総量削減対策進行管理検討調査(H14～)			→
③局地汚染対策支援事業(H19～)		→	
④局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査(H19～)		→	
⑤自動車NO _x ・PM法適合車使用推進事業（新規）			→
⑥局地における都市交通及び土地利用のあり方に係る検討調査（新規）			→

3. 施策の効果

総量削減対策の目標である平成22年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図る。

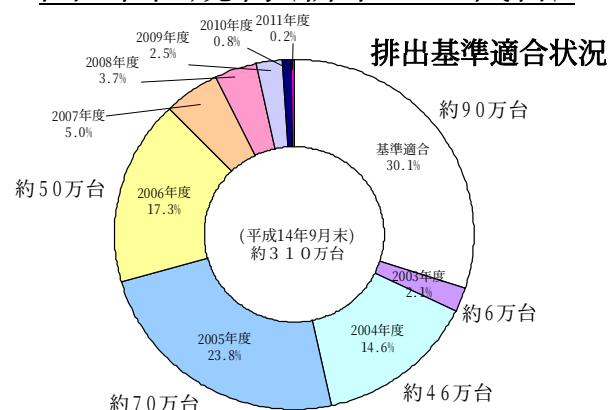
4. 備考

調査費	①自動車交通環境影響総合調査	126百万円
	②総量削減対策進行管理検討調査	9百万円
	④局地汚染対策としてのロードプライシング の効果及び実現可能性調査	8百万円
	⑤自動車NO _x ・PM法適合車使用推進事業	40百万円
	⑥局地における都市交通及び土地利用のあり方 に係る検討調査	20百万円
委託費	②総量削減対策進行管理検討調査 (地方公共団体×8箇所)	21百万円
補助金	③局地汚染対策支援事業 (地方公共団体×1箇所)	10百万円

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

自動車NO_x・PM法

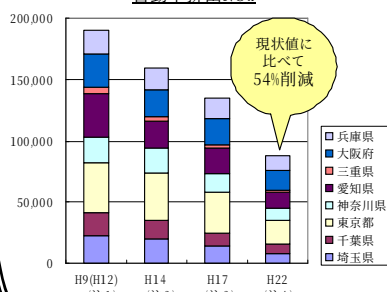
国：車種規制（新車への代替）



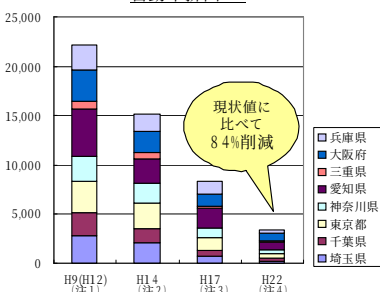
自治体：総量削減計画

自動車NO_x・PM法に基づく削減目標

(単位：トン/年) 自動車排出NO_x



(単位：トン/年) 自動車排出PM



事業者：自動車使用管理計画

① 自動車総合調査

- ・交通量の把握
- ・車種代替状況の把握
- ・流入車の状況の把握

注) 対策地域内に使用の本拠を有する同法による規制の対象となるトラック及び特殊自動車について、排出基準の適否を推計した。不適合と推計されるものについては、使用可能期限となる年度別に区分した。

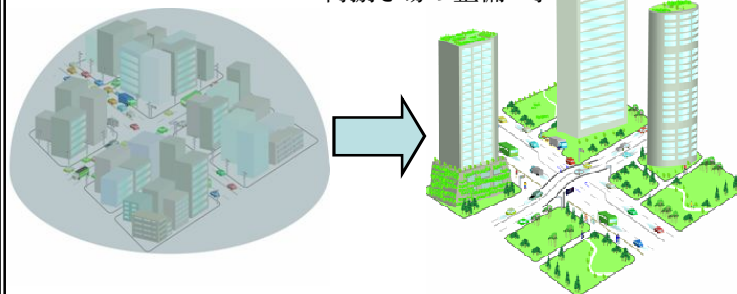
② 進行管理調査

注1) 各都府県が策定した総量削減計画（低公害車の普及・交通流対策等）に盛り込まれている現状値（東京都：H12, その他の7府県：H9）の累計
 注2) 平成14年度推計値
 注3) 総量削減計画に定められた中間目標値
 注4) 総量削減計画に定められた目標値

関連調査等

③ 局地汚染対策支援事業

- ・交通流対策
- ・交通需要の調整
- ・荷捌き場の整備 等



④ 局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査



⑤ 自動車NO_x・PM法適合車使用推進事業

- ・適合車利用キャンペーン
- ・荷主における優れた取組への表彰



⑥ 局地における都市交通及び土地利用のあり方に係る検討調査

- ・都市構造・道路ネットワークを踏まえた交通量抑制方策 等



平成22年度におけるNO₂・SPM環境基準の達成

公害防止管理実施状況調査対策検討のうち、
大気汚染・水質汚濁排出測定データ公表方法の検討
公害防止ノウハウの促進

2 1 百万円（3 百万円）

水・大気環境局総務課
大気環境課
水環境課

1. 事業の概要

昨今、一部の大企業において、大気汚染防止法等の排出基準超過や測定データの改ざんといった不適正事案の発生が見られる。また、環境問題の多様化、激甚な公害への対応を担ってきた職員の退職等を背景として、事業者及び地方自治体の公害防止業務を取り巻く状況は構造的に変化している。

このような公害規制をめぐる状況を踏まえ、環境省では「効果的な公害防止促進方策検討会」を設置し、平成20年4月に報告（以下、「検討会報告」という。）を取りまとめた。事業者及び地方公共団体においては、検討会報告を踏まえ、不適正事案を防止し、公害防止取組の一層の促進を図っていくことが必要である。

このため、検討会報告を踏まえ、以下を実施する。

- ① 公害防止管理体制等の実態調査として、事業者が自主的に積極的にかつ的確な対応を行う仕組みについて、欧米の公害防止制度や自治体における優良事業場認定制度など国内外における事例を収集・整理する。
- ② 排出測定データ等の情報の社会的共有を図り、不適正事案を防止と地域における環境保全を促進するため、大気汚染・水質汚濁排出データ公表方法の構築を図る。
 - ・大気汚染・水質汚濁排出測定データ公表ガイドラインの策定
 - ・排出測定データ公表HPの作成
 - ・大気・水分野リスクコミュニケーション・プログラム等の作成
- ③ 自治体や事業者の公害防止管理体制の維持、強化のため、法令解釈や運用ノウハウ、優れた公害防止の取組を共有するための公害防止ネットワーク構築などによる公害防止ノウハウ共有の促進を図る。
 - ・公害防止地域ブロック会議の開催
 - ・事業者向けのコンプライアンス意識向上のためのセミナーの開催
 - ・公害防止行政情報交換プラットフォームの構築

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23
公害防止管理体制の実態調査			→
大気汚染・水質汚濁排出測定データ公表方法の検討			
・大気汚染・水質汚濁排出測定データ公表ガイドラインの策定	→		
・排出測定データ公表HPの作成			→
・大気・水分野リスクコミュニケーション・プログラム等の作成		→	→
公害防止ノウハウ促進			
・公害防止地域ブロック会議の開催			→
・事業者向けのコンプライアンス意識向上のためのセミナーの開催			→
・公害防止行政情報交換プラットフォームの構築		→	→

3. 施策の効果

事業者の適切な公害防止取組の促進により、排出基準の超過やデータの改ざん等、不適正事案が減少し、もって公害防止に資する。

4. 備考

調査・対策費 21百万千円

- (内訳) 1 公害防止管理体制の実態調査 4百万
- 2 大気汚染・水質汚濁排出測定データの公表方法の検討 8百万
- 2-1 大気汚染・水質汚濁排出測定データ公表ガイドラインの策定
- 2-2 排出測定データ公表HPの作成
- 3 公害防止ノウハウ促進 9百万
- 3-1 公害防止地域ブロック会議の開催
- 3-2 事業者向けのコンプライアンス意識向上のためのセミナーの開催

〔検討の背景〕

- 一部の大企業における排出基準超過やデータ改ざんなどの不適正事案の発生
- 環境問題の多様化、公害防止エキスパートの退職等を背景とした、事業者及び地方自治体における公害防止管理業務の構造的変化

〔報告の概要〕

公害防止の取組強化に向けた基本的な考え方

- ① 法令から運用レベルまで、様々な方策を組み合わせた総合的な対応
- ② 事業者及び地方自治体における自主的な取組の促進
- ③ 事業者、地治体による管理から社会的な情報共有によるオープンな管理へ

効果的な公害防止取組の促進に向けた方向と方策

＜事業者における取組の促進＞

- 公害防止管理体制整備の促進
公害防止法令に基づく事業者から自治体への届出の機会に、事業者の公害防止管理体制等の情報を提出することによる体制整備促進の検討 等
- 排出測定データの未記録・改ざんに対する罰則の創設の検討
- 事業者の自主的な法令違反申告や情報開示等の取組を促進する仕組みの検討
- 技術的観点からの取組の促進

＜地方自治体における取組の促進＞

- 立入検査等の効果的な実施促進
 - ・ 地方自治体における立入検査マニュアルの整備促進、公害防止業務優良事例の共有推進
 - ・ 公害防止管理者の監督機能の活用と公害防止法例との連携促進 等
- 国及び自治体間の公害防止業務に関する情報、ノウハウの共有促進
 - ・ 地域ブロック毎の連絡会議の開催 等
 - ・ インターネットを活用した情報共有システムの構築等

＜横断的な方策＞

- 排出基準、測定方法、運用等の明確化と浸透促進
通知類の整理・統合、法令集の編集・改訂、解釈の統一、照会・相談窓口の設置 等
- 排出測定データの公表・開示等の促進
排出測定データの報告・公表・開示の仕組みの検討、リスク・コミュニケーションの推進 等
- 事業者や地方自治体の公害防止担当者の教育・研修の機会拡充
- 継続的な公害防止管理の実態把握による制度・運用の改善

微小粒子状物質（PM2.5）対策等調査費

2 1 5 百万円(8 3 百万円)

水・大気環境局大気環境課
自動車環境対策課

1. 事業の概要

浮遊粒子状物質(SPM)の中でも粒径の小さい微小粒子状物質（PM2.5）については、欧米において、環境目標値を設定する動きがあり、WHO（世界保健機関）はPM2.5に関するガイドラインを一昨年設定した。さらに、平成19年5月の自動車NOx・PM法の改正の際の附帯決議において、PM2.5の環境基準を早期に設定することや対策のあり方について検討することが示されている。また、東京大気汚染訴訟和解条項においても、PM2.5の健康影響評価やモニタリングの充実について示されており、これらの取組みを進めているところである。

これらの取組みと併せて、汚染実態の的確な把握や対策の検討等が課題となっていることから、広域的なモニタリングや環境濃度将来予測等について調査検討するとともに、秤量測定法や自動測定法に関する測定精度の改良、微小粒子の生成機構や大気中の組成解明及び多岐にわたる排出源の把握に係る情報源の整理、諸外国における削減施策の動向の把握等に取り組む必要がある。

このような状況を踏まえ、①PM2.5対策等調査、②諸外国における削減対策動向調査を実施し、的確な微小粒子状物質対策の立案を図る。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
①PM2.5対策等調査			→
②PM2.5対策海外動向調査			→

3. 施策の効果

- ① PM2.5のモニタリング方法が確立されること
- ② PM2.5の削減対策の立案に資すること

4. 備考

調査費 2 1 5 百万円
(内訳)

- ① PM2.5対策等調査 …モニタリング調査等 2 1 1 百万円
- ② PM2.5対策海外動向調査 …海外動向調査 4 百万円

微小粒子状物質 (PM2.5) 対策等調査費

PM2.5の健康影響が懸念されており、大気環境の一層の改善に向け、総合的な調査研究の更なる加速が必要。

海外では・・・

- 欧米において、PM2.5の環境目標値を設定する動きあり

NO_x・PM法改正の附帯決議では・・・

- 早期に環境基準の設定を行うこと
- 対策の在り方についても検討を行うこと

これまでの環境省の取組は・・・

- PM2.5の健康影響評価についての知見の集積

- PM2.5健康影響評価検討会による報告書とりまとめ

- 大気環境モニタリングの試験的实施

健康影響評価検討会報告では・・・

- ①不確実性を少なくするための知見の集積
- ②測定法に関する測定精度の改良
- ③微小粒子の生成機構、排出源の把握等の情報の整理が今後の課題

これらの課題を受け・・・

本予算では

施策

PM2.5等の曝露影響調査研究

施策①

PM2.5対策等調査

施策②

PM2.5対策海外動向調査

施策

自動車から排出される粒子状物質の排出特性実態調査

PM2.5の大気汚染対策強化に資する！！

1. 事業の概要

近年、我が国の光化学オキシダントの濃度レベルは上昇傾向にあり、光化学オキシダント注意報の発令地域も広域化している状況にある。

これらの要因を解明するため、平成19年度に「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」において検討を行い、中間報告が取りまとめられたところ。

その中で示された今後の課題を踏まえ、寄与割合や地域毎の詳細な要因分析、シミュレーションモデルの改良、モニタリング体制の拡充等を行うもの。

また、越境汚染等の要因分析に必要となる国際的なデータ比較に対応するため、光化学オキシダント測定に関する精度管理体制を確立する。

2. 事業計画

	H20	H21	H22	H23
①既存の知見、文献等による光化学オキシダント濃度等の調査	→			
②光化学オキシダント濃度の変動要因の調査及び予測モデルの確立			→	
③新たな光化学オキシダント対策の検討			↔	
④光化学オキシダント測定に関する精度管理体制の構築		←		→

3. 施策の効果

光化学オキシダントの濃度上昇、注意報の広域化等の原因究明を図るとともに、より信頼性の高い光化学オキシダント等の常時監視体制を構築・維持することにより、効果的・効率的な光化学オキシダント対策の実施に資する。

4. 備考

調査費 40百万円

(内訳)

光化学オキシダント濃度の変動要因調査及び予測モデルの確立

20百万円

光化学オキシダントの精度管理体制の構築

20百万円

光化学オキシダント動向等調査費

光化学オキシダント

- ・濃度レベルの上昇
- ・注意報発令地域の広域化
- ・極めて低い環境基準達成率



光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会
中間報告(平成19年12月)

＜今後の課題＞

調査研究・モニタリングの推進

- 寄与割合の定量的な評価
- 地域毎の詳細な要因分析
- シミュレーションモデルの改良
- 適正な大気常時監視システムの維持

光化学オキシダント濃
度の変動要因の調査及
び予測モデルの確立



光化学オキシダント測定
の精度管理体制
の整備



光化学オキシダントの濃度上昇等の原因究明
信頼性の高い常時監視体制の構築・維持

効果的・効率的な光化学
オキシダント対策の実施

(新) 光化学オキシダント等に係るアジア諸国の大気汚染対策協力 3 1 百万円 (0 百万円)
--

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

近年、わが国における光化学オキシダントの濃度レベルが上昇傾向にあり、注意報の発令地域も広域化していることから、これら要因解明のため平成19年7月に「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を設置した。同年12月にとりまとめた中間報告の中で、アジア大陸の大気汚染物質の排出量増大に伴う我が国への越境移流が指摘され、今後の課題として、国際的な取組の必要性が示されたところ。

このような状況を踏まえ、アジア地域の大気環境管理の推進に向け、激甚な公害を克服してきた経験や知恵を有するわが国の優れた大気汚染対策技術について、アジア諸国に対して情報発信する。また、アジア諸国相互の大気汚染対策協力を促進するため、各国間の大気汚染の現状や対策など大気汚染に関する様々な分野に関して検討するワークショップを開催するとともに、大気汚染対策やモニタリングに係る技術研修を実施する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
①大気汚染状況等の海外への情報発信 サイトの構築及び運用			→
②ワークショップの開催			→
③対策、モニタリング技術研修の実施			→

3. 施策の効果

日中韓の大臣合意に基づく枠組みを活用した中国等での大気汚染対策を促進することにより、相手国の環境改善に資するとともに、わが国への光化学オキシダントの移流を軽減することができる。加えて、わが国の大気汚染状況に関する情報を発信することで、各国間における大気汚染情報の共有が可能となる。

4. 備考

外国旅費 5 百万円

(内訳)

現地実態調査 5 百万円

調査費 2 6 百万円

(内訳)

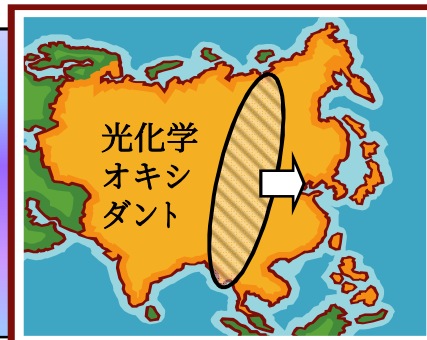
大気汚染状況等の海外への情報発信サイトの構築及び運用 6 百万円

ワークショップの開催 6 百万円

大気汚染対策技術、モニタリング技術研修の実施 1 4 百万円

光化学オキシダント等に係るアジア諸国の大気汚染対策協力

- 「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を設置し、平成19年12月に中間報告をとりまとめ
- 国際的な取り組みを実施することが今後の課題として示された



- 激甚な公害を克服してきた経験や知恵を有する我が国の優れた対策／モニタリング技術について、アジア諸国に対して情報発信する。



大気汚染状況等発信
サイトの構築

- そらまめの英語版サイトの構築
- 大気汚染技術を閲覧できる
サイトの構築

様々な大気汚染の分野に関する
ワークショップの開催

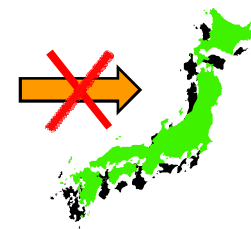
- 大気汚染対策や国際協力の枠組みについて議論
- コベネフィット対策の案件発掘

大気汚染対策、モニタリング
に係る技術研修

- 各国の状況に応じた対策／モニタリングの技術研修の実施



- ・相手国における大気環境の改善
- ・わが国への光化学オキシダントの移流を軽減
- ・各国間における大気汚染情報の共有が可能



(新) 人工衛星データを利用した大気汚染監視システム構築事業 30百万円(0百万円)

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

我が国における大気汚染の状況は、発生源対策等の効果により、全般的に改善の傾向にあるが、光化学オキシダントについては環境基準達成率が極めて低い状態が続いており、NO_x及びSPMについては大都市を中心として環境基準未達成の地域が残っている。

特に光化学オキシダントについては、近年、大陸からの移流による高濃度現象が見られるようになってきていることなどから、離島、海域等を含む広域的かつ、きめ細かな監視が求められているが、全国の都道府県等が設置している常時監視測定局数は、自治体の財政難等により減少する傾向にある。

そのため、対流圏観測用の人工衛星に搭載されたセンサによる観測データを利用した、大気汚染物質の監視手法について調査・検討を行うものである。

2. 事業計画

	H21	H22	H23	H24以降
①人工衛星データに関する既存の知見、文献等の調査	→			
②対流圏オゾンの監視手法に関する検討		→		
③NO ₂ 及びエアロゾルの監視手法の検討			→	
④システムの基本設計			→	
⑤システムの整備				→

3. 施策の効果

人工衛星データを活用して、大気汚染状況を広域的かつきめ細やかに把握することにより、発生源対策を含めた、より効果的な大気汚染対策の実施が可能となる。

4. 備考

調査費 30百万円
(内訳)

人工衛星データに関する既存の知見、文献等の調査	17百万円
システムの基本設計	13百万円

人工衛星データを利用した大気汚染監視システム構築事業

背景

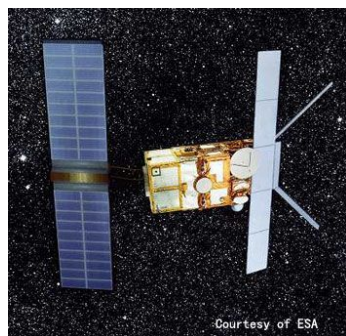
- ・大陸からの越境汚染等の影響の増大
- ・大気汚染常時監視局の減少



新たな手法による大気汚染監視が必要

衛星データを利用した大気汚染監視システムの構築

対流圏観測用衛星搭載センサ



ERS-2 (ESA) 1995.4～

GOME (Global Ozone Monitoring Experiment)

- ・可視・紫外、直下視
- ・分解能 0.2-0.4nm、センサ視野 320×40km

EOS-Aura (NASA) 2004.7～

TES (Tropospheric Emission Spectrometer)

- ・熱赤外、直下視・周縁
- ・分解能 0.2-1.5nm、センサ視野 0.5×5km

OMI (Ozone Monitoring Instrument)

- ・可視・紫外、後方散乱
- ・分解能 0.45-1.0nm、センサ視野 13×24km

OMIデータによる解析例

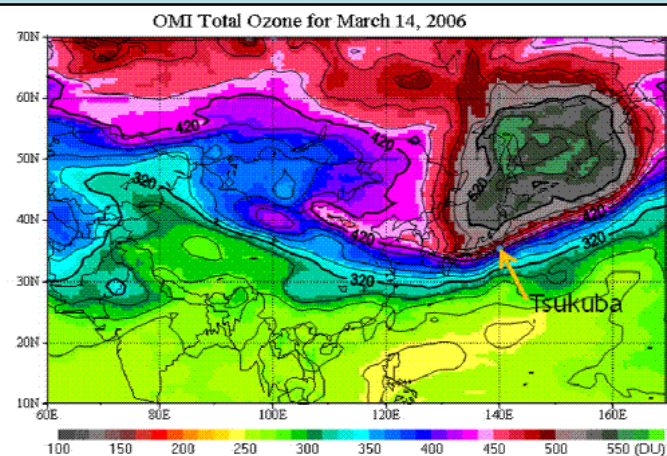


図1 日本付近を高濃度オゾンが通過した時の OMI 衛星によるオゾン全量マップ
米国航空宇宙局(NASA)の AURA 衛星に搭載されたオゾン監視装置 (OMI:Ozone Monitoring Instrument) データを基に作成した。

Fig. 1 Map of total ozone by AURA/OMI satellite showing high ozone concentration passed over Japan.

- ・広域のかつきめ細やかな大気汚染状況の把握
- ・常時監視データ、排出源データ等との連携

より効果的な大気汚染防止
対策の実施

(新) 地球温暖化対策と大気汚染防止に資するコベネフィット技術等の評価 検討費	23百万円(0百万円)
--	-------------

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

固定発生源における今後の大気汚染防止対策を推進するに当たり、地球温暖化対策や循環型社会の構築といった観点でも効果の高いコベネフィット型の技術や施設を導入する必要がある。このため、VOCをコージェネレーションの燃料に取り込む方式（VOC回収ガスタービン等）によるCO₂削減や省エネルギー対策技術の有効性の評価を行い、その結果を公表する。

また、バイオ燃料等の新しい種類の原燃料について、その使用による大気汚染への影響を把握し、今後の対策のあり方を検討する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2
VOC回収ガスタービン等によるCO ₂ 削減や省エネルギー対策技術の有効性の評価 ・評価方法の確立及び評価対象技術の選定 ・評価及び公表		
新しい種類の原燃料の大気汚染影響調査 ・調査計画の策定 ・燃原料及び使用形態等に関する調査 ・検討会の開催 ・詳細情報の収集 ・排ガス調査等の実施 ・評価及び公表		

3. 施策の効果

CO₂削減や省エネルギー対策技術の有効性の評価を行いその結果を公表することや、新しい種類の原燃料の使用による大気汚染への影響を把握することにより、大気汚染対策手法の導入を促進し、包括的な環境対策を推進することができる。

4. 備考

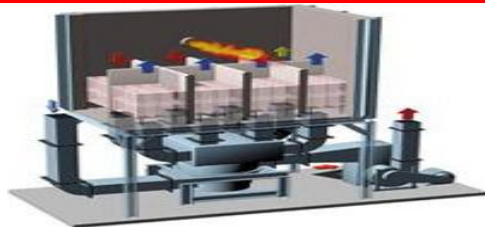
調査費 23百万円

(内訳)

VOC回収ガスタービン等によるCO ₂ 削減や省エネルギー対策技術の有効性の評価	12百万円
新しい種類の原燃料の大気汚染影響調査	11百万円

地球温暖化対策と大気汚染防止に資する コベネフィット技術等の評価検討費

大気汚染防止装置
VOC直接燃焼装置
電気集塵機 等



新しい種類の原燃料
バイオ燃料
ペレット燃料 等



使用実態の調査

地球温暖化等の観点から見た
有効性の評価・公表
・CO₂排出量の把握
・対策機器の比較

大気汚染への影響を把握し
評価・公表
・排出ガスの測定
・既存燃料との比較

効果

事業者における大
気汚染物質対策の
推進

地球温暖化に配慮した
・大気汚染対策手法の導入の促進
・包括的な環境対策の推進

効果

未知数の大気汚
染に対する国民
の不安を解消

交通公害防止等調査検討費

66百万円(54百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

船舶からの大気汚染物質等の排出削減については、国際的な規制に我が国の状況が適切に反映されるよう技術的な検討を行うと共に、国内対策としても船舶の排出ガス対策を適切に講じるべく、排出ガス削減対策とその効果等について各種調査などを行う。

新幹線、航空機など交通機関による騒音・振動については、環境基準等の達成に向け、騒音対策を適切かつ効果的に推進するため、統一的な騒音測定等モニタリングに関するマニュアルの策定などを行う。

道路交通振動については、昭和51年の振動規制法制定以来25年以上経過しているうえ、制定当時と比べ建築構造も変化している。道路交通振動が要請限度値を超えることは稀であり、振動の評価が現状に即していないことが考えられる。よって、道路交通振動が及ぼす影響の適切な予測・評価方法の検討を行い、道路交通振動のあり方の検討を行う。

自動車騒音については、平成12年に騒音規制法が改正されたことに伴い騒音常時監視は、地方公共団体の法定受託事務とされた。それに伴い技術水準を全国的に確保すべく「環境基準の評価マニュアル」を作成の上、配布したところであるが、その後の技術の発展等を踏まえマニュアルの改訂に向けた調査検討を行う。また、騒音常時監視システムの改良や地方公共団体からの常時監視結果報告のとりまとめなどを行う。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
船舶排出大気汚染物質規制検討調査			→
交通騒音振動低減対策推進調査			→
道路交通振動対策調査		→	
自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂			→

3. 施策の効果

- ・船舶からの大気汚染物質等の排出削減及び、国際的な規制に我が国の状況を適切に反映する。
- ・新幹線沿線の騒音・振動及び飛行場周辺の騒音環境の改善。
- ・道路交通振動における地盤・路面状況、建物の構造等自動車交通にあたる影響を調査し、今後の道路振動対策のあり方を検討する。
- ・マニュアルの改訂により自動車騒音常時監視事務を効率的・合理的に実施する。

4. 備考

調査費 4 8 百万円

(内訳)

船舶排出大気汚染物質規制検討調査 6 百万円

交通騒音振動低減対策推進調査 1 7 百万円

自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂 2 5 百万円

委託費 1 8 百万円

(内訳)

交通騒音振動低減対策推進調査 1 1 百万円 (地方公共団体 1 3 箇所)

道路交通振動対策調査 7 百万円 (民間団体 1 箇所)

○交通公害防止等調査費

船舶からの大気汚染物質等の排出削減



大気汚染物の現状を把握し、対策について調査・検討を行っている。

新幹線、航空機など交通機関による騒音・振動



実態調査

環境基準の達成に向けて実態の調査及び諸対策の検討等を行っている。

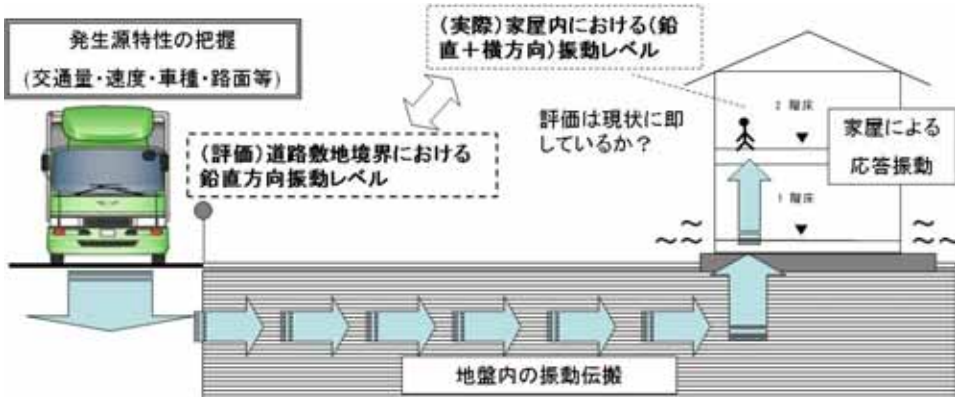


土地利用対策の検討



騒音軽減対策

道路交通振動



道路交通振動が及ぼす影響の適切な予測・評価方法の検討を行い、道路交通振動のあり方を検討を行っている。

自動車騒音



騒音常時監視システムの改良や地方公共団体からの常時監視結果報告のとりまとめなどを行っている。

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（公道を走行しない特殊自動車の排出ガス規制）が平成18年4月から施行されている。

①法の施行に伴い、特定特殊自動車の型式届出等の審査を経産省、国交省、環境省で行っており、業務の効率化、処理期間の短縮化のため情報管理システムを構築し、平成20年度から運用を開始している。

②また、使用燃料の実態調査（排出ガスへの影響等）※や普及啓発（パンフレット、キャンペーン等）を継続して行うとともに、現場立入検査の改善のための調査等を行う。

③なお、平成20年1月に答申されたディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化に係る中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第九次答申を受け、次期規制に向けた技術基準等の改正に必要な調査・検討を行う。

※【国会附帯決議】オフロード特殊自動車については、現在メーカー指定の燃料以外の燃料が広く使用され、排出ガスの性状の悪化をもたらしていると言われていることから、これらの燃料の使用状況に関する実態調査を早期に行うとともに、適切な燃料の使用に関する普及啓発等の対策を実施すること。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
①オフロード法情報管理システムの維持管理			→
②普及啓発・現場調査等			→
③次期規制等に向けた調査・検討			→

3. 施策の効果

①オフロード法情報管理システムの運用で、申請処理の効率化、迅速化

②使用者への普及啓発等により排出ガス規制の確実な施行を推進

③ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化により大気環境基準の達成を確実なものへと推進

4. 備考

調査費 55百万円

（内訳）①情報管理システムの開発・運用保守

5百万円

②立入検査の適正化調査

9百万円

③普及啓発（パンフレット作成）

4百万円

④使用燃料実態調査

20百万円

⑤次期規制強化に向けた技術基準等の改正
に必要な調査・検討

17百万円

オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成18年4月施行）

これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制を新たに行う。

特殊自動車についてのこれまでの排出ガス規制



公道を走行するもの（オンロード車）
……道路運送車両法により規制
公道を走行しないもの（オフロード車）
……これまで未規制

オフロード車にもオンロード車と同等の規制を導入

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の規制の枠組み

エンジンメーカーの申請

エンジンの型式指定

道路運送車両法との相互利用

車両メーカーの届出

型式指定エンジン搭載車両の届出

車両（新車）に基準適合表示を付す

使用者

基準適合車両の使用

次の買換時に、基準適合表示付き車両を選択
※この部分は平成18年10月施行。
これ以前に製作されたものは規制対象外。

その他

国による抑制指針の公表、報告徴収、立入検査、基準適合命令 等

軽油を燃料とするオフロード特殊自動車の排出ガス規制の強化

将来的な環境基準
の達成を確実なもの
とするために規制強
化が必要

・H23年(2011年)～25年(2013年)に、PMの規制強化を実施（現行から約9割削減）。
・定格出力が56kW以上の特殊自動車に対して、
H26年(2014年)～27年(2015年)に、NOxの規制強化を実施（現行から約9割削減）。

大幅な排出ガスの低減には、排気後処理装置の採用が前提となり、その評価のため、新たな試験方法が必要

次期規制に向け技術基準等の改正に必要な調査・検討を実施

1. 事業の概要

自動車から発生する排出ガス、騒音を低減することを目的として、自動車単体規制の強化など必要な対策を実施してきたところである。

今後、これまでの規制の強化による排出実態の変化を踏まえつつ、走行実態・排出実態をより反映させた排出ガス試験法について検討する必要がある。また、最近においては、PM2.5など微小排出粒子に対する新たな規制の強化が求められてきている。さらに、化学物質の健康影響に関する知見の蓄積を踏まえて従来の物質以外の有害物質の排出実態の把握も必要となってきたほか、規制の強化に対応した新たな排出ガス後処理低減装置の導入による温室効果ガスの排出増加や、地球温暖化対策の柱の一つであるバイオ燃料の使用拡大による有害物質の排出増加の可能性がある。このため、これら現行において規制されていない有害物質等の排出実態を把握する必要がある。

また、騒音については、環境基準達成率は未だ十分ではなく、苦情も減少していない状況である。この原因としては、現行において規制されていないタイヤ騒音や、騒音試験法では評価できない走行実態・騒音実態があるものと懸念されている。このため、これらの騒音の実態を把握する必要がある。

上記の調査結果を踏まえ、必要に応じ、現行規制の強化や見直し、新たな対策の検討を行い、自動車から発生する排出ガス、騒音の更なる低減を図る。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23	H24以降
①ディーゼル自動車等排出ガス低減施策検討調査				→
②自動車からの有害大気汚染物質排出実態調査				→
③自動車から排出される粒子状物質の排出特性実態調査				→
④バイオ燃料使用時の未規制物質の排出実態調査				→
⑤タイヤ単体騒音実態調査			→	
⑥重量車の排出ガスモードの国際基準調和に関する調査			→	
⑦先駆的排出ガス計測手法の検討調査			→	
⑧騒音試験条件外における自動車騒音実態調査			→	

3. 施策の効果

自動車から発生する排出ガス、騒音の更なる低減が図られる。

4. 備 考

調査費

202百万円

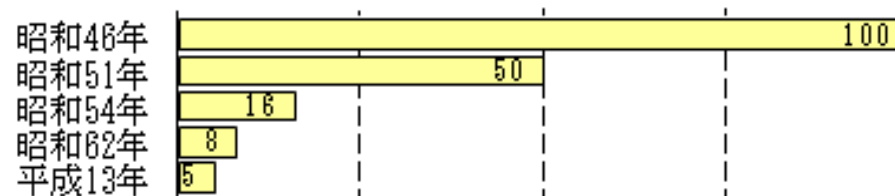
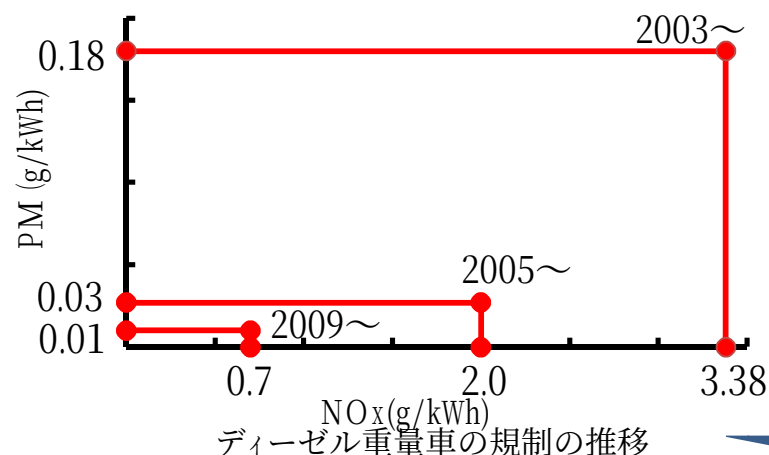
(内訳)

ディーゼル自動車等排出ガス低減施策検討調査	15百万円
自動車からの有害大気汚染物質排出実態調査	18百万円
自動車から排出される粒子状物質の排出特性実態調査	55百万円
バイオ燃料使用時の未規制物質の排出実態調査	25百万円
タイヤ単体騒音実態調査	11百万円
重量車の排出ガスモードの国際基準調和に関する調査	30百万円
先駆的排出ガス計測手法の検討調査	38百万円
騒音試験条件外における自動車騒音実態調査	10百万円

自動車公害実態調査・対策検討費

自動車から発生する排出ガス、騒音を低減することを目的として、自動車単体規制の強化など必要な対策を検討するための経費。

○これまで、実態調査、技術開発動向調査、試験等を実施し、排出ガス、騒音規制の強化等の対策を実施。



小型二輪 加速走行騒音の規制の推移

○これから、現行規制の強化の他、様々な課題について検討を行う必要がある。

【排出ガス規制】

①現行規制の強化・見直し、その効果等を検討するための調査

- ・ディーゼル自動車等排出ガス低減施策検討調査
- ・重量車の排出ガスモードの国際基準調和に関する調査

②未規制物質の排出実態の調査

- ・自動車からの有害大気汚染物質排出実態調査
- ・自動車から排出される粒子状物質の排出特性実態調査
- ・バイオ燃料使用時の未規制物質の排出実態調査
- ・先駆的排出ガス計測手法の検討

【騒音規制】

①新たな騒音試験方法の検討

- ・タイヤ単体騒音実態調査
- ・騒音試験条件外における騒音実態調査

更なる排出ガス・騒音の低減

(新) 新たな水質管理指標に係る類型指定調査

16百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

生活環境の保全に関する環境基準については、設定から35年以上を経過し、水環境の状況が変化する中、環境基準達成状況だけでは水環境の保全状況が国民にとって実感しにくく、環境保全活動の推進につながりにくいとの指摘がある。このため、現在、水質環境基準生活環境項目検討調査において、そのあり方について検討を行っているところであり、新たに管理すべき水質項目として透明度、底層DO等を新たに設定する方向で検討している。

しかし、生活環境の保全に係る環境基準は、同様の利水用途、水質で区切られた個々の水域に対して類型を指定することで初めて具体的な環境基準値が定まるため、新たに項目による水質管理を進めるため、速やかに全ての水域で類型指定を行う必要がある。

このため、国のあてはめ水域（228水域）について、新規追加項目に係る利水状況、水質状況の実態及び将来水質予測等の各種情報を収集・整理することにより、各水域における類型指定を進める。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
新規基準項目に係る水域類型指定検討調査					

3. 施策の効果

国のあてはめ水域（228水域）について、新規追加項目に係る利水状況、水質状況の実態及び将来水質予測等の各種情報を収集・整理することにより、陸域環境基準の類型指定を行い、概ね5年程度で各流域での水環境保全施策の推進を図る。

4. 備 考

調査費 16百万円

・新たな水質管理指標に係る類型指定調査 16百万円

新たな水質管理手法に係る類型指定調査

(背景) : 既存の水質環境基準 (生活環境項目) の体系は設定から35年以上経過。

- ・その間に、公共用水域の保全・利用状況や国内外の諸制度に変化
 - ・水質分析に関する技術的な進展、水質と生態系との関連に関する科学的な理解の進展
- 水質環境基準を取り巻く社会・自然状況は大きく様変わり

・湖沼環境保全制度のあり方 (H17年)
・第6次水質総量制度のあり方について
(中環審答申)

・BOD・COD等の環境基準達成状況だけでは水環境の保全が国民にとって実感にくい、環境保全活動の推進につなげにくい。

生活環境項目の見直し検討
(H19～21年度)

- ・生活環境項目に関する水利用上等の課題抽出
- ・新しい環境基準項目の整理・検討
- ・今後の環境項目の見直しに係る方向性の整理

底層DO、透明度等について新たな項目としての設定を検討

各水域で類型指定することで具体的な環境基準値の決定

各水域 (228水域) における新規追加項目に係る利水用途等の情報収集・整理

- ・利水状況調査
- ・水質状況調査
- ・将来水質予測 等

各水域における類型指定の実施により、各流域での水環境保全施策の推進を図る

(新) W E T手法を活用した排水規制手法検討調査

80百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

実際の工場等の排水には低濃度ではあっても多様な未規制の化学物質が含まれ、それらの物質は科学技術の発展に伴い増加している。この影響については依然として未知な部分が多く、現状の一律排水規制のみでは、新たな水質問題に対して迅速に対応することが難しい。安全・安心な水環境を確保し、排水に起因する水質汚濁による人や水生生物への悪影響を未然かつ効率的に防止するためには、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する手法が必要である。

このため、工場等からの排水中の化学物質による影響を総合的に把握し、対策を講じ、排水による環境影響の低減を図るWET(Whole Effluent Toxicity)手法を活用した新たな規制手法について調査・検討を行う。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23	H24
・ WET手法を導入している海外事例調査	-----	-----		
・ WET手法の国内適用上の問題点等についての検討調査		-----	-----	
・ BT(バイオテクノロジー)等を用いた化学物質の水環境影響評価 手法の検討	-----	-----	-----	
・ BT等を用いた排水の環境影響評価手法の検討	-----	-----	-----	
・ WET手法を用いた水質管理のモデル的試行			-----	-----
・ WET手法による水質管理手法ガイドライン作成			-----	-----
・ WET手法を用いた排水規制のあり方の検討			-----	-----

3. 施策の効果

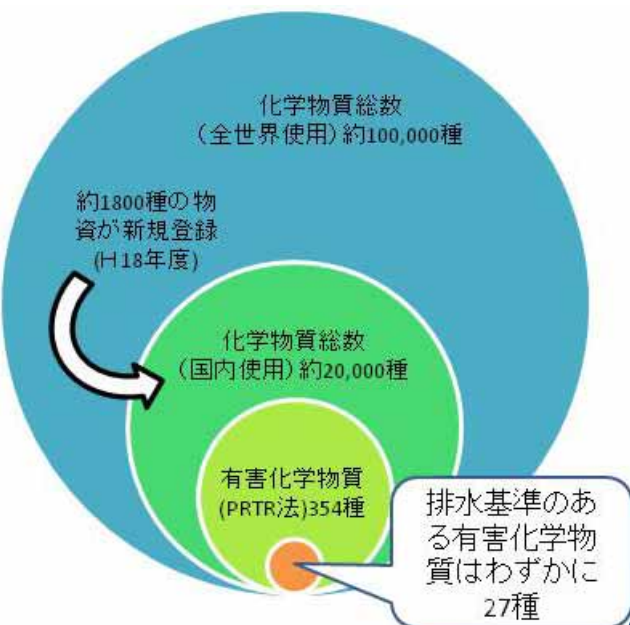
環境中の水質や工場等からの排水中の化学物質による影響を総合的に評価することにより、これまで個別の物質について人への健康影響等を評価した上で排水基準を設定し管理していくという手法だけでは難しかった、新たな水質問題への迅速かつ効率的な対応が可能になると共に、未然防止のための対策を講ずることができる。

4. 備 考

調査費 80百万円 ・ 排水規制手法検討調査 80百万円

WET手法を活用した排水規制手法検討調査

(WET=Whole Effluent Toxicity)



<背景>

- 事業所からの排水には、基準項目に設定されている物質の他にも多様な化学物質が含まれ、それらの影響は未知な部分が多い
- 水質汚濁による人や水生生物への悪影響を未然かつ迅速に防止する手法が必要
- 海外においても排水全体の毒性をとらえて規制するWET手法が導入されている

→排水中に含まれる多様な化学物質の総合的な影響を評価し、適切に管理する必要がある

諸外国の制度調査、国内適用上の問題点について検討調査

WET手法を用いた水質管理手法のモデル的試行とガイドライン作成



BT等を用いた化学物質の水環境影響評価手法の検討



BT等を用いた排水の環境影響評価手法の検討



化学物質の複合影響・未規制物質による水質問題への迅速な対応が難しい

従来の一律排水規制



多様な化学物質を総合的に評価

毒性の有無を総合的に評価するため、

一律排水規制を効果的に補完することが可能
WET手法による排水規制

WET手法を用いた新たな排水規制のあり方の検討

3 Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査

50百万円(20百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

排水処理によって発生する処理生成物のリユースを促進するためには、搬出側と受け入れ側の品質の条件整理やその流通経路の確保などが課題となっている。また、排水処理は有害物質を含む大量の廃棄物が発生するという課題も抱えている。

本調査では、これらの課題解決に向けた各業界の取り組みを支援するため、産官学一体となった意見交換や技術開発を実施するための検討会を設置する。また、特に技術開発が困難な温泉排水処理技術については、技術開発を促進するための排水調査及び現地実証試験を実施する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 0	H 2 1	H 2 2
①処理生成物のリユースの促進	-----	-----	
②リサイクル可能な吸着剤等の技術開発	-----	-----	-----
③材料、工程、排水処理の見直しにともなうリデュースの促進	-----	-----	-----
④温泉排水実態把握のための排水調査	-----	-----	-----
⑤排水処理技術現地実証試験		-----	-----

3. 施策の効果

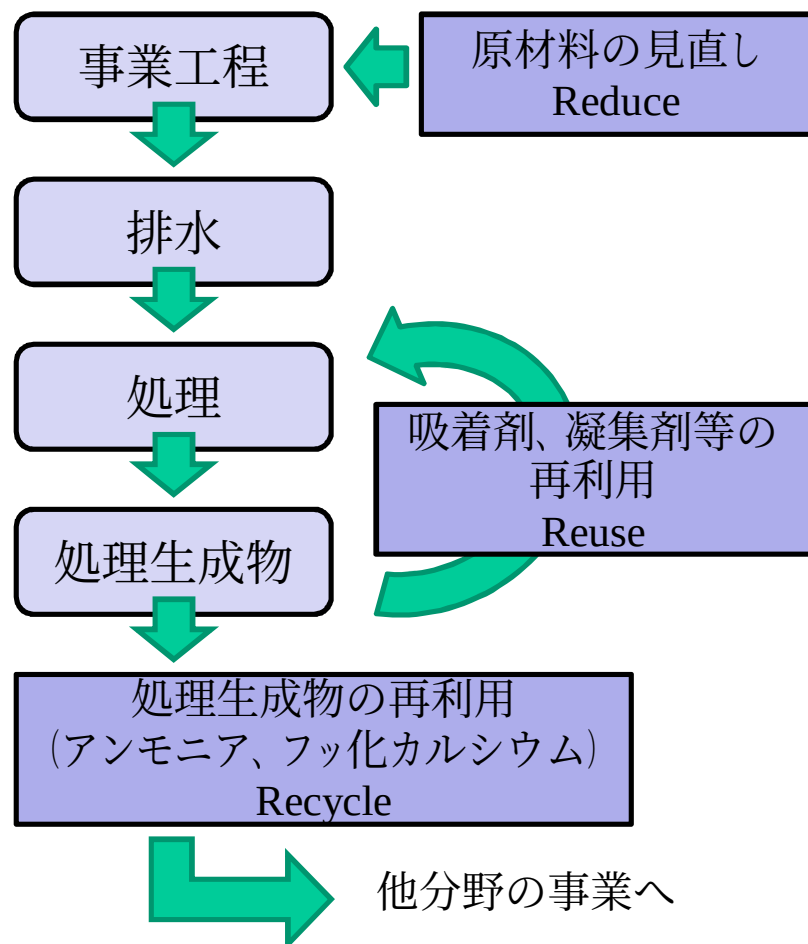
3 Rが促進されることにより、処理廃棄物の減量等による処理費用の軽減が可能となり、これまで対応が困難であった業種において排水対策が促進され、暫定排水基準の撤廃や強化が可能となる。特に、アンモニアやフッ化カルシウムは高いリサイクル率が見込まれる。また、既存のデータが少ない温泉排水の実態を調査することにより、これまでほとんど対策が行われていなかった温泉関連施設における有効な対策が検討可能になる。

4. 備 考

調査費 50百万円 ・排水処理技術開発促進調査 50百万円

3 Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査

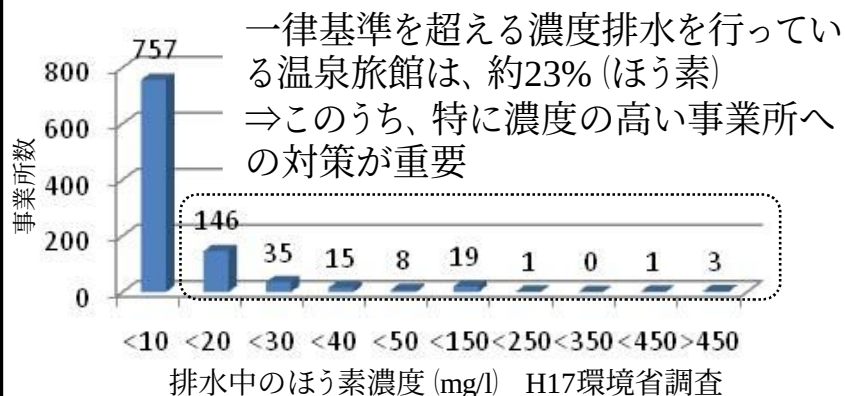
- 排水処理に伴い発生する、廃棄物の処理費用等が原因で一律排水基準を達成できない業種が存在。
- ①材料、工程、処理方法等を見直すことで、排水量または廃棄物発生量を削減（リデュース）。
- ②リサイクル可能なものについては、品質の向上、流通経路の確保などにより有価物としての売却等を促進。
- ③凝集後または吸着後の廃棄物から、処理物質を分離し、凝集剤または吸着剤としてリユースの可能性を検討。
- ④温泉排水実態調査および現地実証試験
 - 排水処理に係る負担を軽減し、
 - 一律排水基準の達成をめざす。



温泉施設特有の課題

排水中の成分が多様
⇒既存技術による排水処理の阻害要因になることも多い

温泉旅館は規制されているが同じ温泉を使う日帰り温泉施設等は規制対象外 ⇒業界に不公平間がある



排水実態調査と現地実証試験が必要

(新) 水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費

30百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

近年の急激な人口増加に伴い、水需給が逼迫している他、水質の悪化、水系生態系の変化など、様々な水問題が世界各地で顕在化してきている。これら国際的な広がりを持つ水問題に対応するためには、海外の環境状況との比較が可能な体制を整備することが必要であり、このような状況を踏まえ、体制整備の一つである水質監視手法の統一化を図るため、環境基本法及び水質汚濁防止法に基づいて定められている公共用水域及び工場排水に係る公定分析法について、国際的な標準となっているISO規格との整合化に向けた調査、検討を行う。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
1. 環境基準項目及び排水基準項目に係る公定分析法と国際規格（ISO）の情報整理、技術比較調査		→	
2. 公定分析法改正に係る調査・検討			→

3. 施策の効果

国際規格として採用されている先進的・効率的な分析法と整合させることにより、日本の分析精度の国際的な信頼性をより一層高めるとともに、国際的な水質分析技術等の統一化を図る。

これらにより、水環境分野における国際協調が図られ、国際的かつ多面的な課題を有する水問題の解決における日本の国際協力・貢献の推進に資する。

4. 備 考

調査費 30百万円 ・ 整合化検討調査 30百万円

水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費

背景

- 国際的な広がりを持つ水環境問題に対応するため、海外の水環境状況との比較が可能な体制を整備することが必要。
- 体制整備にあたっては、水質監視手法の統一化が必要であり、国際的な標準であるISO規格との整合化を図っていくことが重要。

公共用水域及び排水に係る測定体制

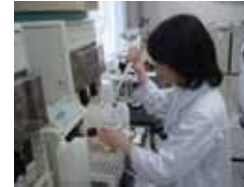
- ◆ 公共用水域（国、地方公共団体による測定）
- ◆ 工場排水（事業者の自主測定、地方公共団体による測定）



**環境基本法及び水質汚濁防止法に基づく
測定方法（公定分析法）**により分析を実施

調査検討内容

- ・ISOとの技術比較
- ・分析法の確認試験を実施



国際標準と
の整合化

公定分析法の改定

国際標準化機構（ISO）
による水質分析法

整合化

ISO規格

- ※ 経済産業省では
- ✓ 日本の優れた技術の国際標準化（ISO化）
- ✓ その他の国内規格（JIS）の整合化を実施

➤ 日本の分析精度の国際的な信頼性をより一層高めるとともに、国際的な水質分析技術等の統一化を図る。

➤ 水環境分野における国際協調が図られ、国際的かつ多面的な課題を有する水問題の解決における日本の国際協力・貢献の推進に資する。

1. 事業の概要

自治体を対象に実施している地下水汚染事例アンケート調査等では、ガソリンスタンド（貯油事業場）からの漏洩等が原因と思われる、油類による地下水汚染が多数報告されているものの、油類による地下水汚染の実態については、正確には把握されていない。

また、貯油施設については、水質汚濁防止法の事故時の措置の対象であるものの、地下浸透規制及び浄化措置命令の対象外であること等から、これまで十分な対策が講じられてこなかった。

このような現状に鑑み本調査では、

(1) 油類による地下水汚染の実態把握

自治体及び、ガソリンスタンド業者にアンケート及びヒアリングを実施し、地下水汚染のリスクに応じ、現地調査対象を絞り、施設調査及び分析を実施する。また、漏えいの経緯、汚染物質の挙動を把握する。

(2) 油汚染の未然防止策の検討

地下水汚染の早期発見に資する技術、設備などの簡易なモニタリング手法を検討する。未然防止対策についても併せて検討する。

(3) 油汚染を含む調査対策指針の策定

事業者による調査対策を推進するため、油類による地下水汚染にかかる調査対策手法をとりまとめる。とりまとめにあたっては、平成10年度に策定した「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準」（土壌部分は平成15年にすでに廃止）について、新たな知見にもとづき整理し、最新の調査対策手法と浄化技術を盛り込むとともに、併せて、新たに油汚染の調査対策手法を示すことにより、総合的な地下水調査対策指針及びその運用基準を策定することとする。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
油類による地下水汚染の実態把握	←		→
油汚染の未然防止策の検討		←	→
油汚染を含む調査対策指針の策定	←		→

3. 施策の効果

油類による地下水汚染の実態を把握し、早期発見、未然防止の手法を示すことで、効果的なモニタリングが推進され、また、新たな指針の策定により、自治体・事業者による地下水汚染の効果的な調査・対策が推進されることから、人の健康被害の防止や地下水質環境の保全が図られる。

4. 備考

- ・油類による地下水汚染の実態把握調査 2 1 百万円
- ・油汚染調査対策の検討
及び地下水汚染調査対策指針策定 1 0 百万円

油汚染等地下水汚染対策調査

背景

油類による地下水汚染の報告多数

しかし

（水質汚濁防止法による規制は不十分・
実態把握、調査、対策が進んでいない）

【設置届出（第5条）】

貯油施設（タンク）届出対象外

【事故時の措置（第14条の2）】

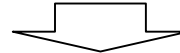
汚染拡散防止が目的、浄化は対象外

【浄化措置命令（第14条の3）】

発動要件を満たさない

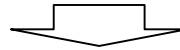
課題

- 油類による地下水の汚染実態及び地下水汚染の挙動の把握
- 自主的なモニタリングの推進（調査が進まず汚染発見が遅れる傾向）
- 浄化等の対策の推進（自主的取組に委ねられており対策が進んでいない）



油類による地下水汚染対策の検討

- ①油類による地下水汚染の全国的な実態把握調査
- ②油類による地下水汚染の調査対策指針策定
- ③油類汚染の未然防止策の検討



効果

油類による地下水汚染の未然防止と早期発見による汚染拡散防止が図られる

硝酸性窒素対策等地下水質管理の確化調査

20百万円（11百万円）

水・大気環境局

地下水・地盤環境室

1. 事業の概要（背景及び目的）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）については、依然として環境基準超過率が全項目の中で最も高い状況にあり、一層の対策推進が必要である。

硝酸性窒素等による汚染については、施肥、家畜排せつ物、生活排水等、汚染原因が多岐にわたり、また、汚染が広範囲に及ぶ場合が多いことから、水質汚濁防止法に基づく排水規制や地下浸透規制等の全国一律的な対策に加え、地域の自然的・社会的特性に応じた対策を講ずることが重要である。

本調査は、このような現状をふまえ、硝酸性窒素等について、環境基準を効率的・効果的に達成するための方策について検討を行うとともに、地域における硝酸性窒素等対策推進計画の策定及び円滑な実施を支援するものである。

（１）硝酸性窒素等の効率的対策の検討

地下水の汚染状況や利用状況、対策の必要性は地域ごとに異なること、また、地方公共団体においては地下水対策予算の削減等を背景に業務の効率化が急務であること等をふまえ、硝酸性窒素等について、効率的・効果的に環境基準を達成するための総合的な対策及び地下水質管理のあり方について、地域指定制度の導入を含めた検討を行う。

（２）硝酸性窒素等対策推進計画策定等支援事業（新規）

硝酸性窒素等による地下水汚染については、有効な対策が地域ごとに異なることから、地域の自然的・社会的特性、汚染実態、発生源等の状況に応じた対策の推進が必要である。具体的には、各々の地域における、窒素負荷低減目標、対策手法、対策の進捗状況の確認手法等を明確にした「硝酸性窒素等対策推進計画」を策定し、計画に基づき関係者の連携のもとに対策を実施することが極めて有効である。しかしながら、計画策定及び策定予定数は平成18年度末時点でわずか200余りにとどまっている。

このような現状をふまえ、地域における硝酸性窒素等対策推進計画の策定およびその円滑な実施を支援するものである。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
(1) 効率的対策検討					
(2) 計画策定等支援（新）					

3. 施策の効果

地下水質保全施策の効率的・効果的な実施が推進され、硝酸性窒素等による人の健康被害の防止や地下水質環境の保全が図られる。

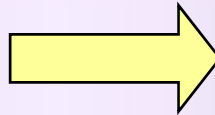
4. 備考

（内訳） 硝酸性窒素等の効率的対策の検討 9 百万円
硝酸性窒素等対策推進計画策定等支援検討 1 1 百万円

硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査

背景

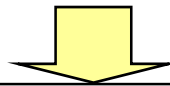
自治体の財政状況の逼迫
団塊世代の大量退職



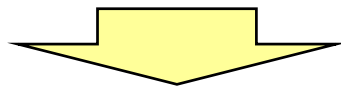
効率的・効果的な
地下水質管理が必要

課題

依然高い環境基準超過率
(硝酸性窒素 基準超過率 4.3%)



- 硝酸性窒素の効率的な 総合対策の検討
- 地域ごとの硝酸性窒素等対策推進計画策定の支援



目標

地下水質の効率的・効果的な管理の推進

(新) 次期水質総量規制における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境
指標の調査体制構築に向けた検討調査 30百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

人口や産業が集中し、汚濁負荷が滞留しやすい閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量規制が実施されているが、大規模事業場汚濁負荷はこれまでの規制により一定の削減が達成されており、その他の対策の重要性が相対的に高まっている。そこで、生活排水対策や面源系負荷の削減といった諸施策を最適に実施するための検討を行い、次期水質総量規制における各汚濁源別の削減目標量に反映することにより、効果的な海域環境の改善に資するものである。

また、次期水質総量規制の効果を的確に把握するため、新たな水環境指標としての底層の溶存酸素と透明度に対応した調査体制を構築するものである。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21 d	H22 d	H23 d
次期水質総量規制における汚濁負荷対策の最適化	――	――	――→
新たな水環境指標に対応した調査体制構築	――	――	――→

3. 施策の効果

生活排水対策や面源系負荷の削減といった諸施策を最適に実施するための検討を反映した各汚濁負荷源別の削減目標量に基づく次期水質総量規制を実施することにより、効果的な海域環境の改善が図られるとともに、新たな水環境指標に対応した調査体制を構築することにより、次期水質総量規制の効果を的確に把握することができる。

4. 備考

(1) 次期水質総量規制における汚濁負荷対策の最適化に向けた検討

12百万円

(2) 新たな水環境指標に対応したモニタリング体制構築検討調査

18百万円

次期水質総量規制における汚濁負荷対策の最適化と 新たな水環境指標の調査体制構築に向けた検討調査

水質総量規制

- 主要な閉鎖性海域を対象に、昭和54年から実施
- 陸域からの汚濁負荷の総量を削減するため、COD、窒素及びりんを対象に実施
- 水質の改善等一定の効果はあったものの、貧酸素水塊などの問題が依然として発生
- 現在は平成21年度を目標年度とした第6次水質総量規制を実施中

第6次水質総量規制の実施に向けた検討において、今後の課題として

○効果的の対策の検討が必要

— 特に、これまで一定の削減が図られてきた大規模事業場以外の汚濁源（生活系、小規模・未規制事業場、面源系）に対する対策を実施していくことが重要との指摘

産業界からも指摘

○目標とすべき水質の検討が必要

— 海域環境の変化や新たな科学的知見を踏まえ、目標とすべき水質とその評価についての検討が必要

新たな水環境指標として、
底層の溶存酸素、透明度を検討中

生活排水対策や面源系負荷の削減と
いった諸施策を最適に実施するための
検討

次期水質総量規制における各汚濁
負荷源別の削減目標量に反映

効果的な次期水質総量規制の
実施による海域環境の改善

新たな水環境指標に対応した
海域調査体制の構築

次期水質総量規制の効果の
的確な把握

＜閉鎖性海域の水環境改善の推進＞

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

本事業は、平成19年6月に閣議決定された21世紀環境立国戦略において、今後1、2年で重点的に着手すべき環境政策として位置付けられた豊饒の「里海」の創生を図るため、地域における里海の創生に向けた動きを支援することを目的とする。

このため、地方公共団体が参画する海域環境の保全や海との共生に資する活動に取り組んでいる海域をモデル海域に選定し、現地調査等の支援を行うとともに、今後の新たな里海創生活動において事前に留意すべき事項、実施すべき取組及び期待される成果効果等を収集整理し、里海づくりマニュアルとして取りまとめ、国内外に発信するものである。

平成21年度からは、里海づくりマニュアルを全国の海域の実情に応じて運用できるものとするため、モデル海域において類型毎の標準的な里海創生計画案の作成、里海創生データネットワークの検討を行うとともに、先進的な活動事例を里海30選（仮）として選定するものである。

2. 事業計画

	H20d	H21d	H22d
モデル海域の選定基準策定・選定	○		
モデル海域の現地調査	○	○	○
類型毎の標準的な里海創生計画案の作成		○	○
里海30選（仮）の選定		○	○
里海創生データネットワークの検討		○	○
里海づくりマニュアルの作成			○
シンポジウムの開催、広報等の実施	○	○	○
海外への情報発信	○	○	○

3. 施策の効果

国民の海への関心を高め、閉鎖性海域の環境保全への合意形成を図るとともに、マニュアルを作成することで「里海」づくりを推進し、沿岸域の生物多様性の保全及び水産資源の確保に資する。また、市民参加型の普及啓発活動を通じた地域活性化や、アジア圏の沿岸環境保全にも貢献する。更にモニタリングサイト1000などの調査とデータの共有化を図り、海域のデータの充実を図る。

4. 備考

里海創生支援事業

40百万円

里海創生支援事業(平成20～22年度)

①漁業衰退による物質循環の低下 ②生物生息環境の悪化による生態系の劣化 ③国民の無関心

- ・21世紀環境立国戦略(豊饒の「里海」の創生を位置付け)
- ・第三次生物多様性国家戦略、海洋基本計画(「里海」概念の具体化、重要性の明記)

陸域と沿岸域の一体性について国民の理解を深めるとともに、人間と海との共生を推進し、人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進する。

①モデル海域の支援

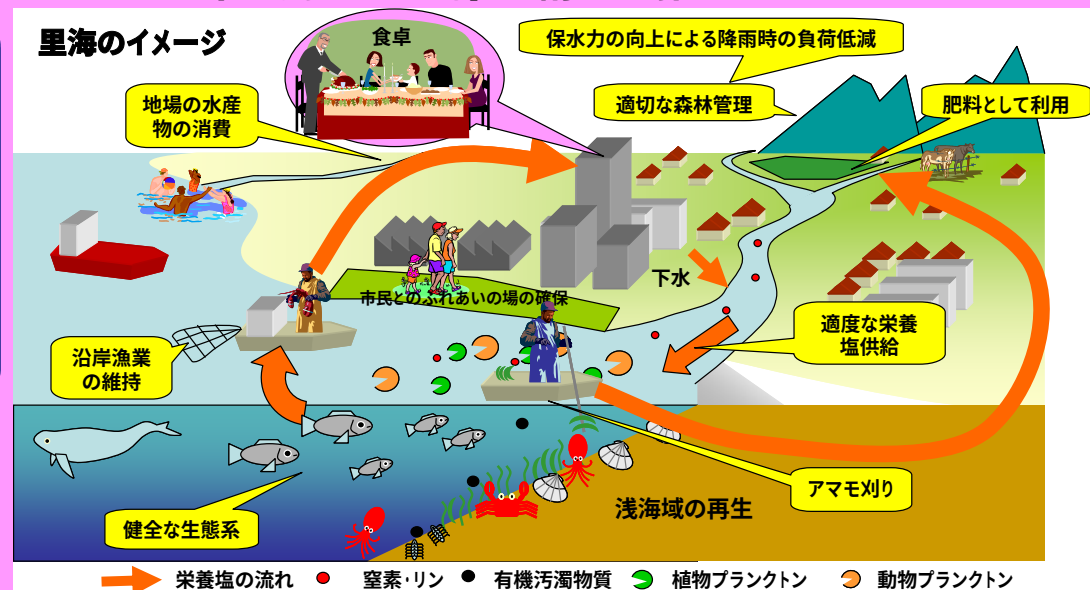
- ・地方公共団体が参画する海域環境の保全や海との共生に資する活動に取り組む海域から選定
- ・現地調査等の支援を実施
- ・類型毎の標準的な里海創生計画案を作成

②里海30選(仮)の選定

- ・今後の新たな里海創生において参考とすべき先進的な海域を選定

③里海づくりマニュアルの策定

- ・事業成果を取りまとめて作成



④シンポジウムの開催、広報等の実施

⑤海外への情報発信

地域の実情を踏まえた里海づくりの推進

(新) カキ礁等による海域浄化機能のモデル化に向けた定量化調査 19百万円(0百万円)
--

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

閉鎖性海域は、主に藻場、干潟、カキ礁、浅海有光床といった浅海域によって構成され、水質浄化機能や高い生物生産機能等を有し生態系にとって極めて重要な場であるが、これら浅海域が有する多様な機能についての定量的な評価が不十分であるために、浅海域を保全・再生する取組が閉鎖性海域の水質改善や生態系の回復にどの程度寄与するかを適切に判断できず、必ずしも十分な取組の実施につながっていない。

このため、浅海域の各構成要素が有する機能を定量的に評価するとともに、それらをシミュレーションに反映して面としての浅海域の機能を評価することで、浅海域の重要性を明らかにし、これらを保全・再生する取組を促進するものである。

2. 事業計画

調査項目	H21d	H22d	H23d
浅海域構成要素が有する機能の検討	■	■	
各構成要素が有する機能の定量的評価	■	■	
データセットの構築		■	■
各構成要素の面的な浄化効果の検証			■

3. 施策の効果

浅海域が有する機能を明らかにすることにより、流域レベルの取組としての里海創生の具体的な効果が明らかとなり、その重要性・有効性についての理解促進が期待される。また、閉鎖性海域中長期ビジョンや次期水質総量規制、海の再生プロジェクト、瀬戸内海の環境保全、有明海・八代海の環境再生等において重点的に実施すべき取組を効果的に抽出することが可能となる。

4. 備考

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 検討すべき浅海域が有する機能の検討 | 5百万円 |
| (2) 各構成要素が有する機能の定量的評価 | 14百万円 |

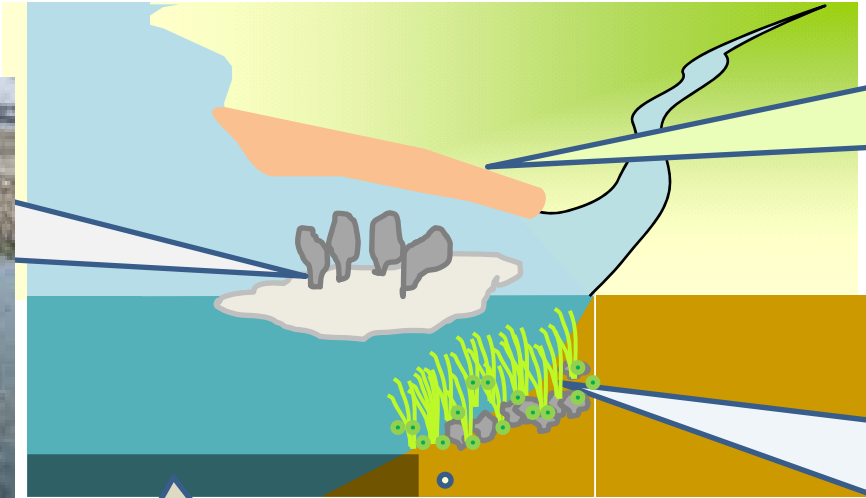
カキ礁等による海域浄化機能のモデル化に向けた定量化調査

浅海域が有する多面的機能は閉鎖性海域の保全に有効だが、その定量的な評価は不十分

- カキ礁等有する機能の検討
- 機能の定量的評価
- データセットの構築
- 面的な浄化効果の検証

浅海域の重要性・有効性の理解の促進

浅海域の保全再生施策を推進



太陽光が届かない

浅海有光床
海藻や礫等に付着した底生性の微細藻が光合成により酸素を供給



(新) モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証

81百万円(0百万円)

水・大気環境局 大気生活環境室
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

(1) モデル地域における未利用水有効活用検証

モデル地域において、地下湧水等の未利用水を活用し、都市におけるヒートアイランド対策の推進を図るためのフィージビリティスタディを行う。

具体的には、皇居外苑濠等のモデル地域において地下湧水等を活用した場合のヒートアイランド改善効果を把握するとともに、地盤沈下等への環境影響を検証する。

(2) モデル地域における未利用エネルギー有効活用検証

都心部における大規模工場などから大気中に放出される人工排熱のサーマルリサイクルに向けて調査・検討を行うとともに、これによるヒートアイランド改善効果等の検証を行う。

2. 事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23
モデル地域における未利用水有効活用検証					
モデル地域における未利用エネルギーの有効活用検証					

3. 施策の効果

都市において未だ活用されていない水・エネルギー等の有効資源を活用することにより石油資源の消費を削減できれば、人工排熱の低減等によりクールシティの実現に役立つとともに、CO₂の排出抑制により地球温暖化防止にも役立つ。

4. 備考

(内訳)

モデル地域における未利用水有効活用検証 71百万円

モデル地域における未利用エネルギーの有効活用検証 10百万円

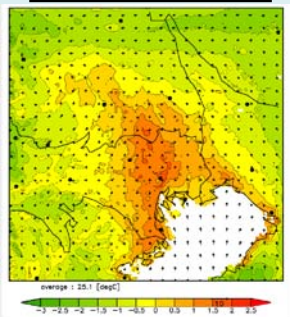
モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証

○背景・目的

未利用水や未利用エネルギーを活用することにより、ヒートアイランド現象の要因を削減するとともに、省CO₂化や都市環境の改善を図る。

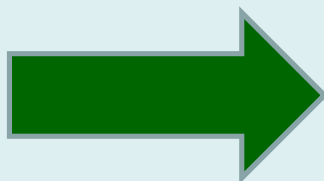
- ・環境基本計画（平成18年4月）（閣議決定）
都市内河川や地下湧水、下水の高度処理水等の利用推進
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月）（閣議決定）
風の通り道や景観にも配慮した、水と緑あふれるまちづくりを推進

対策前

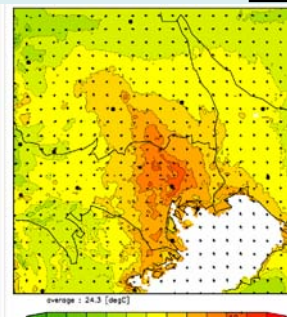


①現状の関東圏の温度解析図

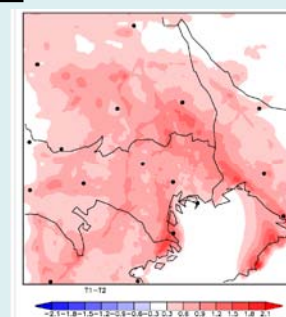
工場等による人工排熱の削減



対策後



②人工排熱を削減した場合の
温度解析図



人工排熱削減による
温度低下（①－②）

工場等による人工排熱の改善で最大1.5℃程度低下

- 未利用水の有効活用を検討（皇居外苑濠を活用したクールアイランド効果の向上など）
- 排熱の有効活用（大規模工場等からの排熱の活用）を検討

効果

- 未利用水活用によるクールシティの創出
- 排熱の活用によるヒートアイランド現象の緩和・低炭素社会の実現

○スケジュール

平成21年度～平成22年度
未利用水の有効活用調査
未利用エネルギーのポテンシャル調査

熱中症予防情報の提供及びモニタリング

29百万円(10百万円)

水・大気環境局 大気生活環境室

1. 事業の概要

熱中症による健康被害を防止するため、高温環境の指標であるWBGT（Wet Bulb Globe Temperature（湿球黒球温度））の予測値を用い、インターネットを通じた熱中症予防情報の提供を行う。

また、観測装置を用いてWBGTのモニタリングを行い、予測値の補正を行いながら予防情報の精度向上を図ることに加え、ヒートアイランド現象による熱ストレスが顕著な地域において、WBGTのモニタリングポイントを増強（現在6箇所→14箇所）し、よりきめ細かな熱中症予防情報の提供を行う。

2. 事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23
熱中症予防情報の提供及びモニタリング					

3. 施策の効果

ヒートアイランド現象が顕著に見られる地域においてWBGTのモニタリングポイントを増強することに加え、インターネット等を通じて熱中症予防情報を提供することにより、熱中症による国民の健康被害を未然に防止することができる。

4. 備考

（内訳）

熱中症予防情報の提供とモニタリング

29百万円

熱中症予防情報の提供・モニタリング

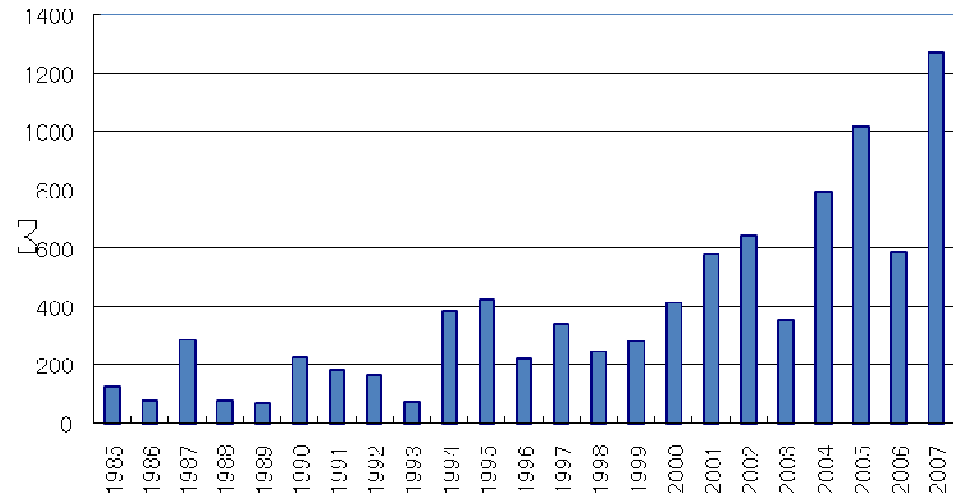
- 全国6箇所でWBGTを実測
- インターネットを通じ、WBGTの実測値及び予報値（都道府県毎）を提供



新たに…

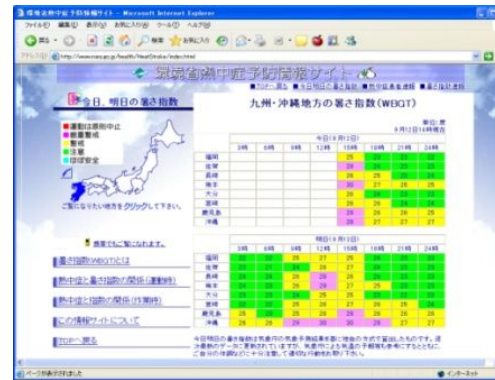
- WBGTの実測地点をヒートアイランド現象が顕著に見られる地域を中心に**14箇所**に増強
- WBGTの実測値等のよりきめ細かな情報提供の実施

東京都内の熱中症による救急搬送人員(夏季)
1985～2007年



出典 東京消防庁提供資料及び国立環境研究所熱中症患者情報サイトより作成

熱中症患者数の推移



(1) 熱中症予防情報サイト



(2) WBGT計の設置状況

水・大気環境局水環境課
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

水環境は、都市域、郊外それぞれの場において地域住民の生活と密接な関係を築き、良好に保たれてきた。しかし、近年の生活様式の変化や、水利用状況の変化等のため、それぞれの地域で水質等の水環境の悪化が課題となってきた。一方で、一度汚濁が進んだ河川等の再生を目指す地域住民の水環境保全活動を実施する地域や、先進的な水環境保全活動により良好な水環境を保全している地域が着目されている。水環境の再生のためには、住民参加型の保全活動を展開していく必要がある。

都市域の水辺空間は、季節のうつろいを感じる観光地としてのシンボルであるとともに、地域住民に地域の憩いの場、散策の場として利用され、景観や水辺の快適性を構成する重要な役割を担っているが、近年、水質悪化が課題となってきた。これら都市域の水辺空間について、水環境の再生や住民参加による水環境保全取組事例について調査を行い、水環境再生のためのガイドライン作成を行う。特に、水環境の再生が喫緊の課題となっており、地域のシンボルとなっている公園池等を対象として、現状分析及び課題抽出を行い、地下水や中水などの導入による水環境再生の実証調査を行う。

また、郊外における水環境として、かつては地域住民の生活と結びつき良好に保全されていた中小河川である「里川」は、近年、流量の減少や湧水の枯渇等により、水域の停留、滞留、生活排水の流入等に伴う水質悪化が見られるようになり、環境、景観、利用等への影響が問題となっており「里川」等の役割が失われつつある。このため、「里川」について、国内外で実施されている先進的な水環境保全取組事例、地域での取組と水環境の改善状況及び過去において存在していた良好な地域と河川等水環境の事例について調査を行う。これらの結果に基づき、地域の特徴に応じた保全活動事例集・保全活動の手引きを策定する。

さらに、先進的な水環境保全活動の事例として、昭和60年に選定した「名水百選」および、本年6月に選定した「平成の名水百選」における保全活動事例を収集し、これらの事例について、名水の種別（湧水、河川等）や地理的条件、地域の規模、活動の内容等を整理・分析し、事例集を作成するとともに、上記のガイドライン等に反映させる。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
・都市域水辺再生事例実態把握調査 ・環境用水導入の課題抽出検討 ・シミュレーションモデルの作成・解析 ・モデル地域における実証調査 ・都市域水辺再生ガイドライン作成 ・里川保全地域先行事例実態把握調査 ・里川保全手引きの策定 ・里川活動事例ポータルサイトの開発 ・里川モデル地域における取組、調査の実施 ・名水百選事例解析調査			

3. 施策の効果

中小河川の里川や都市域の公園池等の水環境の改善を図り、地域のシンボルとして、また、地域と河川・湧水等の一体性について国民の認識を促し、地域における水環境保全活動の底上げを図るとともに、保全活動と結びついた良好な水環境の実現を図る。

4. 備 考

調査費 29百万円 ・水環境再生事業 29百万円

やすらぎの水環境再生事業費

平成20年度「平成の名水百選」の選定
(先進的な水環境の保全活動が
行われている地域を評価)

地域住民の生活と結びつき
保全されてきた「里川」

先進的な保全活動取組事例

都市のシンボルであり、憩いとして
重要である都市域の水辺空間

水環境悪化

- ・ [都市水辺] 環境用水の導入等の検討、水環境再生の実証調査
- ・ [里川] 地域での取組と水環境改善状況、過去に存在した良好な地域と水環境の関係
- ・ [名水] 名水の種別、地理的条件、地域の規模、活動の内容等を整理・分析

事例集・保全活動
の手引き、ガイドラ
イン作成



地方公共団体を通じた
水質改善の実施

ポータルサイトの
開発

モデル地域における取組、
調査の実施



**都市域及び郊外において、地域住民による保全活動と結びついた
良好な水環境の実現を図る**

皇居外苑濠環境保全調査

自然環境局総務課
水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

皇居外苑濠は、観光地としての我が国のシンボルであるとともに、季節のうつろいを感じることができる重要な憩いの場、散策の場として利用され、景観や水辺の快適性を構成する重要な役割を担っているが、近年、アオコの発生等、水質悪化が課題となってきた。

これまで、濠水浄化施設の運転、お濠の底泥の浚渫、アオコの回収等を実施してきているが、水質の改善が十分ではなく更なる改善が求められている。

このため、やすらぎの水環境再生事業として、お濠の水環境の現状分析及び課題抽出を行い、地下水や中水の導入等による水環境再生についてシミュレーションを用いた実証調査を行う。併せて、自然公園等事業の一環として、堆積汚泥量及び底質調査等を行う。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2
(やすらぎの水環境再生事業)		
・お濠水辺再生実態把握調査	→	
・環境用水導入の課題抽出検討	→	
・お濠におけるシミュレーションによる実証調査	→	
(自然公園等事業（公共）)		
・皇居外苑濠環境保全調査		→

3. 施策の効果

実態把握調査等の結果を踏まえ、皇居外苑濠の水環境改善を図るための本格的事業を実施する。

4. 備考

自然公園等事業（公共） 13, 539百万円の内数

やすらぎの水環境再生事業 29百万円の内数

皇居外苑濠環境保全調査

皇居外苑濠の水辺空間

- ・我が国のシンボル
- ・重要な憩いの場

<現状>

- ・水源を雨水に依存
- ・汚濁原因物質の流入 等

水環境悪化



千鳥ヶ淵 (H20.7.1撮影)

関係部局と連携した実態把握調査等の実施

環境省

- やすらぎの水環境再生事業 (水・大気環境局)
環境用水の導入等の検討、シミュレーションモデルの作成・解析
- 自然公園等事業費 (公共) (皇居外苑濠環境保全調査) (自然環境局)
堆積汚泥量及び底質等調査等

- ・国交省、東京都とも連携

皇居外苑濠水環境改善のための本格的事業の実施

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

近年、漂流・漂着ゴミによる環境・景観の悪化、船舶の安全航行や漁業の被害などの深刻化が指摘されている。漂流・漂着ゴミについて、より効果的な発生源対策や清掃運搬処理を進めるためには、漂着の状況と地域の特性を踏まえた取組が必要である。このため、一定範囲の海岸のモデル地域において、地域全体の漂着ゴミの状況や地域特性について情報を収集し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を検討する。また、漂流・漂着ゴミの全国的な実態把握を行うため、漂着ゴミモニタリングの国内外での取組事例を整理するとともに、フィールド調査を実施し、我が国において適切な漂着ゴミのモニタリングガイドラインを策定する。

2. 事業計画

（1）漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査

19～20年度のモデル地域（7県11海岸）での調査結果を踏まえ、21～22年度では、新たなモデル地域等で各調査（概況調査、クリーンアップ調査、フォローアップ調査等）及び検討会を運営し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を整理する。

（2）漂着ゴミ状況把握手法開発調査

地方公共団体やNGO等と連携し、漂着ゴミのモニタリングを試行し、モニタリング実施に当たっての課題等を整理する。また、検討会を設置し、地域の関係者との連携による漂着ゴミのモニタリング手法について検討し、ガイドラインを策定する。

3. 施策の効果

地域の実情に応じた漂着ゴミの効率的・効果的な状況把握、回収・処理方法を確立し、国際的な連携と相まって、漂流・漂着ゴミの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

4. 備考

職員旅費 1 百万円

調査費 2 0 百万円

漂着ゴミ状況把握手法開発調査 2 0 百万円

委託費 3 5 2 百万円

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 3 5 2 百万円

漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査の概要

モデル調査の内容

三種類の調査

概況調査

- モデル地域を含む一連の海岸線について、概況（漂着ゴミの状況、ゴミ発生源の有無、ゴミ処理施設の有無等）や地域の取組状況等を調査する。

クリーンアップ調査

- モデル地域において、共通の手法を用いて漂着ゴミを回収、分類、集計する。
- モデル地域の調査区域の清掃を行い、地域特性に応じた効率的・効果的な回収・処理方法を検討する。

フォローアップ調査

- クリーンアップ調査による清掃後、モニタリングにより定期的に漂着状況を把握する。
- 漂着状況の時間的・空間的分析等を実施する。

【総括検討会】

調査全体の企画、進捗状況の管理、全体の調査結果のとりまとめ等を行う。

【地域検討会】

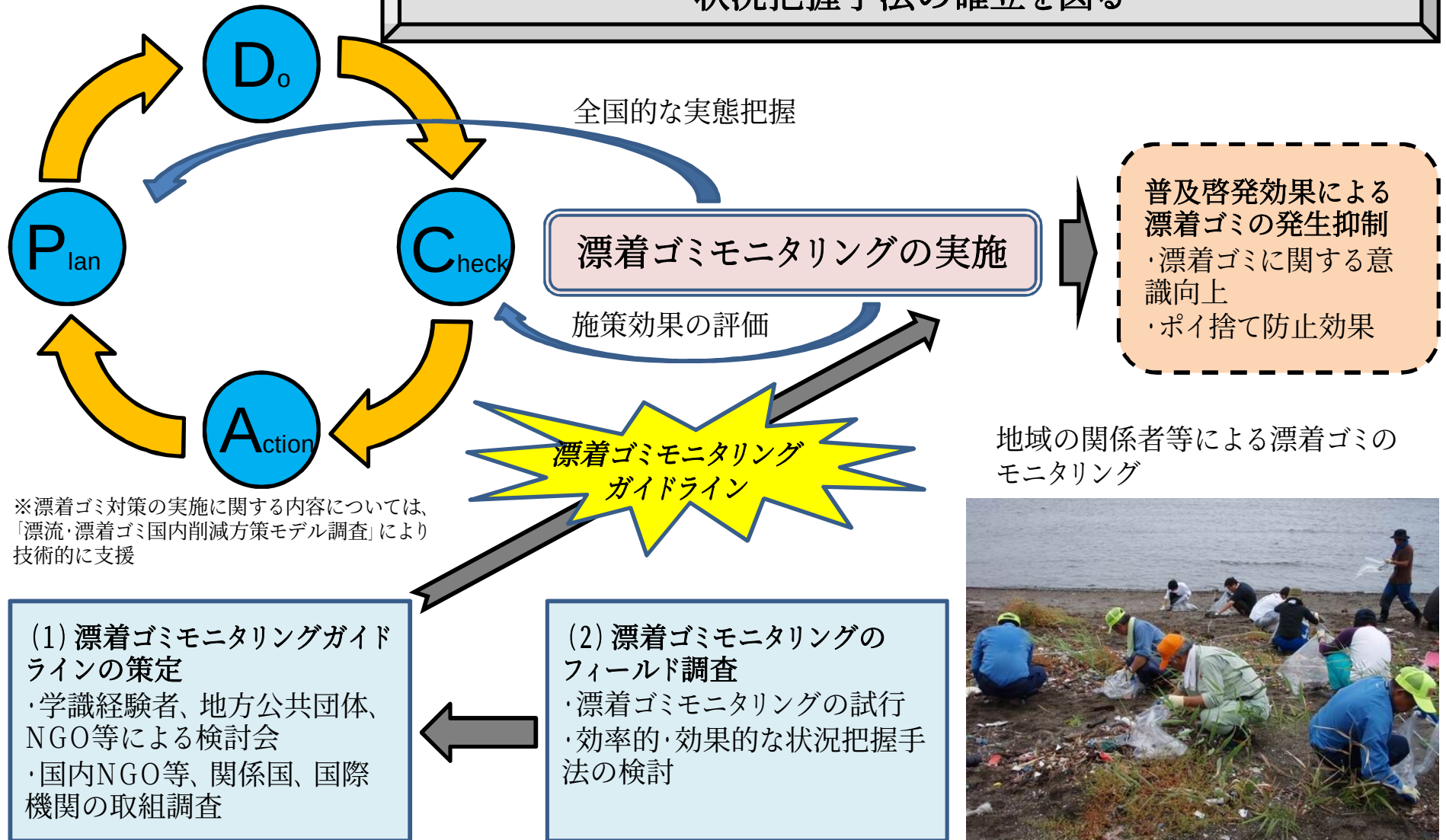
モデル地域毎に地域の関係者により構成し、地域の実情に応じた調査の企画、効果的な対策のあり方の検討等を行う。

地域の実情に応じた漂着ゴミの効率的・効果的な回収・処理方法の確立を図る

漂着ゴミ状況把握手法開発調査

漂着ゴミ対策のPDCA
サイクルを補完

地域の実情に応じた漂着ゴミの効率的・効果的な
状況把握手法の確立を図る



海洋基本計画推進経費

150百万円（112百万円）

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

平成19年7月に施行された海洋基本法に基づき、海洋に関する基本姿勢が明確化されるとともに、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するための体制が確立され、平成20年3月に海洋基本計画が閣議決定された。本計画では、

- （1）特に沖合の海洋汚染物質の発生源の解明・分析のための情報の整理等及び陸域からの負荷による影響を把握するため、周辺海域の海洋環境の把握、評価、予測等の着実な実施
- （2）油、有害液体物質等による海洋汚染に関する国家緊急時計画に基づく、沿岸海域に係る防除活動等を効果的に行うための整備の促進
- （3）北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の国際的枠組みの下での関係国との海洋環境保全の促進

など、海洋環境保全のため必要な措置を講じていくことが示されており、本計画のうち、上記に係る事業を総合的に実施する。

2. 事業計画

（1）海洋環境モニタリング推進

我が国周辺における海洋環境把握のための代表的な海域及び廃棄物海洋投入処分海域において海洋環境モニタリングを実施するとともに、モニタリングの高度化等に関する検討を行う。

（2）油等汚染対策国内対応事業

油流出事故対応の沿岸環境脆弱図の更新を行うとともに、有害液体物質流出事故対応の沿岸環境脆弱図の作成及びマニュアルの策定等を行う。

（3）北西太平洋地域海行動計画推進

NOWPAPの下、日本海・黄海における海洋環境保全の取組を推進する。

3. 施策の効果

本事業を総合的に実施し、海洋環境保全の推進を図ることにより海洋基本計画の推進に資する。

4. 備考

調査費 1 5 0 百万円

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 海洋環境モニタリング推進費 | 1 0 4 百万円 |
| (2) 油等汚染対策国内対応事業費 | 1 4 百万円 |
| (3) 北西太平洋地域海行動計画推進費 | 3 2 百万円 |

海洋基本計画推進経費

海洋基本法施行（平成19年7月）



海洋基本計画の策定

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 海洋環境の保全等

沖合の海洋汚染物質の発生源の情報の整理、とりまとめ、及び陸域からの負荷による影響を把握するため、周辺海域の海洋環境の把握、評価、予測等の着実な実施

油、有害液体物質等による海洋汚染に関する国家緊急時計画に基づき、沿岸海域に係る防除活動等を効果的に行うための整備の促進

北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の国際的枠組みの下での海洋環境保全の促進

(1)海洋環境モニタリング推進費

(2)油等汚染対策国内対応事業費

(3)北西太平洋地域海行動計画推進費

国際連合地域開発センター拠出金

30百万円（30百万円）

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

アジア地域ではモータリゼーションの進展により環境負荷が著しく増大し、環境的に持続可能な交通（E S T）の実現が喫緊の課題である。そこでアジア地域一体でE S T推進を図る地域協力の枠組みを、平成17年に我が国と国連地域開発センター主導で構築している。事業は、「政府ハイレベル政策対話の継続実施」、「国別戦略プラン策定」等の4本柱で構成されている。これまでに、E S T推進をサポートする国内外専門家チーム結成、アジア地域のE S Tコンセプト策定等の基礎的段階を終えている。なお、平成19年度には、市長レベルによる政策対話を通じた取組強化を図ったほか、新たに南アジア8カ国の参加を得て、地域全体をカバーする取組みに発展した。また、国別戦略策定も進展しており、平成20年3月に開催された第3回フォーラムの場で、第1フェーズ国の中間報告が行われた他、第2フェーズ国としてフィリピン、インドネシアで新たに取組むことが確認されている。今後は、E S T実現に向けた実践・拡充段階として、具体的な事業の実現に向けて取り組んでいく。

日本は、自らの公害克服の経験と智慧等を活かしつつ、共にクリーンアジアを構築すべく、この活動を継続的に支援していく。

2. 事業計画

①継続的な政策対話（アジアE S T地域フォーラム）

各国の経験、知見の共有、戦略プラン、アジアイニシアティブの進捗状況、新たな課題等について議論する定期的な政策対話を実施する。

②アジアEST戦略の推進

平成19年4月にアジア市長E S T会議を、アジア開発銀行年次総会のプレイベントとして開催したが、E S Tの実現に向け、国連、A D BやJ I C A等の援助機関や民間機関とも引き続き連携していく。

③アジアイニシアティブ策定支援

各国の現状や課題を客観的に把握し、取るべき施策の選択を容易にする各種指標等のプラットフォームを構築する。

④ 国別戦略プラン策定支援

各国の状況に応じた各種施策を取纏める。カンボジア、ラオス、ベトナムの計画が今年度完成予定であり、平成21年度は第2フェーズ対象国（インドネシア等）での戦略策定をスタートさせる。

3. 施策の効果

- ・アジア地域全体における E S T の実現に向けた方向付け
- ・アジア地域を中心とした環境国際協力の展開を通じ、わが国のプレゼンスが向上

4. 備考

拠出金 30百万円

（内訳）国別 E S T 戦略の策定とフォロー
アジアイニシアティブの策定支援
継続的な政策対話の実施

アジアE S T推進事業の全体概要

背景

アジア地域における急速な
経済発展・都市化

モータリゼーションの進展に
起因する環境負荷の深刻化

アジア諸国に広く共通の課題

但し、日本、シンガポール等の
一部先進国では、既に多くの
知見、ノウハウ等をもつ

アジアE S T推進に向けた枠組みづくり

アジアE S T地域フォーラム

アジア地域の22ヵ国が参加
（日本、アセアン10ヵ国、南アジア8ヵ国、
中国、韓国、モンゴル）

政府間
政策対話

アジア
E S T戦略

アジア
イニシアチブ

国別戦略

国連地域開発センターの主導

日本の支援

- ・アジア地域の環境政策に対する影響力確保
- ・交通公害対策先進国としての知見提供などの国際協力
- ・日本発の環境技術・製品等の紹介

水・大気環境局水環境課
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

中国では、近年、下水道等の污水处理施設や工場排水処理施設の未整備による水質汚濁や工場などの破損に伴う水質事故、水需要の増大による水不足等の水環境問題が深刻化しており、特に飲用水源等の水質保全が喫緊の課題となっている。このため、水環境分野における国際貢献の視点から、平成18年度より日中共同で中国の水質汚濁の原因分析等に係る調査、水環境に係る課題の要因分析及び対処方策の検討を開始したところである。

このような状況の中、平成19年4月の日中環境保護協力の強化に関する共同声明においても、河川・湖沼・海洋・地下水に係る水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれたことを受け、平成20年度以降は、19年度までの実態調査結果等を踏まえ、重要水域における飲用水源地周辺等に適した水環境管理体系の整備やモデル事業による現地に適応可能な優れた水管理技術等の普及促進方策等を検討することにより、中国における河川、湖沼、地下水等の水環境保全を図る。

（注）活用し得る日本発の水環境管理技術の例：水域別の総量規制、合併処理浄化槽技術、コミュニティプラント、膜による污水处理技術など

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
・水環境管理体系、水環境保全モデル事業 実施計画策定	→			
・モデル地区における水環境保全整備事業			→	
・水環境保全整備事業結果の解析及び波及効果の把握				→

3. 施策の効果

本事業により、中国における水環境保全の推進に加え、日中の環境協力強化が図られる。また、日本発の環境技術等が中国で普及されることにより、我が国における環境技術開発が促される。

4. 備 考

調査費 191百万円

（内訳）・水質汚濁物質削減及び水環境管理のあり方検討 66百万円
・分散型生活排水処理技術導入モデル事業 110百万円
・日中水環境セミナー 15百万円

外国旅費 4百万円

日中水環境パートナーシップ

平成19年4月の日中環境保護協力の強化に関する共同声明において水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれたことを受けて、低コストな分散型排水処理施設や浄化槽などの水管理技術に係る適用可能モデル事業を行い、現地に合った水環境管理体系を構築する日中水環境パートナーシップを推進する。

中国における水環境問題の現状・課題

- ①下水道等の污水处理施設や工場排水処理施設の未整備による水質汚濁
- ②工場などの突発事故に伴う水質汚染
- ③水需要の増大による河川流量不足

等 } 水環境問題が深刻化



「国民経済と社会発展第十一次五か年計画」
(2006年3月策定)

【目標】化学的酸素要求量 (COD) 等
主要汚染物質の10%総量削減

日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明 (平成19年4月)

「一、飲用水源地保護を強化し、河川・湖沼・海洋・地下水の汚染を防止し、**特に渤海、黄海区域及び長江流域などの重要水域における水質汚濁防止について協力**を実施する」

日本の水環境政策協力

平成18年度

『水質汚濁等問題解決に向けた調査等支援事業』開始 (日中共同調査)
・中国北部の流域における水質汚染状況を中心とした環境状況調査
・水環境に係る課題分析

平成19年度

・長江流域等における水環境管理上の課題調査・分析及び18年度調査結果も含めた政策提言
・分散型污水处理施設の評価及び導入の検討
・水環境管理に関するフォーラム、政策対話の実施

工場等の点源からの排水対策の他、飲用水源地周辺地域等の面源汚染対策等も含めた、総合的な流域の水環境管理による抜本的な水質改善が重要

日本の経験や技術を活かした今後の協力の方向性

工場排水対策

- ・規制の適切な運用
- ・総量規制の導入
- ・工場の管理体制の構築等の検討に係る協力

【政策対話による協力】

生活排水対策

- ・中国において下水道整備が適さない地域等における生活排水対策の促進策等の検討に係る協力

【政策対話及び
実証調査による協力】

中国における河川、湖沼、地下水等の水環境保全の推進

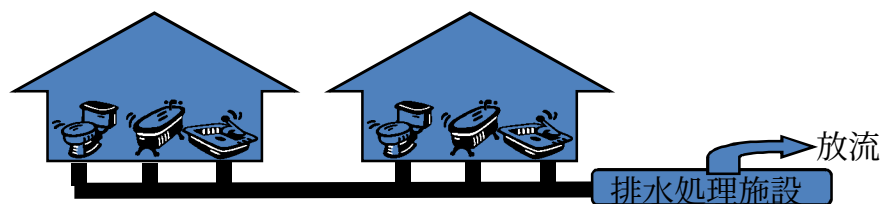
日中水環境パートナーシップ

- 中国では、水質汚濁問題が喫緊の課題。
- 平成19年4月の日中環境保護共同声明においては、第一項目に水質汚濁防止について協力を実施することが謳われている。
- これを受け、農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書を締結。

【事業概要】

農村地域等に適した分散型生活排水処理技術の導入実証モデル事業やモデル事業等で検討した生活排水処理技術の普及促進方策の検討等を行う。

特に、モデル事業については、20年度から開始した重慶市、江蘇省のモデル地域に加え、新たに2カ所程度のモデル地域を選定し、実証を行う。



- ・処理施設の建設 (集落単位)
- ・評価と効果分析、管理指針等の研究

(地域に適応した分散型排水処理施設例)



礫間接触酸化法



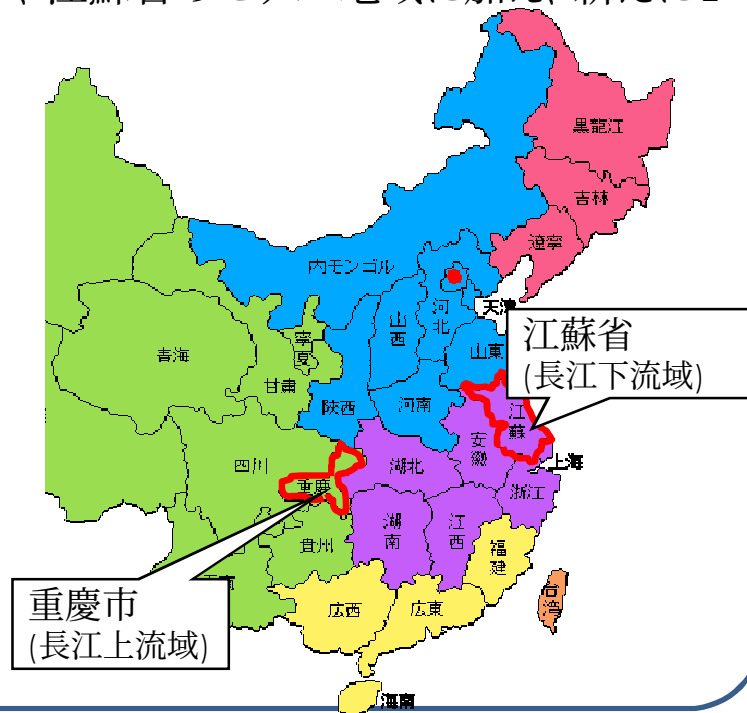
回転円板処理法



散水ろ床処理法



階段式水路処理法



水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

安全な水や衛生にアクセスできない人口を半減させることがミレニアム開発目標（MDGs）の一つとなっており、さらに本年開催されたG8サミット及び環境大臣会合において、気候変動等のストレスが淡水資源に及ぼす影響への早急な対応や、水に関する知見と技術の共有の推進等に積極的に取り組むことが議論された。また、第4回アフリカ開発会議

（TICADIV）においては、我が国のアフリカ環境支援強化が打ち出されたところである。特に、アフリカ地域では水と衛生にアクセスできない人口が多く、また、そこでは湖沼が食料の供給源等として人々の生存を支える等重要な存在であるが、同時に、湖沼環境は地球規模で進行する水資源の枯渇や生物生態系の悪化がもっとも顕著に表れる脆弱な環境である。

このため、我が国の知見を生かしながらアフリカ地域の水環境改善とMDGsの達成に向け、以下を実施する。

- ①アフリカ地域における人々の生存に直結する淡水資源である湖沼にかかるストレスの状況や今後の予測を取りまとめ、緊急な対策が必要なモデル湖沼を選び、その流域を含む水環境管理計画を策定する。
- ②安全な水へのアクセスが十分でないエチオピア、セネガル、タンザニア等の村落地域からモデル地区を選び、簡易水質調査や水に関する衛生啓発などに関しワークショップ等を通じた普及を行う。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23
・アフリカにおける湖沼にかかるストレス等の問題の現状分析および将来予測 ・モデル湖沼の水環境管理計画策定 ・水質や衛生に関する普及内容策定、資料作成 ・現地でのワークショップ等、普及の展開			

3. 施策の効果

我が国のアフリカにおける水環境支援の推進とそれを通じたアフリカの生活環境の維持向上、ひいてはMDGsの達成に資する。

4. 備 考

調査費 41百万円 ・水環境改善事業等 41百万円

アフリカにおける水環境改善

背景

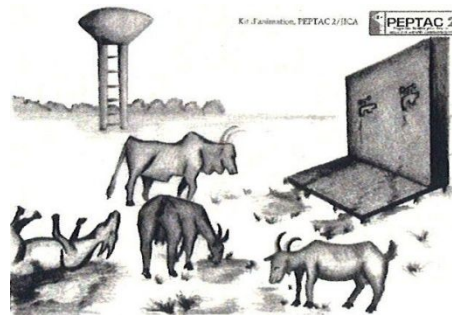
- ・安全な水や衛生にアクセスできない人口を半減させることがMDGsの一つであり、特にアフリカにおいては喫緊の課題
- ・アフリカの湖沼においては、ガバナンスの問題や環境変化に対する脆弱性により種々の問題が顕在化
- ・TICADIVにおける我が国の対アフリカ支援のコミットメント

具体的な問題

安全でない水源



住民による手堀浅井戸

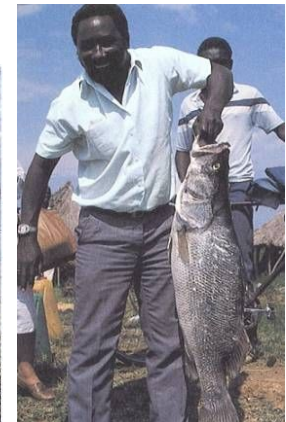


公共用水栓の周りに家畜

湖沼環境の悪化



塩分が露出しているナクル湖
(ケニア)



ビクトリア湖(ケニア、
ウガンダ、タンザニ
ア)に導入された外来
種ナイルパーチ

実施内容

- ・エチオピア、タンザニア、セネガル等でモデル地区を選び、簡易水質調査や水に関する衛生に関しワークショップ等を通じ普及啓発
- ・湖沼にかかるストレスの分析と流域を含めた統合的な湖沼管理の推進



- ・安全な水へのアクセスの改善
- ・湖沼環境の改善
- ・我が国の対アフリカ環境支援への貢献

1. 事業の概要

土壌汚染が存続するたため、土地の有効に活用されないブラウンフィールド問題は、今後深刻化する恐れがある。現状では、対策内容として不動産取引で完全な掘削除去が求められ、工場跡地等の程度、現場の地形・地質・地下水の状況等に依り、そのための具体的な方策が必要となっている。

(1) 土地利用用途に応じた対策基準の検討

現状では、土壌汚染対策の必要性を判断するための基準が全国一律の基準になっているが、人へのばく露度合いは、工場、事業場、住宅地あるいは公園等、土地利用状況によって違いがあるものと考えられることから、土地利用用途に応じた対策の必要性を判断するための基準を検討する必要がある。諸外国における土地利用用途別の設定方法を検討しつつ、我が国での土壌環境や市街地状況に応じた土地利用用途別の土壌汚染対策の推進を図る。

(2) 汚染地毎のリスクアセスメント手法の検討

諸外国では土壌汚染サイト毎のリスク評価を実施し、対策に活用するサイト毎のリスクアセスメントが普及している。汚染地毎に有害物質の種類・濃度あるいは現場の地形・地質・地下水の状況等を考慮し、対策内容の妥当性を判断するきめ細かなリスク評価を導入し、汚染地毎に合理的かつ適切な対策を促進していくため、我が国における汚染地毎のリスクアセスメントの活用手法について検討する。

(3) 土壌汚染リスクアセスメント現場調査

土壌汚染の現場で、実際に汚染地毎の汚染の程度や現場の状況に応じたリスクアセスメントを、専門家の協力を得るなどして、試行的に行い、現場に即した対策計画の策定手法を開発する。また、その結果として得られた具体的な手法をモデルケースとして我が国で展開を図っていくため、専門家を派遣し、普及支援を行う。

(4) 土壌汚染対策の普及啓発事業

汚染地毎のリスクアセスメント導入や土地利用用途に応じた対策の普及促進にあたり、全国の主要都市で、諸外国の専門家など各界の参加を得て、土壌汚染に関する幅広い議論を行うなどにより、普及啓発を図る。

2. 事業計画

調 査 項 目	H20	H21	H22
○土地利用用途に応じた対策基準の検討	←		→
○汚染地毎のリスクアセスメント手法の検討	←		→
○土壌汚染リスクアセスメント現場調査	←		→
○土壌汚染対策の普及啓発事業	←		→

3. 施策の効果

土壌汚染対策の新たな施策展開が図られ、合理的かつ適切な土壌汚染対策の促進、ブラウンフィールド問題の緩和に資する。

4. 備考

調査費 43百万円

(内訳)

土地利用用途に応じた対策基準の検討 8百万円

汚染地毎のリスクアセスメント手法の検討 7百万円

土壌汚染リスクアセスメント現場調査 21百万円

土壌汚染対策の普及啓発事業 7百万円

外国旅費 1百万円

(新) 土地利用用途等に応じた土壌汚染対策推進費

ブラウンフィールド問題が今後深刻化する可能性

不動産取引などで、完全な掘削
除去が求められる傾向

土壌汚染対策費の高額化
工場跡地等の放置

土地利用用途の考慮

公 園

住宅地

工 場

商業地

汚染の状況の把握

有害物質の種類・濃度

地形・地質・地下水の状況

リスクを的確に評価

効 果

合理的かつ適切な土壌汚染対策の促進
ブラウンフィールド問題の緩和

1. 事業の概要

土壌汚染対策が広く行われるようになってきていることを反映して、汚染土壌が大量に全国各地へ移動している。また、汚染土壌は処理費用がかかり、見た目では区別がつかず問題が顕在化しにくいいため、廃棄物の不法投棄と似たような状況を招来するとの懸念がある。このため、実態把握に努めているところであり、汚染土壌の不適切な処理が実際に生じている事例も判明している。

これらの実態を踏まえ、平成20年3月に公表された「土壌環境施策に関するあり方懇談会報告」においては、搬出汚染土管理票を用いた汚染土壌の発生から最終処分に至るまでの汚染土壌管理システムについて検討すべきとされた。管理票を用いた汚染土壌管理を円滑かつ確実に実施していくためには、汚染土壌が大量に搬出されるという性質を踏まえ、電子化を図ることにより利便性確保及び利用者負担の軽減を図る必要がある。

このため、汚染土壌の適切な物流管理のための施策の具体化とともに、汚染土壌管理の電子システムの構築を図り、今後の汚染土壌物流管理を適切かつ円滑に行うための準備を進めることとする。また、構築したシステムの確認及び改善を図ることにより、実際の運用を進めていく。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23
○汚染土壌物流管理システムの構築	←→		
○汚染土壌物流管理システムの運用状況の確認及び改善		←→	

3. 施策の効果

汚染土壌の処理について、円滑かつ確実な処理を推進できるとともに、利便性向上と利用者の負担軽減を図ることが可能となる。

4. 備考

調査費 70百万円

(内訳)

物流管理対策検討調査 19百万円

電子マニフェストシステムの構築 51百万円

(拡充) 搬出汚染土物流管理対策検討調査

搬出汚染土
の発生
約300万トン/年
[平成17年度推計]

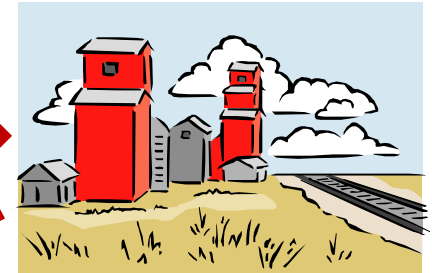


- ・大量の汚染土が全国各地へ移動
- ・見た目では普通の建設残土と見分けがつかない
- ・処理費用が高額

不適正な処理の懸念

- ・汚染土物流管理システムの構築
- ・汚染土物流管理システムの運用の状況及び改善

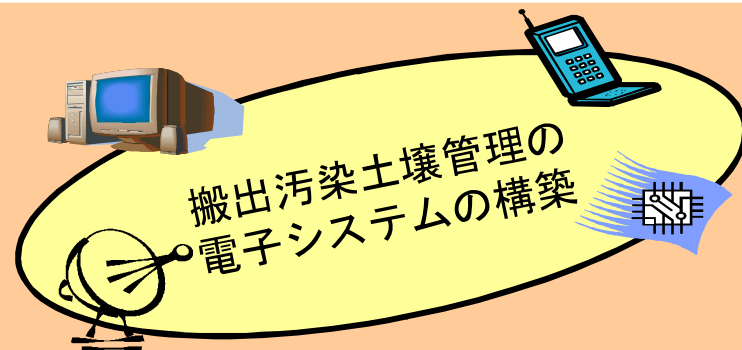
が 必 要



- ・浄化施設
- ・処分場
- ・セメント工場

⋮

- ・汚染土壌の搬出から処理までを管理票により適正に管理
- ・大量の搬出汚染土壌を円滑かつ確実に物流管理するため、利便性確保、利用者負担の軽減
- ・偽造されにくいシステム



搬出汚染土壌管理の
電子システムの構築

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

近年、不動産取引などの際に土壌汚染に関する情報への関心が高まっており、当該情報の引き継ぎの必要性が高くなっている。平成20年3月にまとめられた土壌環境施策に関するあり方懇談会報告においても、「土壌汚染に関する調査結果や講じられた対策に関する情報は、埋没させることなく適切に活用することが重要である。このため、土壌汚染に関する情報を適切に保存・提供する仕組みをより充実していくべきである。また、不動産取引の際に土壌汚染に関する情報が、きちんと引き継がれるようにしていくことも重要である。なお、法律の指定区域は公示され、指定区域台帳に掲載される。また、宅地建物取引業法により、指定区域であることは重要事項説明の対象となる。したがって、法律の対象となればこれらの課題の一定程度は解決されるが、法律の対象とならない部分も含めて何らかの仕組みを検討すべきである。」との指摘がある。

このことから、土壌汚染に関する基本的な情報について、インターネット上で地図情報等とともに、国民が簡単に検索閲覧できるシステムを整備するための基本的構想について検討する。また、土壌汚染調査結果や土壌汚染対策の詳細な情報について、全国的に集約し保存する仕組みを構築し、関係者が詳細な情報を入手できる手法を検討する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23
○土壌汚染に関する情報を適切に保存・提供する仕組みの充実に向けての検討	←	→	
○土壌汚染情報検索閲覧システム整備の基本的構想の検討		←	→

3. 施策の効果

土壌汚染の状況を関係者が容易に把握することができるようにすることで、過去の土壌汚染状況を踏まえた効率的な調査が可能になるとともに、土壌汚染の状況を踏まえた土地開発や土地利用が円滑に促進されることとなる。

4. 備考

調査費 20百万円

(内訳)

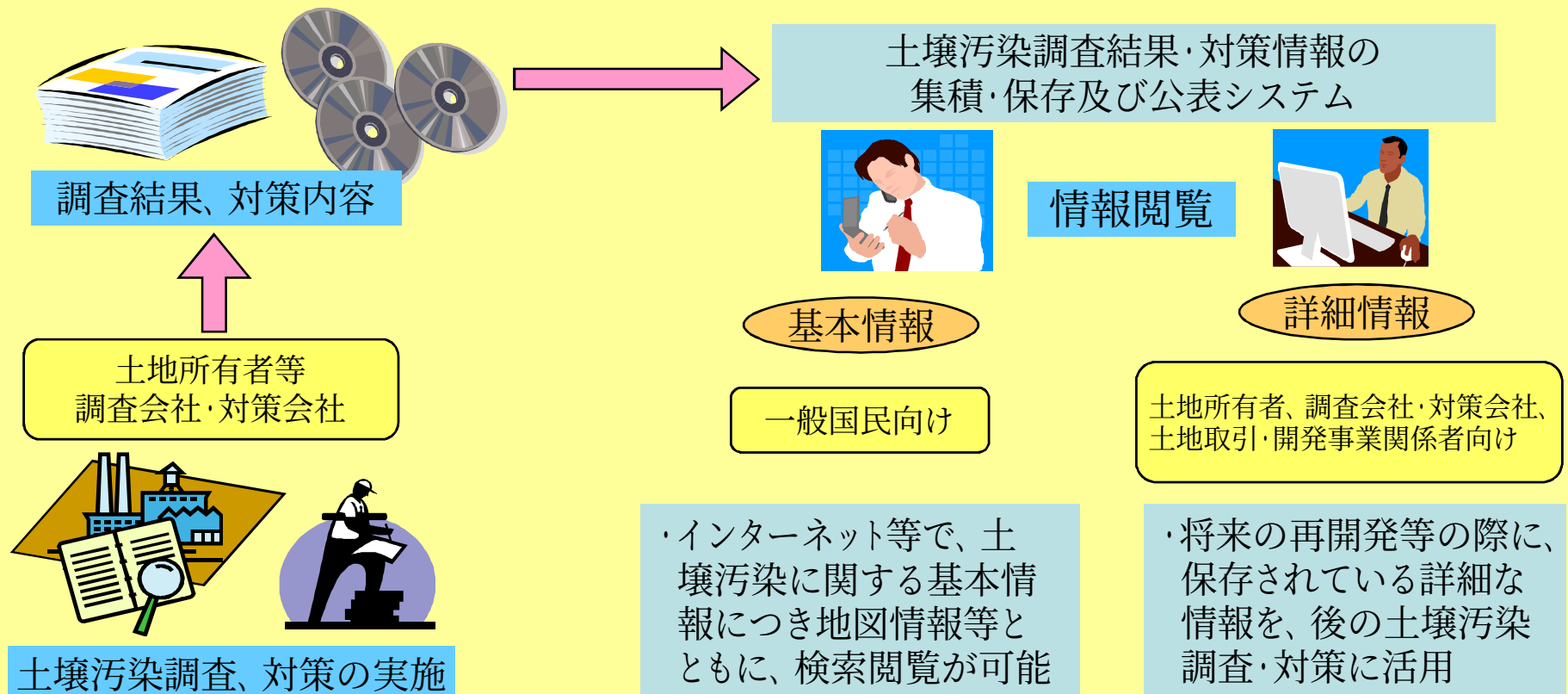
土壌汚染情報管理・公表制度検討調査 20百万円

(新) 土壌汚染情報管理・公表制度検討調査

- ・不動産取引などの際に土壌汚染に関する情報への関心が高まっている
- ・土壌汚染情報の引き継ぎの必要性が高い

土壌汚染に関する情報を適切に保存・提供する仕組みの充実に
向けての検討

土壌汚染情報検索閲覧システム整備の基本的構想の検討



水俣病総合対策関係経費等

10,894百万円(9,529百万円)

環境保健部企画課特殊疾病対策室
水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の概要

与党水俣病問題に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられた「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」で示された救済策の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

(1) 救済策に関連した措置

水俣病被害者の救済策について、与党プロジェクトチームと連携しながら関係者の合意が得られるよう努力をし、合意が得られた場合にできるだけ早期に、円滑に対応できるよう所要の予算を計上する。

(2) 地域環境福祉施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・「もやいづくり」を目指す多彩な活動を推進する。

- ① 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
- ② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
- ③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業

等

(3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・ 水俣病被害者等医療費等支給事業
- ・ 水俣病被害者等手当支給等事業
- ・ 健康管理事業
- ・ 公害医療研究事業
- ・ 水俣病検診機器整備事業
- ・ 水俣病国際貢献推進事業
- ・ チッソ(株)に対する支援措置

3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

局地的な大気汚染の健康影響に関する疫学調査

761百万円（651百万円）

環境保健部企画課保健業務室

1. 事業の概要

幹線道路沿道の局地的な大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

このため、平成17年度から平成22年度まで幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的な大気汚染の健康影響に関する疫学調査－そら（SORA）プロジェクト－」を実施し、幹線道路沿道における局地的な大気汚染と呼吸器疾患との関係についての解明を行うものである。

2. 事業計画

- (1) 平成17年度から開始した学童（小学生）を対象とする5年間の追跡（コホート）調査（愛称：そら（SORA）しらべ隊）を、平成21年度以降も継続して調査する。（平成17年度～平成22年度）
- (2) 平成18年度から開始した幼児を対象とする症例対照研究を、平成21年度以降も継続して調査する。（平成18年度～平成22年度）
- (3) 平成19年度から開始した成人を対象とする疫学調査を、平成21年度以降も継続して調査する。（平成19年度～平成22年度）

3. 施策の効果

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的な大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行うことができる。

4. 備考

調査費 761百万円

（内訳）学童コホート調査	203百万円
幼児症例対照調査	229百万円
成人を対象とする疫学調査	329百万円

局地的な大気汚染の健康影響に関する疫学調査

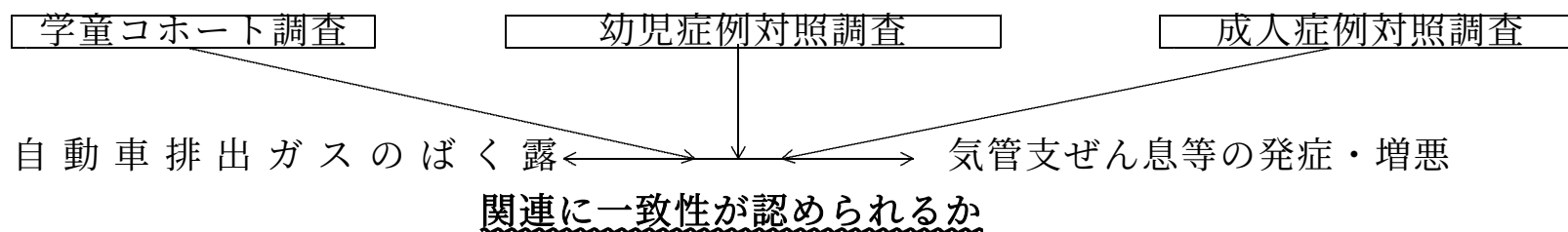
全体計画

1. 疫学調査による因果関係の有無の判断には、複数の疫学調査で関連の一致性があることを観察することが重要。

＊ 疫学調査による因果関係の有無を判定する際の視点として、「一致性」は「時間的關係（ばく露の時間的先行）」、「量反応關係（ばく露量の増加に伴って相対危険が増加）」などとともに重要な視点である。

＊ 調査対象者・調査対象地域・調査日時が異なっている、調査デザインが異なっている、同一の関連が観察されれば、この関連は因果関係である可能性が高い。

2. 本疫学調査では、対象やデザインが異なる調査として、①学童コホート調査、②幼児症例対照調査、③成人症例対照調査を実施し、結果の一致性が認められることを確認する。



	調査名	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
1	学童コホート調査						解析
2	幼児症例対照調査						解析
3	成人症例対照調査						解析

被認定者に関する医学的所見等の解析調査

67百万円（22百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害救済制度においては、被害者の迅速な救済が求められているが、中皮腫等については医学的知見が十分確立されておらず、専門家でも判定が困難な事例も少なくない。また、法施行後5年以内の制度の見直しにおいては、医学的判定の考え方についても最新の知見を踏まえ再検討を行う必要がある。このため、文献調査や、救済法被認定者の病理所見などの医学的情報や石綿ばく露に関する情報の収集・整理・解析を行うとともに、平成21年度からは、医療関係者に対する本事業の成果還元を拡充し、併せて、未申請死亡者等の実態把握を行い、より迅速かつ適切な救済を目指す。

- ①医学的所見解析調査
- ②調査結果の医療関係者等に対する還元事業
- ③未申請死亡者等の受療実態に関する調査
- ④石綿のばく露状況に関する調査

2. 事業計画

区 分	19	20	21	22	23
被認定者に関する医学的所見等の解析調査					→
①医学的所見解析調査					→
②調査結果の医療関係者等に対する還元事業					→
③未申請死亡者等の受療実態に関する調査					→
④石綿のばく露状況に関する調査					→

3. 施策の効果

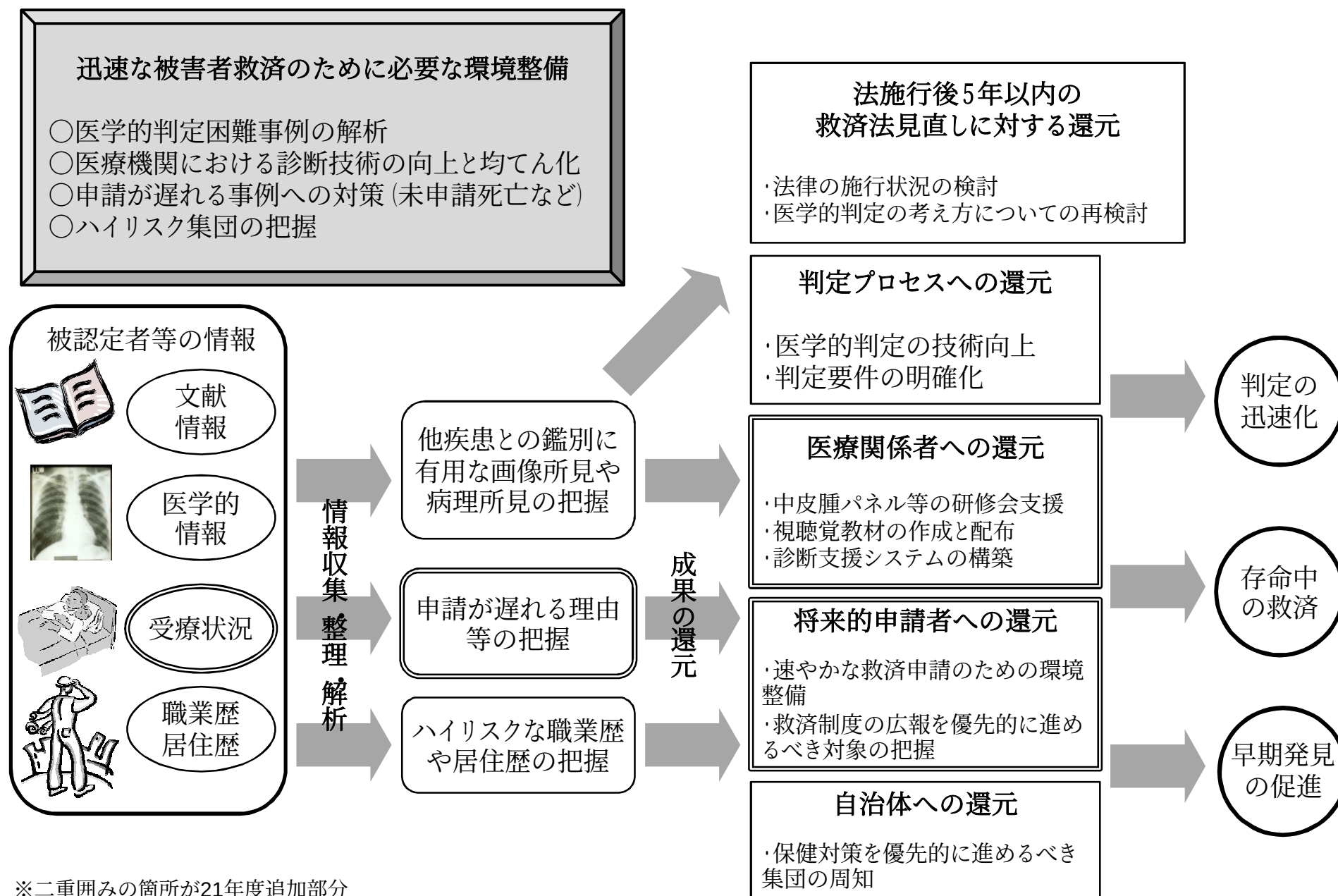
医学的判定の対象となった指定疾病の事例について、その画像所見や病理所見等の医学的情報を収集・整理した上で解析し、医学的判定における資料とすることやその結果を医療関係者に広く周知することで、より適切で迅速な判定に資することが期待できる。また、被認定者の職業歴や居住歴の傾向を把握することにより、未申請の被害者への周知や健康管理対策の検討に資する。

4. 備考

調査費 67百万円（22百万円）

内訳（①24百万円 ②③36百万円 ④7百万円）

被認定者に関する医学的所見等の解析調査



一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査 196百万円（73百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿取扱い施設周辺などで一般環境経由による石綿ばく露の可能性のあった代表的な地域において、住民を対象に、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、経過観察が必要な者に対しては、定期的に検査（年1回）を行い、適切なフォローアップを行い、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクについて解析を行う。

特に、救済法の指定疾病の見直しが喫緊の課題になっていることから、調査対象者における肺線維化所見の発生状況の詳細について、追加的な健康調査を行う。さらに、胸膜プラーク等が見つかった者について所見の変化を解析するとともに、石綿関連疾患の所見が見つかった者に対しての重点的な受診勧奨や保健指導の方法について検討する。

2. 事業計画

現在、6地域で実施中。21年度より新たに以下を実施する。

○調査対象地域に、東京都大田区（新規）他3地域を追加（計10地域）

○肺線維化所見に関する追加健康調査の実施

○胸膜プラークが見られた者についての所見の変化の解析研究

○石綿関連疾患の所見が見つかった者への受診勧奨やフォローアップの検討及び地域における保健指導の在り方のマニュアル作成と講習会の実施。

区 分		18	19	20	21	22	23(*)
石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査 (3地域：大阪府泉南地域、尼崎市、鳥栖市) H18～ (6地域：奈良県、羽島市、横浜市鶴見区) H19～ (10地域：上 記) H21～						→	→
						→	→
						→	→
						→	→

*：平成23年3月までに行われる法制度の見直しに対応して予算の見直しを実施

3. 施策の効果

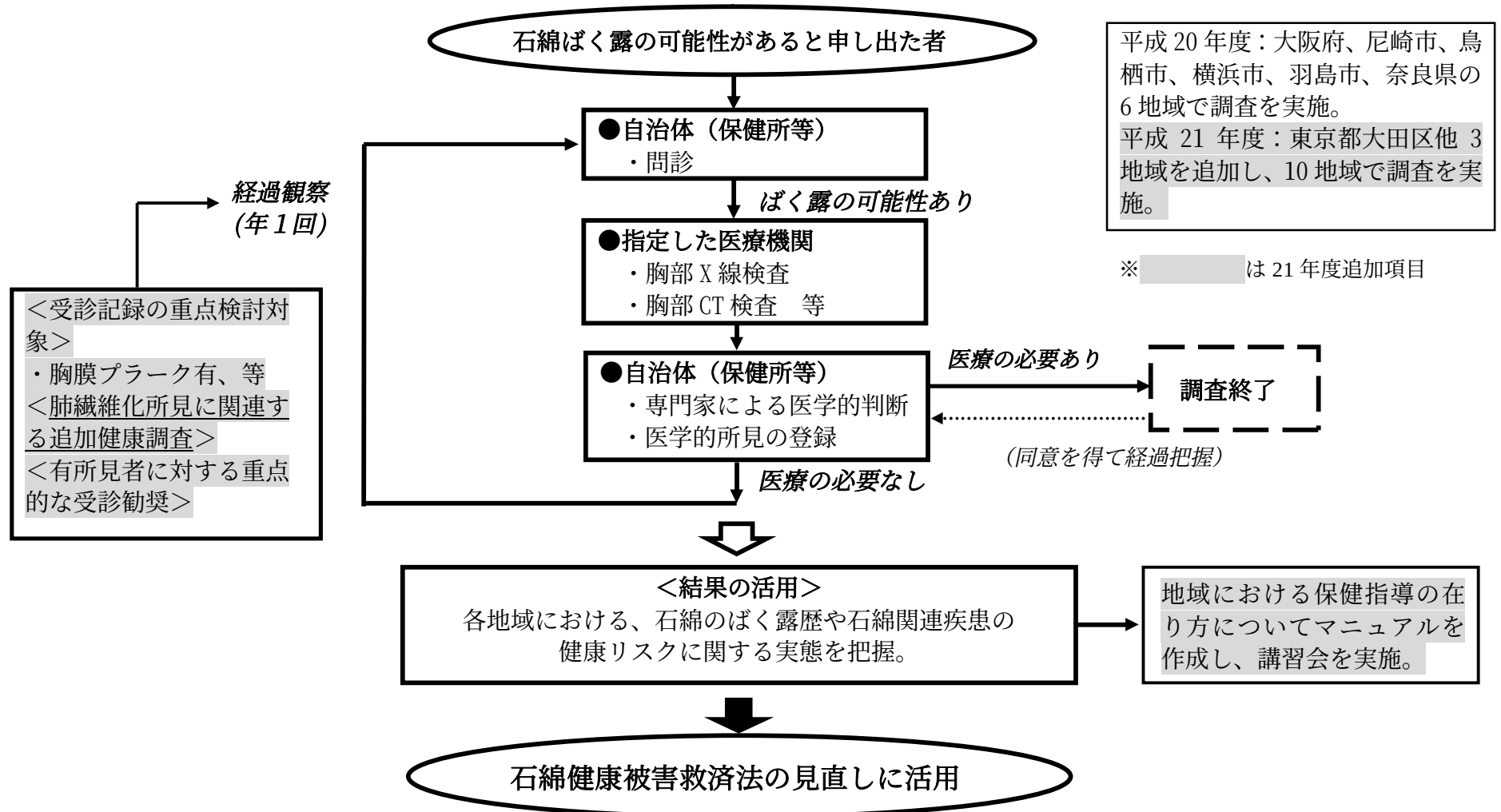
一般環境経由で石綿ばく露の可能性があった代表的な地域において、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態を把握し、その成果を、今後の石綿関連施策、救済法の見直し、他の地域における保健指導等に活用する。

4. 備考

委託費 191百万円、その他 5百万円

(内訳) 石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査 191百万円
保健指導の在り方のマニュアル作成及び
石綿の健康影響に関する検討会の実施 5百万円

一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査



(新) 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業
3 1 百万円 (0 百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害救済制度では、石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚といった非腫瘍性石綿関連疾患（以下、「石綿肺等」という。）については、法の附帯決議や中環審答申において、その取扱いを検討することとされ、また、救済法施行後5年以内とされている制度見直しの際に、指定疾病についても再検討される。さらに、平成20年6月に成立した改正救済法の検討過程においても、早急な指定疾病の見直しの必要性について議論がなされ、その検討に必要な知見を緊急に収集する必要がある。

指定疾病の見直しに当たり、これまで職業性ばく露によつての発症しか知られていない石綿肺等について、当該疾病と診断された者の事例を収集し、過去の石綿ばく露状況及びそれに関する客観的資料、画像所見、病理所見、自覚症状及び他覚症状の程度、臨床経過や予後等の医学的情報及びそれらの相関について解析を行う。

また、健常被験者及び非腫瘍性石綿関連疾患罹患者に対して気管支鏡検査等を実施し、そこから得られた検体を用いて石綿小体等計測を行うことにより、石綿ばく露の客観的かつ非侵襲的な評価法の策定を目指す。

さらに、客観的な石綿ばく露評価に不可欠である石綿小体等計測技術の普及のための実務者講習会等を実施する。

2. 事業計画

区 分	21	22	23～ (※)
指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業	→	→	→

※平成22年度末までに行われる制度見直しを踏まえ、予算の見直しを実施。

3. 施策の効果

石綿肺等の医学的情報を収集・整理・解析し、中皮腫や肺がんと比較した際の重症度や石綿ばく露レベルの客観的評価方法など、指定疾病の見直しにあたっての課題の整理を行うことにより、実態に即した本制度の見直しに資する。

4. 備考

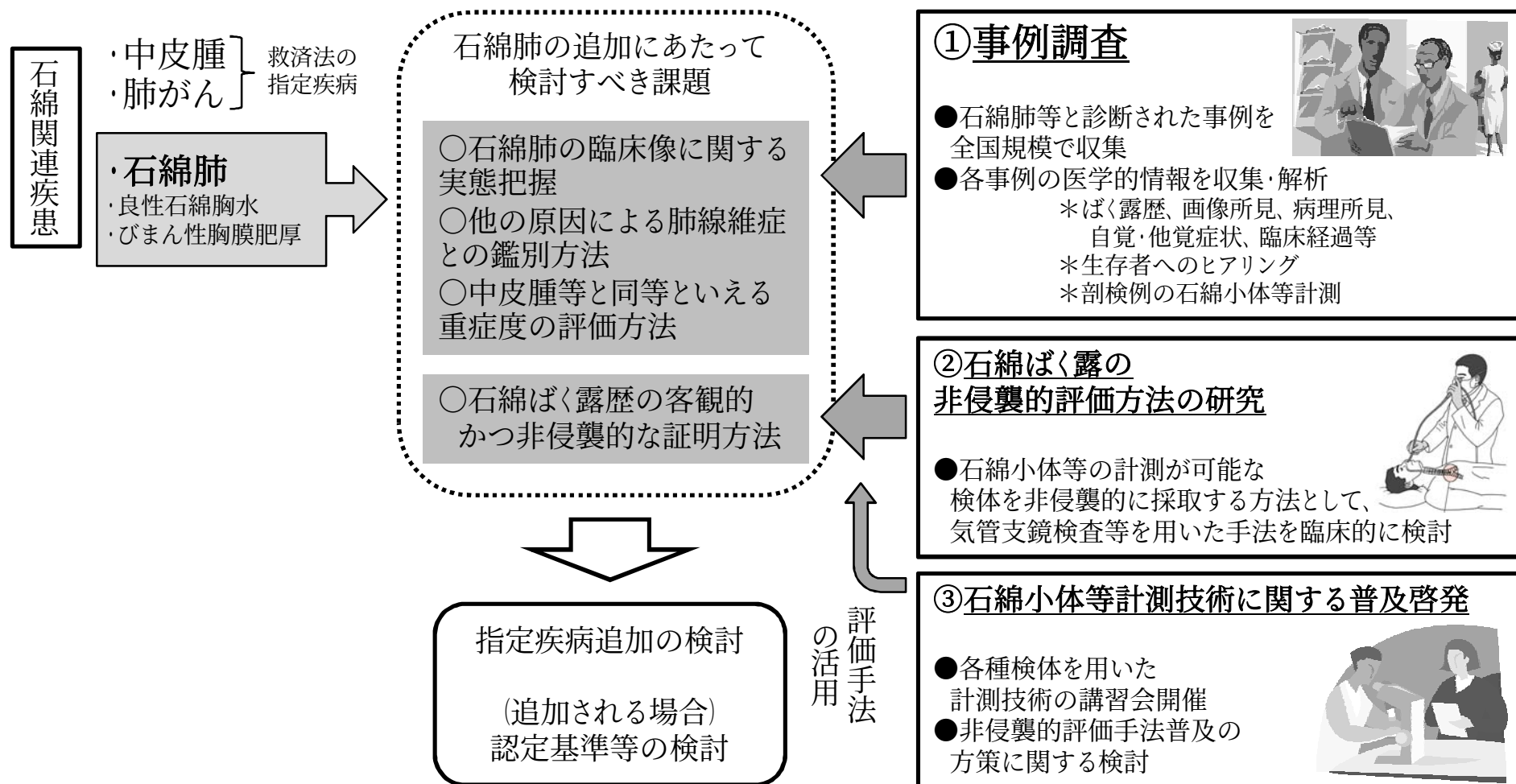
調査費 3 1 百万円

(内訳) 指定疾病見直しのための事例等調査事業に係る費用

3 1 百万円

指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業

- (背景)
- 法の附帯決議、中環審答申(平成18年3月)
「必要に応じて指定疾病を追加」
 - 改正救済法(平成20年6月成立)の検討過程
与党PT「石綿肺に関し、被害の実態や医学的知見に関する調査について早急に結論を得るよう努めるとともに、救済の在り方について検討を進めること」



茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	110百万円（112百万円）
--	----------------

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者（対象者）に対して、引き続き医療費等の給付及び健康管理調査等を実施するとともに専門家による調査研究を継続する。

2. 事業計画

事業内容	20年度	21年度	22年度～
医療費等の給付			→
健康管理調査等の実施			→
調査研究の実施			→

※公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討等により変更となる可能性がある。

3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、著しいばく露を受けたと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

4. 備考

諸謝金、委員等旅費、調査費 6百万円

（内訳）臨床検討会開催経費、ジフェニルアルシン酸分析測定経費等

委託費 104百万円

（内訳）医療費等の給付及び健康管理調査費等

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

<趣旨>

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

<対象者>

- ①有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、
- ②毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

<給付内容>

医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸水の飲用者

→健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

なし
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】

あり
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

<その他>

小児支援体制整備事業の実施

※H20.6.30～

(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

<実施状況>

◇申請受付開始日
平成15年6月30日

◇対象者数等
(平成20年6月30日現在)

医療手帳対象者 154名
(累計 157名)
うち健康管理調査対象者 30名

(申請者数 565名
申請棄却者 408名
分析調査中等 0名)

◇事業見直し等

・平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定

・平成20年5月22日
平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成20年7月以降も事業を3年間継続することを決定

※公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討、事業の見直し等により変更となる可能性がある。

ジフェニルアルシン酸等に関する長期毒性検討調査

149百万円（138百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

神奈川県寒川町及び平塚市において毒ガス成分が検出されたこと、茨城県神栖市では有機ヒ素化合物による地下水汚染による健康影響が問題となったことなどにより、これらの化学物質に基づく人の健康への影響等に対する懸念が高まっている。このような化学物質の健康に対する影響を解明し、地域住民の健康影響と健康不安に適切に対応する必要がある。

神栖市の事例では、ジフェニルアルシン酸（以下、DPAA）のばく露により、地域住民に健康被害が認められたが、当初は急性症状が主体であったため、平成16年以降、動物を用いた毒性試験により主に急性期を対象とした試験を実施しており、一定の成果が得られたところである。

今後、未解明である慢性毒性を把握するため、動物に対してDPAAを長期にわたり連続して投与し、生体の機能及び形態等の変化を観察する。

2. 事業計画

実験に使用する動物（ラット）の寿命は2年であるため、長期にわたるばく露の慢性毒性を確認するためには2年間のDPAA投与が必要である。3年目は結果の解析、取りまとめを行う。

平成20年度～22年度 動物にDPAAを投与し、経過を観察

（コントロール群、低濃度投与群、中濃度投与群、高濃度投与群）

平成23年度 動物の解剖（臓器別に機能及び形態等の変化を確認）

結果の解析、取りまとめ

3. 施策の効果

これまで実施してきたDPAAの急性毒性試験及び本事業の長期ばく露試験（慢性毒性試験）によって、地域住民のDPAAによる健康影響と健康不安に適切に対応するための有用な知見を得ることができる。

4. 備考

調査費 149百万円

（内訳）高用量ばく露実験 44百万円

中用量ばく露実験 44百万円

低用量ばく露実験 43百万円

コントロールばく露実験 18百万円

ジフェニルアルシン酸等に関する長期毒性検討調査

背景

- 神奈川県寒川町及び平塚市において毒ガス成分が検出
- 茨城県神栖市において有機ヒ素化合物による地下水汚染による健康影響が問題となった
- これらの化学物質の健康に対する影響を解明し、地域住民の健康影響と健康不安に適切に対応する必要がある。

これまで実施してきた動物実験

神栖市の事例では、ジフェニルアルシン酸（以下、DPAA）のばく露により、地域住民に健康被害が認められたが、当初は急性症状が主体であった。



平成16年以降、主に急性期を対象とした動物試験を実施



一定の成果が得られた

新たな課題

慢性毒性の把握（DPAAによる生体の機能及び形態等の変化）



DPAAの慢性毒性を確認するためには本格的な長期ばく露試験が必要

事業計画

- 平成20年度～21年度
動物にDPAAを投与し、経過を観察
（コントロール群、低濃度投与群、中濃度投与群、高濃度投与群）
- 平成22年度
動物の解剖（臓器別に生体の機能及び形態等の変化を確認）
結果の解析、取りまとめ

※実験に使用する動物（ラット）の寿命は2年であるため、慢性毒性を確認するためには2年間投与期間、1年間の結果の解析、取りまとめが必要

施策の効果

地域住民の健康影響と健康不安に対応可能

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

284百万円（234百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市では、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸を高濃度に含む巨大なコンクリート様の塊が発見されており、このコンクリート様の塊や周辺の高濃度汚染土壌を掘削・除去し、その処理を実施しているところである。

しかしながら、汚染源周辺地域では、現在も地下水から10mg/L（ヒ素換算値：環境基準の1,000倍）以上の有機ヒ素化合物が依然として検出されるなど、高濃度の有機ヒ素化合物による汚染が確認されている。

このような状況を踏まえ、汚染源周辺地域を対象として、汚染地下水の浄化処理による高濃度汚染対策を実施するものである。

2. 事業計画

高濃度汚染対策は、平成15年12月の閣議決定に基づく対策の一環として、地域及び期間を限定して集中的に実施するものであり、初年度において揚水による効果的な対策手法について検証をした上で、汚染地下水を継続的に揚水し、その浄化による処理を実施する。

平成20年度～23年度 A井戸近傍において高濃度汚染対策を実施

3. 施策の効果

シミュレーションによれば、高濃度汚染対策を実施することにより、A井戸近傍の地下水中に残留している有機ヒ素化合物の90%以上を除去することができる。

また、汚染地下水は、主として深層部の地下水の流れに沿って移動していることが確認されているが、高濃度汚染対策を実施することにより、これらの移動・拡散する有機ヒ素化合物の量を大幅に減らすことができ、健康被害の未然防止に資する。

4. 備考

委託費 284百万円

（内訳）有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策
（茨城県1箇所）

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

- A井戸周辺地域で確認されている高濃度の有機ヒ素汚染地下水について揚水・浄化による処理を行い、新たな被害の未然防止を図る。

